

令和8年版

環境白書

山口県

「環境白書」の刊行にあたって



本県は、多彩で美しい自然環境に恵まれており、私たちの暮らしや産業は、この健全で豊かな環境から多くの恵みを受け、育まれてきました。こうした貴重な財産を、持続可能なものとして将来の世代にしっかりと引き継いでいくことが、今の時代を生きる私たちの使命と考えています。

一方、近年の環境問題は、気候変動の進行や生物多様性の損失、資源循環の重要性の高まりなど、多様化・複雑化してきており、国においては、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「ネット・ゼロ（脱炭素）」、資源を効率的・循環的に有効利用する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」、生物多様性の損失を止め回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を統合的に進め、環境と経済、社会の好循環を生み出していくことを目指しています。

このため、私は、「山口県地球温暖化対策実行計画」をはじめ、「山口県循環型社会形成推進基本計画」や「生物多様性やまぐち戦略」など、環境に関連する重要な計画に基づき、県民や事業者、関係団体、市町等との緊密な連携・協働のもと、暮らしに密着した地域脱炭素化、エネルギーの地産地消、循環型社会づくりの推進や、自然景観と生物多様性の保全・活用などに取り組んでいるところです。

引き続き、安心して希望と活力に満ちたやまぐち暮らしを次世代へ引き継いでいくため、国の方針も踏まえ、様々な環境施策を総合的かつ包括的に推進し、「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」の実現に繋げてまいります。

この白書は、山口県環境基本条例に基づき、本県の環境の状況及び環境の保全に関する施策を取りまとめた年次報告です。

本書を通じて、県民の皆様がふるさとの環境について理解と認識を深めていただく一助となりますよう願っています。

令和8年(2026年)10月

山口県知事
村岡嗣政

目 次

第 1 部 環境の基本的事項

1. 山口県環境基本条例	1
2. 山口県環境基本計画	1

第 2 部 環境の現状と対策

第 1 章 気候変動対策の推進

第 1 節 最近の動向及び関連する県の計画	3
第 2 節 気候変動対策に関する現状	5
1. 地球温暖化対策	5
2. 再生可能エネルギーの導入促進	7
第 3 節 県の取組	8
1. 温室効果ガス排出削減の取組	8
2. 森林などによる二酸化炭素吸収の確保	12
3. 再生可能エネルギーなどの地域資源の活用	13
4. 気候変動への適応	15

第 2 章 循環型社会の形成

第 1 節 最近の動向及び関連する県の計画	17
第 2 節 廃棄物処理に関する現状	19
1. 一般廃棄物	19
2. 産業廃棄物	21
第 3 節 県の取組	24
1. 3R の推進	24
2. 適正処理の推進	27
3. 適正処理体制の確保	29
4. 循環型社会を担う人づくり・地域づくり	32

第 3 章 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

第 1 節 最近の動向	33
第 2 節 生物多様性に関する現状	35
1. 自然環境	35
2. 希少野生動植物の保護	37
3. 野生鳥獣の保護・管理	37
4. 地域固有の自然資源の保全・活用	38
第 3 節 県の取組	39
1. 豊かな生物多様性の保全と再生に向けた取組の推進	39
2. 生物多様性に配慮した社会経済活動の推進	44
3. 行動できる人材の養成と多様な主体の取組の促進	46

第4章 生活環境の保全

第1節 生活環境に関する現状	48
1. 大気環境	48
2. 騒音・振動	53
3. 水環境	55
4. 土壌環境	57
5. 化学物質	57
第2節 県の取組	59
1. 大気環境の保全、騒音・振動の防止	59
2. 水環境の保全	66
3. 土壌環境の保全	71
4. 化学物質等の適正管理の推進	72
5. 環境放射線対策の推進	75

第5章 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進

1. 環境学習・環境教育の基盤整備	76
2. 幅広い場における環境学習の推進	77
3. 学校における環境教育の推進	80

第6章 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進

1. 多様な主体の参画・連携・協働による環境にやさしい地域づくり	82
2. 環境マネジメントの推進	92
3. やまぐちの良好な景観の保全と活用	92

第7章 共通的・基盤的施策の推進

1. 環境影響評価の推進	95
2. 環境に配慮した取組の推進	96
3. 公害防止体制の整備（公害苦情処理・公害紛争処理）	96
4. 調査研究、監視・測定の充実	98
5. 環境情報の収集と発信	98
6. 国際交流の推進	98

資料

1. 山口県環境基本計画に掲げる数値目標	101
2. 環境保全対策関係予算	102
3. 調査研究事業	110
4. 環境保全行政組織	112
5. 山口県環境審議会等の委員名簿	117
6. 環境保全関係法及び条例	118
7. 環境保全関係計画及び要綱、方針	119
8. 環境基準、排出基準等	120
9. 山口県環境日誌	139
10. 用語の解説	142

第 1 部 環境の基本的事項

1. 山口県環境基本条例

県では、「現在及び将来の県民すべてが健康で文化的な生活を営む上で必要とする潤いと安らぎのある快適な環境の保全と創造」を目指し、環境の保全についての基本理念等を定めた「山口県環境基本条例」を平成7(1995)年12月に制定している。

この条例では、基本理念として、「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承」、「持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全の推進」の3つを定めるとともに、4つの基本方針に基づいて、総合的かつ計画的に環境の保全に関する施策の策定・実施を行うこととしている。

2. 山口県環境基本計画

県では、環境の保全に関する施策の大綱として、「山口県環境基本計画」を平成10(1998)年3月に策定し、これまで社会情勢の変化に応じて、本計画の見直しを行いながら環境関連施策を推進してきた。

第3次計画を策定した平成25(2013)年以降では、地球温暖化に起因する気候変動や生態系への影響、マイクロプラスチック等による海洋ごみ問題など、顕在化する様々な課題を背景として、「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や地球温暖化対策の新たな枠組みであるパリ協定が採択され、また、国の第5次環境基本計画においては「目指すべき持続可能な社会」の姿として、各地域がそれぞれの特性を活かした自立・分散型社会の形成が重要であるとする「地域循環共生圏」の考え方が提唱されるなど、国内外の情勢は大きく変化してきた。

こうした状況に的確に対応しながら、山口県環境基本条例の基本理念を踏まえた本計画の基本目標である「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」を目指し、令和3(2021)年3月に第4次計画を策定した。第4次計画では、3つの基本方針及び6つの重点施策を掲げ、本県に関わる全ての方とのパートナーシップのもと、複数の課題を同時に解決するとともに、多面的な効果を発揮できるよう、各種取組を推進することとしている。

本計画は、県民運動の推進母体である「環境やまぐち推進会議(平成19(2007)年3月設置)」を中心に実践的な活動を進めており、県庁内の各部局で構成する「環境政策推進本部(平成10(1998)年5月設置、令和4(2022)年5月改組)」が計画の進行管理や施策・事業の総合的な調整を行っている。

なお、第4次計画第2章第3節「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」は、令和5(2023)年3月に改定された生物多様性基本法に基づく国の生物多様性国家戦略を踏まえ、令和6(2024)年7月に改定した。

【山口県環境基本計画（第4次計画）の概要】

基本目標

健全で恵み豊かな環境の保全と創造
～みんなでつくる環境・経済・社会が調和する
持続可能なやまぐち～

計画期間

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

基本方針

① 健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築

② 県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保

③ 「持続可能なやまぐち」を実現する人づくり・地域づくり

重点施策

① 気候変動対策の推進

② 循環型社会の形成

③ いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

④ 生活環境の保全

⑤ 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進

⑥ やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進

数値目標

資料参照

山口県
環境基本計画
第4次計画

県民で作り豊かな環境の保全と創造をめざして
～人と自然が共生し、未来へつなげる持続可能な社会～



令和3年(2021)年3月
山口県

1

第2部 環境の現状と対策

第1章 気候変動対策の推進

第1節 最近の動向及び関連する県の計画

地球温暖化による気候変動は、人類の生存基盤に係る世界共通の最も重要な課題の一つであり、世界全体では、『世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比較して2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を迫及すること』を共通の長期目標とする国際的な温室効果ガス削減の枠組である「パリ協定」が平成28(2016)年11月に発効されている。

国では、令和2(2020)年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、令和3(2021)年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」を改正し、地球温暖化対策の基本理念の新設や地方公共団体実行計画制度の拡充などの脱炭素社会の実現に向けた法的枠組みが整備された。

また、令和6(2024)年4月には、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するために改正された気候変動適応法が全面施行され、熱中症特別警戒情報の運用や市町村長によるクーリングシェルの指定等が開始された。

さらに、令和7(2025)年2月には、令和12(2030)年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ経路を弛まず着実に歩んでいくため、令和17(2035)年度、令和22(2040)年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減を目指す野心的な目標を定め、目標達成に向けた具体的な方策等を示す地球温暖化対策計画などが改定された。

県では、令和4(2022)年12月に「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明し、令和5(2023)年3月に改定・策定した「山口県地球温暖化対策実行計画(第2次計画 改定版)」、「やまぐち産業脱炭素化戦略」において、県内のあらゆる主体が一丸となって、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速していくこととしている。

こうした中、県民や事業者自らによる脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの行動変容を促し、その定着を図るため、「知る」「気づく」「実践・継続」の3つの視点で、「2050ゼロカーボン・チャレンジ」と銘打った県民運動を展開しており、令和7(2025)年度は、脱炭素に興味・関心がない人でも楽しく気軽に参加できる体験型の謎解きイベントの開催や、小中学生を対象としたディベート大会の開催、高校生等を対象とした次世代環境リーダー育成プロジェクトの実施による次世代を担う人材の育成にも積極的に取り組んだ。

さらに、家庭向けのZEHの啓発・導入支援や太陽光発電設備等の共同購入支援、中小企業向けの省エネ診断や設備導入補助、F I T非化石証書の共同購入支援などに取り組むとともに、多種多様な県有施設を太陽光発電等の再生可能エネルギー電力と電気自動車を組み合わせて利用する「ゼロカーボン・ドライブ」の普及啓発拠点として整備を進めた。

一方、気候変動適応法の改正を受け、広域的な熱中症対策の推進を図るため、市町や庁内関係各課と連携し、熱中症特別警戒情報の県民や関係団体への伝達体制を整備しており、熱中症対策等の関連情報を取りまとめたWebサイト「やまぐち熱中症対策情報サイト」において、県民・関係団体に広く周知を行っている。

また、令和7(2025)年度から、熱中症予防の指標として用いられる暑さ指数を測定する「暑さ指数計(WBGT計)」を県民等に貸し出し、測定データをWebアプリ「これって気候変動?みんなで調査!~やまぐちの暑さ編~」に報告してもらうことで、熱中症対策への意識向上を図った。



脱炭素に触れる体験型謎解きイベント



暑さ指数(WBGT)計

＜山口県地球温暖化対策実行計画＞

県では、地球温暖化対策推進法に基づき、「山口県地球温暖化対策実行計画」を平成26(2014)年8月に策定し、令和3(2021)年3月に策定した第2次計画では、気候変動適応法に基づく地域での気候変動適応計画の内容を追加している。

また、令和5(2023)年3月には国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ同計画を改定し、温室効果ガス削減目標の再設定や関連施策の見直し等を行うとともに、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の対象区域（以下「促進区域」という。）の設定に関する県基準を定めている。

【山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画 改定版）の概要】

計画期間 令和3(2021)年度～令和12(2030)年度	計画の基準年度 平成25(2013)年度
温室効果ガスの削減対策〔緩和策〕 ＜削減目標＞ 令和12(2030)年度において基準年度比35.1%削減 ＜再生可能エネルギーの導入目標＞ 300万kW（令和12(2030)年度） ＜重点プロジェクト＞ ① 県民総参加による地球温暖化対策の推進 ② 省・創・蓄エネの導入促進 ③ 移動・物流の脱炭素化の促進 ④ 健全な森林の整備と県産木材の利用促進 ⑤ 地域資源を活用した持続可能な地域づくりの推進 ⑥ 産業分野における脱炭素化の促進	気候変動適応の推進〔適応策〕 本県にも影響の可能性のあるものや、すでに把握している「影響」と現時点で想定される今後の適応の「方向性」を7分野に整理 ① 農業、森林・林業、水産業 ② 水環境・水資源 ③ 自然生態系 ④ 自然災害・沿岸域 ⑤ 健康 ⑥ 産業・経済活動 ⑦ 県民生活

（別冊：促進区域の設定に関する基準）

＜やまぐち産業脱炭素化戦略＞

県では、産業分野における事業者の脱炭素化の取組を促進するため、令和5(2023)年3月、「やまぐち産業脱炭素化戦略」を策定している。

【やまぐち産業脱炭素化戦略の概要】

基本目標 2050年カーボンニュートラルを原動力とした本県産業の成長・発展 ～脱炭素という変革を乗り越え、産業の未来をリードする山口県を創造！～ 基本目標達成に向けた取組方針 次の【5つの視点】から、脱炭素化という困難な課題に果敢に取り組むとともに、こうした取組を本県経済の持続的成長につなげます。 【5つの視点】 - I エネルギー需給構造の変革 - II イノベーションの加速・成長産業の創出 - III 攻めの業態転換・新事業展開 - IV 産学公金の緊密な連携 - V 国の施策等の積極的な取り込み	先行プロジェクト及び共通施策 - I 脱炭素社会の産業拠点となるカーボンニュートラルコンビナートの実現 - II 電動化等に対応した自動車関連産業の持続的な発展 - III クリーンエネルギー供給拡大に資する環境・エネルギー関連産業の振興 - IV 脱炭素社会においても「選ばれる企業」への成長促進・関連産業の集積 - V 脱炭素化に貢献する農林水産業の推進 【共通施策】 県民理解の醸成、人材育成、国への働きかけ
---	--

第2節 気候変動対策に関する現状

1. 地球温暖化対策

(1) 国の現状

ア エネルギー消費

令和6(2024)年度の最終エネルギー消費は、製造業の生産活動低迷などで、前年度を下回った。部門別に見ると、企業・事業所他部門は製造業での生産減の影響などにより減少、運輸部門も貨物で「物流の2024年問題」から共同輸送等の効率化が進展したことなどで減少、家庭部門は横ばいとなった。

イ 温室効果ガス排出量

令和6(2024)年度の国における温室効果ガス排出量は、10億4,600万t-CO₂であり、基準年度（平成25(2013)年度）比では24.9%減少し、前年度比では1.9%減少している。前年度からの排出量減少の要因としては、製造業の生産量の減少や電源の脱炭素化の進展等が考えられる。

(2) 県の現状

ア エネルギー消費

令和5(2023)年度の最終エネルギー消費は、企業・事業所他部門、運輸部門及び家庭部門のすべてで減少し、全体としても前年度を下回った。

エネルギー消費は、地球温暖化に影響のある二酸化炭素(CO₂)などの排出量と密接に関わっており、各部門において一層の省エネルギーやエネルギーの有効利用の促進を図ることとしている。

イ 温室効果ガス排出量

令和4(2022)年度の県における温室効果ガス排出量は、3,776万t-CO₂であり、基準年度（平成25(2013)年度）比では12.4%減少し、前年度比では4.3%減少している。

温室効果ガスの大半を占めるCO₂の排出量においては、基準年度比では12.1%減少し、前年度比では4.5%減少している。

温室効果ガス排出量は、景気動向の影響を受けるが、県が展開してきた県民運動の効果などにより、基準年度から減少傾向にある。令和3(2021)年度からの主な減少要因としては、産業部門や工業プロセス部門における排出量の減少などが考えられる。

表1-1 県の温室効果ガス排出量

(単位：万t-CO₂)

年 度	H25(2013) (基準年度)	R3 (2021)	R4 (2022)		
				前年度比	基準年度比
二酸化炭素(CO ₂)	4,190	3,855	3,682	▲4.5%	▲12.1%
エネルギー起源	3,375	3,041	2,913	▲4.2%	▲13.7%
非エネルギー起源	814	814	769	▲5.6%	▲5.5%
メタン(CH ₄)	32	27	26	▲2.2%	▲16.2%
一酸化二窒素(N ₂ O)	44	41	41	0.7%	▲6.8%
代替フロン等4ガス	45	24	27	11.7%	▲40.2%
合計	4,310	3,947	3,776	▲4.3%	▲12.4%

注) 四捨五入により、合計値や前年度比及び基準年度比が合致しない場合がある。
また、国統計資料の修正などにより、令和7年版環境白書の数値と異なる場合がある。

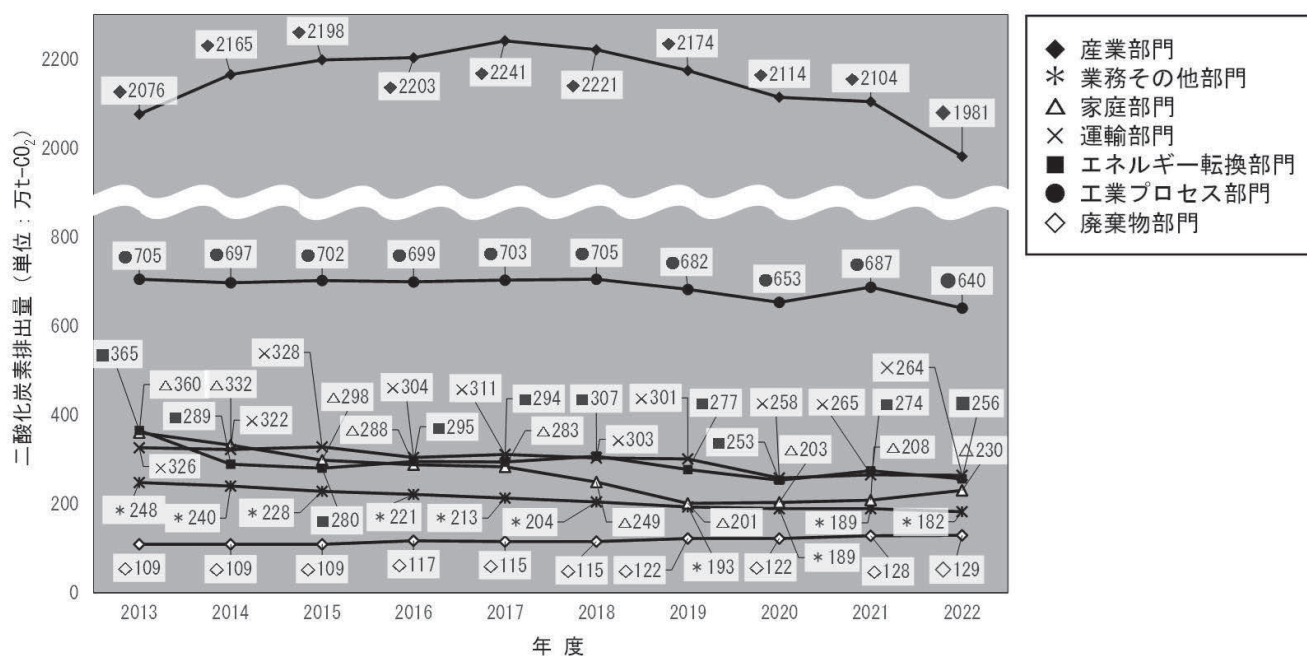
表1-2 県の二酸化炭素排出量

(単位: 万t-CO₂)

年度	H25(2013) (基準年度)	R3 (2021)	R4 (2022)	前年度比	基準年度比
エネルギー起源計	3,375	3,041	2,913	▲4.2%	▲13.7%
産業部門	2,076	2,104	1,981	▲5.9%	▲4.6%
業務その他部門	248	189	182	▲3.3%	▲26.6%
家庭部門	360	208	230	10.2%	▲36.2%
運輸部門	326	265	264	▲0.4%	▲19.0%
エネルギー転換部門	365	274	256	▲6.7%	▲29.8%
非エネルギー起源計	814	814	769	▲5.6%	▲5.5%
工業プロセス部門	705	687	640	▲6.9%	▲9.3%
廃棄物部門	109	128	129	1.3%	19.2%
合 計	4,190	3,855	3,682	▲4.5%	▲12.1%

注) 四捨五入により、合計値や前年度比及び基準年度比が合致しない場合がある。
また、国統計資料の修正などにより、令和7年版環境白書の数値と異なる場合がある。

図1-1 県の二酸化炭素排出量の推移



(3) フロン類の排出規制

オゾン層の保護を図るために制定された「特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律（昭和63(1988)年制定）」に基づき、主要なオゾン層破壊物質（CFC等）は平成7(1995)年末までに生産が禁止されている。しかし、過去に生産されたCFC等の回収処理の促進が重要な課題となっており、フロン類（CFC、HCFC、HFC）が冷媒として充てんされている製品のフロン類の回収破壊を義務付けた法整備がなされている。

業務用冷凍空調機器は「フロン回収破壊法（平成13(2001)年6月制定）」により、その機器が破棄される際にフロン類の回収破壊が義務付けられている。その後、法律の一部改正により名称が「フロン排出抑制法（平成25(2013)年6月改正）」に改められ、新たに、機器の管理者に対して点検等が義務付けられている。

また、家庭用冷蔵庫・ルームエアコンは「特定家庭用機器再生商品化法（家電リサイクル法）」に基づき平成13(2001)年4月から、カーエアコンは「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき平成17(2005)年1月から、それぞれフロン類の回収等が義務付けられている。

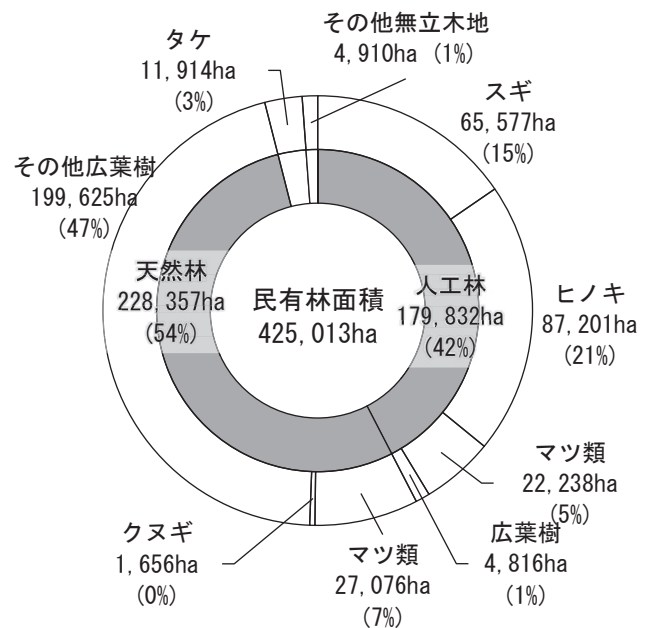
(4) 森林の現状

森林は、二酸化炭素の吸収・固定源であり、再生産が可能な木材の生産を始め、水源かん養、山地災害防止、大気浄化や水質保全、保健休養の場の提供、野生生物の生息・生育等生物多様性の保全、自然景観の形成等の多面的な機能を有している。

本県の森林面積は438千haで、総土地面積611千haの72%を占め、自然環境や生活環境の保全を図る上で、大きな役割を果たしている。

森林の現況は、国有林を除く民有林が425千haで、このうち、植林により造成したスギ、ヒノキ等の人工林が180千ha（42%）、シイ、カシ類の広葉樹を主体とした天然林が228千ha（54%）、竹林や無立木地等が17千ha（4%）となっている。

図1-2 樹種別森林面積（民有林）



2. 再生可能エネルギーの導入促進

本県には、豊富な日射量や森林資源などの自然環境があり、再生可能エネルギーに関連する最先端の技術・産業が多く集積しているなどの特徴がある。これらの地域特性や産業特性を活かすとともに、国土強靱化、電力システム改革、水素利活用技術の発展など、社会環境の変化を踏まえて、再生可能エネルギーを導入していくことが重要である。

このため、県では、「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画 改定版）」に再生可能エネルギーの導入目標を掲げ、多様な再生可能エネルギーの導入を促進している。

表1-3 県内の再生可能エネルギー等の導入状況

区分		H25(2013) (基準年度)	R6 (2024)	R7 (2025)	前年度比	
					前年度比	基準年度比
発電出力※		547,057kW	2,541,452kW	2,582,322kW	1.6%	372.0%
熱利用	太陽熱利用	13,095件	19,231件	19,661件	2.2%	50.1%
	地中熱利用	253件	302件	306件	1.3%	20.9%
その他エネルギー の高度利用	ガスコージェネレ ーションシステム	734台	3,596台	3,783台	5.2%	415.4%
	燃料電池自動車等 の導入台数	—	49台	59台	20.4%	—
	E V保有台数	634台	4,212台	4,812台	14.2%	659.0%

※ 太陽光発電、風力発電、中小水力発電及びバイオマス発電の出力の合計値

第3節 県取組

1. 温室効果ガス排出削減の取組

(1) 総合的な取組の推進

「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画 改定版）」に基づき、県民、事業者、行政等の主体的な取組のもと、温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度において、平成25(2013)年度比35.1%削減を目指し、温室効果ガス排出抑制のための施策を総合的、計画的に推進している。

(2) 産業分野における脱炭素化の促進

産業分野における事業者の脱炭素化の取組を促進するため、令和5(2023)年3月に策定した「やまぐち産業脱炭素化戦略」に基づき、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた課題や取組の方向性を産業界と共有し、企業が競争力を維持・強化していくことができるよう、その取組をしっかりと後押しすることとしている。

本戦略においては、本県の産業特性を踏まえて、優先的に取り組むべき課題に対応するための5つの先行プロジェクトを立ち上げ、17の施策の柱及び共通施策に沿って取組を進めることとしている。

(3) 2050ゼロカーボン・チャレンジ～ぶちエコやまぐち県民運動～

民生部門のCO₂排出量の削減対策を進めるため、「ぶちエコやまぐち」を合言葉に、冷暖房の適切な使用やクールビズ・ウォームビズなど家庭や事業所における環境に配慮したライフスタイルの徹底、消費電力削減のためのライトダウンの取組などを呼びかけている。

また、地域における啓発活動のリーダーとして委嘱された「地球温暖化防止活動推進員」（令和7(2025)年度は市町長委嘱を含め82名）が、家庭における温暖化診断やイベント等での普及啓発活動を行っている。

さらに、地球温暖化や省エネに対する若者世代の意識向上を図る「ぶちエコサポーター」（令和7(2025)年度はぶちエコサポーター35名、協力団体12団体が登録）が、SNSを活用した情報発信を行っている。

なお、「山口県地球温暖化防止活動推進センター」（平成13(2001)年に（公財）山口県予防保健協会を指定）では、研修等を通じた推進員や民間団体などへの活動支援及び中小企業向け脱炭素セミナー等の開催による普及啓発を行い、地域における具体的な地球温暖化防止活動の取組を支援、促進している。

表1-4 温室効果ガス排出削減に係る主な取組（令和7年度）

キャンペーン名	期間	取組内容	取組実績	CO ₂ 削減量(t)
やまぐち省エネ・エコポイントキャンペーン（ぶちエコアプリ）	12月1日 ～1月31日	ぶちエコアプリ登録者を対象に、毎日のエコ行動のチェックなどで集めた「ぶちエコポイント」を使った抽選で協賛スーパーのポイントを贈呈する。	[アプリ登録者数]8,091人	—
ノーマイカー運動	前期：6月 後期：12月 10月第3金曜日	事業所等において、ノーマイカー通勤を呼びかける。	[参加事業者数]529施設 [参加者数]9,426人	95.3
ライトダウン	前期：夏至～七夕 後期：12月	事業所等において、夜間の屋外照明施設の消灯や職場・家庭での不要な電気の消灯を呼びかける。	[参加事業者数]279施設 [削減電力]80,084kWh	37.8
クールビズ	5～10月（目安）	ノーネクタイ、ノー上着など服装を工夫し、冷房の適切な使用を呼びかける。	—	—
ウォームビズ	12～2月（目安）	重ね着など服装を工夫し、暖房の適切な使用を呼びかける。	—	—
クールシェア ウォームシェア	夏期 冬期	家庭や地域（公共施設等）で涼や暖をシェアする取組を呼びかける。	[シェアマップ登録施設数]322施設	—
エコドライブ	通年	ふんわりアクセルや車間にゆとりをもった加速・減速の少ない運転を呼びかける。	—	—
緑のカーテン	5～9月	家庭・事業所等での設置を呼びかける。	—	—
再配達削減	通年	多様な荷物の受け取り方を周知する。	—	—

(4) ぶちエコやまぐち省エネ家電等購入支援キャンペーンの展開

エネルギー価格等の高騰を踏まえた家庭における費用負担の軽減を図るため、熱中症対策や家庭部門の温室効果ガス排出削減にも資する省エネ性能の高い家電製品等（エアコン・冷蔵庫・テレビ・LED照明・高効率給湯器）の購入を支援している。

(5) 省・創・蓄エネの導入促進

省・創・蓄エネ県産品の導入に対する補助制度や融資制度等により、家庭や事業所における環境配慮の取組を促進している。（第6章の1を参照）

(6) 移動・物流の脱炭素化の促進

産学官の連携により、電気自動車等の次世代自動車の普及に取り組んでおり、「環境やまぐち推進会議」の部会において、各種情報共有を行っている。

また、平成12(2000)年度から、「地球にやさしい環境づくり融資事業」において、個人向けの次世代自動車購入等に必要な資金の融資を行い、次世代自動車の普及促進を図っており、令和3(2021)年度からは、事業者向けも対象としている。

(7) フロン類の排出抑制の推進

県内の大気中フロン類の濃度を把握するため、昭和63(1988)年度から特定フロン3物質（フロン-11、-12、-113）の濃度測定を行っているが、結果は全国とほぼ同レベルにある。

また、フロン類の排出抑制及び回収破壊を促進するため、関係業界団体と連携しながらオゾン層保護対策の普及啓発に努めるとともに、フロン類充填回収業登録業者等への立入調査等を実施し、法の遵守等を指導している。

表1-5 大気中のフロン濃度調査結果（令和7年度）

（単位：ppb）

調査地点	CFC (フロン-11)	CFC (フロン-12)	CFC (フロン-113)
岩国市立麻里布小学校	0.23	0.52	0.069
周南総合庁舎	0.23	0.51	0.069
宇部総合庁舎	0.23	0.52	0.069

表1-6 フロン類回収状況（令和7年度）

フロン類	区分	業務用冷凍空調機器	
		整備	廃棄
CFC	回収機器台数	9台	208台
	回収フロン量	1,541.3kg	102.4kg
HCFC	回収機器台数	175台	2,449台
	回収フロン量	2,850.7kg	11,986.7kg
HFC	回収機器台数	3,263台	10241台
	回収フロン量	13,828.7kg	23,300.1kg

(8) 県自らの省エネ・節電の推進

ア 山口県庁エコ・オフィス実践プラン

県自らが大規模な事業者・消費者であるとの認識のもと、「山口県庁エコ・オフィス実践プラン（平成10(1998)年3月策定）」（平成15(2003)年6月に「山口県地球温暖化対策実行計画」と統合）に基づき、環境保全のための具体的な行動を推進している。平成27(2015)年6月からは、効率性・実効性を向上させるためISO14001規格による環境マネジメントシステムを統合し、県独自のシステムとして運用を行っている。同プランの第5期計画（計画期間：令和3(2021)年～令和12(2030)年）を令和3(2021)年3月に策定したが、国の動向や社会情勢を踏まえ令和5(2023)年3月に改定を行い、県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度において、平成25(2013)年度比で53%削減する目標を掲げた。

この目標を達成するため、令和5(2023)年3月に県有施設への太陽光発電設備等の導入計画を策定し「太陽光発電設備の最大限の導入」を促進するとともに、「電動車の導入」等に取り組んでいる。

また、「ぶちエコやまぐち」を合言葉に、ペーパーレス化や節電の徹底など、実践的な取組を継続する。

表1-7 県有施設の太陽光発電設備及び電動車の導入状況

(R8.3月末現在)

太陽光発電設備	電動車				
		EV	FCV	HV	PHEV
64施設	250台	12台	2台	234台	2台

*EV：電気自動車、FCV：燃料電池自動車、HV：ハイブリッド自動車、PHEV：プラグインハイブリッド自動車

イ 温室効果ガスの総排出量

県の事務事業に伴い排出する令和7(2025)年度の温室効果ガスの総排出量のうち、92.2%がCO₂である。

また、発生原因別の割合は、電気の使用によるものが60.0%で最も多く、次いで自動車の走行が15.3%、燃料の燃焼（自動車・船舶を除く）が13.2%の順となっており、これら3種類で全体の88.5%を占めている。

表1-8 県の事務事業に伴い排出する温室効果ガスの排出量（令和7年度）

(CO₂換算：トン)

区分	二酸化炭素 CO ₂	メタン CH ₄	一酸化二窒素 N ₂ O	ハイドロフルオ ロカーボン類 HFCs	合計（割合）
燃料の燃焼(自動車・船舶除く)	2,702	17	8	0	2,728(13.2%)
電気の使用	12,422	0	0	0	12,422(60.0%)
自動車の走行	2,977	9	155	29	3,169(15.3%)
船舶の航行	968	2	8	0	978(4.7%)
その他	0	1,111	283	0	1,394(6.7%)
合計 (割合)	19,069 (92.2%)	1,139 (5.5%)	454 (2.2%)	29 (0.1%)	20,692 (100.0%)

注) 四捨五入により合計値が合致しない場合がある

ウ 省資源・省エネルギーの推進

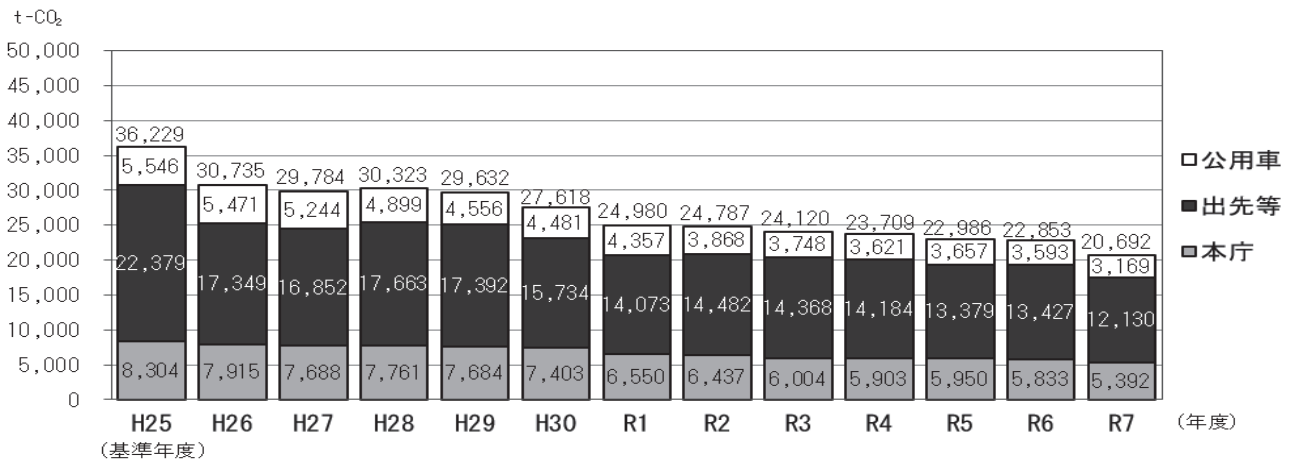
「クールビズ」や「ウォームビズ」の取組、夏季・冬季の節電対策、水使用量やコピー用紙の節減等を率先して実践し、省資源・省エネルギーの推進に努めている。

本庁（議会、警察本部を含む）におけるエネルギー等の使用量は、令和6(2024)年度に比べ、電気使用量等が増加したが、上水使用量は減少した。

表1-9 エネルギー等の使用量推移（本庁（議会、警察本部を含む））（令和7年度）

	R4	R5	R6	R7
電気使用量（千kWh）	9,177	9,197	9,213	9,220
都市ガス使用量（千m ³ ）	446	430	479	501
上水使用量（千m ³ ）	16.7	15.2	15.9	14.4
古紙回収量（t）	208	182	162	166

図1-3 県庁全体の温室効果ガス排出量の推移



エ グリーン購入等の促進

環境にやさしい物品等の購入（グリーン購入）の推進について、平成13(2001)年4月から「グリーン購入の推進方針」及び「グリーン購入ガイド」に基づき積極的に取り組んでいる。これらについては、毎年3月に改正し、ガイドに掲載する品目の追加等その内容の充実を図っている。

令和7(2025)年度は、文具類、用紙類など22分野289品目について、調達のための具体的な判断基準を定めるとともに、これに基づいて原則100%の調達目標を設定し、グリーン製品の優先的な購入に努めている。このうち、紙類、文具類等の20分野188品目の購入実績は、調達総量ベースで99.0%である。

なお、令和8(2026)年度は、22分野292品目について調達の具体的な判断基準を定め、グリーン購入の着実な取組を進めることとしている。

さらに、公用車の新規購入・更新に当たっては、「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」に基づき、代替可能な電動車がないなどの支障がある場合を除き、電動車に切り替えるなど、環境にやさしい車両の導入に取り組んでおり、通常業務での使用のほか、イベントでの展示等、地球温暖化対策に資する次世代自動車の普及に努めている。

オ 県営住宅の環境負荷低減への取組

県営住宅の整備において、建物の高断熱化を進めるとともに、高効率給湯器、節水節湯水栓、LED照明器具等の設置により電力やガスの使用量削減を図るなど、環境負荷低減への取組を推進している。

カ エコイベントの促進

「環境配慮型イベント（エコイベント）開催指針（平成14(2002)年3月策定）」に基づき、県が主催等するイベント（参加者1,000人以上）を対象に環境に配慮した取組を行っており、令和7(2025)年度は、令和7年度全国高等学校総合体育大会「開け未来の扉 中国総体 2025」など11件のエコイベント（延べ参加人数：約101,000人）を開催し、ごみの持ち帰りなど、環境に配慮した取組を実施している。

2. 森林などによる二酸化炭素吸収の確保

(1) 健全な森林の整備と木材利用の促進

ア 森林の整備

中山間地域の過疎化や高齢化、担い手の減少、木材価格の長期低迷など、森林を守り育ててきた林業が厳しい経営環境にある中で、手入れの行き届かない森林が増加し、森林の持つ多面的な機能の発揮が危惧されている。

このため、県の豊かな森林を次世代に引き継ぐため、平成17(2005)年度から「やまぐち森林づくり県民税」を導入し、荒廃したスギ・ヒノキ人工林の再生や繁茂竹林の整備などを進めているところである。

また、針葉樹や広葉樹の人工林等を対象に、間伐や造林、下刈、除伐、枝打等の整備を行う「造林事業」を積極的に実施し、木材生産をはじめ多様な機能を発揮する森林の形成に取り組んでおり、令和7(2025)年度は、スギやヒノキ等、204haの造林と、2,569haの間伐を行っている。

さらに、防災や水源の保全などの観点から重要な機能を有している森林については、保安林等に指定し、「治山事業」により整備を進めており、令和7(2025)年度は、民有林の治山事業において48haを整備している。

引き続き、やまぐち森林づくり県民税を活用した事業の実施や、造林、治山などの各種事業を計画的に実施し、健全で多様な森林づくりに努めることとしている。

図 1-4 保安林の種類別面積 (R7.3月末現在)

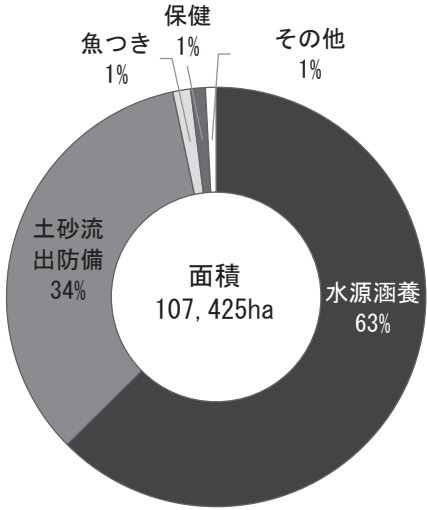


表 1-10 やまぐち森林づくり県民税関連事業実績 (令和7年度)

区分	事業内容	令和7年度事業		5年間の整備目標
		計画	実績	
森林機能回復事業	荒廃したスギ・ヒノキ人工林に強度の間伐を実施し森林機能の回復を図る	410ha	411ha	2,050ha
繁茂竹林整備事業	繁茂した竹の全伐と再生竹の除去を行い自然林への回復を誘導する	(全伐) 75ha	61ha	375ha
		(再生竹の除去) 312ha	306ha	
里山等整備支援事業	集落周辺の森林を、地域住民等が主体となり再生・保全する取組を支援する	10件	14件	—
令和7年度事業費		(当初見込額) 411,037千円	(決算額) 362,302千円	

注) この他に周知啓発事業を実施

イ 県産木材利用の促進

(7) 県産木材使用建築物への助成等

住宅及び非住宅建築物の新築及びリフォームに対する助成や、県産木材利用促進コーディネーターの配置、木造建築の設計に係る専門人材の育成等により、民間分野と公共分野における建築物等への県産木材の利用拡大を図ることで、森林循環の促進と木材利用によるCO₂を固定し、地球温暖化防止に取り組むこととしている。

(4) 山口県森林整備等CO₂削減認証制度

森林整備活動や県産木材利用、森林バイオマス利用を通じて削減されるCO₂量を県が認証することにより、企業や県民等による森林分野での地球温暖化防止活動を促進している。

3. 再生可能エネルギーなどの地域資源の活用

(1) 再生可能エネルギーの導入促進

ア 家庭や事業所への導入支援

住宅における県産の省・創・蓄エネ関連設備の導入に対する補助制度、事業者等を対象とした自家消費型太陽光発電等の設置への補助制度及び県民や事業者に対する融資制度などにより、再生可能エネルギーを導入するための幅広い支援を行っている。

また、太陽光発電設備等の共同購入を希望する県民と県内事業者を募り、一括施工によるスケールメリットを生かした価格低減を促し、既存住宅、事業所等への太陽光発電設備等の導入促進を図る「ぶちエコやまぐち太陽光発電設備等共同購入事業」を実施している。

さらに、非化石証書の購入希望者を募って一括調達することで、費用低減や事業負担の軽減等を図る「ぶちエコやまぐちFIT非化石証書共同購入事業」を実施しており、事業者の再生可能エネルギー利用の取組を支援している。

イ 中小水力発電所

錦川総合開発事業の一環として進めてきた平瀬発電所建設事業については、令和6(2024)年度に有水試験を行い、令和7年3月から運転開始している。

また、既存のダムを活用した小水力発電の開発検討に取り組んでいる。

一方、これまで地域活性化やエネルギーの地産地消を目的として小水力発電の開発に取り組もうとする市町や地域の団体等を対象に、技術的な見地からの助言を行ってきたが、令和元(2019)年度には流量調査や設計費、令和2(2020)年度には建設工事費について財政的な支援制度を創設し、取組を後押ししている。

このほか、既設発電所においては、リパワリング(増出力、増電力量)に取り組んでおり、令和2(2020)年度には、生見川発電所及び菅野発電所の工事が完成するとともに、新阿武川発電所の調査を行い、令和7(2025)年度から工事着手している。

また、発電設備全体の老朽化が進んでいる佐波川発電所については、令和8(2026)年度からリニューアル(全面改修)工事の着手を予定している。

(2) 地域資源を活用した持続可能な地域づくりの推進

産学官の連携により、地球温暖化対策だけでなく、観光・地域振興、防災対策、経済・産業振興などの地域課題の解決に資する分散型エネルギーの活用を検討しており、令和2(2020)年度に「山口県分散型エネルギー活用検討会」を設置した。

また、令和3(2021)年度に設置した「山口県分散型エネルギー活用実証プロジェクトチーム」により、令和4(2022)年度にかけて、県有施設でI o Tを用いた遠隔制御で電気自動車や防災用蓄電池の充放電を行うなどの分散型エネルギー活用に向けた実証試験を実施し、再生可能エネルギーの有効活用によるCO₂削減効果、電力需要のピークカットによる電気料金の削減効果及び災害時の停電対応などのレジリエンス効果を確認している。

さらに、令和5(2023)年度から、本検討会の意見等を踏まえ、県内各地域の多種多様な県有施設に太陽光発電設備や電気自動車を導入し、通常時は再生可能エネルギーを用いて電気自動車を動かすとともに、非常時は電気自動車を動く蓄電池として活用するゼロカーボン・ドライブの取組を開始した。今後、当該施設をゼロカーボン・ドライブの普及啓発拠点に位置づけ、実証試験で得られた成果などを発信することで、分散型エネルギーの活用促進を図っていくこととしている。

加えて、令和8(2026)年度に、本検討会に「次世代型太陽電池活用検討部会」と「地域新電力活性化検討部会」を設置し、次世代型太陽電池の社会実装や、本県の実情に即した分散型エネルギーシステムの構築などに向けて、具体的な施策の検討を行うこととしている。

(3) 水素エネルギーの研究、利活用の促進

全国トップクラスの大量・高純度の水素が生成される強みを活かし、水素コスト低減等に向けた先進的な研究開発・事業化や水素供給インフラの整備を促進するなど「水素先進県」を目指した取組を進めている。

水素エネルギーの研究開発の促進としては、環境・エネルギー関連産業におけるイノベーションの創出のため、研究開発補助金による支援を行うほか、県内中小企業等の水素関連産業への参入促進やコスト低減等を図るため、水素関連製品の部材開発等に対する支援を行う。

また、産業技術センターの「イノベーション推進センター」が行う、県内企業、大学、関係機関等のニーズ、シーズのマッチング、ネットワークの構築等への支援を通じて、水素エネルギー分野の新事業展開に必要な研究開発等を促進している。

水素利活用の促進としては、燃料電池自動車等の普及促進を図るため、県内市町が実施する燃料電池自動車等の購入費助成制度への嵩上げ支援を行っている。

(4) 工場におけるスマートファクトリー構築などの促進

太陽光、風力等の再生可能エネルギーの活用やエネルギーの貯蔵、省エネルギー化等への取組として、県の研究開発補助金や、産業技術センターの「イノベーション推進センター」が行うマッチング等支援により、再生可能エネルギーの活用に必要な研究開発等を促進している。

また、IoTやAI技術等を活用し生産性向上等を図る、スマートファクトリーの構築に向けた企業の取組を促進している。

(5) 地産・地消の推進

近年、地球規模で食料問題や温暖化問題が深刻化する中、地元で生産されたものを地元で消費する「地産・地消」の取組を通じて、食料自給率の向上や環境に優しい取組の推進を図ることが益々重要となってきた。食料の輸送手段である飛行機、トラック、船などのエネルギー源には、化石燃料（石油）が使用されているため、フードマイレージが大きいほど二酸化炭素の排出量が増加し地球温暖化に対する負荷が増大することから、消費者のフードマイレージに対する意識醸成を行い、環境負荷の小さい県産農林水産物を選択する消費行動に繋げていくことは、環境面で有効であるとともに、農林水産物の「地産・地消」にも資するものである。

このため、生産・流通・消費関係団体で構成する「やまぐちの農林水産物需要拡大協議会」において、県内の「販売協力店」や「販売協力専門店」、地産・地消の料理を提供する「やまぐち食彩店」など、「地産・地消」に積極的に取り組む店舗の拡充を進めるとともに、それらの「地産・地消推進拠点」と連携した販売促進キャンペーンやSNSを活用したPRなどを行い、消費者の県産農林水産物への理解を深め、フードマイレージの考え方を普及啓発することにより、県産農林水産物の需要拡大を推進することとしている。

さらに、令和8(2026)年度からは、フードマイレージの削減を図るとともに、各地域の需要に対応する県産農産物等の販売体制を確立し、消費者への県産農産物等を安定的に供給するため、県産農産物等の流通体制の整備に取り組むこととしている。

(6) 森林バイオマスの活用の推進

「山口県バイオマス活用推進計画（平成25(2013)年3月策定）」に基づき、間伐材等の未利用森林資源の発電利用や木質燃料（ペレット・チップ等）による熱利用の促進に取り組み、森林バイオマスエネルギーの利用拡大を図っている。

4. 気候変動への適応

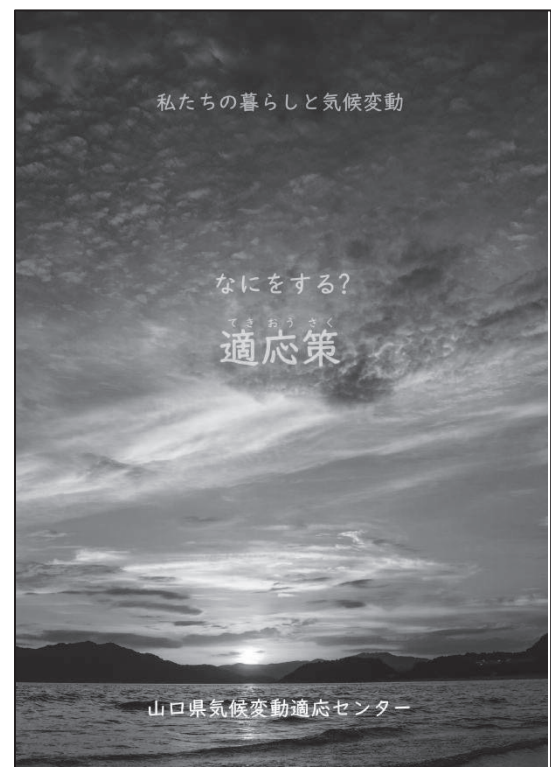
「気候変動適応法」、国の「気候変動適応計画」及び「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）」に基づき、令和3（2021）年7月に山口県気候変動適応センターを山口県環境保健センター内に開設しており、関係機関と連携して、Webサイト「やまぐち気候変動情報プラットフォーム」の活用や四季を通じた調査イベントの開催、県内の気候変動適応事例の紹介等により、本県での気候変動影響や気候変動適応に係る情報の収集、分析、発信等を行っている。

また、令和5（2023）年7月に、このWebサイトに自然生態系や県民生活などの7分野に関する県民の気づきを広く求めるコンテンツを追加し、令和8（2026）年3月末までに300件の投稿があった。

加えて、令和6（2024）年4月に、改正気候変動適応法が施行され、熱中症対策実行計画に規定されたの地方公共団体の基本的役割に基づき、山口県熱中症対策連絡会議を設置して庁内体制を整備するとともに広域的な熱中症対策を推進している。



Webサイト



リーフレット

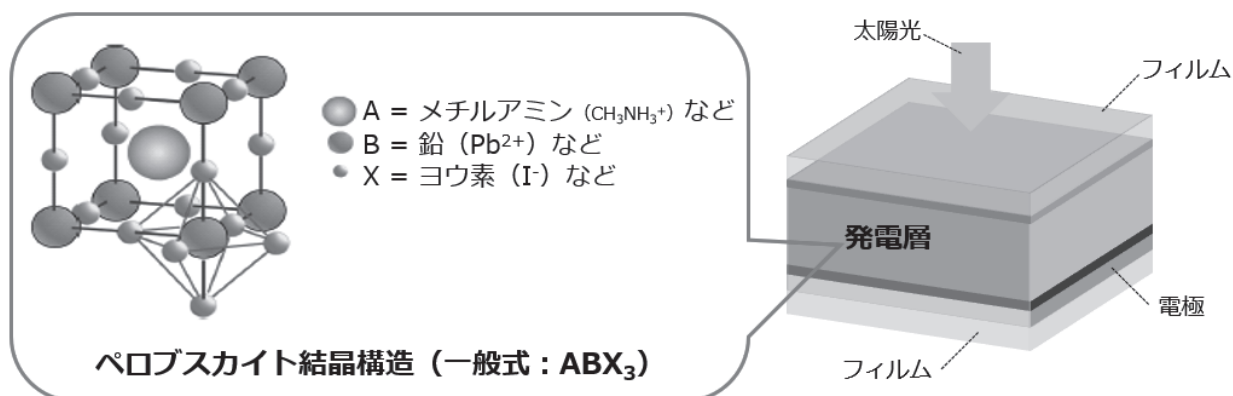
コラム 次世代型太陽電池ってなに？

次世代型太陽電池とは、従来の重く硬い「シリコン系太陽電池」に代わる、「薄くて、軽く、曲げられる」太陽電池の総称であり、中でも日本発の技術である「ペロブスカイト太陽電池」は、これまで設置が難しかった場所にも導入できると、期待が高まっています。

また、ペロブスカイト太陽電池の主な原料であるヨウ素は、日本の生産量が世界シェアの約3割を占めており、他国に頼らず国内で安定供給できます。

ペロブスカイト太陽電池には、主に基板の違いにより、ビルの壁面や耐荷重が小さい屋根などに設置可能な「フィルム型」、建物の窓や壁・バルコニーなどの建材として利用可能な「ガラス型」、既存のシリコン系太陽電池などと組み合わせて発電効率を高める「タンデム型」の研究・開発が進められています。

技術開発の他にも、量産体制の確保やリサイクル・国際規格としての提案など官民が連携し、日本の「次世代型太陽電池戦略」としての取組も行われており、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、ペロブスカイト太陽電池は重要な役割を担っています。



出典：経済産業省 資源エネルギー庁

第2章 循環型社会の形成

第1節 最近の動向及び関連する県の計画

国は、令和6(2024)年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行、適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進など総合的に施策を実行することとしている。

また、国際的に課題となっているマイクロプラスチックなどによる海洋汚染の問題に対応するため、平成30(2018)年6月に海岸漂着物処理推進法を改正するとともに、令和元(2019)年5月には、気候変動問題等の幅広い課題にも対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への活用)を基本原則としたプラスチック資源循環戦略を策定し、令和4(2022)年4月の「プラスチック資源循環促進法」の施行により、プラスチックの資源循環体制の構築を目指している。

こうした中、県では、令和8(2026)年3月に「第5次山口県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、5つの重点プロジェクトを中心とした循環型社会の形成に向けた各種施策を展開することとしている。

重点プロジェクトのうち、「ぶちエコやまぐち3R+(ぷらす) 県民運動の推進」では、県民、事業者、関係団体、行政等が連携・協働して、県民のライフスタイルの転換や事業者等の環境に配慮した事業活動などの行動変容につなげ、県民総参加で「3R+」の取組を推進することとしている。

具体的には、「3R+」の優れた取組を表彰するコンテストの開催や、3R+に取り組む企業や大学と連携した実践的な環境学習を実施するほか、使い捨てカップ再資源化の社会実験などに取り組むこととしている。

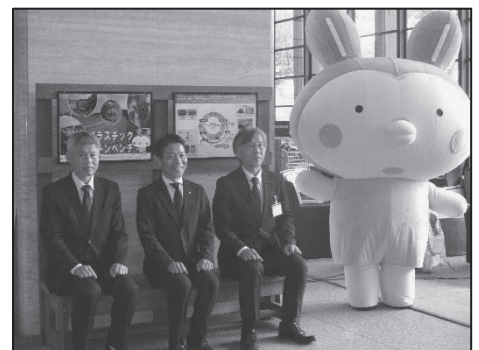
「動静脈連携・高度化による資源循環の推進」では、サーキュラーエコノミーへの移行に向け、動脈産業(製造業・小売業等)から静脈産業(資源循環産業)までの幅広い事業者を対象とした、技術開発から事業化検討、普及拡大までの切れ目のない支援により、製品の設計・製造から消費、回収・再資源化に至るライフサイクル全体における徹底的な資源循環の促進を目指すこととしている。

「廃棄物の適正処理の推進」では、ドローンやデジタルツールを活用した、効果的かつ効率的な監視・情報収集体制の充実を図るとともに、排出事業者の法令遵守の意識醸成や産業廃棄物処理業者との相互連携を目的としたセミナーによる、事業者の育成等に取り組んでいる。

「海洋プラスチックごみ対策の強化」では、令和3(2021)年3月に改定した「やまぐち海洋ごみアクションプラン」(山口県海岸漂着物等対策推進地域計画)に基づき、海洋ごみの回収・処理及び大学や企業等の多様な主体が連携した発生抑制対策などを推進することとしている。

また、プラスチックごみの減量化と脱炭素化を図るため、ごみとして焼却されているプラスチックの地域での資源循環を促進する「プラスチック資源化促進事業」を進めており、令和7(2025)年度には、周防大島町を主なフィールドとして、回収した漁網及びカキ養殖用パイプをペレットやベンチにリサイクルする取組を実施した。

令和8(2026)年度は、山口県立大学等と連携したペレット等を活用した再生製品の価値を創出するデザインと啓発手法の検討や、瀬戸内海プラごみ対策ネットワーク等と連携した普及啓発イベントを実施することとしている。



海洋プラスチックリボンベンチ
設置セレモニーの様子

「次代につながる広域連携の強化」では、地域課題や大規模災害、脱炭素化等に適切に対応していくため、廃棄物処理の広域連携等を強化し、持続可能な廃棄物の適正処理体制の確保を目指している。

＜山口県循環型社会形成推進基本計画＞

県では、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取組を推進し、次世代により良い環境を残すため、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤となる「山口県循環型社会形成推進条例」を平成16(2004)年3月に制定している。この条例では、循環型社会の形成を進める上での基本原則や、県・事業者・県民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成に関する基本的施策や循環資源の循環的な利用の促進のための具体的施策などを規定している。

平成18(2006)年3月には同条例及び廃棄物処理法に基づき、「山口県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、これまで社会情勢の変化に応じて、第4次計画まで見直しを行いながら、循環型社会の形成に関する施策を推進してきた。

第5次計画（令和8(2026)年3月策定）では、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」、「山口県環境基本計画（第4次計画）」等を踏まえ、脱炭素社会や自然共生社会の形成に向けた取組とも連携を図りながら、「自助」「共助」「公助」の視点に基づいて、サーキュラーエコノミーへの移行による循環型社会の形成を推進することにより、「安心して希望と活力に満ちた山口県」の実現を目指すこととしている。

また、本計画の推進に当たっては、県民、事業者、行政等の各主体が自らの役割を十分に理解し、連携・協働して積極的に取り組むこととしている。

【山口県循環型社会形成推進基本計画（第5次計画）の概要】

計画期間

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度（5年間）

対象廃棄物等

廃棄物、未利用資源

基本方針

3R+の推進、廃棄物の適正処理の推進、
廃棄物の適正処理体制の確保、循環型社会を担う人づくり・地域づくりの推進

目 標

一般廃棄物の減量に関する目標 3項目
産業廃棄物の減量に関する目標 3項目

取組指標

目標の達成に向けた指標 18項目

施策の展開

一般廃棄物循環プラン、産業廃棄物循環プラン、循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン

重点プロジェクト

ぶちエコやまぐち3R+県民運動の推進、動静脈連携・高度化による資源循環の推進、廃棄物の適正処理の推進、海洋プラスチックごみ対策の強化、次代につながる広域連携の強化

個別計画

山口県食品ロス削減推進計画（第2次計画）、山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画



第2節 廃棄物処理に関する現状

1. 一般廃棄物

(1) ごみの処理状況

令和6(2024)年度のごみの処理状況は、総排出量437千トンのうち339千トンが直接焼却処理、6千トンが直接埋立処理、68千トンが焼却以外の中間処理、18千トンが直接資源化により処理されており、市町による資源化と、集団回収を合わせたリサイクル量は、94千トンである。

令和6(2024)年度のごみのリサイクル率は、令和5(2023)年度に比べ0.1ポイント減の21.5%となった。(全国第10位)

ごみ処理施設の整備状況は、焼却施設が10施設、固形燃料化施設が1施設設置されている。最終処分場の整備状況は、令和6(2024)年度末で35施設、残存容量の総計は846千 m³である。残存容量と最終処分量から推計される県全体としての残余年数は、約34年分となっている。

本県では、産学公の連携により、平成14(2002)年度から市町・一部事務組合のごみ焼却施設から排出される焼却灰等のセメント原料化の取組を進めてきたことで、最終処分量は減少し、高いリサイクル率を維持している。

図2-1 ごみ処理の状況（令和6年度）

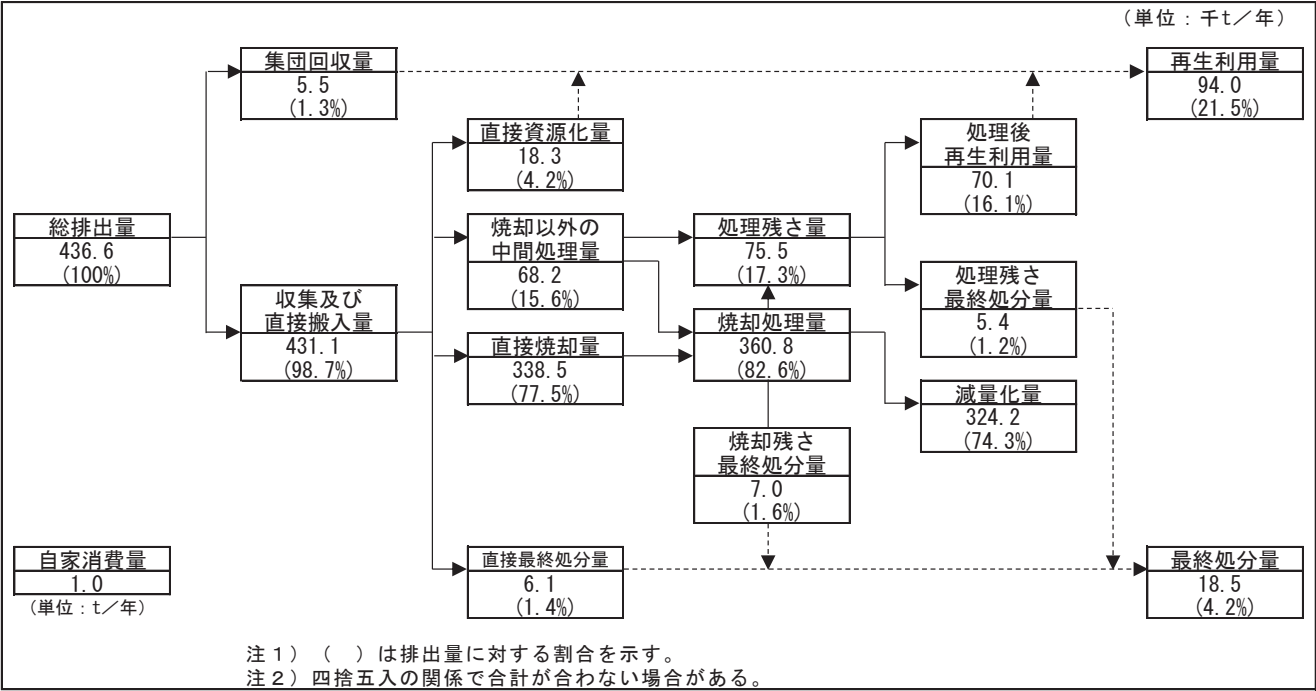
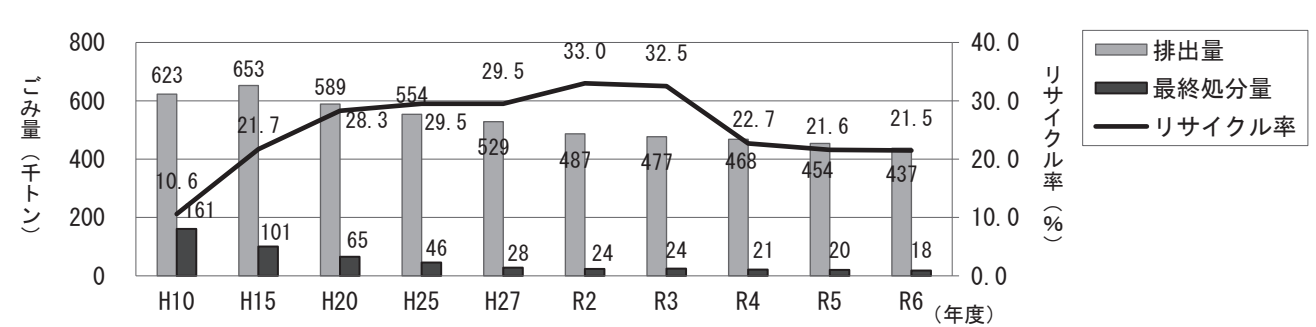


図2-2 ごみ処理の推移



※R4年度集計より国のリサイクル率算定方法が統一され、ごみ発電等、CO₂を排出する熱エネルギーの回収が対象外となった。

表 2－1 ゴミ焼却施設等の整備状況 (R8.4月現在)

広域圏名	設置主体名	市町名	処理能力 (t/日)	エネルギー活用
岩国	岩国市	岩国、和木	160	発電、場外給湯
柳井	周東環境衛生組合 周防大島町	柳井、上関、平生、田布施、 周防大島	138 22	
周南	周南地区衛生施設組合	周南、下松、光	330	発電、場外給湯
山口・防府	山口市 防府市	山口 防府	220 150	発電、場外給湯 発電
宇部・山陽小野田	宇部市 山陽小野田市 美祢市	宇部 山陽小野田 美祢	198 90 28	発電、場外給湯 (固形燃料化)
下関	下関市	下関	350	発電
萩・長門	萩・長門清掃一部事務組合	萩、長門、阿武	104	発電
計			1,790	

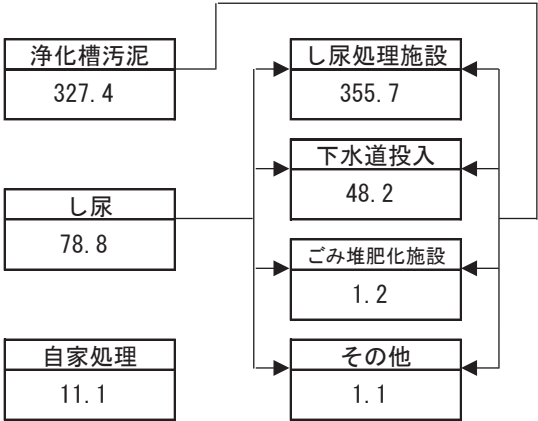
(2) し尿の処理状況

令和 6 (2024) 年度のし尿の処理状況は、356千キロリットルがし尿処理施設、48千キロリットルが下水道投入により処理されている。

し尿の令和 6 (2024) 年度の総排出量は、417千キロリットルであり、また、内訳を令和 5 (2023) 年度と比較すると、し尿及び浄化槽汚泥の処理量並びに自家処理量は横ばい傾向にある。

し尿処理施設は、県内の12市町、1 組合に、16施設設置されている。

図 2－3 し尿の処理状況（令和 6 年度）
(単位：千 k L / 年)



注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(3) 広域的なゴミ処理の推進

市町では、地域の実情を踏まえ、効率的なゴミ処理を行うため、広域的な一般廃棄物処理施設の整備を進めている。

こうした中、市町が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の減量化、資源化、適正処理等が推進されるよう指導を行うとともに、「山口県ゴミ処理施設の広域化及びゴミ処理施設の集約化計画」に基づき、廃棄物処理施設等の計画的な施設整備が促進されるよう技術的支援及び指導を行っている。

表 2－2 廃棄物処理施設整備事業（令和 8 年度）

事業主体	施設区分	規模等	事業年数
下関市	ゴミ焼却施設の基幹的設備改良	180t / 日	R8～R9
周防大島町	ゴミ焼却施設の基幹的設備改良	22t / 日	R6～R9

2. 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物等の排出状況

産業廃棄物排出量等の実態調査結果によると、令和5(2023)年度における産業廃棄物等の総排出量及び処理量は、6,785千トンである。

種類別排出量は、汚泥が2,472千トン(36.4%)と最も多く、次いでがれき類1,233千トン(18.2%)、ばいじん723千トン(10.7%)、燃え殻356千トン(5.2%)、動物のふん尿355千トン(5.2%)、木くず276千トン(4.1%)、金属くず257千トン(3.8%)となり、これら7種類で全体の84%を占めている。

業種別排出量は、製造業が3,362千トン(49.6%)と最も多く、次いで建設業1,460千トン(21.5%)、電気・水道業1,327千トン(19.6%)となり、これら3業種で全体の91%を占めている。

地域別排出量は、周南地域が2,273千トン(33.5%)と最も多く、次いで、宇部・小野田地域1,466千トン(21.6%)、山口・防府地域1,137千トン(16.8%)となっており、この3地域で総排出量全体の72%を占めている。

図2-4 種類別の排出割合（令和5年度）

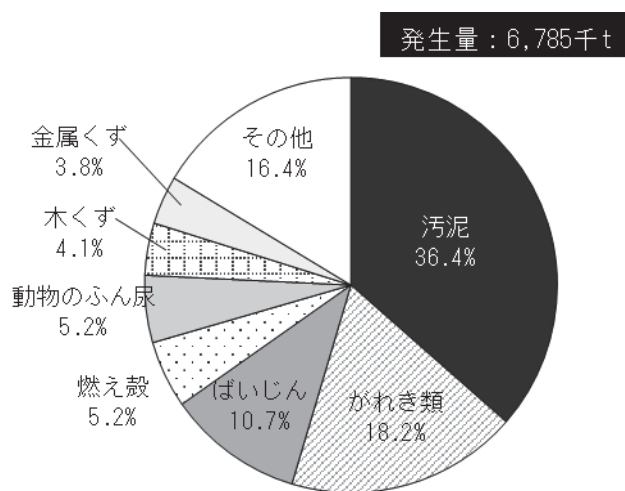
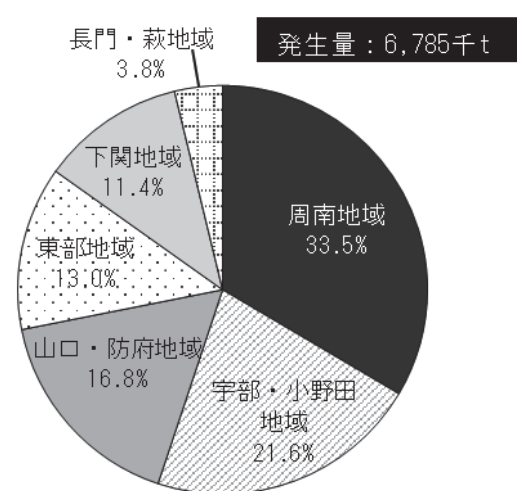


図2-5 地域別の排出割合（令和5年度）

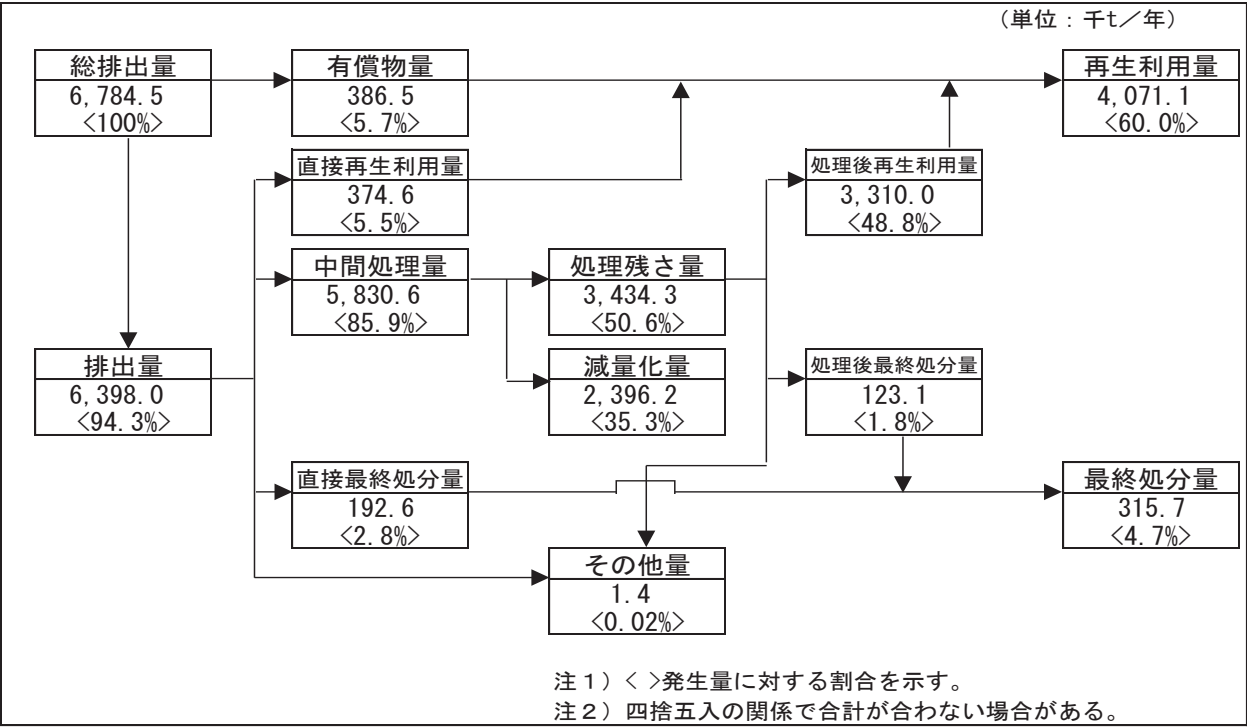


(2) 産業廃棄物の処理状況

令和5(2023)年度の総排出量は6,785千トンで、このうち脱水や焼却、破碎などの中間処理量は5,831千トン(85.9%)、中間処理されることなく処分された量は、直接再生利用量が375千トン(5.5%)、直接最終処分量が193千トン(2.8%)となっている。

また、中間処理による減量化量は2,396千トン(35.3%)で、再生利用量(有償物量、直接再生利用量、処理後再生利用量の合計)は4,071千トン(60.0%)、最終処分量(直接最終処分量、処理後最終処分量の合計)は316千トン(4.7%)、保管等その他量が1千トン(0.02%)となっている。

図2-6 産業廃棄物処理の状況（令和5年度）



(3) 産業廃棄物処理業者及び処理施設の状況

産業廃棄物処理業許可業者数及び産業廃棄物処理施設数の推移は、下表のとおりである。

表2-3 産業廃棄物処理業者数の推移 (R8.3月末現在)

			年度別許可業者数				
			R3	R4	R5	R6	R7
産業廃棄物処理業	収集運搬業		3,307	3,329	3,400	3,304	3,410
	処分業	中間処理	183	182	179	173	171
		最終処分	19	18	17	16	16
		中間処理最終処分	25	25	25	25	25
		計	227	225	221	214	212
特別管理産業廃棄物処理業	収集運搬業		485	500	506	500	505
	処分業	中間処理	16	16	16	15	15
		中間処理最終処分	1	1	1	1	1
		計	17	17	17	16	16
再生利用業	再生輸送業		2	2	2	2	2
	再生活用業		19	19	19	19	19

表2-4 産業廃棄物処理施設（令第7条1～14号）の推移

(R8.3月末現在)

施設の種類		年度別施設数				
		R3	R4	R5	R6	R7
汚泥の脱水施設		40	39	45	43	42
汚泥の乾燥施設		3	3	1	1	1
汚泥の焼却施設		22	24	24	23	23
廃油の油水分離施設		4	4	4	4	4
廃油の焼却施設		36	36	36	35	35
廃酸・廃アルカリの中和施設		2	2	2	2	2
廃プラスチック類の破碎施設		50	58	50	52	53
廃プラスチック類の焼却施設		20	22	21	20	20
木くず又はがれき類の破碎施設		204	217	172	172	172
有害物質を含む汚泥のコンクリート固形化施設		0	0	0	0	0
汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物分解施設		1	1	2	2	2
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設		2	2	2	2	2
産業廃棄物の焼却施設		26	28	30	27	27
産業廃棄物の最終処分場	遮断型	0	0	0	0	0
	安定型	48	47	47	46	46
	管理型	12	12	12	12	12
合計		470	495	448	441	441

第3節 県取組

1. 3Rの推進

(1) 3R県民運動の推進

県民、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、低炭素社会の形成等にも配慮して、家庭や事業者でのごみ減量化に関する県民運動を全県的に展開している。

特に、平成28(2016)年度からは県民総参加の機運醸成を図るため、レノファ山口 FC やよしもと芸人、(株)ファーストリテイリング（地域活性化包括連携協定締結企業）とタイアップした、プラスチックごみや食品ロスの削減、サステナブルファッションの啓発等を実施している。

(2) プラスチックごみ削減の推進

国が策定した「プラスチック資源循環戦略」（令和元(2019)年5月）及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和4(2022)年4月施行）を踏まえ、県民にライフスタイルの変革を促し、ワンウェイプラスチック製品の使用抑制、プラスチック製品の繰り返し使用、使用後の徹底した分別回収が進むよう、3R県民運動やレジ袋等容器包装廃棄物の削減の取組を進めている。

ア 容器包装廃棄物の削減

県民、事業者及び市町から構成される「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」と連携・協働し、容器包装廃棄物の3Rを推進する取組を進めており、令和8(2026)年3月末で81団体（事業者：52、消費者団体：7、行政：22）が参加している。

なお、当協議会での令和7(2025)年度のレジ袋辞退率は90.5%であった。

イ リユースの推進

市町や事業者、民間団体と連携し、フリーマーケット等の開催や、リサイクルショップの利活用などを通じた県民のリユースへの理解が進む機会が増えるよう取り組んでいる。

(3) 食品ロス削減の推進

「山口県食品ロス削減推進計画」に基づき、消費者団体、事業者、関係団体、行政から構成される「山口県食品ロス削減推進協議会」と連携・協働し、食品ロス削減に取り組む事業者を後押しする登録制度「やまぐち食べきり協力店」（対象：旅館・ホテル・飲食店、登録数：404店舗（令和8(2026)年3月末現在））や「ぶちエコ食品ロス削減パートナー」（対象：食品関連事業者（製造、流通（卸売）、小売）等、登録数：28事業者（令和8(2026)年3月末現在））を推進するなど、食品ロス削減の実践活動を展開している。

また、令和7(2025)年度は、ラジオCMの放送、県内小中学校等を対象とした、食品ロス削減に関する環境学習、啓発メッセージ（音声）の放送や動画作成等を実施した。

(4) 資源循環型産業の育成支援

廃棄物の3R（発生・排出抑制、再使用、再生利用等）による循環型社会形成の促進に向け、リサイクルに係る技術開発から施設整備、製品認定・普及拡大までの各段階における切れ目のない支援を行うことにより、資源循環型産業の更なる育成を図っている。

(5) その他3Rの推進に関する取組

ア 農業用使用済プラスチックの適正処理

農業用使用済プラスチックの適正処理を促進するため関係機関、関係団体、フィルム販売業者等で構成する「山口県農業用プラスチック適正処理推進協議会」を平成元(1989)年に設立している。以降、この協議会を中心として、地域における回収体制を整備するとともに、適正処理啓発用ポスター等の作成・配布、Webサイトの開設、市町・農協等の担当者研修会の開催、農協等による地域協議会の活動支援等を行っている。

なお、令和7(2025)年度の農業用使用済プラスチックの総排出量は135トン、再生処理量は180トンであり、再生処理率は134%である。

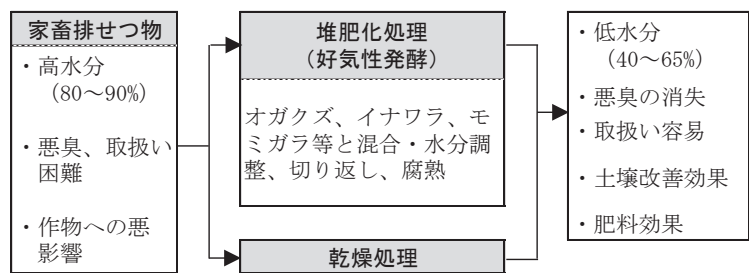
イ 家畜排せつ物の堆肥利用

家畜排せつ物は、生糞のままでは特有の臭気、色、粘性があり、取扱いに難がある。

また、そのまま農地に施用することは、作物に悪影響を与える恐れがあるため、堆肥化处理又は乾燥処理が必要である。

家畜排せつ物の良質堆肥化は、循環型農業を推進する上で重要な要素であるとともに、化学肥料や農薬の使用を低減した安全で高品質な農産物の安定生産や環境への負荷低減の観点から、良質堆肥の製造・利用拡大に向けた取組を進めていくこととしている。

図2-7 家畜排せつ物の処理方式



ウ 建設廃棄物の適正処理

建設廃棄物の適正処理を図るため、「建設廃棄物処理指針」(環境省)及び「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省)により、排出量の抑制、再生利用の具体的な実施方法、マニフェストシステムの利用による適正処理等について関係事業者への指導を行っている。

今後も、資源の有効利用と資源循環型社会の構築の観点から、「排出の抑制」「再使用」「再生利用(熱回収を含む)」「適正処理」の徹底と推進に努めていくこととしている。

エ 容器包装リサイクルの推進

容器包装リサイクル法では、私たちの生活から出るごみの容積比で6~7割、重量比で2~3割を占める容器包装廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図るため、消費者、市町、事業者の役割を明確にし、容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化を実施している。

「第11期山口県分別収集促進計画」(令和7(2025)年11月)を策定している。分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別収集開始年度は市町により異なるが、県内の19市町全てが、分別収集計画を策定している。

表2-5 分別収集実績等（令和7年度）

（単位：t）

廃棄物	計画 収集量①	分別収集 実績②	収集率 ②/①	再商品化 実績③	再商品化率 ③/②	計画 市町数	実施 市町数
無色ガラス	2,394	1,982	83%	1,799	91%	19	19
茶色ガラス	3,023	2,725	90%	2,275	83%	19	19
その他ガラス	1,422	1,465	103%	981	67%	19	19
ペットボトル	2,558	2,749	107%	2,535	92%	19	19
その他紙	1,490	1,214	82%	1,130	93%	10	6
その他プラスチック	11,730	10,695	91%	9,557	89%	16	13
製品プラスチック	—	750	—	592	79%	—	4
スチール缶	1,028	893	87%	760	85%	19	19
アルミ缶	1,740	1,805	104%	1,497	83%	19	19
紙パック	103	76	74%	76	99%	16	12
段ボール	5,949	5,177	87%	5,176	100%	19	18
合計	31,437	29,532	94%	25,787	89%	—	—

注）四捨五入により合計が一致しない場合がある

※参考（容器包装廃棄物の排出量の見込み71,873（A））
 令和7年度分別見込回収率（31,437/A） 43.7%
 令和7年度分別実績回収率（29,532/A） 41.1%

オ 廃家電等のリサイクルの推進

家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法等に基づく、消費者、小売業者、再資源化業者等の適切な役割分担の下、排出、回収、リサイクル、適正処理が促進されるよう、市町等と連携し、普及啓発、指導を行っている。

カ やまぐちエコタウンの推進

県内市町の焼却施設から排出される焼却灰等について、有害なダイオキシン類の分解や塩分及び金属類等の除去を行い、普通セメントの原材料として再資源化する「ごみ焼却灰セメント原料化施設」が平成14(2002)年4月から稼動し、国内で初めて全県を対象に開発したリサイクルシステムとして実用化している。

現在、県内18市町から排出され、原料化された処理灰等は、県内のセメント工場において、セメント原料である粘土の代替材として活用されている。

キ 産業廃棄物税の活用

平成16(2004)年4月から産業廃棄物税を導入し、その税収を活用して、産業廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクルの促進を図り、循環型社会の形成に向けた取組を進めている。

表2-6 産業廃棄物税の税収額の推移と活用状況

（単位：万円）

年度		H16 ～20	H21 ～25	H26 ～30	R1 ～5	R6 ～R8	R7	R8 (予算)	H16 ～R8
税収額		124,504	111,374	116,743	104,244	45,117	15,085	14,000	501,982
使途 (※)	環境インフラ整備の支援 ・東見初処分場：H20.11供用開始 ・新南陽処分場：H26.4供用開始	45,134	20,597	0	0	0	0	0	65,731
	産業活動の支援 ・リサイクル施設整備補助：59件 ・処理能力の向上：656千トン/年	25,589	27,339	43,068	49,019	28,066	13,685	9,932	173,081
	適正処理の推進 ・夜間・休日パトロール：609回/年 ・不法投棄ホットライン通報：78件/年	3,590	28,926	42,163	39,520	30,614	13,332	10,079	144,813
	普及啓発 ・認定リサイクル製品数：152→289	597	410	346	305	357	47	270	2,015
	計	74,910	77,272	85,577	88,844	59,037	27,064	20,281	385,640

※「使途」欄の事業実績数値は、H16～R7年度（「適正処理の推進」はR7年度）

コラム 3R+（ぶらす）の推進

山口県では、徹底的な資源循環に向け、廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの取組に加え、県民、事業者、行政等のそれぞれが資源循環の必要性をジブンゴトとして捉え、できる取組を一つでもプラスして実践することを目指しています。

3R+（ぶらす）の取組例

凡例： 県民 事業者

これまでの3R	取組例
リデュース（発生抑制）	マイバッグやマイボトルの持参 過剰包装の廃止
リユース（再使用）	フリーマーケット・リサイクルショップの利用 リターナブル容器の導入
リサイクル（再生利用）	分別排出の徹底や店頭回収への協力 回収ボックスの設置

3Rに+（ぶらす）	取組例
リフューズ（断る）	レジ袋・割り箸の辞退 使い捨てプラスチック容器等の有料化
リペア（修理）	修理業者の利用 修理部品の長期供給
リフォーム（改修）	住宅の改修や家具の修繕
リメイク（作り直し）	着物をリメイク 廃材等をノベルティグッズへ活用
リターン（返却・回収）	容器の返却
リニューアブル（再生可能資源）	竹などのプラスチックの代替素材を用いた商品の選択



循環型社会の形成

2. 適正処理の推進

(1) 排出事業者責任の徹底

廃棄物処理法において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者が重要な処理責任を有している。

県では、講習会等の開催により、排出事業者の法令遵守の重要性・必要性の認識を深めるとともに、業界全体での機運醸成を図ることで、適正処理の促進と不適正処理の未然防止を図っている。

(2) PCB廃棄物処理の促進

PCB特別措置法及び「山口県PCB廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の促進を図っている。

継続保管されているPCB廃棄物（低濃度PCB廃棄物及び新たに発見された高濃度PCB廃棄物）の処理が終了するまでの間、その適正管理を徹底するため、保管事業者に対し、PCB特別措置法に基づく保管状況等の届出や廃棄物処理法に基づく適正な保管について、監視・指導を行っている。

また、低濃度PCB廃棄物の実態把握のための取組を推進するとともに、令和8（2026）年度末までに廃棄物処理法に基づき、国が認定した無害化処理施設又は都道府県知事が許可した施設による早期処理を図っている。

(3) 処理施設等に対する監視指導の強化

産業廃棄物の処理については、大規模な不適正事案が発生等する都度、廃棄物処理法等の規制強化が図られているが、依然として不適正事案は減少していない。

適正処理を推進するため、排出事業者、産業廃棄物処理業者等に対する監視、指導等を重点的に実施している。

また、「山口県循環型社会形成推進条例」により、産業廃棄物の保管の届出など、適正処理のための県独自の規制も実施している。

表2-7 排出事業場等の監視指導状況（令和7年度）

区分	排出事業場	収集運搬業	中間処理施設 最終処分場	合計
対象事業者数	—	3,804	230	—
立入件数	698	477	526	1,701

(4) ダイオキシン類対策の推進

ごみ焼却施設等の設置者に対し、ダイオキシン類の排出ガス等の測定による排出基準の遵守状況や施設の適正な維持管理について、監視指導の徹底を図るとともに、測定結果の公表により、「山口県ダイオキシン類対策指針」に定めているダイオキシン類排出量の削減目標の達成に努めている。

(5) 災害廃棄物処理対策の推進

被災地における災害廃棄物が迅速かつ適正に処理されるよう、市町の「災害廃棄物処理計画」の改定や、広域的な連携・協力体制の確保に必要な指導・助言を行っている。

また、大規模災害の発生時に円滑な災害廃棄物の処理体制を確保できるよう、国や知事会、関係団体等の協力体制の確保と的確な運用に取り組んでいる。

3. 適正処理体制の確保

(1) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保

ア 監視指導体制等

(7) 産業廃棄物監視パトロール

岩国、周南、山口、宇部の各健康福祉センターに、「山口県産業廃棄物監視パトロール班」（各班警察官OB 1名配置）を設置し、広域的な監視指導を行い、不法投棄等不適正処理の早期発見、未然防止等を図っている。

(イ) 夜間不法投棄パトロール

不法投棄等の早期発見、早期対応や未然防止を図るため、警備会社に委託し、平日の夜間や土日、休日（延べ540日）における監視パトロールを実施している。

(ウ) スカイパトロール

山口県消防防災ヘリコプターにより、上空から、山間部等における不適正処理の監視や産業廃棄物最終処分場等の処理施設の実態把握等を年3回実施している。

(エ) ドローンの活用

機動的かつ効果的な監視を行うため、ドローンを配備して上空からの撮影を行っている。

さらに、ドローンを活用した廃棄物測量システムを導入し、不適正処理の早期発見や監視指導に活用している。



ドローン

(オ) 不適正処理対策監視カメラの設置

不適正処理情報のある場所を24時間定点監視するため、不適正処理対策監視カメラを「山口県産業廃棄物監視パトロール班」及び各健康福祉センターに配備している。

(カ) 山口県・下関市産業廃棄物適正処理推進連絡会議

全県的な適正処理推進体制の充実・強化を図るため、下関市と合同会議を開催している。

(キ) 市町職員の県職員への併任

市町職員を県職員に併任し、産業廃棄物に係る立入検査の権限を付与し、併任された市町職員が不法投棄等を発見した場合に、現場確認や保全等の初期対応を可能にするなど市町と協働した監視体制を図っている。（令和7（2025）年度：18市町（151名））

(ク) 山口県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会

海上保安部、警察本部、下関市等からなる協議会を設置し、関係機関と緊密に連携、情報交換等を図ることにより、一層の産業廃棄物の不適正処理防止対策に努めている。

(ケ) 不法投棄等連絡協議会

各健康福祉センターに、住民、市町、業界団体、警察署等からなる協議会を設置し、不法投棄など不適正処理に関する情報交換を行うとともに地域に即した対策、啓発等の取組を実施している。

イ 不適正処理情報収集体制

(ア) 不法投棄ホットライン

フリーダイヤル(0120-538-710)によるホットラインを設置し、廃棄物・リサイクル対策課、各健康福祉センター及び下関市が土日を含め24時間体制で、不適正処理に関する情報を受け付けている。

また、Eメール(fuhotoki.hotline@pref.yamaguchi.lg.jp)による受付も行っている。

(イ) 不法投棄等監視連絡員

各健康福祉センターが不法投棄等監視連絡員(県内83名)を委嘱し、不適正処理に関する通報を受けるとともに、不法投棄等連絡協議会において情報交換を行っている。

(ウ) 郵便局との協力協定

県内郵便局と県とが協力協定を締結し、不適正処理の早期発見・対応を図っている。

ウ 産業廃棄物適正処理推進対策

毎年6月を「不法投棄防止対策強化月間」とし、市町、警察署等、関係機関との合同パトロールや産業廃棄物排出事業者及び処理業者の重点的な監視を実施し、産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理防止及び啓発活動に努めている。

9月から10月を「産業廃棄物適正処理推進期間」とし、期間中に最終処分場の一斉監視や野外焼却等の集中監視を実施し、適正処理について強力な指導を行っている。

エ 産業廃棄物処理業者情報検索システム等の運用

産業廃棄物処理業者に関する許可情報を排出事業者等に「県庁Webサイト」で常時提供するシステムを運用している。

また、平成21(2009)年度から「山口県循環型社会形成推進条例」に規定する県外産業廃棄物に関する届出等について、Webサイトを通じて迅速に行うことができるように、「山口県産業廃棄物管理システム」による電子申請サービスを運用している。

さらに、システム改良として、産業廃棄物処理に係る監視指導情報を有効活用するデータベースの整備や、下関市長許可の検索も行えるよう改修し、県民の利便性の向上を図っている。

オ 産業廃棄物処理に係る調査

産業廃棄物排出事業場、処理施設等における産業廃棄物の適正処理を確保するため、毎年、産業廃棄物等の分析検査を行っている。

表2-8 産業廃棄物等に係る分析検査状況(令和7年度)

調査名	対象施設等		結果
産業廃棄物中間処理施設等に係る検査	汚泥処理物等(9排出事業場等)		土壌環境基準等、全て基準以下
産業廃棄物最終処分場等に係る検査	浸透水や排水等(76施設)		全て維持管理基準以下
産業廃棄物処理施設周辺等の環境調査	中間処理施設及び最終処分場の周辺河川		全て環境基準以下
ダイオキシン類削減対策事業(発生源監視等)	産業廃棄物焼却施設(7施設)	排出ガス(7施設)	0~0.018ng-TEQ/m ³ N
		ばいじん(5施設)	0.00000014~0.39ng-TEQ/g
		焼却灰(5施設)	0.00000033~6.2ng-TEQ/g

(2) 海洋ごみの適正処理体制の確保

平成21(2009)年7月に、海岸漂着物対策の推進を図るため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(「海岸漂着物処理推進法」)が制定・施行されている。

こうした中、県では、海岸漂着物等による環境、漁業、観光等への深刻な影響に鑑み、「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」を踏まえながら海岸漂着物処理推進法に基づく「山口県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成23(2011)年9月に策定している。

その後、近年の海洋プラスチックごみ対策や漂流ごみ等の処理推進などの世界的な動き及び国の取組を反映して、より確実に海岸漂着物対策を推進するため、令和3(2021)年3月、地域計画を改定し、通称名を「やまぐち海洋ごみアクションプラン」とした。

具体的取組として、市町等による海洋ごみの回収・処理対策を支援するとともに、日韓8県市道による一斉清掃の実施や、啓発パンフレット「プラスチックモンスターをやっつけよう!」の活用など、普及啓発・環境学習を通じた発生抑制対策にも積極的に取り組んでいる。

また、県民、事業者、市町等からなる「山口県海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃をはじめとする海岸の清掃活動等を県民運動として展開しており、令和7(2025)年度の海岸清掃活動等の参加人数は33,222人、ごみ回収量は290トンであった。

なお、令和6(2024)年度の河川・海岸清掃活動の参加人数は、96,514人である。



多様な主体の連携・協働による海岸清掃活動

(3) 優良産廃処理業者の育成支援

県の主催又は(一社)山口県産業廃棄物協会への業務委託により、排出事業者や処理業者を対象に講習会等を開催し、電子マニフェストや廃棄物の適正処理等の啓発、周知徹底を行い、優良事業者育成を図っている。(令和7(2025)年度講習会等参加者121人。また、講習会等の一部をオンデマンド配信で実施)

また、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすくする環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を推進するため「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の普及に努めている。

さらに、令和3(2021)年度から、優良認定を取得する環境を整備し新たな優良産廃処理業者を育成するとともに、優良産廃処理業者による人材の確保育成、就業環境の整備その他の取組を支援するための各種補助事業を実施している。

(4) 公共関与による広域処理体制の確保

公共関与による広域最終処分場の確保については、排出事業者責任の原則の下で、県、市町、関係団体、民間事業者等官民共同により整備を推進することとし、東見初広域最終処分場(平成20(2008)年11月供用開始)と新南陽広域最終処分場(平成26(2014)年4月供用開始)での産業廃棄物の全県的な受入体制により適正処理の確保に努めている。

また、将来にわたり、県内での適正処理体制が確保されるよう、既設広域最終処分場の埋立状況、県内事業者の排出状況等を踏まえ、後継の広域最終処分場の整備に向けて検討を進めることとしている。

こうした中、後継処分場の整備に長期間を要することから、廃棄物を現在受け入れている既設広域最終処分場の受入期間の延長が必要であり、その延命化手法についても検討を進めている。

(5) 処理施設設置に係る事前協議の推進

事業者及び処理業者による産業廃棄物処理施設の円滑な設置を図るため「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」に基づき、必要な指導を行っている。

また、産業廃棄物処理施設の整備やダイオキシン類対策等の施設の高度化を促進するため、県の融資制度や、その他の公的資金の活用について必要な指導等を行っている。

なお、処理技術等に関する情報を収集し、事業者及び処理業者に対して、施設の設置に係る技術指導や必要な情報提供を行っている。

(6) 災害廃棄物処理体制の確保

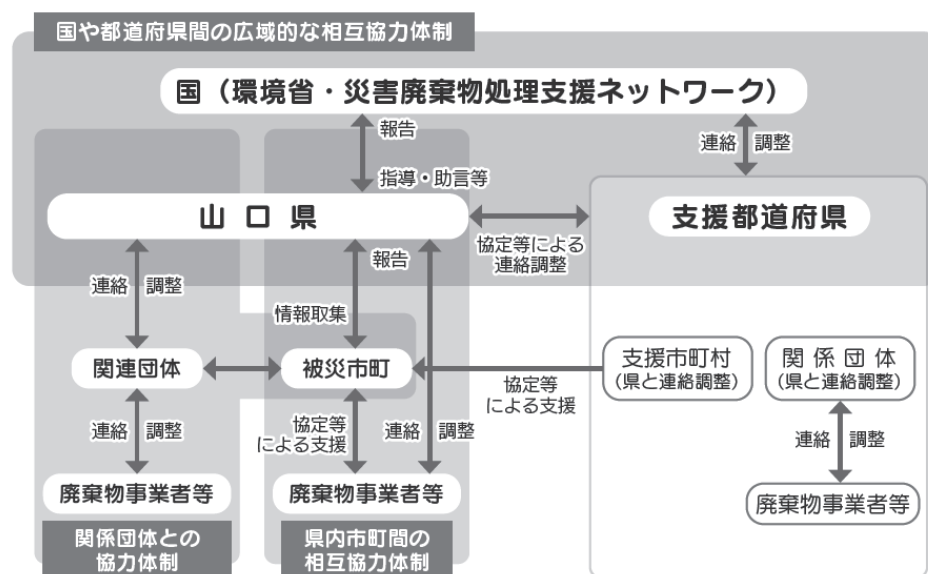
東日本大震災等の大規模災害を踏まえ、国では、「災害廃棄物対策指針（平成26(2014)年3月策定）」に基づき、各自治体に災害廃棄物処理計画の策定を求めている。

また、平成27(2015)年7月には、廃棄物処理法及び災害対策基本法を改正し、平時から発災時までの切れ目ない災害廃棄物処理の仕組みを整備している。

こうした動きを受け、県では、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に伴う災害廃棄物を迅速・適切に処理できるよう、平成28(2016)年5月に災害廃棄物処理計画を策定している。

また、今後は、広域的な処理体制の整備を図ることとしている。

図 2-8 災害廃棄物に係る国や都道府県間の広域的な相互協力体制



4. 循環型社会を担う人づくり・地域づくり

(1) 環境学習・環境教育の推進

廃棄物の３Ｒ、適正処理及び海洋ごみ対策の必要性等に関して、県民の正しい理解と協力を得て、自主的な取組が促進されるよう、市町や教育機関等と連携・協働し、学校や地域社会で環境学習・環境教育を推進することで、循環型社会の形成に関する情報の発信に努めている。

(2) 普及啓発及び情報発信

廃棄物の３Ｒに係る取組について、強力な発信力を持つ媒体と連携・協力し、普及啓発イベントの実施や、デジタルサイネージ及びＳＮＳを活用した情報発信等により、県民への周知を図っている。

第3章 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

第1節 最近の動向

私たちは、長い歴史を通じて、農林漁業などにより、多くの生き物を自然からの潤沢な恵みとして享受してきた。そして、この豊かな自然を生活に潤いをもたらす大切なフィールドとして、また、人間形成においても感性を育み、心豊かにしてくれる重要な要素として大事に守り、引き継いできた。

しかしながら、人による広範な開発や地球温暖化の進行、また、人口減少等に伴う里地里山の荒廃、外来生物の侵入等の要因により、現在、生物多様性の確保は重要な課題となっている。

国においては、平成4(1992)年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」を制定し、平成5(1993)年には「生物多様性条約」を締結しており、以降、同条約6条に基づき、「生物多様性国家戦略」の策定・改定を行ってきている。「生物多様性国家戦略」は、平成20(2008)年に「生物多様性基本法」が制定されてからは、同法11条に基づく基本的な計画としても位置付けられている。

最近の情勢として、令和4(2022)年12月に生物多様性条約締結国会議(COP15)において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、令和12(2030)年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ(自然再興)」の実現、令和32(2050)年までに「自然と共生する社会」の実現を目指し、令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を保全する30by30目標などが設定された。国においても、令和5(2023)年3月には「生物多様性国家戦略」の改定が行われ、30by30目標達成のため、民間の取組等により生物多様性の保全が図られている地域を「自然共生サイト」として認定する制度が創設されるなど、新しい世界目標の実現への対応を図ることとしている。

県では、平成25(2013)年に策定した「山口県環境基本計画(第3次計画)」の第2章第3節「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」を、生物多様性基本法に規定する「生物多様性地域戦略」として位置づけ、生物多様性の保全に向けた施策を推進してきたところであるが、こうした国の動きに呼応して、令和6(2024)年7月に「生物多様性やまぐち戦略」を改定し、30by30目標達成に資する取組等について新たに計画へ盛り込んだ。

令和6(2024)年3月には、民間団体など多様な主体による生物多様性の保全を促進するため、生物多様性地域連携促進法(平成22年法律第72号)第13条に基づく「やまぐち生物多様性センター」を設置し、令和6(2024)年11月には「やまぐち生物多様性応援宣言企業・団体登録」制度及び「やまぐち生物多様性パートナー企業・団体認定」制度を創設することで推進体制を整備した。

また、令和7(2025)年3月には「桜郷銅山跡農村公園自然共生サイト(申請者:山口県、山口市)」及び「里山ビオトープ二俣瀬(申請者:宇部市)」の2箇所が県内初の自然共生サイトとして環境大臣に認定された。

令和7(2025)年4月からは、自然共生サイトを法制化した新法・地域生物多様性増進法(令和6年法律第18号)が施行された。令和7(2025)年9月に「岩国市神東地先の人工海藻藻場(申請者:神代漁業協同組合、宇部工業高等専門学校、JFEスチール(株)、岩国市)」、「日産化学(株)小野田工場ビオトープ(申請者:日産化学(株)小野田工場)」、令和7(2025)年12月に「エコピアの森 下関・深坂(申請者:(株)ブリヂストン下関工場、下関市、山口県西部森林組合)」の3箇所が地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」として環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に認定された。

今後、県内において生物多様性保全の活動の輪を広げ、自然共生サイト認定箇所を増やしていくため、新たに創設した制度によるマッチングや「自然共生サイト」の登録に必要な情報の提供、アドバイスなどを行っていくこととしている。

このほか、希少野生動植物保護対策として、平成14・15(2002・2003)年に希少種保全の基礎資料となる「レッドデータブックやまぐち」を発行し、平成30(2018)年に「山口県レッドリスト2018」を、平成31(2019)年3月に「レッドデータブックやまぐち2019」を公開するとともに、平成17(2005)年には県希少野生動植物種保護条例を制定し、令和8(2026)年3月末現在、植物2種、動物2種を指定希少種に指定している。

また、外来種が生物多様性や県民生活を脅かす大きな要因となっているため、平成30(2018)年には、外来種の侵入状況を明らかにし、県民の関心を高め、適切な行動を促すため「山口県外来種リスト」を作成した。

一方で、近年、野生鳥獣による農林業や生活環境への被害、自然生態系への影響等が深刻な状況となっており、野生鳥獣の生息数の適正化が重要な課題となっている。このため、令和4(2022)年3月に策定した「第13次鳥獣保護管理事業計画」や「第二種特定鳥獣（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ）管理計画」に基づき、市町や猟友会と連携し、捕獲の強化や担い手の確保・育成等の総合的な対策を講じてきた。その結果、令和7(2025)年度の農林業被害額は約3億3千3百万円となり、平成22(2010)年度以降最も少ない被害額となった。このように農林業被害額は減少傾向であるが、依然として高い水準にあるため、さらなる被害額の縮減に向け、効率的な取組を進めていくこととしている。

また、優れた自然環境の保全については、ジオパーク認定に取り組む市町を支援し、平成27(2015)年9月、県内で初めて美祢市全域が「Mine秋吉台ジオパーク」として、平成30(2018)年9月には、萩市、阿武町及び山口市阿東地域が「萩ジオパーク」として日本ジオパークに認定された。さらに、「Mine秋吉台ジオパーク」については、令和8(2026)年4月にユネスコ世界ジオパークに認定され、更なる取組が進められている。

瀬戸内海側では、周防大島町地家室地先で確認された、国内最大級を誇るニホンアワサングの群生地保護等を目的に、環境省が平成25(2013)年に当該群生地周辺の海域を海域公園地区に指定し、平成29(2017)年3月には当該海域に隣接する陸域を瀬戸内海国立公園区域に編入等を行った。この貴重な資源の保護と活用を目指し、令和6(2024)年1月には環境省と周防大島町が整備を進めてきた地家室園地休憩所・拠点施設が開所するなど、地域を活性化するエコツーリズムなどの取組が進められている。

今後とも、本県の豊かで美しい自然環境が維持・保全されるとともに、生物多様性の保全に配慮した様々な取組を積極的に推進していくこととしている。

第2節 生物多様性に関する現状

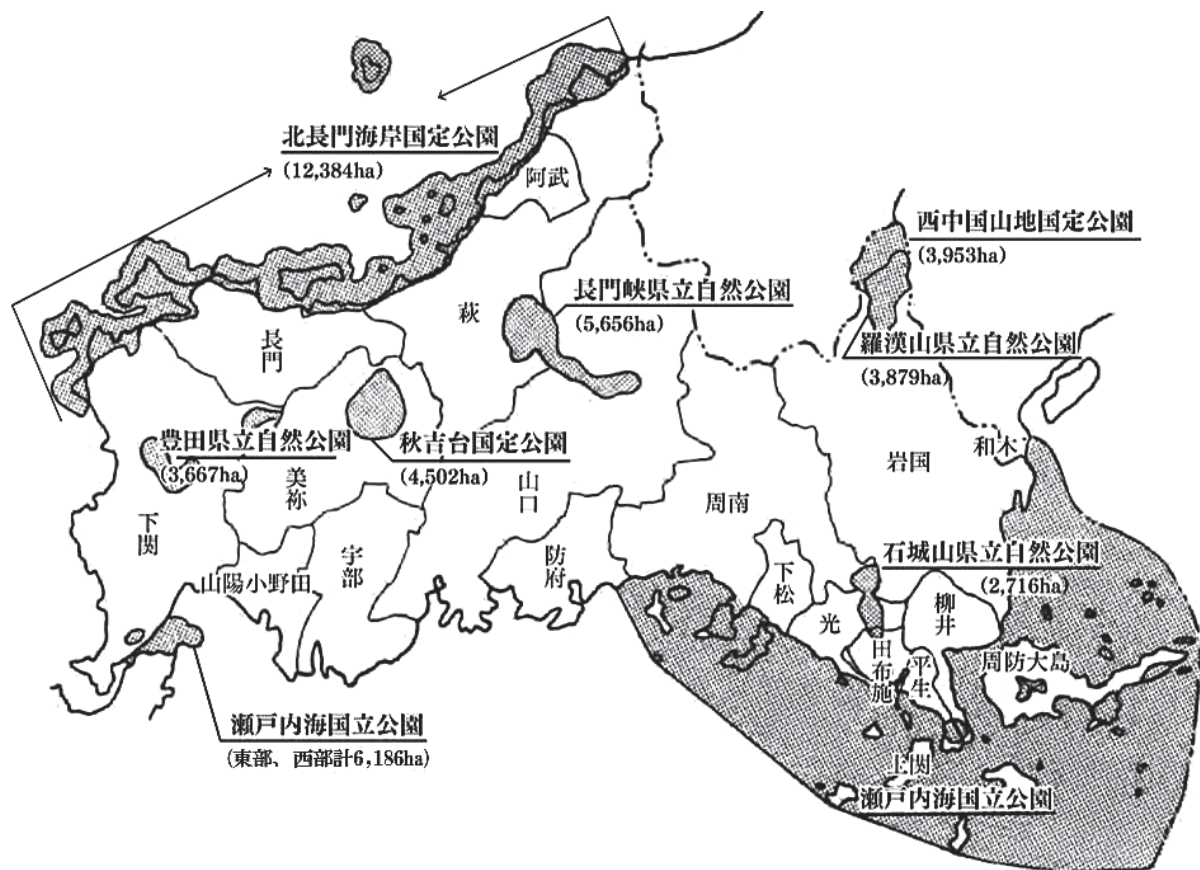
1. 自然環境

(1) 自然公園

優れた自然の景観や多様な生態系を有する良好な自然環境を保全し利用するため、瀬戸内海国立公園をはじめ、秋吉台、北長門海岸及び西中国山地の3か所の国定公園、羅漢山、石城山、長門峡及び豊田の4か所の県立自然公園が指定され、その総面積は42,943haで県土の約7%を占めている。(海域の普通地域及び海域公園地区(瀬戸内海国立公園(56.4ha)、北長門海岸国定公園(33ha)は除く。))

また、海域の貴重な動植物や景観の維持・保全を図るため、北長門海岸国定公園の萩市須佐湾地域と、瀬戸内海国立公園の周防大島町地家室沖のニホンアワサンゴ群生地を「海域公園地区」に指定している。

図3-1 自然公園の位置図



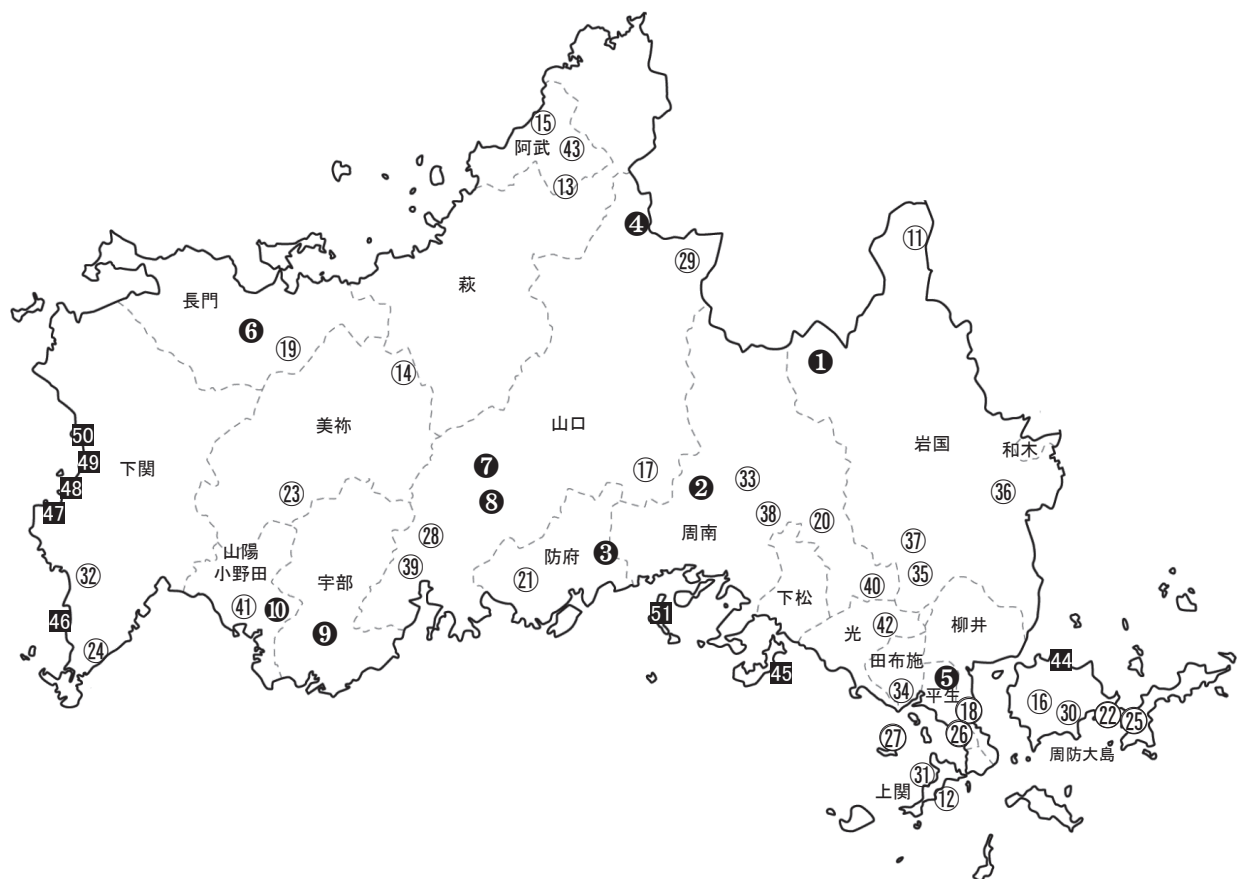
いのちと暮らしを支える
生物多様性の保全

(2) 緑地環境保全地域等

山口県自然環境保全条例に基づき、森林、湖沼、溪谷等の所在する地域のうち、良好な自然環境を形成している緑地の区域等を保全するため、10か所の緑地環境保全地域を指定するとともに、植物等で住民に親しまれているもの、学術的価値のあるものなどを自然記念物として、33か所指定している。

さらに自然の状態が保たれ、海水浴等で身近に親しまれている自然海浜の保存と適正利用を図るため、山口県自然海浜保全地区条例に基づき、8か所の自然海浜保全地区を指定している。

図3-2 緑地環境保全地域等の位置図



● 緑地環境保全地域 (計10地域)	1. 木谷峡	2. 高瀬峡	3. 阿弥陀寺・苔谷
	4. 十種ヶ峯	5. 般若寺	6. 大寧寺
	7. 天花	8. 姫山	9. 霜降山
	10. 西ヶ河内・小松尾		
○ 自然記念物 (計33箇所)	11. マンシュウボダイジュ	12. 蒲井八幡宮樹林	13. 熊田溜池のミツガシワ群落
	14. 二反田溜池のカキツバタ群落	15. 御山神社樹林	16. 志度石神社樹林
	17. 花尾八幡宮樹林	18. 無動寺樹林	19. 渋木八幡宮樹林
	20. 中須八幡宮樹林	21. 玉祖神社樹林	22. 亀島ウバメガシ群落
	23. 南原寺樹林	24. 赤間神宮紅石山樹林	25. 下田八幡宮樹林
	26. 尾国賀茂神社樹林	27. 牛島のモクゲンジ群生地	28. 中郷八幡宮樹林
	29. 徳佐上八幡宮樹林	30. 長尾八幡宮樹林	31. 白井田八幡宮樹林
	32. 龍王神社樹林	33. 二俣神社樹林	34. 高松八幡宮樹林
	35. 二井寺山極楽寺樹林	36. 椎尾八幡宮樹林	37. 梶杜八幡宮樹林
	38. 飛龍八幡宮樹林	39. 浄福寺樹林	40. 松原八幡宮樹林
	41. 吉部田八幡宮樹林	42. 東荷神社樹林	43. ミヤマウメモドキ群落
	44. 長浦自然海浜保全地区	45. 白浜自然海浜保全地区	46. 安岡自然海浜保全地区
■ 自然海浜保全地区 (計8地区)	47. 室津自然海浜保全地区	48. 小串自然海浜保全地区	49. ならび松自然海浜保全地区
	50. 犬鳴自然海浜保全地区	51. 刈尾自然海浜保全地区	

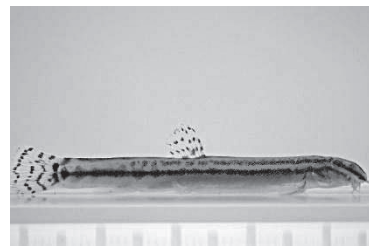
2. 希少野生動植物の保護

本県は、中央部を中国山地が走り、日本海、響灘、瀬戸内海と変化に富んだ海に開け、中国山地周辺の緑豊かな森林、多数の島や湾、砂浜や干潟など、多彩で豊かな自然に恵まれ、この自然環境の中で多くの野生動植物が生息・生育し、多様な生態系を形成している。野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものである。

しかしながら、各種開発や里地里山の荒廃等による生息・生育環境の悪化、人による捕獲・採取、地球温暖化による気候変動や外来種の侵入等により、生態系への影響や野生動植物の個体数の減少等が懸念されている。

このため、県内に生息・生育する野生動植物の保護対策を進める上で基礎資料として、「レッドデータブックやまぐち2019」を作成・公表している。

また、県内に生息・生育する希少野生動植物種の保護を円滑に推進するため、「山口県希少野生動植物種保護条例」に基づき、平成18(2006)年3月に植物2種（キビヒトリシズカ、ホソバナコバイモ）、令和4(2022)年3月に動物2種（イシドジョウ、ギフチョウ）を指定希少野生動植物種に指定している。



イシドジョウ



ギフチョウ

3. 野生鳥獣の保護・管理

(1) 野生鳥獣

野生鳥獣は、自然を構成する大切な要素として自然生態系の維持に重要な役割を担うとともに、人間にとっても豊かな生活環境を形成する重要な要素である。

このため、「第13次鳥獣保護管理事業計画」（令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間）に基づき、鳥獣の保護のための重要な地域について、鳥獣保護区や特別保護地区として指定するとともに、狩猟鳥獣の保護増殖を図るための休猟区の指定、あるいは、銃猟に適当でない場所を特定猟具使用禁止区域（銃器）として指定をしている。

(2) 特定鳥獣

本県に生息するイノシシは、狩猟資源としてはもとより、生態系を構成する要素として重要な役割を果たしている一方で、イノシシによる農林業被害の被害額の割合が最も多く、野生鳥獣の中で深刻な被害を及ぼしている。ニホンジカは、近年、生息頭数の増加や生息域の拡大が顕著であり、農林業被害が深刻な問題となっている。

こうしたことから、令和4(2022)年3月に「第5期第二種特定鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）管理計画」（令和9(2027)年3月31日までの5年間）を策定し、これらの鳥獣の管理を適正に行うための事業を進めている。

また、農業被害及び人的被害が顕在化しているニホンザルについても、令和4(2022)年3月に「第3期第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画」を策定し、適正管理に努めている。

なお、本県に生息するツキノワグマは、西中国地域（島根県、広島県、山口県）の個体群に属し、かつては生息環境の悪化と捕獲圧の増加により絶滅が危惧されていたが、令和7(2025)年度に実施した調査では、推定個体数は減少した反面、分布域は拡大した。

また、近年、人家や農地周辺への出没も増加していることから、令和4(2022)年3月に人との棲み分けに重点を置いた「第5期第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画」を策定した。

【第二種特定鳥獣管理計画の概要】

〈イノシシ〉

計画区域：山口県全域

目 標：農林作物への被害額を管理目標とし、当面の管理目標として、被害額が過去最高となった平成22(2010)年度の3億7千万円の半以下となるよう捕獲目標頭数を年間2万2千頭以上とする。

〈ニホンジカ〉

計画区域：山口県全域

目 標：管理目標（計画終期に17,000頭）を達成するため、9,000頭を目安に、毎年度実施する調査での推定生息数等に基づき、当該年度の捕獲目標頭数を設定する。

〈ニホンザル〉

計画区域：山口県全域

目 標：人身被害及び生活環境被害の根絶、農業被害の低減のため、被害防除対策を強化するとともに、効果的な捕獲を行い、加害群の加害レベルの低減を図る。

〈ツキノワグマ〉

計画区域：山口県全域

目 標：人身被害の回避及び農林作物等の被害軽減と地域個体群の安定的な存続の両立を図る。

4. 地域固有の自然資源の保全・活用

日本最大級のカルスト台地である秋吉台などが、地質学的に貴重な資源であること、その保全と活用に住民が一体となって取り組んできたことが評価され、県内で初めて平成27(2015)年9月4日に「Mine秋吉台ジオパーク」が県内で初めて日本ジオパークに認定、令和8(2026)年4月23日には国内で11件目のユネスコ世界ジオパークに認定されている。

また、北長門海岸国定公園と長門峡県立自然公園の指定区域がある萩市、阿武町及び山口市阿東地域においても、マグマ活動によって作られた地形や多くの地域住民が取り組んでいる保全、教育活動などが評価され、平成30(2018)年9月20日に「萩ジオパーク」として日本ジオパークに認定されたところであり、年間を通じて、自然の営み、地域文化の背景にある大地と人の関わりを案内するジオツアーが実施されている。

瀬戸内海側においては、周防大島町地家室地先で確認された国内最大級を誇るニホンアワサングの群生地を望む地に、令和6(2024)年1月に環境省と周防大島町が地家室園地休憩所・拠点施設を開所した。当施設には、休憩所のほかにニホンアワサングの水槽展示室、地域活動等に使用できる多目的室などが設けられ、自然体験、都市と地域の交流、環境保全学習の拠点として、地域資源を活用した取組が進められている。

第3節 県の取組

1. 豊かな生物多様性の保全と再生に向けた取組の推進

(1) 優れた自然環境の保全

ア 自然公園等地域指定による保全

自然公園には、優れた自然の風景地が多く存在するとともに、野生生物が数多く生息・生育しており、これらの貴重な自然環境を保全するため、自然の重要性に応じて、特別地域や普通地域等に区分し、それぞれの区分ごとに必要な規制を設けている。

また、自然公園を保全するとともに適正な利用を指導するため、山口県自然公園管理員、山口県自然公園指導員及び環境省所管自然公園指導員が配置されている。

秋吉台国定公園の「秋吉台地下水系」は、地下水系や洞窟内に棲息する貴重な動物などが評価され、国内の地下水系としては初めて平成17(2005)年11月8日にラムサール条約湿地に登録されている。

イ 緑地環境保全地域指定等による保全

木谷峡や十種ヶ峰をはじめ、良好な自然環境を形成している10か所の緑地環境保全地域においては、市街地からも近く、県民の憩いの場としても広く利用されており、すぐれた自然を適正に保全するため、開発行為等について届出制により必要な規制と調整を図っている。

また、これらの地域には山口県自然保護指導員をそれぞれ配置し、動植物等の捕獲・採取の取締、ごみ処理、火災予防等の指導を行っている。

ウ 自然景観の維持

県を代表する自然公園である秋吉台国定公園では、カルスト草原景観を維持するため、毎年2月に地元美祢市や住民などで組織される協議会を中心に秋吉台の「山焼き」を実施している。

(2) 希少野生動植物の保護

平成14(2002)年3月に「レッドデータブックやまぐち」を作成(陸・淡水産貝類のみ平成15(2003)年3月作成)したところであるが、作成から多くの年数が経過し、県内の野生動植物を取り巻く環境が大きく変化していることを受け、平成30(2018)年3月に「山口県レッドリスト2018」を公開したほか、このレッドリストに掲載された種の生息状況等を解説した改訂版の「レッドデータブックやまぐち2019」を平成31(2019)年3月に公表した。

また、「山口県希少野生動植物種保護条例」に基づき、指定希少野生動植物種の植物2種(キビヒトリシズカ、ホソバナコバイモ)及び動物2種(イシドジョウ、ギフチョウ)の採取等を禁止している。

希少野生動植物種の保護については、今後も、学識経験者等で構成する「山口県希少野生動植物保護対策検討委員会」の委員等による調査等を行い、必要があれば、県民等の意見を踏まえ、新たな指定等を行うこととしている。

なお、希少野生動植物の保護対策に当たっては、幅広い県民との協働が不可欠なため、平成17(2005)年から保護に熱意を有する県民等を希少野生動植物種保護支援員として登録するとともに、情報提供や研修の実施等による活動支援を行っている。(令和8(2026)年3月末登録者数1,356人)

(3) 野生鳥獣の保護・管理

ア 野生鳥獣の保護

令和7(2025)年度は、鳥獣保護区7箇所(更新7箇所)、特別保護地区5箇所(再指定5箇所)を指定するとともに、休猟区4箇所、特定猟具使用禁止区域(銃器)2箇所(継続指定2箇所)を指定している。

引き続き、令和4(2022)年3月に策定した「第13次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、総合的な鳥獣保護施策を推進している。

表3-1 鳥獣保護区等指定状況 (R8.3月末現在)

区 域	箇所数	面積(ha)
鳥獣保護区	79	50,660
特別保護地区	32	1,664
休猟区	9	15,807
特定猟具使用禁止区域(銃器)	62	80,897
猟区	1	13,715
くくりわな架設禁止区域	1	7,832
鉛製銃弾使用禁止区域	1	85

イ 特定鳥獣(イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ)の管理

令和4(2022)年3月に策定した「第5期第二種特定鳥獣(イノシシ・ニホンジカ)管理計画」(令和9(2027)年3月31日までの5年間)に基づき、市町や猟友会と連携し、狩猟免許取得経費の助成や、銃猟免許取得者に向けた研修会の開催など捕獲の担い手の確保・育成を進めるとともに、シカについては、県が事業主体となった指定管理鳥獣事業による個体数調整など捕獲の強化に取り組んでいる。ツキノワグマについては、令和6(2024)年4月に指定管理鳥獣に追加されたことから指定管理鳥獣対策事業を活用し、西中国地域個体群の安定的な維持を図りつつ、出没の対応などの被害防止対策に取り組んでいる。

この結果、野生鳥獣による農林業被害額は令和7(2025)年度には約3億3千3百万円に減少している。

(4) 外来種対策の推進

本県に生息する野生動植物の中には、海外などから持ち込まれた外来種が数多く存在し、これらの中には、生態系や人の生命・身体、農林水産業などに被害を及ぼすおそれのある特定外来生物が含まれている。

こうした中、県内への外来種の侵入状況を明らかにし、様々な主体が行う外来種対策の基礎資料とするとともに、県民の外来種問題への関心を高め、適切な行動を促すためのツールとして、平成30(2018)年3月に「山口県外来種リスト」を作成・公表し普及啓発を行っている。

特に、特定外来生物であるアライグマとヌートリアについては、県内に定着し農林水産業等に多大な被害を及ぼしていることから、令和3(2021)年4月に外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定し、市町が行う防除を支援している。

また、他の特定外来生物が発見された場合は、国や市町と連携し、生息・生育状況等を把握した上で早期の防除を行うほか、引き続き、外来生物被害予防3原則である「入れない」「拡げない」「捨てない」の普及と防除の両面から外来種対策に取り組んでいる。

(5) 豊かな森林づくりの推進

ア 緑化運動の推進

森林や身近な空間にある緑は、人々の生活に安らぎと潤いを与え、快適で住みやすい環境づくりに欠かせないものである。このため、市町や関係団体などと連携を図りながら、緑化運動を推進しており、緑化功労者表彰や緑化関係コンクールなど、緑化の重要性をPRするための取組を展開している。

イ 水源かん養機能を発揮できる多様な森林整備

(7) 育成複層林等の整備

森林の持つ水資源のかん養機能を高度に発揮させるため、育成複層林の整備を推進し、平成17(2005)年度からは、やまぐち森林づくり県民税を活用し、荒廃した森林の機能回復を図るなど健全で多様な森林づくりに努めている。

令和7(2025)年度は、18.24haの育成複層林の整備を行っている。

(イ) 自主的な森林づくり活動の促進

水源かん養機能について理解を深めてもらうとともに、企業の自主的な森林づくり活動を促進するため、利水企業を中心とした県内企業のボランティアによる除伐などの活動を支援している。令和7(2025)年度は県下5地区において59社、292名の参加により、約2.8haの森林が整備されている。

(6) 里山・里海の保全・再生

ア 里山保全活動の推進

里山を活用した農山村と都市との交流や県民の森林づくり活動への参画を促進するため、やまぐち森林づくり県民税を活用し、森林ボランティア団体等が行う森林整備活動や森林環境教育等を支援している。

イ 藻場・干潟等の保全活動の促進

近年、漁業者の減少等による管理能力の低下に加え、地球温暖化等の自然環境の変化により藻場・干潟の本来有する機能が低下している。このため、平成21(2009)年度から藻場・干潟保全活動を行う活動組織を支援する事業(平成28(2016)年度からは漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業、沿岸域環境改善支援事業により継続実施)を活用し、県内の保全活動を促進している。

(7) 身近な緑の保全・創出

ア 都市公園等の整備

安定成熟した都市型社会における住民の価値観の多様化等に対応し、安全で快適かつ機能的な都市生活を確保するため、都市の緑を提供する場として、またスポーツやレクリエーション、文化活動さらに、災害時の避難などの多様なオープンスペースとして、都市公園を計画的に整備することが、重要な課題となっている。

県では、国の諸施策に基づき、計画的整備を進めた結果、昭和46(1971)年度末では3.0㎡であった都市計画区域内住民1人当たりの都市公園等面積は、令和7(2025)年度末には17.4㎡と拡大している。

今後は、緑のオープンスペースを確保しつつ、ユニバーサルデザインにも配慮した既存公園の質的向上を引き続き進める。

表3-2 県立都市公園整備事業の状況

(R8.3月末現在)

公園名	種 別	場 所	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)
亀 山 公 園	総 合	山口市	11.7	9.2 (4.9)
維新百年記念公園	広 域	山口市	67.0	43.5
山口きらら博記念公園	広 域	山口市	130.3	130.3
片添ヶ浜海浜公園	広 域	周防大島町	33.9	30.5
萩ウェルネスパーク	運 動	萩市	18.6	18.6

注) () 内は、市営公園での開設面積で内数

イ 緑地協定制度等の活用

近年、都市への人口や諸機能の集中により、やすらぎやうるおい、自然とのふれあいなど心の豊かさを求める住民ニーズが高まっており、都市における緑とオープンスペースの整備・管理が重要な課題となっている。

緑地協定は、市民が主体的に、地域における緑豊かな生活環境を創るために、緑化又は緑地に関する事項について定めるものとして、都市緑地法に基づいて設けられた制度である。県では、この制度により、令和6(2024)年度末時点で、下関市(0.52ha)、山口市(34.2ha)、防府市(2.1ha)、岩国市(0.8ha)、周南市(12.0ha)及び山陽小野田市(1.8ha)において、市が緑地協定を認可しており、緑化の推進、緑地の保全を図っている。

ウ ふるさとの緑の保全

風致地区は、樹林地、溪谷、水辺、池等を主体とする自然的要素に富んだ土地を対象として定められており、現在、下関市、宇部市、山口市、岩国市及び山陽小野田市において、20地区が指定されている。

また、特別緑地保全地区は、都市計画区域内における良好な自然環境を有する緑地において、建築行為など一定の行為を制限することにより、その環境を保全することを目的として定める地区であり、現在、宇部市において1地区が指定されている。

今後とも、必要に応じて風致地区、特別緑地保全地区等の指定により、身近なふるさとの緑を保全するとともに、里山の雑木林や鎮守の森などを、地域ぐるみの参加によって保全、整備し、良好な都市環境の整備を図ることとしている。

エ 道路緑地の整備

交通量の大幅な増大や急激な都市化は、緑を減少させ、自然環境はもとより、生活環境も悪化させている。緑を取り戻す方策として、市街地幹線道路には植樹帯を設け、歩道には植樹を施し、道路を含めた生活環境の改善を図っている。令和7(2025)年4月時点の道路緑地の整備状況は、延長288.6kmである。

今後も、道路緑地空間の適切な管理により、美しく親しみとうるおいのある道路景観を創造することとしている。

(8) 水質（清流）の保全

各主体の連携・協働による河川や海の保全活動等の促進、地域の実情に応じた生活排水対策の推進等により、水質の浄化や維持に関する取組を進めている。

(第4章第2節の2、第6章の3を参照)

(9) 森・里・川・海を育む流域づくりの推進

ア やまぐちの豊かな流域づくりの推進

上流の森林から、中流域の農地・市街地、下流域の干潟や海に至るまでの流域全体を捉え、平成15(2003)年3月、榎野川流域をモデルに「やまぐちの豊かな流域づくり構想」を策定し、流域に関わる全ての主体が協働・連携して、流域づくりを進め、『森・里・川・海を育み、また、森・里・川・海に育まれながら、ふるさとの川でつながる循環共生型社会を目指す』こととしている。

また、この取組を他流域にも広め、地域の実情に応じた特色ある地域づくりを進めることとしている。

(7) 上流域（源流の森づくり）

榎野川流域では、荒廃森林の整備や自然観察会等の森林ボランティア活動などが行われており、森林の整備を通じて地域の活性化、里山の再生等を図るとともに、水資源確保に繋がることが期待されている。

(イ) 中流域（魚道の整備）

樫野川は、治水・利水を目的とした堰や床止工等の横断工作物が数多く設置されており、魚や水生生物の遡上及び降下に対して少なからぬ影響を与えている。

また、樫野川以外の河川においても、昔に作られた護岸や堰には、生き物に配慮すべき改善箇所が多く存在する。

そこで、平成19(2007)年に学識者、漁協、県関係部局により「水辺の小わざ」の本を刊行し、小規模でありながらもその水辺にふさわしい効率的な改善策を様々な視点で工夫する、山口県独自の取組を行っている。

(ウ) 下流域（山口湾の干潟・藻場の再生）

樫野川が注ぎ込む山口湾は、かつて宝の海といわれていたが、アサリや魚類が激減し、生息する鳥類も減少するなど、漁業や生態系の面からも好ましくない状況となっていた。

そのため、平成16(2004)年に産学官民からなる「樫野川河口域・干潟自然再生協議会」を設立し、干潟の詳細調査や実証試験を行い、干潟再生手法の検討等を行ってきた。その結果、実証試験区では干潟再生の指標としているアサリが漁獲サイズまで成長するなどの成果を得ている。

平成24(2012)年度からは、企業の協賛や国の補助金を活用してきたが、平成30(2018)年度からは、募金やファンクラブの運用を開始し、山口湾や樫野川流域における持続可能な再生活動に取り組んでいる。

なお、樫野川河口域・干潟自然再生協議会の取組は以下のURLで紹介している。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/41/20713.html>



山口湾における里海再生活動



いのちと暮らしを支える
生物多様性の保全

イ 豊かな漁場の維持を図るための総合的な取組

(ア) 広葉樹等の植樹活動の促進

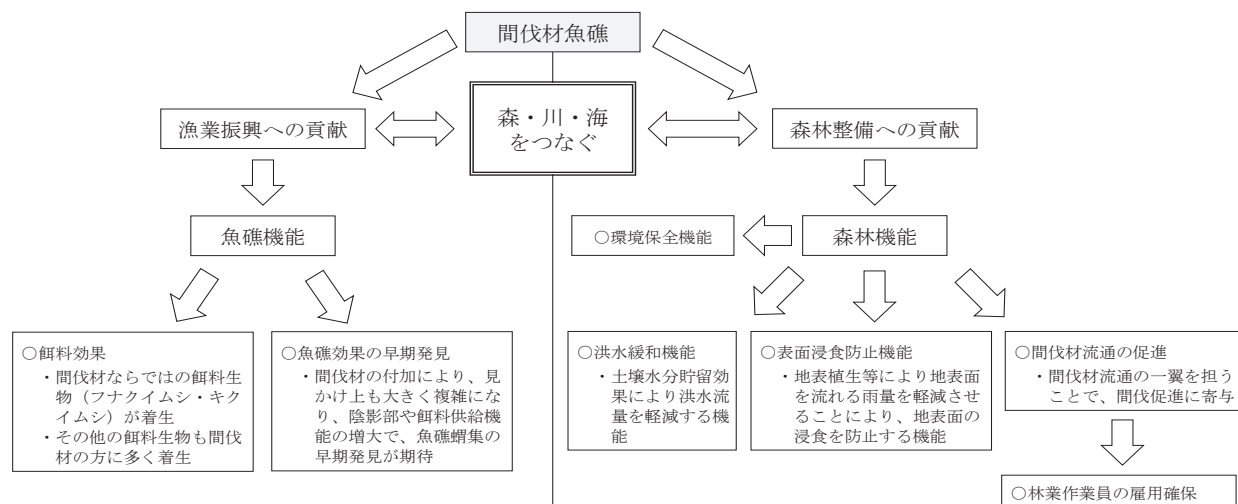
広葉樹植栽等の森林整備の促進は、豊かな漁場の維持・形成に繋がることから、林業関係者と漁業関係者が連携した森林づくり活動へ指導者の派遣などを行っている。

なお、令和7(2025)年度は、14.74haの広葉樹の造林を行っている。

(イ) 間伐材を利用した漁場整備

「森・川・海」の連携を基本理念として、魚類の蛸集に効果の高い「間伐材魚礁」を漁場整備事業に積極的に活用することにより、漁業振興を図るとともに森林整備にも寄与することとしている。

図3-3 間伐材魚礁の概念図



(10) 天然記念物の保護・管理

学術上価値の高い動植物及び地質・鉱物並びにそれらに富む区域は、国、県、市町で天然記念物として文化財に指定し、保護を図っている。採取、捕獲及び開発工事等、現状を変更する行為や保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化庁長官等の許可が必要となっており、許可条件として天然記念物に影響の少ない計画や工法が求められる。

また、地域の人々と天然記念物との新たな共生関係を創出する天然記念物再生事業や文化財保護管理指導員によるパトロール事業などによって保存を図っている。

(11) 気候変動対策の推進

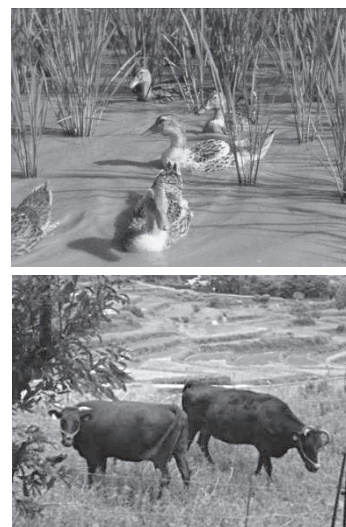
気候変動による生物多様性への影響緩和に向け、「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画改定版）」に基づき、県民、事業者、大学・研究機関、行政等の主体的な取組のもと、気候変動対策に取り組んでいる。（第1章を参照）

2. 生物多様性に配慮した社会経済活動の推進

(1) 環境負荷低減事業活動の推進

令和5（2023）年3月に策定した「山口県農林水産業環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」に基づき、土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動や、温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動などの取組を推進しており、具体的な取組例は次のとおりである。

- 堆肥等有機質資材の適正施用技術による土づくり
- 定期的な土壌診断の実施と診断結果に基づく土づくりや有機質肥料、肥効調節型肥料の施用など化学肥料低減技術の導入
- 天敵を含む生物農薬、フェロモン剤の利用、土壌還元消毒等による化学農薬低減技術などの総合防除（IPM）手法の導入
- 家畜排せつ物の堆肥化や山口型放牧の導入
- ヒートポンプ、環境制御装置、遮熱資材の導入
- 水田での秋耕等の実践
- 温室効果ガス排出削減に繋がる飼養体系の転換 など



環境に配慮した農業

(2) 開発事業等における配慮

ア 農村地域

(7) 農用地

農村の自然環境を保全するためには、農地・農業用水等の地域資源を適切に保全管理する必要がある。

このため、遊休農地の保全管理、生態系及び水質保全、景観形成等の活動さらに環境負荷低減に向けた営農の実施による農用地等の保全と活用を進めている。

(イ) ため池や農業用水路

本県には、約7,400か所（全国第5位）のため池があり、これらのため池を保全するためには、施設の適切な維持管理が必要である。

また、ため池や農業用水路は、多様な生態系を育んでいるとともに自然環境とのふれあいの場としての機能を有している。これらの整備にあたっては地域住民や有識者の意見を反映させつつ、自然環境に配慮した、バランスのとれた整備に努めている。

イ 道路

道路事業の着手に当たっては、「環境チェックリスト」により環境に関する諸状況のチェックを行い、必要に応じて適切な対策を講じた上で事業を実施している。特に、大規模な道路改築事業については、設計段階から猛禽類等の希少動植物を現地調査し、影響を最小限とする適切なルートの選定や繁殖期を避ける施工時期などの検討を行っている。

工事の実施に当たっては、沈砂池の設置や低騒音型機械の使用など、野生動植物への影響を考慮した対策に努めている。

ウ 河川環境

(7) 河川

河川の改修にあたっては、水生生物が棲みやすいように瀬や淵を残し、併せて自然石や自然の川岸を活かし、美しい自然環境を保全あるいは創出する「多自然川づくり」を広く取り入れ、県民に親しまれ、こども達が身近に感じるような河川整備を進めている。

(イ) ダム

近年、自然環境、レクリエーション等に対する県民の要望が高まる中で、ダム、ダム湖及びその周辺地域は、水と緑のオープンスペースとして、その利活用の推進、自然環境の保全等に努めている。

(ウ) 溪流

県内には、これまで幾度となく土石流災害が発生し、地域住民に脅威を与えてきた溪流が多数存在するため、土石流対策施設の整備を促進する必要がある。一方、これらの溪流には、景観や生態系等自然環境が優れているものも多く存在し、人々の憩いの場ともなっている。

このため、県では県内を11水系・地域に区分して、自然環境・景観及び溪流の利用に配慮した「溪流環境整備計画」を策定し、環境に配慮した適切な砂防事業を実施している。

エ 海岸・漁港等

経済社会の発展に伴い、生活環境を向上し、豊かさを実感できる社会を創造するための基盤整備が強く求められている。

海岸の整備は、生態系や景観等に配慮した工事を行うとともに、階段式護岸や養浜など、親水空間や干潟の浄化機能等を付加した整備を行っている。

また、港湾においては、住民に親しまれるうるおい豊かな生活空間の創造を目指し、公園や広場、遊歩道、散策や釣りなどのできる親水護岸など快適なウォーターフロントを形成する核として、港湾緑地等を整備している。

漁港地域においては、環境向上に必要な施設を整備するとともに、景観の保持、美化を図り、快適で潤いのある漁港の環境をつくることを目的として、これまで漁港環境整備事業及び漁港海岸環境整備事業を実施している。

オ 都市

生物多様性の確保には、都市計画区域マスタープランや緑の基本計画に基づき、緑地や水辺を適切に配置し、生態系ネットワークの形成を図る必要がある。

具体的には、都市公園整備事業等により緑地の保全を図るとともに、自然的環境を創出することにより、水と緑のネットワークの形成に努めている。

3. 行動できる人材の養成と多様な主体の取組の促進

(1) 普及啓発と多様な主体の取組の促進

生物多様性の重要性を県民と共有するためには、県民一人ひとりが自然のすばらしさを体験し、自然の大切さを理解することが重要である。

このため、愛鳥モデル校の指定や愛鳥週間ポスターの募集・表彰、探鳥会、環境学習推進センターやきらら浜自然観察公園などでの自然体験学習、山口県緑の少年隊等交歓大会の開催など、様々な機会を活用し、多様な自然との出会いやふれあい活動、自然が持つ働きの学習を進めている。

また、県内で自然環境を保全・活用している団体や個人が設立した「やまぐち自然共生ネットワーク」によるリレーミーティングの実施や、自然とふれあう行事等をWebサイトで紹介するなど、自然保護への関心を高めるとともに、多様な主体による取組の促進に努めている。

さらに、希少野生動植物種の保護に熱意を有する県民を「希少野生動植物種保護支援員」として登録し、自然とのふれあい活動などの情報提供を行うほか、研修等の実施により、自然保護活動に主体的に取り組む人材を育成している。

今後も、自然保護活動団体等と連携し、これまで継続してきた活動等の積極的な展開を図り、自然保護への関心をさらに高める取組を進めていくとともに、行動できる人材の育成に努めていく。

(2) 自然と人とのふれあいの確保

自然公園の優れた風景や中国自然歩道沿線の豊かな自然環境等を広く県民が快適に利用できるよう、自然公園施設整備計画に基づき、自然公園施設や県内延長402kmの中国自然歩道の整備を行うとともに、その利用促進に努めている。

表3-3 自然公園施設整備状況及び計画

公園名	施設名	所在地	内容	整備年度
北長門海岸国定公園	虎ヶ崎園地	萩市	案内板改修	R5
北長門海岸国定公園	龍宮の潮吹園地	長門市	展望施設等改修	R6～R9
秋吉台国定公園	北秋吉台博物展示施設	美祢市	野外ステージ改修	R7、R8

※令和10(2028)年度以降の計画は令和9(2027)年度に策定する。

表3-4 山口県自然公園等利用者数

(単位：千人)

公園名	R2	R3	R4	R5	R6
瀬戸内海国立公園	765	775	998	1,186	1,218
国立公園小計	765	775	998	1,186	1,218
西中国山地国定公園	45	41	35	32	30
北長門海岸国定公園	1,514	1,442	1,789	1,857	1,908
秋吉台国定公園	533	555	628	677	929
国定公園小計	2,092	2,038	2,452	2,566	2,867
羅漢山県立自然公園	21	19	12	8	6
石城山県立自然公園	63	96	33	49	55
長門峡県立自然公園	599	603	634	557	657
豊田県立自然公園	74	67	90	88	83
県立自然公園小計	757	785	769	702	801
合計	3,614	3,598	4,219	4,454	4,886

(3) 地域固有の自然資源を保全しながら活用する持続可能な地域づくりの推進

平成20(2008)年4月に施行された「エコツーリズム推進法」に沿って、自然公園がある市町を中心にエコツーリズムが推進されている。

本年度も県下の市町や地域における取組に対して積極的に情報提供や人材育成等を行い、地域の推進体制の確立等に努めることとしている。

(4) 生物多様性に関する環境学習・環境教育の推進

環境学習推進センターで実施する環境学習等において、生物多様性を保全することの重要性を啓発し、県民の生物多様性への理解の促進を図っている。(第5章を参照)

コラム 榎野川河口域 アマモ場の保全に向けて

山口県と山口市が事務局を務める「榎野川河口域・干潟自然再生協議会」は、平成16(2004)年度から活動を開始し、山口湾を中心に榎野川水系の豊かな流域づくりに向けた取組を展開しています。

令和4(2022)年度からは、新たにブルーカーボンワーキンググループを編成し、山口湾のアマモ場を保護・再生する取組を開始しました。アマモ場は、生き物の産卵場になるなど生物多様性に富む重要な環境となるだけでなく、二酸化炭素を海底に貯留(ブルーカーボン)する効果も有しており、その保全・再生には多面的な効果が期待されています。

皆さんも、活動に参加して山口湾の恵み(年々増えていくであろうアマモ場)を実感してみましょう！



山口湾のアマモ場(干潮時)



アマモ花枝採取会の様子

第4章 生活環境の保全

第1節 生活環境に関する現状

1. 大気環境

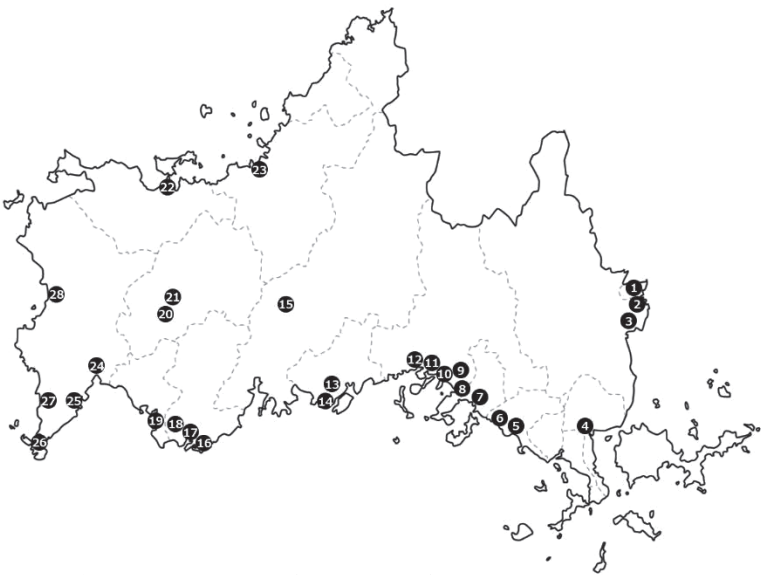
(1) 環境基準等の達成状況

県では、環境基準の達成状況の把握等のため、大気測定局で常時監視を行っている。

令和7(2025)年度は、県設置23局、下関市設置5局の計28局で測定を行っている。

また、主な大気汚染物質の経年変化は、近年、ほぼ横ばいか減少傾向を示している。

図4-1 大気測定局



注) 図中の番号は次表の測定局の番号と一致している。

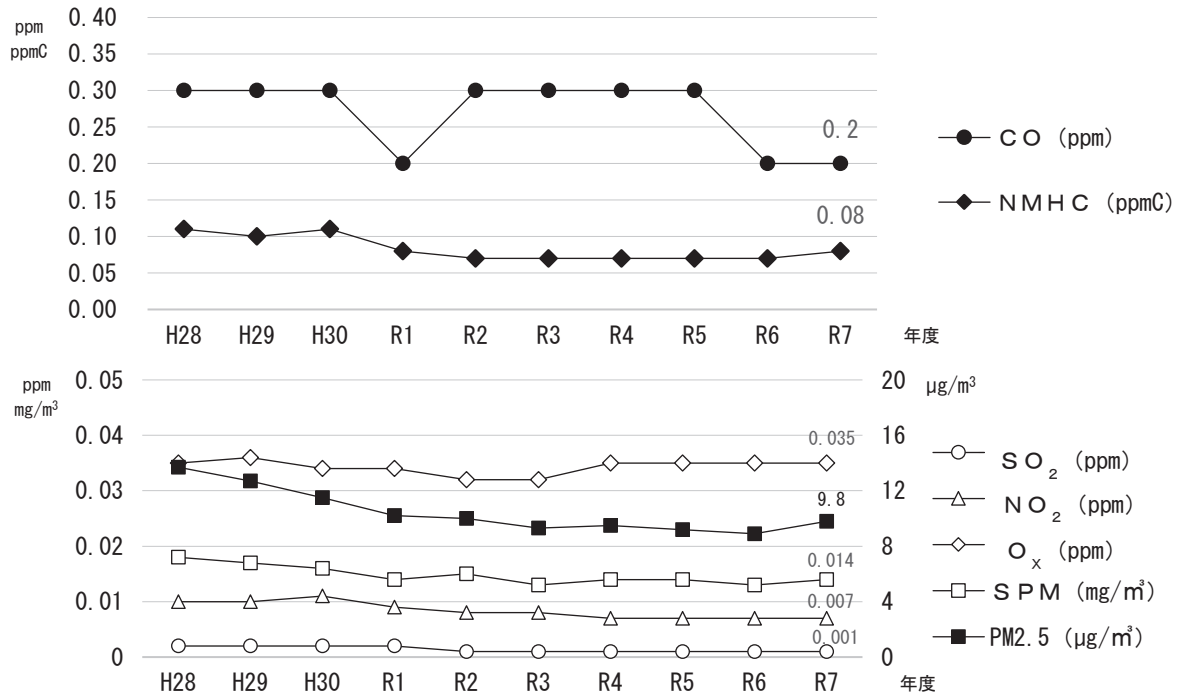
表4-1 大気汚染に係る環境基準等達成状況(令和7年度)

区分	地区区分	測定局			二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	微小粒子状物質	設置主体
		No.	名称	所在地								
一般環境大気測定局	岩国・和木	1	和木コミュニティセンター	和木町	○	○		○	×		○	山口県
		2	麻里布小学校	岩国市	○	○		○	×	×	○	
		3	愛宕小学校	〃	○	○		○	×		○	
	柳井	4	柳井市役所	柳井市	○	○		○	×		○	
	周南	5	光高校	光市	○	○		○	×	○	○	
		6	浅江中学校	〃	○	○		○				
		7	下松市役所	下松市	○	○		○	×	×		
		8	櫛浜小学校	周南市	○	○		○			○	
		9	徳山商工高校	〃	○	○		○				
		10	周南総合庁舎	〃	○	○	○	○	×	×		
		11	浦山送水場	〃	○	○		○			○	
		12	宮の前児童公園	〃	○	○		○	×	○		
	防府	13	防府高校	防府市	○	○		○	×	○	○	
		14	中関小学校	〃	○	○		○			○	
	山口	15	環境保健センター	山口市	○	○		○	×			
		16	岬児童公園	宇部市	○	○		○			○	
	宇部・小野田	17	宇部総合庁舎	〃	○	○	○	○	×	○		
		18	厚南市民センター	〃	○	○		○	×		○	
	美祿	19	須恵健康公園	山陽小野田市	○	○		○	×	×	○	
		20	美祿青嶺高校	美祿市	○	○		○				
	長門	21	美祿さくら公園	〃	○	○		○	×	×	○	
		22	長門土木建築事務所	長門市					×			
	萩	23	萩健康福祉センター	萩市					×		○	
		24	小月局	下関市	○			○			○	下関市
	下関	25	長府局	〃	○	○	○	○		×	○	
		26	彦島局	〃	○	○		○	×	○		
		27	山の田局	〃	○	○		○	×		○	
		28	豊浦局	〃		○		○	×		○	
	環境基準等達成局数/全測定局数				25/25	25/25	3/3	26/26	0/19	5/11	20/20	

注1) ○：環境基準達成 △：環境基準の長期的評価達成 ▲：環境基準の短期的評価達成 ×：環境基準超過

注2) 非メタン炭化水素については、○：指針値達成 ×：指針値超過

図4-2 主な大気汚染物質の経年変化（年平均値）



注1）有効測定局数は、測定時間が年間6,000時間以上の測定局のこと。なお、有効測定局数は年度により異なる。

注2）光化学オキシダント（O_x）は、昼間（5時～20時）の1時間値の年平均値を示す。

ア 二酸化硫黄（SO₂）

令和7（2025）年度は、全測定局で環境基準を達成している。

過去10年間に於いては、平成30（2018）年度及び令和4（2022）年度の短期的評価を除き、全測定局で環境基準を達成している。

イ 二酸化窒素（NO₂）

令和7（2025）年度は、全測定局で環境基準を達成している。

過去10年間に於いても、全測定局で環境基準を達成している。

ウ 一酸化炭素（CO）

令和7（2025）年度は、全測定局で環境基準を達成している。

過去10年間に於いても、全測定局で環境基準を達成している。

エ 浮遊粒子状物質（SPM）

令和7（2025）年度は、全測定局で環境基準を達成している。

オ 光化学オキシダント（O_x）

令和7（2025）年度は、全測定局で環境基準を達成していない。

なお、光化学オキシダントの環境基準が令和8（2026）年1月に改定され、令和8（2026）年度から新基準（8時間値が0.07ppm 以下かつ日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm）の適用を受けることとされている。

令和7（2025）年度の達成状況については、旧基準（1時間値が0.06ppm 以下）により評価している。

カ 微小粒子状物質（PM2.5）

令和7（2025）年度の質量濃度は、全測定局で環境基準を達成している。
また、周南総合庁舎及び環境保健センターの測定局で採取した試料について、イオン成分、無機元素成分、炭素成分の分析を実施している。

キ 炭化水素（NMHC）

令和7（2025）年度は、5測定局において非メタン炭化水素の指針値を下回っている。

ク 有害大気汚染物質

令和7（2025）年度は、環境基準が定められているベンゼン等、4物質については全ての地点で環境基準を達成しており、指針値が設定されているアクリロニトリル等11物質についても、全て指針値を下回っている。

表4-2 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（令和7年度）（単位：μg/m³）

物質名	測定地点名 岩国市立 麻里布小学校	周南総合 庁舎	宇部総合 庁舎	下関市 環境部管理棟	下関市立 角島診療所	環境基準	指針値
ベンゼン	0.62	0.72	0.71	0.78	0.48	3以下	—
トリクロロエチレン	0.010	0.056	0.0055	0.012	0.007	130以下	—
テトラクロロエチレン	0.009	0.009	0.012	0.028	0.022	200以下	—
ジクロロメタン	0.95	1.1	0.84	0.83	0.80	150以下	—
アクリロニトリル	0.063	0.087	0.057	0.029	0.025	—	2以下
アセトアルデヒド	2.0	2.6	1.4	1.1	0.95	—	120以下
塩化ビニルモノマー	0.093	1.9	0.11	0.063	0.022	—	10以下
塩化メチル	1.4	1.6	1.5	2.1	2.1	—	94以下
水銀及びその化合物	0.0015	0.0019	0.0014	0.0015	0.0013	—	0.04以下
ニッケル化合物	0.0020	0.0032	0.0021	0.0021	0.0015	—	0.025以下
ヒ素及びその化合物	0.0015	0.0014	0.0016	0.0010	0.0009	—	0.006以下
1,3-ブタジエン	0.052	1.7	0.033	0.050	0.045	—	2.5以下
クロロホルム	0.23	0.35	0.14	0.13	0.11	—	18以下
1,2-ジクロロエタン	0.25	0.96	0.27	0.21	0.17	—	1.6以下
マンガン及び無機マンガン化合物	0.011	0.011	0.016	0.011	0.005	—	0.14以下

注）毎月1回測定した結果の年間平均値

(2) 汚染物質の排出状況

ア 燃料使用量

工場・事業場に設置されるばい煙発生施設等における、令和7（2025）年度の燃料総使用量は、11,630.8千kLであり、令和6（2024）年度と比較して12.7%減少している。

図4-3 燃料使用量（重油換算値）

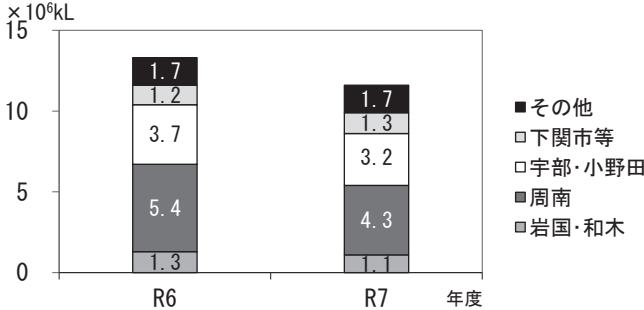


表 4－3 燃料使用量（令和 7 年度） (単位：千 kL)

法等区分	種類地域	重油	軽油・原油	灯油・ナフサ	石炭	L P G	L N G	その他	計 (重油換算)
法	岩国・和木	109.0	0.0	0.9	6.4	6.2	34.4	959.7	1,126.1
	周南	165.1	0.2	5.5	4,354.0	23.6	59.3	939.5	4,262.9
	宇部・小野田	206.4	0.6	151.8	3,342.2	11.2	0.0	505.3	3,201.8
条例	下関市等	46.6	0.1	7.0	845.8	5.2	18.0	652.2	1,326.8
その他		161.4	0.0	10.5	540.6	4.0	763.9	165.9	1,713.1
計		688.5	0.9	175.7	9,089.0	50.2	875.6	3,222.6	11,630.8
計(重油換算)		688.5	0.9	158.1	6,362.2	60.1	1,138.2	3,222.6	11,630.8

注 1) その他の種類の燃料については重油換算値
注 2) 重油換算係数：軽油・原油0.95、灯油・ナフサ0.90、石炭0.70、L P G1.20、L N G1.30
注 3) 法等区分 法：大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物に係る総量規制地域
条例：山口県公害防止条例に基づく硫黄酸化物に係る総量規制地域。下関市等（下関市、防府市、美祢市の合計）

イ 硫黄酸化物（SO_x）

令和 7（2025）年度の硫黄酸化物総排出量は7,507トンで、令和 6（2024）年度と比較して17.6％減少している。

ウ 窒素酸化物（NO_x）

令和 7（2025）年度の窒素酸化物総排出量は37,219トンで、令和 6（2024）年度と比較して5.0％減少している。

エ ばいじん

令和 7（2025）年度のばいじん総排出量は、1,147トンで、令和 6（2024）年度と比較して1.3％減少している。

図 4－4 硫黄酸化物排出量

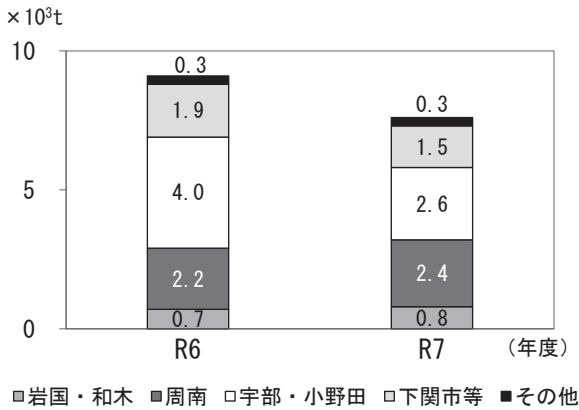


図 4－5 窒素酸化物排出量

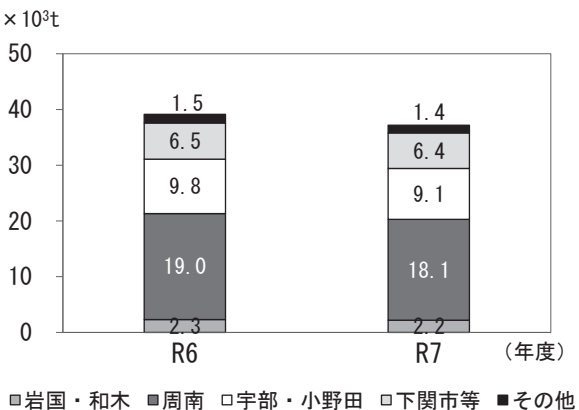
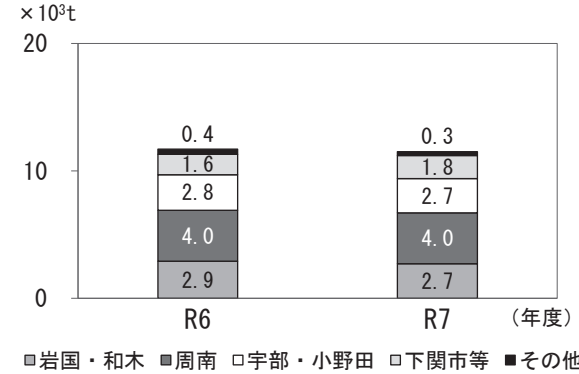


図 4－6 ばいじん排出量



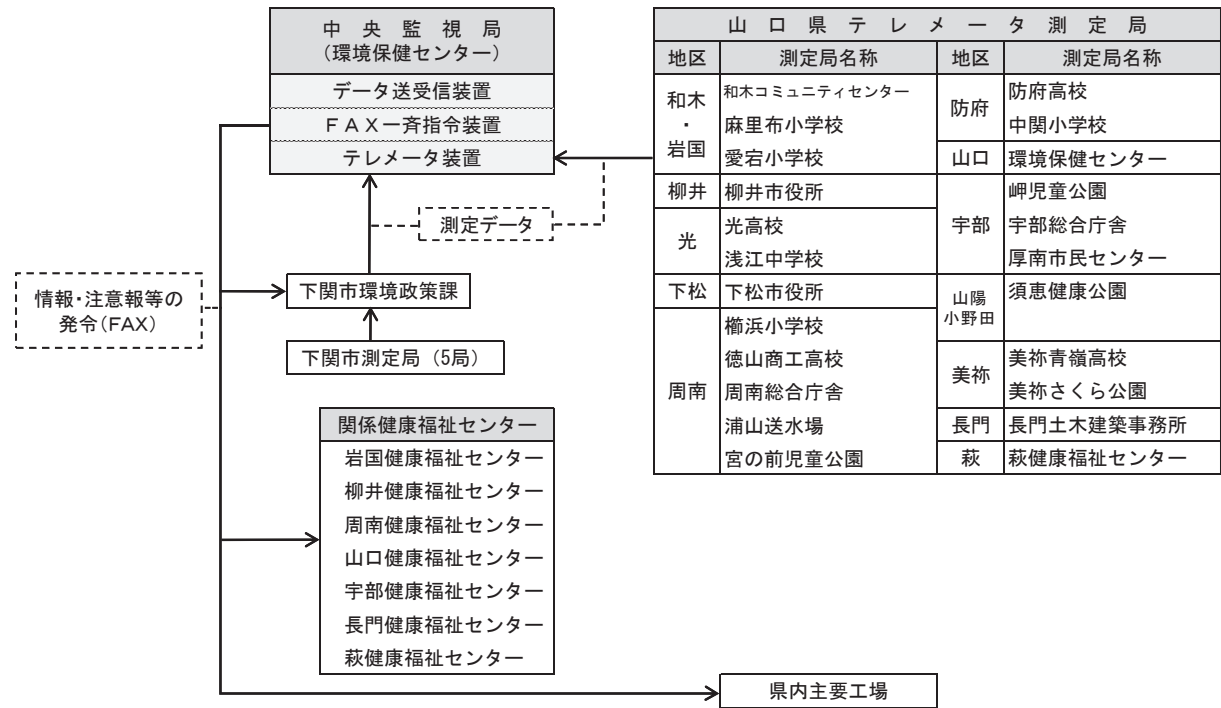
(3) 監視測定体制

常時監視測定データはインターネットを通じて県民にリアルタイムで提供している。

また、光化学オキシダント情報・注意報等の発令状況や PM2.5注意喚起の発信状況については、携帯メールや音声電話サービスで提供している。

県内の6市（岩国、下松、周南、宇部、山陽小野田、美祢）においては、独自に大気汚染の状況を把握するため、降下ばいじん等の測定を行っている。

図4-7 山口県大気汚染監視測定網



(4) 酸性雨の状況

県内における酸性雨の実態を把握するため、昭和63(1988)年度から継続的に調査を行っている。

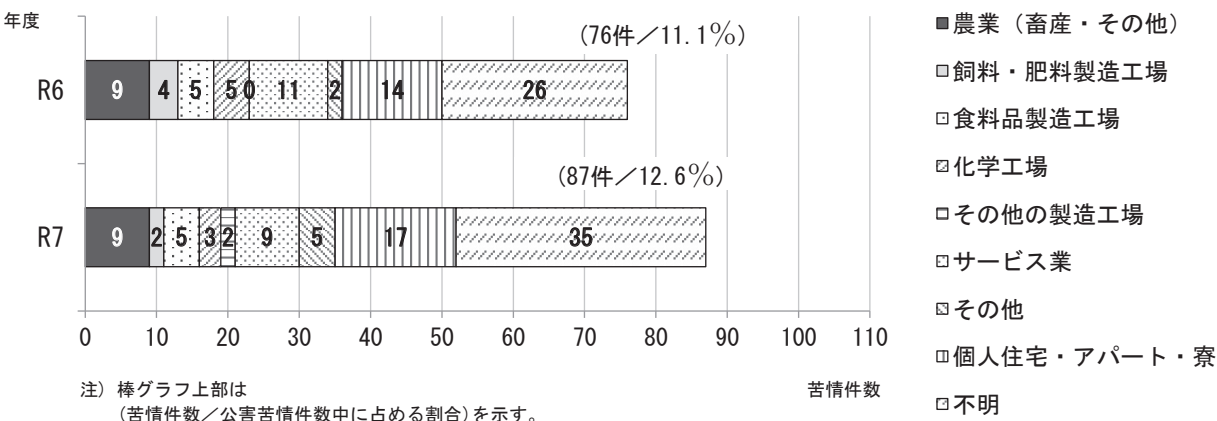
令和7(2025)年度は、環境保健センター(山口市)の1地点で測定し、降水量1,882mm/年、pH5.0、電気伝導率11μS/cmであった。

なお、近年、県のpHは全国平均値(令和3(2021)年度は5.12)と比べ、同等の値で推移している。

(5) 悪臭の状況

悪臭の苦情発生源別にみると、不明を除き、個人住宅・アパート・寮に関する苦情が最も多い。

図4-8 悪臭の発生源別苦情件数



2. 騒音・振動

(1) 環境騒音

令和7(2025)年度の環境騒音の状況について、環境基準の類型指定地域を有する市町が、道路に面する地域以外の一般地域53地点を測定した結果、環境基準の適合は47地点(適合率88.7%)であった。

(2) 自動車騒音

令和7(2025)年度における自動車交通騒音の状況は、道路に面する地域について、一定地域内の住居等(原則道路端から50m)のうち騒音レベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合による評価(面的評価)をすることとなっており、市及び町域について測定区間233区間(評価対象:住居等24,171戸)の面的評価を実施している。

環境基準の達成状況は、昼間(6時~22時)及び夜間(22時~6時)とも環境基準を達成したのは23,371戸(96.7%)であり、昼間又は夜間のみ環境基準を達成したのは712戸(3.0%)、昼夜間とも環境基準を達成しなかったのは88戸(0.4%)である。道路の種類別にみると、昼夜間とも環境基準を達成しているのは、国道に面する区域で8,479戸中7,822戸(92.3%)、県道等で15,692戸中15,549戸(99.1%)である。

(3) 新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音の現況

ア 新幹線鉄道騒音・振動

(ア) 騒音・振動

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況等を把握するため、令和7(2025)年度は2地点で調査を行っており、2地点とも騒音に係る環境基準を超えている。また、環境省からの委託を受け山陽新幹線鉄道騒音に係る75デシベル対策達成状況調査も4地点で実施した。なお、委託調査地点のうち、2地点は県の調査と兼ねて実施した。

表4-4 新幹線鉄道騒音・振動調査結果(令和7年度)

調査地点	騒音			振動
	環境基準(dB)	調査結果(dB)	環境基準適否	調査結果(dB)
周南市樋口(上り)	70	76	×	60
周南市夜市の場(下り)	70	72	×	48
防府市切畑(上り)	70	70	○	—
山口市鑄銭司(下り)	70	73	×	—

注1) 調査は軌道中心から25m地点で行った。
注2) 振動には環境基準がないが、国が指針値として70dBを示している。

(イ) 低周波音

新幹線鉄道に関し、トンネル突入時等の低周波音を把握するため、2地点で調査を行っている。

表4-5 低周波音調査結果(令和7年度)

トンネル名(関係市名)	長さ(m)	調査坑口	低周波音レベル(dB)
樋口山トンネル(周南市)	955	東	97
第3的場トンネル(周南市)	1277	東	96

注) 調査は軌道中心から25m地点で行った。

イ 航空機騒音

県には、第2種空港の山口宇部空港、共用空港の岩国飛行場及び防衛施設等の飛行場として防府、小月飛行場があり、これらの空港、飛行場周辺において、航空機騒音に係る環境基準達成状況把握のための騒音測定を実施している。

なお、防府飛行場周辺において、令和7(2025)年度に測定地点の見直しを行い、4地点から2地点に変更した。

航空機騒音に係る環境基準の一部改正により、評価指標がWECPNLからLdenに変更され、平成25(2013)年4月から適用されている。

令和7(2025)年度の調査結果は、全ての調査地点で航空機騒音に係る環境基準を達成している。

なお、岩国基地において、令和7(2025)年9月17日から25日に、空母艦載機着陸訓練(FCLP)が実施された際の周辺4調査地点の騒音に関しては、岩国市旭町で、9月19日に騒音ピークレベル93.5dBを観測した。

表4-6 航空機騒音調査結果（令和7年度）

名称	調査地点	所在地	Lden		環境基準適否	Lden	騒音ピークレベル (dB)	参考 (WECPNL 年平均値)
			環境基準 (dB)	年平均値 (dB)		1日の最高値 (dB)		
山口宇部空港	八王子ポンプ場	宇部市明神町	62	46	○	52.5	88.9	60
	亀浦障害灯	宇部市沖宇部	62	55	○	59.4	91.8	69
岩国飛行場	門前町	岩国市門前町	57	48	○	67.2	111.6	63
	旭町	岩国市旭町	62	60	○	69.0	99.5	75
	車町	岩国市車町	62	53	○	65.2	102.9	67
	由宇町	岩国市由宇町	62	50	○	62.7	97.6	62
防府飛行場	青果物地方卸売市場	防府市植松	62	44	○	50.6	80.8	57
	地神堂水源地	防府市伊佐江	62	44	○	50.3	82.1	57
小月飛行場	小月小学校	下関市西の台	57	44	○	52.5	77.7	58
	王喜小学校	下関市王喜本町	62	39	○	46.2	78.7	52

(4) 近隣騒音の苦情件数

近隣騒音に係る苦情件数は、昭和60(1985)年度をピークに減少傾向で推移しており、令和7(2025)年度はペットや機器等を発生源とする11件であった。

(5) 騒音・振動の苦情件数

騒音・振動に係る発生源別の苦情件数は、建設作業によるものが最も多い。

図4-9 騒音苦情件数

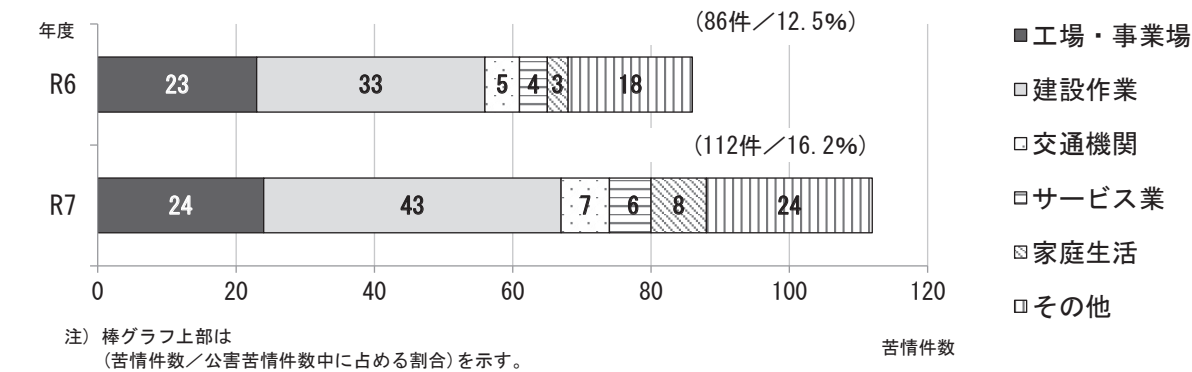
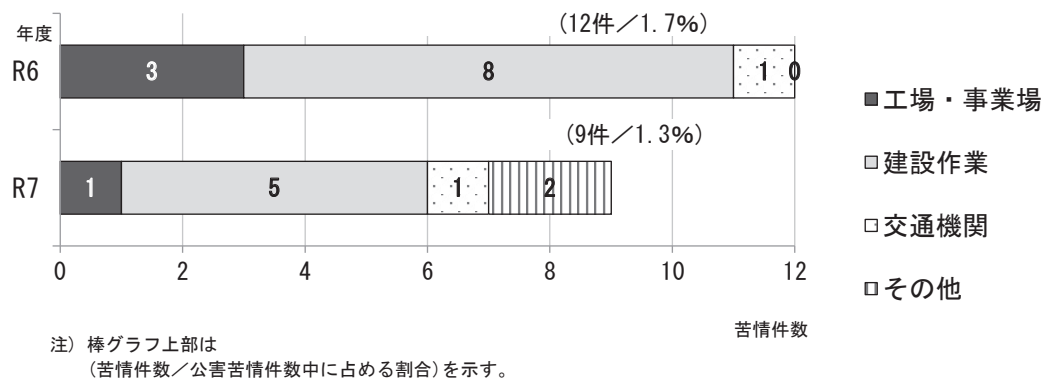


図4-10 振動苦情件数



3. 水環境

(1) 環境基準の類型指定

生活環境の保全に関する環境基準が適用される水域類型の指定は、公共用水域の利水目的に応じ、逐次行っている。

海域：全ての沿岸海域
河川：一級河川及び二級河川（原則として流域面積 20km² 以上）
湖沼：天然湖沼及び貯水量 1,000 万 m³ 以上の人工湖

水域類型の指定は、令和 7 (2025) 年度末までに COD 又は BOD については 15 海域、32 河川、11 湖沼、窒素・りんについては 13 海域、9 湖沼について行っている。

(2) 水質調査の実施

公共用水域における水質汚濁の状況を常時監視するため、「水質測定計画」に基づき、令和 7 (2025) 年度は、海域 112 地点、河川 92 地点、湖沼 13 地点について水質調査を実施している。

表 4-7 公共用水域の水質測定計画の概要（令和 7 年度）

調査機関	山口県			国土交通省		下関市		
対象水域	海域	河川	湖沼	河川	湖沼	海域	河川	湖沼
環境基準点及び補助点数	92	69	10	6	2	20	17	1

瀬戸内海に流入する 25 河川については、COD 負荷量を把握するため、BOD に併せ COD を測定している。

健康項目については、水道水源近傍や使用事業場等を勘案し測定している。

(3) 環境基準等の達成状況

ア 公共用水域

(ア) 健康項目

令和 7 (2025) 年度は、調査対象地点 138 地点において延べ 2,451 項目を測定し、全ての地点で環境基準を達成している。

(イ) 生活環境項目等

a COD、BOD

令和 7 (2025) 年度における COD 又は BOD の状況は、5 海域、31 河川、7 湖沼が環境基準を達成しており、類型指定水域における環境基準達成率は、海域 63.9% (23/36 水域)、河川 98.4% (61/62 水域)、湖沼 63.6% (7/11 水域) であった。

表4-8 COD、BODに係る環境基準達成状況（令和7年度）

区分	達成	一部の類型を除き達成	未達成
海域 (15)	柳井・大島、豊浦・豊北地先、油谷湾、 仙崎・深川湾、阿武地先	広島湾西部、笠戸湾・光、 徳山湾、三田尻湾・防府、 中関・大海、響灘及び周防灘 (宇部・小野田)	平生・上関、山口・秋穂、 響灘及び周防灘（下関）、 萩地先
河川 (32)	小瀬川、錦川、由宇川、柳井川、田布施川、 光井川、島田川、切戸川、平田川、末武川、 富田川、夜市川、佐波川、榎野川、南若川、 厚東川、有帆川、厚狭川、真締川、木屋川、 友田川、綾羅木川、武久川、川棚川、栗野川、 掛淵川、深川川、三隅川、阿武川、大井川、 田万川	土穂石川	
湖沼 (11)	弥栄湖、山代湖、菅野湖、米泉湖、菊川湖、 大原湖、常盤湖		高瀬湖、小野湖、 豊田湖、阿武湖

注1) 環境基準達成とは、全ての環境基準点において、日平均値の環境基準適合日数が総測定日の75%以上である場合をいう。

注2) 海域及び湖沼はCOD、河川はBODである。

ｂ 窒素・りん

令和7(2025)年度における窒素・りんの状況は、海域では、三田尻湾・防府を除いた海域で環境基準を達成しており、湖沼では、大原湖、弥栄湖が達成している。

表4-9 窒素・りに係る環境基準達成状況（令和7年度）

区分	達成	未達成
海域 (13)	広島湾西部、柳井・大島、平生・上関、笠戸湾・光、 徳山湾、三田尻湾・防府、中関・大海、山口・秋穂、 響灘及び周防灘（宇部・小野田）、響灘及び周防灘（下関）、 豊浦・豊北地先、油谷湾、仙崎・深川湾	三田尻湾・防府
湖沼 (9)	大原湖、弥栄湖	菅野湖、米泉湖、小野湖、豊田湖、菊川湖、 阿武湖、山代湖

注) 菅野湖、米泉湖、大原湖、阿武湖及び山代湖の窒素については、当分の間適用しない。

イ 地下水

地下水の水質汚濁の状況を監視するため、水質測定計画を作成し、地下水の水質調査を実施している。令和7(2025)年度は、県内の全体的な地下水質状況を把握するための概況調査を13市5町98地点で行っており、全ての地点で環境基準以下になっている。

また、汚染状況の継続的な監視として、これまでにテトラクロロエチレン等による地下水汚染が確認されている地区など、10市1町20地区58地点において、継続監視調査を実施した結果、汚染物質の濃度はここ数年おおむね横ばい、又は、やや低下の傾向が見られる。

ウ 海水浴場の水質

令和7(2025)年度の海水浴場水質調査は、4月から5月は37箇所、7月から8月は35箇所で行った。判定結果は、調査した海水浴場は遊泳に適しており、前半の調査は、「水質AA」（水質が特に良好な水浴場）が29箇所、「水質A」（水質が良好な水浴場）が2箇所、「水質B」（水質が適当な水浴場）が6箇所だった。後半の調査は、開設者の意向で2箇所実施しなかったが、「水質AA」が20箇所、「水質A」が3箇所、「水質B」が12箇所だった。

4. 土壌環境

(1) 市街地等の土壌環境

土壌汚染対策法は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めることにより、国民の健康を保護することを目的として、平成15(2003)年2月に制定され、平成21(2009)年4月の法改正によって、土壌汚染の状況把握のための制度の拡充や汚染土壌の適正処理の確保等の現行の主要な制度が整備された。

その後、法の施行状況の点検及び見直しの検討が行われた結果、土壌汚染に関する適正なリスク管理を推進するため、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大、汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設、リスクに応じた規制の合理化等を含む法改正が平成29(2017)年5月に行われた。

法では主に次のことが規定されている。

- 水質汚濁防止法で規定する有害物質使用特定施設を廃止した際の土壌汚染状況調査の実施
- 一定規模以上の土地の形質の変更を行う際の事前の届出
- 土壌汚染が判明した土地の「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」への指定
- 自主調査により土壌汚染が判明した土地の所有者等による区域指定の申請
- 指定された区域からの汚染土壌搬出に関する規制
- 指定された区域から排出された汚染土壌の処理業についての許可制度

(2) 農用地の土壌環境

農用地の土壌に含まれる特定有害物質により、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産される、又は農作物等の生育が阻害されることを防止することを目的として制定された「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和46(1971)年7月施行）」に基づき、農用地の土壌汚染の状況を把握するため、昭和54(1979)年度から県内全域を対象にモニタリング調査を実施している。

5. 化学物質

現在、化学物質は、工業的に生産されているものだけで数万種に及ぶといわれており、私たちの生活を豊かにし、日常生活に不可欠なものとなっている。一方で、ダイオキシン、PCB等が大きな社会問題となるなど、化学物質は、その製造、流通、使用、廃棄の各段階において、適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある。

このため、国と連携して、化学物質の一般環境中の残留状況調査を実施するとともに、排出量等の把握を行っている。

(1) P R T R制度の推進

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11(1999)年7月公布）」に基づく、化学物質排出・移動量届出制度（P R T R制度）により、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある515種類の化学物質について、事業者は環境への排出量等の届出を行うこととなっている。

(2) ダイオキシン類対策

ア 総合的な取組の推進

県では、平成10(1998)年7月、「ダイオキシン類総合対策会議」を設置し、ダイオキシン類対策に関する情報交換を行い、協力・連携を図るとともに、「山口県ダイオキシン類対策指針（平成11(1999)年6月制定、令和8(2026)年3月一部改訂）」により、①基本的な取組方針の明示、②排出削減（発生源）対策の推進、③大気汚染等に係る環境調査の実施、④関連分野の対応等に取り組んでいる。今後も引き続き、国・県・市町、事業者、県民相互の協力・連携を図りながら、関係者が一体となつて的確な対策を推進することとしている。

イ 常時監視（環境調査）

ダイオキシン対策法第26条に基づく大気、水質（底質を含む）、土壌に係るダイオキシン類の常時監視（環境調査）について、令和7（2025）年度の調査結果は次のとおりである。

(7) 大気環境

大気環境濃度の測定は、県内7地点において、春・夏・秋・冬期の年4回又は夏・冬期の年2回実施しており、その結果は、年平均値が0.010～0.012pg-TEQ/m³で、いずれの地点も大気環境基準（年間平均値：0.6pg-TEQ/m³以下）に適合している。

また、平成22（2010）年度からは、県内3地点において夏期・冬期の年2回、ダイオキシン類発生源周辺の大気中のダイオキシン類濃度を測定しており、その結果は、年平均値0.010～0.011pg-TEQ/m³で、いずれの地点も大気環境基準（年間平均値：0.6pg-TEQ/m³以下）に適合している。

(イ) 水質環境（河川・湖沼・海域、地下水）

公共用水域の水環境濃度の測定は、県内の河川9地点、湖沼4地点、海域12地点において、各1回実施しており、その結果は、河川は0.033～0.12pg-TEQ/L、湖沼は0.024～0.066pg-TEQ/L、海域は0.014～0.091pg-TEQ/Lで、いずれの地点も環境基準1pg-TEQ/Lに適合している。

また、地下水は13地点において実施しており、その結果は、0.017～0.087pg-TEQ/Lで、いずれも環境基準1pg-TEQ/Lに適合している。

(ウ) 底質環境（河川・湖沼・海域）

公共用水域の底質環境濃度の測定は、県内25地点において、各1回実施しており、その結果は、河川は0.15～0.48pg-TEQ/g、湖沼は3.5～17pg-TEQ/g、海域は0.11～15pg-TEQ/gでいずれの地点も環境基準150pg-TEQ/gに適合している。

(エ) 土壌環境

一般環境の土壌環境濃度の測定は、14市町30地点において各1回実施しており、その結果は、0.005～3.6pg-TEQ/gで、いずれの地点も環境基準1,000pg-TEQ/gに適合している。

ウ ダイオキシン類排出量

令和7（2025）年度末における年間排出量は、ごみ焼却施設（一般廃棄物焼却施設）が0.17g-TEQ、産業廃棄物焼却施設が0.16g-TEQ、計0.31g-TEQであった。

表4-10 ダイオキシン類排出量の実績値 (単位：g-TEQ/年)

発生源区分		H9 (基準年度)	R6	R7	R12 (目標年度)
ごみ焼却施設 (一般廃棄物)	県指針値	32.4 (100%)	—	—	—
	実績値	同上	0.13 (0.4%)	0.17 (0.5%)	—
産業廃棄物 焼却施設	県指針値	8.5 (100%)	—	—	—
	実績値	同上	0.42 (5%)	0.16 (2%)	—
計	県指針値	40.9 (100%)	—	—	0.6 (1%)
	実績値	同上	0.56 (1%)	0.31 (0.8%)	—

注1) ダイオキシン対策法に基づく自主測定結果を元に推計
注2) ごみ焼却施設及び産業廃棄物焼却施設は廃棄物処理法の対象施設であり、廃棄物処理法対象外の小型焼却炉は含まない。
注3) 排出量は当該年度末における年間排出見込み量（年度内廃止施設分を除く。）
注4) 県指針値：山口県ダイオキシン類対策指針
注5) 四捨五入により合計が一致しない場合がある。

第2節 県の取組

1. 大気環境の保全、騒音・振動の防止

(1) 工場・事業場対策の推進

ア 大気汚染防止法による規制

(ア) ばい煙発生施設の設置状況

ばい煙発生施設の設置事業所数は、令和7(2025)年度末で1,005事業所である。

総施設数は3,361施設であり、種類別では、ボイラーが1,667施設（内発電ボイラーが78施設）と最も多く、約50%を占めている。

(イ) 水銀排出施設の設置状況

平成30(2018)年4月から、ばい煙発生施設のうち、一部の石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造施設、廃棄物焼却炉、セメントクリンカー製造施設が水銀排出施設として規定され、水銀の大気中への排出規制が開始された。水銀排出施設の設置事業所数は、令和7(2025)年度末で43事業所である。総施設数は83施設であり、種類別では、廃棄物焼却炉が57施設と最も多く、約69%を占めている。

(ウ) 粉じん発生施設の設置状況

一般粉じん発生施設の総施設数は1,681施設であり、その種類別の割合をみると、コンベアが全施設の約62%と最も多くを占めている。

(エ) 揮発性有機化合物排出施設の設置状況

揮発性有機化合物排出施設の総施設数は74施設であり、種類別では吹付塗装施設が23施設で最も多い。

表4-11 ばい煙発生施設設置状況

(R8.3月末現在)	
施設名	施設数(割合)
ボイラー	1,667 (50%)
ディーゼル機関	701 (21%)
金属加熱炉	182 (5%)
塩素・塩化水素反応施設	117 (3%)
石油加熱炉	100 (3%)
乾燥炉	109 (3%)
窯業焼成炉・熔融炉	85 (3%)
廃棄物焼却炉	73 (2%)
ガスタービン	74 (2%)
その他	253 (8%)
計	3,361

表4-12 水銀排出施設の設置状況

(R8.3月末現在)

施設名	施設数(割合)
廃棄物焼却炉	57 (69%)
小型石炭混焼ボイラー	12 (14%)
石炭燃焼ボイラー	9 (11%)
セメントの製造の用に供する焼成炉	4 (5%)
非鉄金属製造一次施設	1 (1%)
計	83

表4-13 一般粉じん発生施設の設置状況

(R8.3月末現在)

施設名	施設数(割合)
コンベア	1040 (62%)
堆積場	357 (21%)
粉砕機	204 (12%)
ふるい	80 (5%)
計	1,681

表4-14 揮発性有機化合物排出施設の設置状況

(R8.3月末現在)

施設名	施設数(割合)
吹付塗装施設	23 (31%)
化学製品の製造の用に供する乾燥施設	17 (23%)
塗装の用に供する乾燥施設	17 (23%)
貯蔵タンク	11 (15%)
その他	6 (8%)
計	74

(オ) ばい煙の規制

硫黄酸化物の規制は、K値規制、総量規制及び燃料使用規制により実施されている。

ばいじん及び窒素酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに定められている。

また、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物については、有害物質の種類ごとに特定のばい煙発生施設について排出基準が定められている。

表4-15 硫黄酸化物の規制

規制の種類	規制内容等	対象地域
K 値 規 制	地域ごとに定められたK値とばい煙発生施設の排出口の高さにより、1時間当たりの排出量の許容限度を定めたもの。(対象事業所:全事業所)	県内地域
総 量 規 制	K値規制だけでは環境基準の確保が困難な地域(事業所が集中している地域等)において、一定規模の事業所に設置される全てのばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の総量について許容限度(総量排出基準)を定めたもの。(対象事業所:事業所全体の燃料使用量が1kL/h以上)	岩国・和木地域 周南地域 宇部・小野田地域
燃料使用規制	総量規制の指定地域内において、総量規制の適用されない一定規模の事業所に対し、硫黄含有量が一定濃度(1.2%)以下の燃料を使用するように定めたもの。(対象事業所:事業所全体の燃料使用量が0.1kL/h以上1kL/h未満)	〃

(カ) 粉じんの規制

a 一般粉じん

堆積場、コンベア等の一般粉じん発生施設について「構造並びに使用及び管理に関する基準」が定められている。

b 特定粉じん(石綿)

特定粉じん発生施設を設置する事業所の敷地境界において、石綿の大気中の許容濃度が10本/L以下と定められている。

特定粉じん排出等作業については、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに作業基準等が定められている。

(キ) 有害大気汚染物質の規制

有害大気汚染物質のうち、指定物質について、その種類ごとに指定物質排出施設が規定され、指定物質抑制基準が施設の種類及び規模ごとに作業基準等が定められている。

(ク) 立入検査

ばい煙発生施設等を設置している事業所に立入検査を行い、排出基準の遵守状況等について検査・指導を行っている。

表4-16 ばい煙発生施設の立入検査実施状況(令和7年度)

対象事業所数	実施事業所数	SO _x 総量規制 調査事業所数	ばい煙測定 事業所数	重油抜き取り 検体数
1005	33	11 (0)	2 (0)	21 (0)

注) () 内は不適合事業所数

表4-17 粉じん発生施設の立入検査実施状況(令和7年度)

区分	対象事業所数	実施事業所数	実施施設数	不適合事業所数
一般粉じん	234	5	7	4

イ 山口県公害防止条例による規制

(ア) 指定工場の規制

指定工場に設置しているばい煙を発生する全ての施設について規制している。

a 硫黄酸化物

大気汚染防止法の総量規制が適用されない防府地域、美祢地域及び下関地域の3地域において、大気汚染防止法に準じた総量規制を実施している。

b ばいじん

汚染負荷量の大きなセメント焼成炉、石灰焼成炉に限り、工場から排出されるばいじんの総量規制を実施している。

c 有害物質

大気汚染防止法に規定する5種類、シアン化水素及びその他のシアン化合物、ホルムアルデヒド、硫化水素、二硫化炭素、ホスゲン、臭素、六価クロム、タール状物質、水銀及びその化合物について排出口及び敷地境界線における濃度を規制している。

d 粉じん

大気汚染防止法に定める粉じん発生施設以外のものについて、粉じんを発生し、飛散させ又は発生する施設の構造並びに使用及び管理の基準を定め、規制している。

(イ) 特定施設の規制

指定工場以外の事業所における大気汚染防止法の規制対象外の施設について、ばい煙及び粉じんの規制を実施している。

(ウ) 立入検査

事業所の規制基準の遵守状況を検査するため、指定工場、有害物質排出工場等について立入調査を実施している。

ウ 大気汚染防止対策等

(ア) 発生源の規制

大気汚染の防止を図るため、大気汚染防止法及び山口県公害防止条例の規定に基づく各種届出及び許可申請の審査を行うとともに、事業所の立入検査を実施して硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の物質の排出基準の遵守状況を監視し、適正な指導を行っている。

(イ) 有害大気汚染物質監視指導

有害大気汚染物質による環境汚染及び健康被害を未然に防止するため、大気環境中の濃度測定を行うことにより、県内の大気環境状況を把握し、県民への情報提供、事業者の自主管理の促進のための指導を行っている。

(2) 自動車排出ガス対策の推進

自動車から排出される窒素酸化物や浮遊粒子状物質等を削減するため、排出ガス規制の遵守の徹底等に努めている。

表4-18 指定工場数

(R8.3月末現在)

地域	工場数
岩国・和木	14
周南	40
防府	16
宇部・小野田	34
美祢	3
下関	17
計	124

(3) 光化学オキシダント対策の推進

大気中の硫黄酸化物又は光化学オキシダントの濃度が、ある一定濃度以上になった場合には、「山口県大気汚染緊急時措置要綱」に基づき、注意報等を発令し、住民に周知するとともに、関係事業所に対してばい煙量等の減少措置を求めている。

硫黄酸化物に係る注意報等は、昭和55(1980)年度以降発令していない。

光化学オキシダントについては、直近で令和4(2022)年度に情報を1回発令した。

(4) PM2.5対策の推進

平成25(2013)年3月からPM2.5濃度の1時間値が同時に2測定局以上で $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えたときに、注意喚起を行い、報道機関、関係市町等を通じて、県民に対して周知している。

直近で令和2(2020)年度に2回注意喚起を発信した。

(5) アスベスト対策の推進

ア 大気汚染防止法による規制

県内の大気汚染防止法に規定する特定粉じん（石綿をいう）排出施設は平成18(2006)年7月末をもって全て廃止されている。

また、特定粉じん排出等作業の実施の届出が義務付けられており、令和7(2025)年度の届出は207件である。県では山口労働局と連携して、これらの届出があった作業現場の立入検査及び石綿大気濃度調査を実施しており、周辺に石綿が飛散しないよう指導を行っている。

イ 石綿相談窓口の設置

環境や健康に関しては健康福祉センター等に、建築や住宅に関しては土木建築事務所等に、石綿に関する相談窓口を平成17(2005)年7月に設置している。

令和7(2025)年度に県民等から寄せられた相談件数は27件であった。

ウ 石綿による健康被害の救済に関する法律申請・相談窓口

石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対して迅速な救済を図るため、平成18(2006)年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されたことに伴い、県は、独立行政法人環境再生保全機構からの委託事業として、健康福祉センターにおいて申請受付・相談業務を行っている。

(6) 水銀対策の推進

大気汚染防止法に基づく水銀大気排出規制の着実な実施のため、水銀等の大気中への排出の状況など、事業者による取組の実態把握を国と連携して進めている。

(7) 悪臭防止対策の推進

ア 悪臭防止法による規制

悪臭防止法は、規制地域内の工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制しており、敷地境界線において、アンモニア、メチルメルカプタン等22物質、排出口においてアンモニア等13物質、排水中において硫化水素等4物質の規制基準が定められている。悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定に関しては、市にあっては市長、町にあっては知事が行っており、測定、改善勧告、命令、立入検査等の規制に関しては、規制地域を有する市町長が行っている。

イ 山口県公害防止条例による規制

法に基づく規制地域外の指定工場及び法に基づく規制地域を有する市町以外の町に所在する特定施設を設置する事業場等について、悪臭の規制を行っている。

山口県公害防止条例の規制対象物質は、法と同様であり、規制基準は、法によるB地域（準工業地域、工業地域）の基準に相当する基準を適用している。これにより、法の未規制地域に対する悪臭発生源の規制及び監視指導を行っている。

ウ 山口県悪臭防止対策指導要綱による指導

悪臭は、法や条例に規定されている物質以外の臭気物質や低濃度の悪臭物質による複合臭に起因する 경우가多く、法に基づく悪臭物質濃度測定結果と住民の被害感とが必ずしも一致しないことが多いことから、「山口県悪臭防止対策指導要綱」により、三点比較式臭袋法による臭気指数指導基準値を定め、官能試験を用いた行政指導を行っている。

エ 悪臭防止対策

悪臭公害を防止し良好な生活環境を保全することが必要な地域について、法に基づく規制地域の指定を行うとともに、既に規制地域の指定を行っている市町においては、必要に応じ規制地域の見直しを行うことにしている。

悪臭苦情については、市町と健康福祉センターが協力して、現場調査や、問題解決のため管理者に発生源の除去、施設や管理の方法等の必要な指導を行っている。

(8) 工場・事業場の騒音・振動の防止

ア 騒音規制法による規制

工場・事業場及び建設作業騒音について規制するとともに、自動車騒音に関し、許容限度及び要請限度が定められている。規制地域の指定及び規制基準の設定に関しては、市にあっては市長、町にあっては知事が行っており、騒音の測定、改善勧告・命令、立入検査等の規制に関しては、規制地域を有する市町長が行っている。

イ 振動規制法による規制

工場・事業場及び建設作業振動について規制するとともに、道路交通振動に係る要請の措置等が定められている。規制地域の指定及び規制基準の設定に関しては、市にあっては市長、町にあっては知事が行っており、振動の測定、改善勧告・命令、立入検査等の規制に関しては、規制地域を有する市町長が行っている。

ウ 山口県公害防止条例による規制

騒音規制法の対象となっていない指定工場及び特定事業場の騒音、特定建設作業騒音について規制するとともに、板金作業等の作業騒音、飲食店等の深夜騒音等について制限している。

また、災害時における防災対策等の重要性に鑑み、平成28(2016)年12月に非常用のガソリンエンジン及びディーゼルエンジンを騒音に係る特定施設から適用除外とする条例規則の改正を行った。

なお、振動については、規制を設けていない。

エ 工場・事業場等への対策

工場・事業場及び建設作業に係る騒音・振動苦情については、立入検査、測定等を実施し、指導を行っている。

(9) 自動車騒音対策の推進

自動車騒音対策については、平成12(2000)年度から、騒音規制法に基づく常時監視として、県を主体に主要幹線道路沿線において騒音測定を実施していたが、市の区域については、平成24(2012)年度からは権限移譲により、市が主体となって実施している。

また、平成19(2007)年度からは、環境基準の指定地域外においても騒音測定を行い、県内全域の現況の把握に努めている。

自動車構造の改善等の発生源対策や、地域の状況に応じた交通規制、交通管制システムの高度化等の交通流対策、道路構造の改善及び沿道環境整備対策等、関係機関による総合的な対策が進められており、自動車交通騒音の面的評価による環境基準達成率は、近年改善傾向にある。中でも、交通管制システムの高度化は、交通状況に応じた信号制御により交通の円滑化と定速度走行を促すほか、きめ細かい交通情報の提供により、交通流の分散化を図ることで交通騒音を抑える効果が見込まれることから、その推進を図っている。

(10) 新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策の推進

ア 新幹線鉄道騒音・振動対策

山陽新幹線については、鉄道事業者である西日本旅客鉄道株式会社において、防音壁の嵩上げ、レール削正、低騒音型車両の開発等の対策が進められており、令和7(2025)年度は、県内でレール削正88.8kmが実施されているが、依然として沿線の環境基準が達成されていないことから、環境基準達成に向けた音源対策の推進について引き続き要請している。

イ 航空機騒音対策

岩国飛行場等の防衛施設周辺における航空機騒音対策については、国において、障害防止対策として、指定区域内の学校、病院、住宅等の防音工事に対する助成が進められている。

表4-19 防衛施設周辺における航空機騒音対策の状況

(R8.3月末現在)

飛行場名	学校、病院等に対する 防音工事实施件数（累計）	住宅防音工事の世帯数（累計）
岩国飛行場	87	32,154
防府飛行場	0	4,388
小月飛行場	0	878

ウ 米軍岩国基地

米軍岩国基地は、在日米海兵隊等の拠点飛行場として、FA-18スーパーホーネット、F-35Bなどの主力機が配備され、日夜、離着陸訓練を繰り返しているが、基地が市の中心部に位置し、市街地に隣接していることから、周辺住民は、長年にわたり、騒音の被害に苦しんでいる。

このため、次の取組を進めている。

(7) 国による周辺対策

国（防衛省）は、騒音被害を被っている市町や住民に対して、公共施設の整備や住宅の防音工事への助成等、各種対策を実施している。県では、これら周辺対策の事業費の増額や制度の改善等について、国に対し、要請を行っている。

(イ) 騒音軽減への対応

県と岩国市は、常時測定点と移動測定点の合わせて11地点で測定を行い、騒音の状況把握に努めている。

また、従来から、岩国市、国及び県で構成する岩国日米協議会では、基地との間で、滑走路運用時間等、航空機騒音の規制措置に関する確認事項を定めているが、県では、その遵守や可能な限りの騒音軽減について、基地周辺2市2町とともに、国及び基地に対し、機会あるごとに適切な対応を要請している。

参考 岩国基地沖合移設事業

岩国基地沖合移設事業は、航空機騒音や事故の危険性など、基地に起因する諸障害の改善を図るため、滑走路を東側へ約1km 移設するもので、平成9(1997)年3月に事業主体である国により着手され、平成22(2010)年5月から新滑走路の運用が開始されている。

この結果、滑走路移設直前の平成21(2009)年度と比較して、移設後は県が実施している全ての調査地点において、騒音測定値が低下し、航空機騒音に係る環境基準を達成している。

【県による岩国飛行場周辺の航空機騒音調査結果〔WECPNL〕】

調査地点	環境基準	調査結果									
		平成21年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		年平均値	環境基準 適否	年平均値	環境基準 適否	年平均値	環境基準 適否	年平均値	環境基準 適否	年平均値	環境基準 適否
門前町	70	63	○	59	○	60	○	59	○	63	○
旭町	75	77	×	74	○	75	○	74	○	75	○
車町	75	71	○	67	○	68	○	66	○	67	○
由宇町	75	70	○	62	○	62	○	61	○	62	○

(注) 平成25(2013)年4月から環境基準の評価指標が、WECPNL から Lden に変更されたことに伴い、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの調査結果の WECPNL 値は参考値

(11) 近隣騒音等、その他の騒音・振動対策の推進

近隣騒音対策については、条例の規定による静穏の保持及び深夜騒音の制限等の指導を行っている。

また、近隣騒音のうち家庭の日常生活から発生する騒音に関しては、発生原因となる家庭用機器等の騒音低減の対策も必要であるが、基本的には住民のモラルやマナーの向上を図ることが望ましいことから、市町等を通じた住民の騒音防止意識の啓発に努めている。

2. 水環境の保全

(1) 生活排水対策の推進

公共用水域の水質汚濁の原因のひとつに、炊事、洗濯、入浴など人の日常生活に伴って排出される生活排水の影響がある。

このため、「山口県汚水処理施設整備構想」や「山口県生活排水浄化対策推進要綱」に基づき、生活排水処理施設の整備及び生活排水浄化対策の普及啓発・実践活動の推進、生活排水対策重点地域の指定等を実施している。

ア 浄化対策の啓発、実践活動

各市町及び山口県瀬戸内海環境保全協会と連携し、生活排水の浄化に関する様々な普及啓発及び実践活動の推進に取り組んでいる。

令和7(2025)年度は、水切袋等の啓発資料を作成し、講習会等で配布したほか、各市町で行われる河川清掃や各家庭における生活排水浄化の取組等、各種の実践活動を行っている。

また、河川環境保全活動に参加している県民等を対象とした「ふるさとの川セミナー」を開催し、実践活動に関する講習や環境保全に関する標語・川柳の入選作品の表彰式等を行っている。

イ 生活排水対策重点地域の指定

平成13(2001)年3月、水質汚濁防止法に基づき、生活排水対策を推進することが特に必要な地域として、岩国市(旧玖珂町及び旧周東町)を生活排水対策重点地域に指定し、岩国市玖珂・周東地域生活排水対策推進計画に基づき、計画的・総合的な生活排水対策を推進している。

ウ 処理施設の整備

(7) 下水道

下水道は、汚水の速やかな排除による居住環境の向上、雨水の排除による浸水の防除、河川や海等の公共用水域の水質保全など、良好な水環境の保全・再生を行う上で、欠くことのできない重要な施設である。

県の下水道整備は、令和7(2025)年度末までに、13市4町の計17市町で実施されており(うち公共下水道13市3町、特定環境保全公共下水道8市1町)、また、県が行う流域下水道については、周南流域下水道(光市、岩国市、周南市)と田布施川流域下水道(田布施町、平生町)の2流域で行われている。

現在、13市4町全てで供用開始済であり、令和7(2025)年度末の下水道処理人口普及率は70.8%である。

(イ) 農業集落排水

農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の改善、農業用水の水質保全はもとより、多様な生態系の保全など、自然環境の保全・回復にも寄与している。

また、施設からの発生汚泥を緑地等に還元するなど、資源の循環利用に努めている。現在までに94地区において事業を実施している。

(ウ) 漁業集落排水

漁業集落環境整備事業は漁業集落等における生活環境の改善を図ることにより、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資するものである。集落排水(汚水)は現在まで22地区において実施している。

(イ) 浄化槽

浄化槽については、知事の指定を受けた（一社）山口県浄化槽協会が浄化槽の水質等に関する検査（法定検査）を実施しており、令和7（2025）年度の法定検査実施基数は64,713基、受検率は59.9%となっている。今後とも、法定検査の受検率の向上を図るとともに、設置者に対し、浄化槽の適正な使用と保守点検及び清掃の実施について指導を行う。

なお、令和7（2025）年度、新たに1,115基の浄化槽が設置され、総設置基数は122,277基となっている。

(2) 工場・事業場対策の推進

ア 水質汚濁防止法等による規制

公共用水域等の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法等により、汚水等を排出する施設（特定施設）を設置する工場・事業場（特定事業場）に対して規制を行っている。

(7) 排水基準

a 一律基準

有害物質としてカドミウム、シアンなどの28項目、その他の項目として pH、COD、BODなどの14項目が設けられている。有害物質は、全ての特定事業場に対して、その他の項目は、日平均排水量50m³以上の特定事業場に対して適用されている。なお、有害物質使用特定事業場に対しては、有害物質を含む水の地下浸透が禁止されている。

また、窒素及びりんについては、湖沼及び海域の富栄養化防止対策としての排水規制が実施されており、排水基準は、指定湖沼及び海域並びにこれらに流入する公共用水域に排水を排出する日平均排水量50m³以上の特定事業場に適用されている。

現在、排水基準が適用される県内の湖沼及び海域は、窒素に係るもの9湖沼・4海域、りんに係るもの40湖沼・4海域となっている。

b 上乘せ基準

国が定める一律基準のみでは、水質汚濁防止の上で十分でないと考えられる水域については、条例で一律基準より厳しい上乘せ基準を定めており、COD、BODなどについて、日平均排水量50m³以上の特定事業場及び日平均排水量50m³未満の特定事業場のうち、畜産食料品製造業など8業種について適用している。

(イ) 総量規制基準

瀬戸内海区域の日平均排水量50m³以上の特定事業場を対象としてCOD、窒素及びりんの総量規制を行っている。

(ウ) 届出（許可）事業場の状況

工場及び事業場から公共用水域に水を排出する届出事業場（特定事業場）は、令和7（2025）年度末で3,750事業場である。

一方、下水道に接続している有害物質使用特定事業場は、53事業場である。

公共用水域に水を排出する事業場のうち、日平均排水量50m³以上のものは、457事業場であり全体の12.2%にあたる。

さらに、自動測定器の設置義務のある日平均排水量400m³以上のものは、143事業場である。

日平均排水量50m³未満の事業場のうち、上乘せ条例により排水基準が適用されている事業場は98事業場である。

業種別特定事業場数は、食料品製造業、旅館業、洗濯業の3業種で全体の46.4%を占めている。（下水道接続している事業場を除く。）

イ 山口県公害防止条例による規制

水質汚濁防止法対象外の施設で、県の実情から規制が必要と認められる9業種の施設を特定施設として定め、令和7(2025)年度末で79事業場90施設について、水質汚濁防止法と同等の規制を行っている。

ウ 発生源の監視及び指導

(7) 工場排水調査の実施

排水基準の遵守状況を監視するため、工場・事業場に対する立入調査を実施し、排出水の採水調査を行うとともに、処理施設の適切な維持管理等について指導を行っている。

立入調査は、有害物質が排出されるおそれのある工場・事業場及び日平均排水量50m³以上の工場・事業場を重点的に実施している。調査結果から、不適合のあった工場・事業場に対しては「排水基準に違反するおそれのある者に対する措置要領（昭和51(1976)年4月制定）」に基づいて、不適合事項の改善を指導している。

表4-20 業種別不適合状況（令和7年度）

業種		調査数	不適合数	不適合率(%)
水質汚濁防止法	食料品製造業	14	1	7.1
	化学工業	58	1	1.7
	金属製品製造業	10	0	0
	旅館業	6	0	0
	し尿処理施設	91	1	1.1
	その他	108	6	5.6
計		287	9	3.1
条例	食料品製造業	1	0	0
	その他	3	0	0
	計	4	0	0
合計		291	9	3.1

表4-21 項目別不適合状況（令和7年度）

項目	調査数	不適合数	不適合率(%)
pH	322	6	1.9
BOD	182	1	0.5
COD	138	0	0
SS	320	2	0.6
油分	47	0	0
大腸菌群数	313	1	0.3
全窒素	162	0	0
全りん	161	0	0
その他	268	0	0
計	1,913	10	0.5

(4) 総量規制監視調査の実施

総量規制基準の遵守状況を監視するため、工場・事業場の立入調査を実施し、汚濁負荷量の測定手法、測定結果の記録状況及び水質計測器について調査している。

なお、不適合事項のあった工場・事業場に対しては措置要領に基づき改善を指導している。

表4-22 総量規制監視調査結果（令和7年度）

排水量別 調査内容		50～400m ³ /日の事業場			400m ³ /日以上事業場			計		
		調査数	不適合数	不適合率(%)	調査数	不適合数	不適合率(%)	調査数	不適合数	不適合率(%)
測定手法		4	0	0	12	1	8.3	16	1	6.3
記録状況		4	0	0	12	0	0	16	0	0
水質測定器	COD	—	—	—	12	4	33.3	12	4	33.3
	窒素	—	—	—	12	2	16.7	12	2	16.7
	りん	—	—	—	12	0	0	12	0	0

エ ゴルフ場排水対策

ゴルフ場における農薬使用については、「山口県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱（令和2(2020)年4月改正）」に基づき、農薬適正使用や使用量の低減等について事業者へ指導している。

ゴルフ場からの排水については、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針（令和2(2020)年3月改正）」を参考に事業者が自主検査しており、令和7(2025)年度の指針値超過事例は発生していない。

オ 農地からの肥料流亡対策

農地に施用した肥料の流亡による水質汚濁を低減するため、施肥量の適正化を指導し、施肥方法を改善する等の対策を実施している。

また、「山口県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成13(2001)年3月策定）」に基づき、化学肥料施用量の低減を推進することで農地に由来する水の汚染低減を図っている。

カ 畜産分野の排水対策

「家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画（令和8(2026)年3月策定）」に基づき、家畜排せつ物や畜舎汚水の適正処理と堆肥としての有効利用を促進し、水質汚濁の防止を図っている。

キ 養殖漁場の環境改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法（平成11(1999)年制定）に基づき、「漁場改善計画」の策定等の環境への負荷をかけない養殖方法への転換に向けた指導を行っている。

(3) 河川・湖沼水質保全対策の推進

閉鎖性の水域である湖沼は、流入した汚濁物質等が蓄積しやすく、いったん水質が汚濁するとその改善が容易でない特徴を持っている。

令和7(2025)年度においては、CODに関して類型指定している11湖沼のうち、7湖沼が環境基準を達成している。

県では、湖沼の水質保全対策について、CODに関する発生源対策を主体に、栄養塩である窒素・リンの削減を図るなど水質保全対策を推進している。

特に、濁水の長期化及び富栄養化問題が生じているダム貯水池については、濁水・富栄養化等を防止し、又は軽減するために、選択取水設備や曝気装置を設置している。

(4) 海域の保全対策の推進

ア 油類等による汚染

瀬戸内側を中心に石油コンビナート等特別防災区域が4地区指定されており、これらの地域を中心に、石油類・高圧ガス・その他の危険性物質を大量に製造・貯蔵する事業所が数多く立地していることから、油類等流出事故による海洋汚染を未然に防止するため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法等に基づく規制を徹底するとともに、監視・指導を強化している。

また、排出油等の被害拡大を防止するため、オイルフェンス等の排出油等防除資器材の整備と適切な維持管理を図るとともに、「山口県石油コンビナート等防災計画」、「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画」及び「山口県地域防災計画」等に基づき、排出油等防除体制の強化に努めている。

イ 赤潮（漁場環境保全）

県海域における令和7(2025)年度の赤潮発生件数は10件で、うち瀬戸内海海域では6件、日本海海域では4件である。

漁業被害は0件であった。赤潮被害防止対策としては、被害を回避又は軽減するために、国及び隣接県と連携の上、発生予察手法の開発に取り組むとともに、漁業関係者に対して、赤潮に係る知識及び被害防止軽減措置について周知を図っている。

(5) 瀬戸内海の水質汚濁問題の環境保全の推進

瀬戸内海の水質汚濁問題に対処するため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、工場・事業場に対する許可制度、瀬戸内海の水質汚濁問題に関する基本計画の策定、これに基づく関係府県による府県計画の策定等により、総合的に瀬戸内海の水質汚濁問題の環境保全を図っている。

ア 瀬戸内海の水質汚濁問題の環境保全に関する山口県計画

令和4(2022)年に変更された国の「瀬戸内海環境保全基本計画」において、きめ細やかな栄養塩類の管理や藻場・干潟等の保全・再生・創出といった「里海づくり」の推奨、気候変動や海洋プラスチックごみなどの新たな課題への連携した取組の促進などの観点が追加されたことを踏まえ、県では令和7(2025)年2月に山口県計画の変更を行った。

イ 総量削減計画の推進

「第9次総量削減計画（令和4(2022)年10月策定）」に基づき、総量規制基準の適用、関係事業場の指導、下水道の整備及び教育・啓発等の諸施策を推進し、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の削減目標の達成に努めている。

なお、令和6(2024)年度の発生負荷量は、COD33トン/日、窒素25トン/日、りん1.7トン/日であり、いずれも削減目標を達成している。

表4-23 発生負荷量（令和6年度）

（単位：トン/日）

区分	基本年度 (R元)	発生負荷量 (R6)				削減目標 (第9次)
		生活系	産業系	その他系	総計	
COD	35	8	22	3	33	40
窒素	27	6	8	11	25	31
りん	1.8	0.7	0.7	0.3	1.7	2.0

注）四捨五入により合計値が合致しない場合がある。

ウ 山口県栄養塩類管理計画

栄養塩類（窒素、りん）の不足等による水産資源への影響を踏まえ、令和4(2022)年4月に施行された改正瀬戸内海環境保全特別措置法で新たに創設された栄養塩類管理制度に基づき、本県の海域における生物多様性・生物生産性等の課題に対応するため、令和7(2025)年2月に山口県栄養塩類管理計画を策定し、計画的な栄養塩類増加措置に取り組んでいる。

エ 特定施設の設置許可等における事前評価の実施状況

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可事業場は、令和7(2025)年度末で238事業場であり、業種別では住宅団地等のし尿処理施設、化学工業、旅館業が上位を占める。

令和7(2025)年度に61件の許可申請があり、このうち34件については、COD、窒素及びりん等の排出に伴う環境影響について、事前評価書の添付がなされている。

(6) 地下水の水質汚濁問題の環境保全の推進

ア 有害物質使用事業場に対する監視、指導

地下水汚染に係る有害物質に関しては、水質汚濁防止法及び山口県公害防止条例により、特定事業場等における有害物質を含む水の地下浸透の禁止措置がとられており、有害物質使用事業場に対しては、その使用実態の把握に努めるとともに、定期的に立入調査を実施し、規制基準の遵守状況、適正な使用・保管や排水処理施設の管理徹底等の監視、指導を行っている。

イ 地下水の水質監視調査

水質汚濁防止法の規定により作成した地下水の水質測定計画に基づき、関係機関と協力し、地下水の汚染の動向を監視するためのモニタリング調査を実施している。

表4-24 地下水の水質測定計画（令和8年度）

調査区分		調査対象市町	調査地点数
概況調査	地域の全体的な地下水の概況を把握するための調査	13市6町	97
継続監視調査	これまでに確認された地下水汚染の継続的な監視のための調査	10市1町(19地区)	57

(7) PFOS・PFOAへの対応

有機フッ素化合物（PFAS）のうち人の健康に影響を及ぼす可能性があるPFOS・PFOAについて、令和7（2025）年度は、県下全域を対象として、排出源となりうる施設周辺の河川や海域の環境基準点、地域の代表的な井戸（調査地点数：60地点）で調査を実施し、全地点で指針値以下となっている。

令和8（2026）年度は、地下水の飲用が行われている地域の井戸で調査を実施している。

(8) 保水能力の向上

農地の持つ保水能力向上のためには、営農を通じた適切な維持管理が重要である。特に中山間地域では、過疎化・高齢化の進行に伴う集落機能低下により、耕作放棄地が増加しており、優良な農地の保全に努めるため、地形条件等に適した農業生産基盤の整備を進めることにより、保水能力の維持・向上を図っている。

森林の保水能力向上のためには、林業生産活動を通じた間伐等の適切な森林整備が重要である。近年、木材価格の低迷等から森林の手入れが行き届かなくなっていることから、森林所有者の森林管理意欲の喚起に努めるとともに、ダム上流域等における間伐の推進、治山事業における水源かん養保安林の整備等に努めている。

(9) 安心・安全な水道水の供給

安心・安全な水道水を供給するため、山口県水道水質管理計画に基づき、水質検査の妥当性評価等を実施することにより、水道事業者等の水質検査の技術向上に努めている。

また、河川等の水質異常時に速やかに情報を提供し、水道事業者等が直ちに必要な対策を講じられるよう、緊急連絡体制を構築している。

3. 土壌環境の保全

(1) 土壌汚染対策の推進

「土壌汚染対策法」に基づき届出がなされた一定規模以上の土地の形質の変更届出等について、審査を行うとともに、土壌汚染に係る手続きや基準について、各健康福祉センターにおける相談対応やWebサイトへの掲載、市町の開発担当部局等と連携したリーフレットの配布等により、広く周知を図っている。

今後も、土壌汚染の状況を的確に把握するとともに、汚染が確認された土地所有者等に対し適正な管理・処理について指導を行い、汚染された土壌による健康被害の防止に努めていくこととしている。

表4-25 土壌汚染対策法施行状況

項目	年度別件数		
	R5	R6	R7
水質汚濁防止法で規定する有害物質使用特定施設の廃止件数	9	10	10
土壌汚染状況調査の結果の報告件数	1	1	0
土地の利用方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがない旨確認を受けた件数	10	12	10
900㎡以上の確認を受けた土地の形質の変更を行う際の事前の届出件数	9	9	10
一定規模以上の土地の形質の変更を行う際の事前の届出件数	230	179	157
土壌汚染のおそれがあると判断され土壌汚染状況調査の命令が発出された件数	0	1	0
健康被害が生ずるおそれがあることから土壌汚染状況調査の命令が発出された件数	0	0	0
自主調査により土壌汚染が判明した土地の所有者等による区域指定の申請件数	10	8	16
形質変更時要届出区域指定件数（健康被害が生ずるおそれがない土地）	12	17	34
区域指定解除件数（全部）	1	1	5
区域指定解除件数（一部）	0	1	10
要措置区域指定件数（健康被害が生ずるおそれがあり、汚染の除去等の措置が必要な土地）	0	0	0
区域指定解除件数（全部）	0	0	0
区域指定解除件数（一部）	0	0	0
汚染土壌処理業許可件数	0	0	0

(2) 農用地の土壌汚染対策

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、同一ほ場を4年間隔でモニタリングしており、現在、10巡目の調査を実施している。これまでの調査結果において、基準値（農用地土壌汚染対策の指定要件）を超えた地点はない。

令和7(2025)年度は、北部ブロック15地点（水田）で調査を行っている。その結果では、土壌（カドミウム、銅、砒素、亜鉛、鉛、ニッケル、クロム）及び灌漑水（カドミウム、銅、砒素、亜鉛、鉛）ともに、基準値を超えるものは検出されていない。

令和8(2026)年度は、東部ブロックで、土壌及び灌漑水の調査を行うこととしている。

4. 化学物質等の適正管理の推進

(1) 化学物質等の適正な管理

ア 化学物質環境実態調査（化学物質エコ調査）

環境省からの委託を受け、昭和49(1974)年から、一般環境中における化学物質の残留状況を年次的に把握するための調査を実施している。全国の調査結果は、環境省がとりまとめ公表し、環境汚染の早期発見や、化学物質対策の立案・評価などに活用されている。

令和6(2024)年度に県が調査した結果は次のとおりである。

(ア) 初期環境調査（化学物質が一般環境中に含まれているかどうかを調査）

水質・底質・大気の調査対象とした4物質のうち、水質については、1物質（りん酸トリス（2-クロロ-1-メチルエチル）等）、底質については、1物質（トリブチルアミン）、大気については、1物質（プロパナール）が検出されている。

(イ) 詳細環境調査（環境中にあることがわかった化学物質をより詳しく調査）

水質の調査対象とした2物質（群）のうち、2物質（アクリル酸等）が検出された。

(ウ) モニタリング調査（難分解性や蓄積性の化学物質を定期的に調べ、環境中の残留性を追跡）
残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（P O P s 条約）対象物質のうち11物質（群）（総P C B等）について調査した。

イ P R T R制度の推進

令和6（2024）年度P R T Rデータの集計結果は、全国と同様の傾向を示しているが、化学工業、石油コンビナートの事業者が多いことから、一部排出量の多い物質も見られる。

(ア) 届出排出量・移動量

県内502事業所から届出があり、全体の内訳は、届出排出量8,116トン、届出移動量14,465トンの計22,580トンである。このうち、大気への排出が14.7%、公共用水域への排出が21.3%、廃棄物として事業場外への移動が64.1%を占めている。

市町別では、化学工業等の大規模工場が立地している周南市、宇部市、光市、山陽小野田市及び防府市の5市で県全体の81.5%を占めている。

届出のあった34業種のうち、化学工業及び鉄鋼業で、届出排出量・移動量全体の76.4%を占めている。

図4-11 届出排出量・移動量

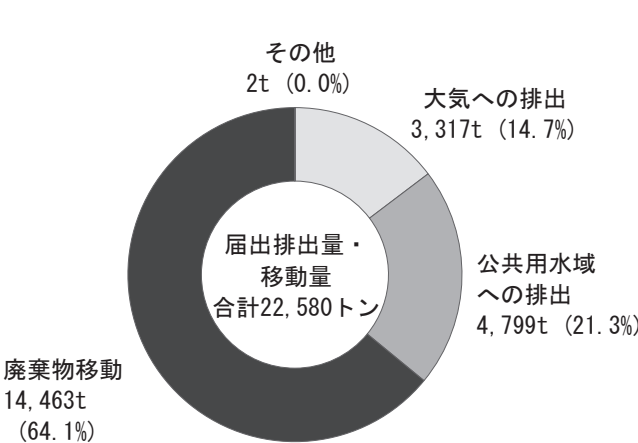
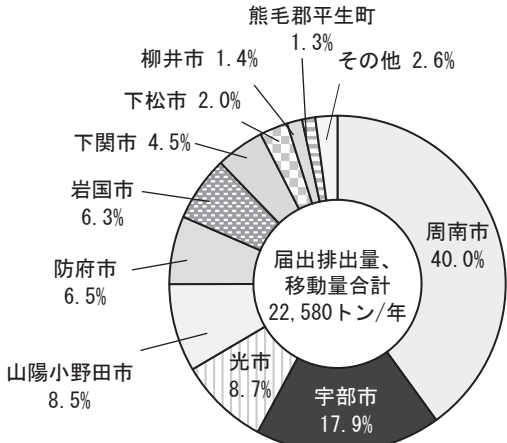


図4-12 市町別届出排出量・移動量の割合



(イ) 排出量・移動量の推移

令和6（2024）年度の届出排出量・移動量を令和5（2023）年度と比較すると、届出排出量は増加し、届出移動量は減少している。

表4-26 P R T R集計結果（排出量・移動量の推移）

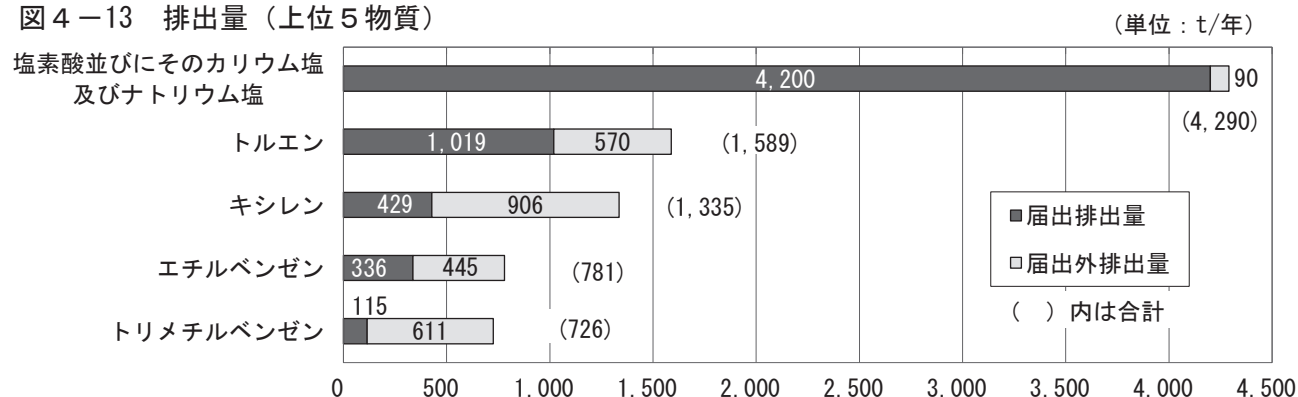
項目	R5	R6	前年度比較
届出事業所数	511件	502件	98.2%
届出排出量	8,120トン	8,116トン	99.9%
大気へ	3,219トン	3,317トン	103.0%
公共用水域へ	4,901トン	4,799トン	97.9%
届出移動量	15,300トン	14,465トン	94.5%
廃棄物として	15,298トン	14,463トン	94.5%
下水道へ	2トン	2トン	102.6%
計	23,420トン	22,580トン	96.4%

注）四捨五入により、合計値や前年度比が合致しない場合がある。

(ウ) 届出排出量の多い物質

届出排出量と届出外排出量（国において推計）の合計は、塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩が最も多くなっている。

図4-13 排出量（上位5物質）



(2) 農薬による危被害防止

ア 危被害防止啓発活動

自然環境の汚染、人や動植物に対する被害、農薬残留など、農薬の使用に伴う危害の防止と無登録農薬の使用等を禁止するため、改正農薬取締法（平成15(2003)年3月）が施行され、新たに「農薬を使用する者が遵守すべき基準」が制定されている。

県では、農薬の危害防止及び効率的な病虫害防除を推進するため、毎年、農薬危害防止運動を実施するとともに、農作物病虫害・雑草防除指導基準を策定し、研修会等を通じて、農薬の適正使用の推進を図っている。

イ 農薬残留分析

令和7(2025)年度は、県内に流通する野菜50検体について206項目の残留農薬検査を実施した。

その結果、食品衛生法に基づく残留基準を超える農薬が検出された検体はなかった。

令和8(2026)年度も、引き続き、野菜等の残留農薬検査を実施することとしている。

(3) ダイオキシン類対策

ア 発生源対策

発生源施設としては、ダイオキシン対策法に基づく特定施設である廃棄物焼却施設や製鋼用電気炉等の廃棄物焼却施設以外の施設があり、これらの特定施設については、排出基準の遵守状況、自社測定の実施状況、廃棄物処理法の基本遵守状況等の立入検査を実施し、結果を公表している。

また、ダイオキシン対策法等の規制対象となっていない小型焼却炉（火床面積0.5㎡未満かつ焼却能力50kg/h 未満）については、実施可能なダイオキシン類排出抑制対策から取り組むこととし、県の機関等での使用中止を進めるとともに、家庭用焼却炉等も使用を中止し、市町等の焼却施設で焼却するよう啓発している。

さらに、焼却設備を使用せずに廃棄物を屋外で焼却処分する行為については、産業廃棄物監視パトロール班や不法投棄ホットラインを活用するなどして、防止対策を進めている。

表4-27 立入検査、行政検査実施状況（令和7年度）

特定施設等の種類	特定施設数	立入検査数	行政検査数
廃棄物焼却炉（排出ガス）	123	7	7（0）
〃（ばいじん等）			5（0）
大気関係施設（排出ガス）	25	1	2（0）
水質関係施設（排水水）	54	2	2（0）
計	202	10	16（0）

注1）特定施設数は、R8(2026)年3月末現在の届出状況に基づくもの。

注2）立入検査数は、同一施設における複数の立入も1カウント。

注3）行政検査数欄の（ ）は、法定基準超過数を示す。

イ 特定施設の設置者による自主測定公表

ダイオキシン対策法第28条の規定に基づく大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年1回以上、排出ガス又は排水水について、ダイオキシン類による汚染状況を測定し、知事等に報告しなければならない。

また、知事等は、測定結果を公表することとされていることから、測定・報告の指導を行うとともに測定結果をとりまとめ、公表している。

令和7(2025)年度に実施された自主測定について、全て基準に適合している。

表4-28 自主測定結果（令和7年度）(R7.4.1～R8.3.31報告分)

区分	報告対象数	報告数	基準適合数	濃度範囲：単位 最小値～最大値
排出ガス				ng-TEQ/m ³ N
廃棄物焼却炉	86（8）	85（8）	85（8）	0～9.5
廃棄物焼却炉以外	21（11）	18（11）	18（11）	0.00020～0.38
計	107（19）	103（19）	103（19）	0～9.5
排水水				pg-TEQ/L
廃棄物焼却炉	31（0）	31（0）	31（0）	0.00044～1.4
廃棄物焼却炉以外	17（2）	17（2）	17（2）	0.000060～7.3
計	48（2）	48（2）	48（2）	0.000060～7.3

注1）濃度範囲を除く各欄の数字は施設数を示し、（ ）内の数は、下関市で内数である。

注2）報告対象数は、届出施設数から、排出ガス及びばいじん、焼却灰等では休止中・建設中等の未稼働施設を除く数であり、排水水では休止中・建設中等の未稼働施設及び循環等により公共用水域への排水がない施設を除く数。

5. 環境放射線対策の推進

空間放射線量率については、原子力規制委員会の委託により、5基のモニタリングポストで監視しており、測定結果は平常値の範囲内である。

また、平成25(2013)年度から、上関町八島モニタリングポストにおいても測定を開始している。

これらの測定結果は、Webサイトを活用し、県民に迅速に情報提供することにより、「安心・安全の確保」に取り組んでいる。

第5章 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進

1. 環境学習・環境教育の基盤整備

(1) 総合的な取組の推進

今日の環境問題は、豊かさや便利さを追求してきた私たちのライフスタイルや社会経済システムと密接に関わっている。

環境学習は、こうした原因に関心を持ち、理解するとともに、解決に向けて、日常生活や社会活動において、環境への負担の少ないライフスタイルを実践し、循環型社会や自然と共生する社会の実現に向けて行動する人材を育成していくことを目的としている。

県では、環境学習の推進に向け、平成11(1999)年3月に「山口県環境学習基本方針」を策定し、県民、民間団体、事業者、市町と協働して、環境学習を総合的、体系的に進めている。

具体的には、全県的な環境学習を推進するための拠点施設として平成18(2006)年度に県セミナーパークに開設した「環境学習推進センター」を中心に、市町や関係団体等の学習施設との連携・ネットワーク化を図りながら、環境学習指導者の登録・派遣や、環境情報の提供、教材の作成・提供、環境活動団体等と連携した体験型環境学習講座の開催など、多彩な事業を展開している。

また、平成23(2011)年6月には、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の増進に関する法律が環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に改正され、環境保全活動を推進するためには環境教育が重要であるという従来の理念に加え、協働取組の重要性が強く示され、「体験の機会のある場」の認定制度や、「環境保全に係る協定の締結（平成24(2012)年10月開始）」等を新たに創設している。

こうした経緯を踏まえ、令和3(2021)年3月に改定した「山口県環境基本計画（第4次計画）」においては、第2章第5節「環境に配慮し、行動できる人づくりの推進」を、同法に規定する、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する「行動計画」として位置付け、推進枠組の具体化を図っている。

(2) 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育の推進

持続可能な社会を実現するには、環境問題を自らの問題として捉え、かつ、社会や経済の問題と結び付けて考えられる感受性豊かな人材の育成が重要であることから、環境学習・環境教育の場においてESD（「Education for Sustainable Development」の略で「持続可能な開発のための教育」を意味する）の視点を取り入れ、県民の環境保全意識の醸成に努めるとともに、持続可能な社会づくりの担い手を育むこととしている。

県では、「環境教育推進計画（令和2(2020)年3月改定）」及び「山口県環境基本計画」に基づき、ESDを推進している。

ア 「パブリック・ディベート大会」の開催

脱炭素社会への理解と思考力・発想力を高めることを目的として、次世代を担う県内の小・中学生を対象とした環境学習（パブリック・ディベート大会）を開催している。

- ・開催状況：2回（小学生大会：1回、中学生大会：1回）
- ・参加者数：109人（小学生大会：50人、中学生大会：59人）

イ 「次世代環境リーダー育成事業」の実施

県内の高校生等を対象に、気候変動問題等の課題について専門家等から学ぶとともに、その課題解決に向けて自ら企画・発表する場を提供し、脱炭素社会の実現に寄与できる次世代環境リーダーの育成を図った。

- ・参加数：高校生等6グループ

ウ 「企業から学ぶ！専門高校カーボンニュートラルプロジェクト」の実施

専門高校とカーボンニュートラルの実現に向けて先進的に取り組む企業との連携による教育活動を実施した。

- ・実施高校：9校（下松工業・徳山商工・小野田工業・萩商工・下関工科・大津緑洋（日置校舎）、岩国商業、厚狭、田部）

(3) 環境にやさしい消費行動の推進

ア 「消費のSDGs啓発イベント」の実施

環境、社会、地域等に配慮した消費行動であるエシカル消費をはじめとする「消費のSDGs」について理解し、製品やサービスのつくられている背景に思いを寄せ、社会全体や環境等を思いやり行動することができるよう、令和7（2025）年度には、SDGsに関するお笑いライブ・トークショーやクイズラリーを実施した。

- ・クイズラリー開催状況：1回
- ・クイズラリー参加者数：523人



チラシ

イ 「エシカくんと学ぶ消費のSDGs」の実施

SDGsにつながる取組への意識の醸成と取組の習慣化を図るため、「消費のSDGs」の取組の一つである「エシカル消費」について、県エシカル消費推進ナビゲーター「エシカくん」の着ぐるみと小学生向けのエシカル消費啓発リーフレットを活用し、小学校で出前授業を実施した。

- ・開催状況：3回
- ・参加者数：80人

ウ 「消費のSDGs普及啓発講座」の実施

エシカル消費をはじめとする「消費のSDGs」について普及啓発するため、令和7（2025）年度も引き続き、県内各地域において一般消費者・こども向けの講座等を消費者団体と連携して実施した。

- ・開催状況：31回
- ・参加者数：1,356人

2. 幅広い場における環境学習の推進

(1) 幅広い地域・年齢層への学ぶ機会の提供

ア 環境学習推進センターの取組

(ア) 講座の開催

一般県民を対象に、将来の環境を担うこどもたちが参加できる体験型環境学習講座や、活動団体との共催による講座、また、指導者のための研修会等を実施している。

- ・開催状況：18回
- ・参加者数：849人

(イ) 環境アドバイザー等の派遣

「山口県環境学習指導者バンク」において、民間団体等が実施する講演会、学習会等に指導者（環境アドバイザー、環境パートナー、こどもエコクラブアドバイザー）を派遣し、環境保全活動の意識醸成と実践活動の促進を図っている。

表5-1 山口県環境学習指導者バンク実績（令和7年度）

	環境アドバイザー	環境パートナー	こどもエコクラブアドバイザー
登録者数	65	125	18
派遣回数	16	74	0
派遣者総数	16	128	0
受講者数	664	2,492	0

(ウ) こどもエコクラブ

幼児から高校生までを対象とし、こどもたちが地域の中で、自主的に環境保全のために行う実践活動に対して支援を行っている。

- ・参加クラブ数：12クラブ
- ・参加者数：236人

イ 市町や学校による環境学習の支援

市町や学校が実施する「親と子の水辺（海辺）の教室」や「水生生物調査」において、教材の提供や器材の貸し出しを行っている。

(ア) 親と子の水辺（海辺）の教室

親と子が水生生物等を観察しながら水辺に親しみ、水質を保全することの大切さについて学習する。

- ・開催状況：7市町（18回）
- ・参加者数：1,062人

(イ) 水生生物調査

小・中・高校生を対象に、河川の水生生物を継続的に調査し、汚染状況の推移等を把握することにより、水質保全の重要性について学習する。

- ・参加校数：10団体（学校：9、その他：1）
- ・参加者数：485人

ウ 青少年への自然体験活動の推進**(ア) 青少年教育施設等における取組**

幼少年期からの自然体験活動等を伴う教育は、青少年に生命尊重の精神や豊かな心を育む上で極めて重要である。このため、県では、各青少年教育施設の特色や周囲の自然環境を生かした様々な体験活動の場や機会の提供を行い、青少年の健全な育成を図っている。

具体的には、山・川・海等を教材として取り上げ、自然に関する様々な規則性を学習したり、人間と自然との関係について理解を深めたりすることをめざした事業を展開している。

また、地域の身近な環境をテーマに、市町や県子ども会連合会を始めとする社会教育関係団体、民間団体等での体験型環境学習への取組も進められている。

(イ) 青少年自然体験活動推進事業の実施

県では、青少年が自己を見つめ生きていくことの厳しさを学びとり、非認知能力（主体性、自己肯定感、自律性、協調性等）を向上させるため、自然や人とのふれあいを通じた自然体験活動を総合的に展開している。

特に、山口ならではの自然体験活動推進事業では、「やまぐちPRIDE」の醸成に向け、子どもたちが山口の豊かな自然の中で、互いに励まし合い、協力し合う長期間にわたる移動型キャンプ生活や美祢で実施する短期の体験ツアーを通じ、主体性や自他への信頼や思いやり、環境問題への意識の芽生えなど、たくましく生きていく上で大切なことを学ぶことができるようにしている。

プログラム名	対象者	日程
やまぐちアドベンチャーキャンプ	小学5年生～中学生	7泊8日
Mine秋吉台ジオパークツアー	小学4年生～中学生	2泊3日
魅力発見ツアー	小学4年生～中学生	2泊3日

このほか、野外教育活動指導者養成のための研修会の開催や、県内青少年教育施設の特性を活用した事業の実施及び効果的な活動情報の周知の仕組みを整備するなど、人と自然とのふれあいの機会の充実を図っている。

エ 博物館の取組

一般県民を対象とした各種講座の開催や、博物館の人材や資料を活用した学校や地域団体への教育支援により、環境学習・環境教育の機会の充実を図っている。

具体的には、博物館での教育普及活動として、天文、地学、植物、動物分野によるフィールドでの観察会や星空観望会、講座室での標本作成や種の同定などを年15回程度開催している。

また、学校や地域団体への教育支援として、県内の小中学校や公民館等に出向き、動物の骨格標本や植物の葉脈標本づくりなどを通して、身の回りの動植物や自然現象への興味・関心を高める活動を年100回程度実施している。

(2) 自然とのふれあいの場や機会の充実

ア 自然環境学習拠点施設等での取組

きらら浜自然観察公園、秋吉台エコ・ミュージアム及びつのしま自然館では、それぞれの地域の特徴に応じた自然とのふれあいや野生動植物の観察や指導など、多様かつ実践的なプログラムを用意し、自然とのふれあいの機会の充実を図っている。

こうした機会と「山口県レッドリスト2018」、「山口県外来種リスト」、「レッドデータブックやまぐち2019」を活用し、本県の生物多様性の状況を周知するとともに、希少野生動植物の保護や外来生物への対応の必要性について、県民や事業者などの理解を深め、自然環境や生態系に配慮した取組が進むよう努めていく。

イ 森林ボランティアの養成

森林・林業との関わりを持ちたい方や森林ボランティアとして参入したい方の拡大を図ることを目的として、本県森林の現状や課題、森林ボランティアとして必要な知識や技術を習得する研修を開催している。

- ・開催状況：3地域（各3回、計9回）
- ・参加者数：29人

ウ 「体験の機会の場」の認定

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づき、自然体験活動その他の体験活動の場を「体験の機会の場」として認定しており、令和7(2025)年度末時点で、『「ダチョウによる食品リサイクルループの仕組みと食品ロスについてのレクチャー」及び「野菜くずなどを利用したダチョウ飼育の給餌体験」』、『「瀬戸内海の海岸漂着物を利用したクラフトアート体験」及び「環境問題をテーマにした絵本の読み聞かせ」』の2件が対象となっている。

3. 学校における環境教育の推進

(1) 環境教育の基本的な考え方

学校における環境教育は、各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の中で有機的な関わりをもたせて、教育活動全体を通して取り組まれている。その際、環境、資源・エネルギー問題などの現代社会の諸課題についての正しい理解を深め、主体的な行動がとれる児童生徒の育成及び生涯学習の基礎を培うことをめざして、校種ごとに、次のようなねらいを定めている。

小学校：幼稚園や保育所等での取組を考慮して、自然の事物・現象に対する感性を豊かにする活動の機会を多くもたせることにより、環境の保全に配慮した行動につながる態度を育成する。

中学校：環境や環境問題に関わる事象に直面させ、環境破壊を起こしている要因を具体的に認識させるとともに、因果関係や相互関係の把握力、問題解決能力などを育成する。

高等学校：環境や環境問題を総合的に思考・判断し、賢明な選択・意志決定ができるような学習活動を通して、環境保全や環境の改善に向け主体的に働きかける能力や態度などを育成する。

多くの学校では、PTAや地域との連携による河川の清掃活動や環境美化活動、校内に設置したビオトープや緑のカーテンを活用した学習活動など、児童生徒や地域の実態に応じた特色ある取組が行われている。

一方、県教育委員会では、平成16(2004)年度に、各学校における環境教育への取組を体系的なものにするため、「環境教育推進計画」を策定し、令和2(2020)年3月には、学習指導要領（平成29・30・31告示）に対応するために改定を加えている。

今後とも、関係部・課と連携を図りながら、学校教育において、環境問題への意識啓発を進めるとともに、環境保全活動への参加を促進し、よりよい環境づくりに主体的に取り組む態度や能力の育成を図る。

(2) 学校教育における推進方策

ア やまぐちエコリーダースクール認証制度

環境問題やエネルギー・資源の問題についての正しい理解を深め、山口の恵み豊かな環境を守るための主体的な行動がとれる児童生徒を育成するために、平成17(2005)年度から「やまぐちエコリーダースクール」認証制度を導入している。

初年度の認証校は6校であったが、その後認証校が増加し、令和7(2025)年度には43校を認証したところである。

イ コミュニティ・スクールの仕組みを生かした取組

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会が設置されている学校のことで、学校運営や学校の課題に対して、保護者や地域住民が参画し、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育を実現していくための仕組みである。このコミュニティ・スクールの仕組みを生かすことで、学校で児童生徒が学んだ環境教育の学習内容が、家庭や地域において積極的に活用されたり、相互で培う学びが実感を伴ったものに深化したりして、持続可能な社会づくりを担う実践力のある児童生徒の育成につなげることができる。

コラム

次世代を担う環境人材の育成

令和5年に内閣府が公表した「気候変動に関する世論調査」では、約9割の人が気候変動問題に関心がある一方で、若い世代ほど関心が低いとの結果が出ています。

このため、県では、環境学習の一環として、小・中学生を対象とした「パブリック・ディベート大会」や高校生等を対象とした「次世代環境リーダー育成プロジェクト」を実施し、2050年脱炭素社会の実現に向け、自ら考え行動できる人材の育成を目指しています。

各環境学習の詳細は、やまぐち環境Web (<https://yamaguchi-eco.jp/>) に掲載しているので、ぜひご覧ください。



パブリック・ディベート大会



次世代環境リーダー育成プロジェクト

第6章 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進

1. 多様な主体の参画・連携・協働による環境にやさしい地域づくり

(1) 地域の各主体による自主的取組の促進

近年、県民の環境問題への関心や意識が高まる中で、環境保全活動団体による河川等の清掃や生活排水対策、節電や節水等の省資源・省エネルギー、更にごみの減量化や分別排出、不用品の有効活用等の3R活動、自然環境保全等の幅広い分野の環境保全活動が行われており、環境保全活動団体は、県民の自主的な環境保全への取組の促進の面から重要な役割を果たしている。

このため、県では、環境保全活動団体を通じ、広く県民に対し、あらゆる機会をとらえて、県民の自主的かつ積極的な取組に対する啓発や参加の機会の提供、具体的な環境情報の提供等を行っている。

ア 環境月間

環境問題に対する県民の認識を深め、責任と自覚を促すため、6月の「環境月間」に、各種の行事を実施している。

表6-1 「環境月間」の主な行事（令和7年度）

広報等の実施	○太陽光発電インフォメーションシステムによる啓発 ○環境保全、リサイクル、省資源・省エネルギーに関する絵画・ポスターの募集 ○環境保全に関する標語、川柳の募集（山口県瀬戸内海環境保全協会） ○環境保全活動に係る功労者・団体、リサイクル、省資源・省エネルギー運動推進に係る功労者・優良団体、地球温暖化対策に係る優良事業所、環境学習に係る功労者の募集
2050ゼロカーボン・チャレンジ～ぶちエコやまぐち県民運動～の推進	○緑のカーテン ○ライトダウン ○エコスタイル・エコドライブ・ノーマイカー通勤
環境美化活動の推進	○「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」の実施 ○「海ごみウィーク」への協力

イ 民間団体の活動状況

(ア) 山口県瀬戸内海環境保全協会

本協会は、昭和56(1981)年2月、瀬戸内海関係地域の環境保全に関する思想の普及や意識の高揚を図るとともに各種の事業を通じて、瀬戸内海の環境保全に努め、住み良い生活環境を確保することを目的に設立されたものであり、県、16市町、関係諸団体及び工場・事業場が会員となっている。（事務局：山口県環境生活部環境政策課内）

a 令和7(2025)年度の主な事業

- ① 瀬戸内海環境保全月間（6月1日～30日）における取組
 - ・環境保全に関する標語、川柳の募集
 - ・テレビスポット、懸垂幕、ポスター等による啓発
- ② 瀬戸内海環境保全に関する情報の提供
 - ・会報「みずべ山口」の発行
 - ・Webサイトによる情報提供
- ③ 環境保全功労者の表彰
 - ・瀬戸内海の環境保全に関して顕著な功績のあった1団体を表彰
- ④ 研修会等の開催
 - ・法改正に係る情報提供や講演会等を実施

b 令和8(2026)年度取組

瀬戸内海の環境を保全し、住みよい環境を確保するため、「身近な環境をきれいにする運動」を展開している。

(イ) (公社) 山口県快適環境づくり連合会

本連合会(法人)は、昭和41(1966)年4月、県内市町の地区衛生組織が主体となり、身近な環境の保全や環境美化に関する普及啓発や実践活動を通じて、明るく住みよい生活環境の実践をめざすことを目的に設立されている。(事務局：山口県環境生活部生活衛生課内)

a 令和7(2025)年度の主な事業

- ① 環境衛生週間等に係る環境保全に関する運動の展開
- ② 「河川海岸清掃実績集」等の発行
- ③ 空き缶等散乱防止活動の展開
- ④ 環境改善、環境美化に功労のあった地域、団体、個人の表彰
- ⑤ 環境保全及び環境美化に関するポスターの募集、優秀作品の表彰
- ⑥ 第67回快適な環境づくり山口県大会(光市)の開催
- ⑦ 令和7年度快適な環境づくり研修会(長門市)の開催
- ⑧ 緑花推進及び河川海岸愛護運動の展開
- ⑨ 「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」民間団体の清掃活動の促進

b 令和8(2026)年度取組

環境学習、環境美化活動、ごみゼロ運動、地球温暖化防止運動を推進するとともに、各関係機関の行う月間、週間の諸行事にも参加して身近な環境をきれいにする運動を展開している。

ウ 環境保全活動功労者等の表彰

長年にわたり、地域の環境保全活動、リサイクル、省資源・省エネルギー運動、地球温暖化対策、環境学習に功労のあった個人、団体、事業所に対し、表彰を行っている。

令和7(2025)年度は、以下の個人・団体・事業所を表彰した。

- ・環境保全活動功労者 2名
- ・リサイクル、省資源・省エネルギー運動推進優良団体 2団体
- ・地球温暖化対策優良事業所 2事業所
- ・環境学習功労者 2名
- ・「環境保全、リサイクル、省資源・省エネルギー」絵画・ポスター入賞者 10名

(2) 各主体の連携・協働による取組(パートナーシップ)の推進

脱炭素社会や循環型社会の形成、自然との共生等の実践活動及び普及啓発活動を積極的に推進することを目的に、平成19(2007)年3月に「快適な暮らしづくり山口県推進協議会」を改組して「環境やまぐち推進会議」を発足している。

本会議は、事業者、民間団体、学識者、市町地球温暖化対策地域協議会、行政など各分野の委員で構成され、地球温暖化対策推進法第40条の規定に基づく地球温暖化対策地域協議会としても位置付けており、県民運動の推進母体として自主的な実践活動等を進める重要な役割を担っている。

県では、「環境やまぐち推進会議」と連携・協働し、地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進、大気・水質の保全、廃棄物の減量化・再生利用の促進、自然との共生等の環境保全に関する実践活動を推進して、県民や民間団体等による県民運動を展開することとしている。

(3) 環境に配慮した産業の育成・事業化の促進

ア 脱炭素社会の実現

(7) 再生可能エネルギー関連産業の振興推進及び環境投資拡大のための仕組みづくり

省エネ・創エネ・蓄エネ関連設備で、県内企業が開発した技術や県内で製造・加工された製品、県産の原材料をもとに製造・加工された製品等を省・創・蓄エネ「県産品」として登録する制度を展開している。

また、補助制度や、融資制度等による導入促進、Webサイトやリーフレット等による紹介などにより、家庭、事業所、工場における省・創・蓄エネ関連設備の一層の利活用促進を図っている。

a 山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金

山口県産省・創・蓄エネ関連設備を導入した新築のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を購入し、ZEHの啓発に協力する個人に対する補助を行う。

補 助 対 象：県内で、山口県産省・創・蓄エネ関連設備を導入した新築のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを購入し、内覧会開催への協力及び2回のアンケート調査に回答可能な個人
 補助対象経費：設計費、設備費、工事費、事務費
 補 助 額：定額20万円
 所 管 課：環境政策課

b 山口県中小企業者等向け省・創・蓄エネ設備設置補助金

自家消費型太陽光発電設備等を設置する中小企業者等に対して補助を行う。なお、山口県産省・創・蓄エネ関連設備を設置する場合は上乗せ補助を行う。

補 助 対 象：県内に事業所を有する中小企業者等
 補助対象経費：

補助対象設備		補助率又は補助単価	上乗せ単価
①太陽光発電		5万円/kW	2万円/kW
① の 付 帯	蓄電池	単価(円/kWh)の1/3	1.2万円/kWh
	車載型蓄電池	蓄電容量×1/2×4万円/kWh	—
	充放電・充電設備	1/2	6.3万円/kW
	その他基盤インフラ設備	2/3	—
②太陽熱利用設備、地中熱利用設備など		2/3（補助限度額:500万円）	太陽熱 560円/m ² 地中熱 0.4万円/m ²
③高効率空調機器、高効率給湯機器など		1/2（補助限度額:300万円）	空調機器 180円/m ² 給湯機器 690円/m ²

所 管 課：環境政策課

c 次世代自動車整備資金融資

次世代自動車の導入に必要な資金の融資を行う。

融 資 対 象：県内居住者及び県内に工場その他の事業場を有する中小企業者又は組合
 融資限度額：500万円/台
 融 資 利 率：年2.0%
 保 証 料：取扱金融機関の定めるところによる
 償 還 方 法：個人の場合は元利均等月賦償還、中小企業者又は組合の場合は原則として元金均等月賦償還
 融 資 期 間：個人の場合は10年以内、中小企業者又は組合の場合は10年以内（据置期間1年以内可能）
 所 管 課：環境政策課

d 省・創・蓄エネ関連設備整備資金融資

省・創・蓄エネ関連設備の整備に必要な資金の融資を行う。

融 資 対 象：県内に工場その他の事業場を有する中小企業者又は組合
 融資限度額：5,000万円
 融 資 利 率：年2.0%（年1.0%となるよう利子補給制度あり）
 保 証 料：取扱金融機関の定めるところによる
 償 還 方 法：原則として元金均等月賦償還
 融 資 期 間：10年以内（据置期間2年以内可能）
 所 管 課：環境政策課

e 脱炭素経営未来投資応援資金（山口県中小企業制度融資）

脱炭素経営を押し進め、未来への投資に向けた挑戦を行う中小企業者等に対し、必要な融資を行う。（金融機関との協調融資）

融 資 対 象：次のいずれかの脱炭素経営に取り組む中小企業者等

1. 高効率の照明・空調・熱源機器の導入等によるエネルギー消費量の削減の取組
2. 太陽光・風力・バイオマス等の再生可能エネルギー発電設備の導入、太陽熱温水器・バイオマスボイラーの導入等、エネルギーの低炭素化の取組
3. 電気自動車の導入、暖房・給湯のヒートポンプの導入等、利用エネルギーの転換の取組
4. 国や県の脱炭素経営の促進に資する補助金を活用した取組

※上記1～4に係る温室効果ガスの排出量の調査についても融資対象

資 金 使 途：運転資金、設備資金

融 資 限 度 額：2億8,000万円

融 資 利 率：5年以内 年2.2%(2.0%) 5年超10年以内 年2.3%(2.1%) 10年超 年2.5%(2.3%)

※（ ）内は責任共有対象外の場合の利率。

保 証 料 率：年0.24%～1.66%（全て保証付）

融 資 期 間：15年（うち据置2年）以内

所 管 課：経営金融課

f 経営・技術診断助言事業

（公財）やまぐち産業振興財団において、中小企業のエネルギー対策等の技術的課題等の解決のため、財団登録専門家を中小企業者へ派遣している。

g 設備貸与事業

（公財）やまぐち産業振興財団において、創業、経営の革新及び環境・エネルギー分野等で事業展開に必要な設備を貸与している。

h 省エネ診断

省エネ専門家の訪問により、設備の運用改善や更新等のアドバイスを実施している。

i 省エネ診断員の育成支援等

県内事業所において省エネ診断が可能な人材を育成する事業者を支援するため、県が指定する省エネ診断員育成講座の受講料の補助を行う。

また、県内で省エネ診断を受診しやすい環境を整備し、事業所でのエネルギー使用効率の向上を図り、脱炭素経営に向けた取組を促進するため、省エネ診断が可能な人材を「山口県登録省エネ診断員」として紹介している。

(イ) コンビナート企業や自治体等による地域の連携体制の構築・活性化

県では、「やまぐちコンビナート低炭素化構想」に基づき、3つの視点（CO₂の排出削減／利活用／回収・貯留）の取組を進め、コンビナートのカーボンニュートラルの実現を目指している。これらの取組の実施について、連携体制の構築・活性化を図るとともに、連携事業等への経済的支援等を行う。

カーボンニュートラルコンビナート構築促進補助金

県内コンビナートの二酸化炭素排出削減や次世代燃料・素材の供給基地化につながる企業間連携事業等に対し、補助を行う。

補助対象者：岩国・大竹地域、周南地域及び宇部・山陽小野田地域における「コンビナート企業連携検討会議」を構成するコンビナート企業又はコンビナート企業を含む複数の構成員（個人を除く。）による事業グループ（枠によって、最低構成員数の制限有）
補助対象経費：県内コンビナートの二酸化炭素排出削減や次世代燃料・素材の供給基地化につながる設備・施設整備に係る経費

施設整備事業	フィジビリティスタディ枠	設備・施設整備枠
対象事業	設備・施設整備を行う事業の実現可能性を調査する事業	フィジビリティスタディ枠の成果を活かした設備・施設整備を行う事業
補助限度額 (事業期間合計)	50,000 千円	500,000 千円
補助率	2／3 以内	1／3 以内
事業期間	最長2年間	最長5年間

研究開発・実証試験事業	連携創出支援枠	研究開発・実証試験枠	設備・施設整備枠
対象事業	連携事業の創出に向け、研究開発・実証試験を行う事業	先導的、先進的な研究開発・実証試験を行う事業	連携創出支援枠又は研究開発・実証試験枠の成果を活かした事業の実施に必要な設備・施設の整備を行う事業
補助限度額 (事業期間合計)	100,000 千円 (150,000 千円)	300,000 千円	500,000 千円
補助率	1／2 以内	2／3 以内	1／3 以内
事業期間	最長3年間（最長4年間）	最長4年間	最長5年間

※連携創出支援枠の（ ）内の限度額、事業期間は、事業がコンビナート企業2社以上を含む複数の企業等で連携して実施する場合に適用

所 管 課：産業脱炭素化推進室

(ウ) 次世代自動車関連産業の育成支援

国補助制度等を活用した県内充電インフラの整備促進に取り組むとともに、自動車メーカー、関係団体、市町等で構成する「環境やまぐち推進会議気候変動対策部会」において、次世代自動車の利活用方策等について情報交換を行っている。

表6-2 充電インフラの整備状況

(R8.3月末現在)

施設区分	急速充電器（基）	普通充電器（基）
公共施設等（県・市町有施設、道の駅 等）	39	111
民間施設等（ホテル・旅館、商業施設 等）	162	433
合 計	201	544

注）県有施設は山口きらら博記念公園の1ヶ所に設置

また、カーボンニュートラルの実現に向けた生産車両の電動化シフト等に対応するため、産学公金連携組織「山口県自動車産業イノベーション推進会議」を推進母体として、県内企業の自動車産業への新規参入や新技術・新製品の創出、事業展開の拡大等に向けた支援を行っている。

やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金

県内企業等による電動化に対応した新技術・新製品等の創出及び自動車のライフサイクル全体での低炭素化に対する補助を行う。

事業区分	電動化関連枠	脱炭素関連枠
補助対象	電動化に対応した新技術・製品に係る研究開発・実証試験	自動車等生産工程の低炭素化に資する設備等の導入
補助対象者	県内企業	県内中小企業
補助限度額	30,000 千円	10,000 千円
補助率	1 / 2 以内	
事業期間	最長3年間	1年間

所 管 課：産業脱炭素化推進室

(イ) 再生可能エネルギーの利用促進

県内の再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス等）によって発電された電力の利用に積極的に取り組む県内事業所を認定する「やまぐち再エネ電力利用事業所認定制度」を令和4（2022）年度に創設し、県内における再生可能エネルギーの利用拡大を図っている。

また、令和5（2023）年度から太陽光発電設備等の共同購入を希望する県民と県内事業者を募り、一括調達・施工によるスケールメリットを生かした価格低減を促し、既存住宅、事業所等への太陽光発電設備等の導入促進を図る「ぶちエコやまぐち太陽光発電設備等共同購入事業」を実施している。

さらに、令和7（2025）年度からは、非化石証書の購入希望者を募って一括調達することで、費用低減や事業負担の軽減等を図る「ぶちエコやまぐち FIT 非化石証書共同購入事業」の実施により、事業者の再生可能エネルギー利用の取組を支援している。

(ロ) 環境・エネルギー関連分野における産学公金連携による技術開発・事業化の促進

全国トップクラスの大量・高純度の水素が生成されている本県の強みや、素材メーカーの集積を活かし、県の研究開発補助金による支援を行うほか、県内中小企業等の水素関連産業への参入促進やコスト低減等を図るため、水素関連製品の部材開発等に対する支援を行う。

また、産業技術センターの「イノベーション推進センター」が行う、県内企業、大学、関係機関等のニーズ、シーズのマッチング、ネットワークの構築等への支援を通じて、産学公金連携による水素コスト低減等に向けた先進的な研究開発や蓄電池関連素材の開発など、環境・エネルギー関連分野の技術開発や新事業展開を促進している。

a やまぐち産業イノベーション加速化補助金

環境・エネルギー、医療、バイオ関連産業の育成・集積に向け、県内企業と大学等が共同で取り組む先導的・先進的な研究開発・事業化等に対し、補助を行う。

区 分	カタパルト	アドバンス
補助対象者	県内中小企業を含む2者以上からなる共同体	
補助限度額	5,000 千円	15,000 千円
補助率	2 / 3 以内	
事業期間	1年間	最長3年間

所 管 課：イノベーション推進課

b 水素関連製品の部材開発等推進補助金

山口県の水素関連産業の裾野拡大に向けて、水素関連製品の部材開発等に意欲的に取り組む中小・中堅企業に対し、補助を行う。

補助対象者	県内中小・中堅企業
補助限度額	5,000 千円
補助率	2 / 3 以内

所 管 課：産業脱炭素化推進室

(カ) 水素エネルギーの利活用促進

平成27(2015)年8月、中国・四国地方初となる水素ステーションが周南市で開業した。令和5(2023)年度からは、燃料電池自動車等の普及促進を図るため、県内市町が実施する燃料電池自動車等の購入費助成制度への嵩上げ支援を行っている。令和6(2024)年度には、周南コンビナートに敷設されている副生水素配管や、既存のLPガス配送網などを活用し、令和7(2025)年度からは、早期に地域への社会実装・普及展開を目指すことを目的とした実証事業を開始した。



イワタニ水素ステーション山口周南

また、全県的な推進組織として、水素関連事業者や学識経験者、県内全市町等で構成する、「やまぐち水素成長戦略推進協議会」を設立し運営するほか、セミナー等の開催、各種イベントでのFCVによる電力供給など、普及啓発に向けた取組を行っている。

燃料電池自動車等の購入費補助

燃料電池自動車の購入費を補助する市町に対し、補助を行う。

所 管 課	補 助 対 象 者	県内市町
	補 助 限 度 額	500 千円
	補 助 率	市町補助額の1/2以内

所 管 課：産業脱炭素化推進室

(キ) 物流の効率化促進

物流分野における労働力不足に対応し、効率的かつ持続可能な物流体制を構築するとともに、輸送に係るCO₂排出量の削減を図り、カーボンニュートラルを推進するため、県内事業者の物流効率化の取組を支援している。

やまぐち物流効率化促進補助金

荷主や物流事業者等が連携して行う物流効率化の取組に対し、補助を行う。

所 管 課	補 助 対 象 者	県内物流事業者及び荷主事業者等
	補 助 限 度 額	5,000 千円
	補 助 率	1/2以内

所 管 課：経営金融課

イ 循環型社会の実現

資源循環型産業の育成支援

廃棄物の3R（発生・排出抑制、再使用、再生利用等）による循環型社会形成の促進に向け、リサイクルに係る技術開発から施設整備、製品認定・普及拡大までの各段階における切れ目のない支援を行うことにより、資源循環型産業の更なる育成強化を図っている。

a 廃棄物3R事業化支援事業

幅広い分野で顕在化した廃棄物3Rに係る実用化技術の事業化を促進するため、産学公連携の事業化プロジェクトチームを支援する。

実施手法：（地独）山口県産業技術センターに業務委託し、県内事業者や学識者等が参画するプロジェクトチームを設置して、産業廃棄物・未利用資源のリサイクル等の事業化を検討
実施内容：プラスチックのリサイクル、食品系廃棄物リサイクル

b 廃棄物3R等推進事業

産業廃棄物の3R及び産業廃棄物に係る未利用エネルギー利活用の施設整備を支援（補助）する。

補 助 対 象：	県内に設置する産業廃棄物等のリデュース、リユース又はリサイクルを推進する施設、又は、廃棄物に係る未利用エネルギーを利活用する施設（3R等施設）及び3R等施設に付帯するA I（人工知能）等の高度化設備や発電等のエネルギー起源CO ₂ 削減効果のある設備
補助対象経費：	構築物費、機械装置・工具器具費、付帯工事費など
補 助 率：	補助対象事業の1／3以内
補助限度額：	3R等施設は1事業あたり3,000万円以内（補助金額ベース） A I等設備は1事業あたり2,000万円以内（補助金額ベース）
所 管 課：	廃棄物・リサイクル対策課

c 地域循環圏活性化事業

地域で発生した産業廃棄物等を地域内で有効活用する地域循環圏の形成・活性化に向けたF S（事業可能性調査）を支援（補助）する。

補 助 対 象：	県内において地域循環圏の形成・活性化に向けて、県内事業者や団体等が連携して取り組む問題点やニーズの把握、事業展開の立案を行う調査
補助対象経費：	人件費、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
補 助 率：	補助対象事業の1／2以内
補助限度額：	1事業あたり375万円以内（補助金額ベース）
所 管 課：	廃棄物・リサイクル対策課

d 資源循環事例等認定普及事業**○ リサイクル製品認定**

リサイクル製品の利用促進及びリサイクル産業の育成を図るため、県内で発生する循環資源を利用して、県内で製造加工されるリサイクル製品を「山口県認定リサイクル製品」として認定し、その普及に努めている。平成12(2000)年度から認定を開始し、令和7(2025)年度末で合計289製品となっている。

また、平成24(2012)年度から認定製品の一層の利用拡大に向けた官民一体の「山口県リサイクル製品利用促進連絡会議」を開催しており、支援策や課題等の情報共有に取り組んでいる。

○ エコ・ファクトリー認定

産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに継続的に取り組み、成果を上げている事業所を「山口県エコ・ファクトリー」として認定し、事業者の意識喚起と取組の拡大を進めている。平成16(2004)年度から認定を開始し、令和7(2025)年度末で合計58事業所となっている。

e やまぐちエコ市場

これまで県内で培われてきた各企業の様々な情報をグローバルかつリアルタイムに発信しながら、企業間の連携・協力を一層強化することによって、循環型社会の構築や地球温暖化対策の推進に貢献するとともに、自らの事業等の活性化や新たなビジネスチャンスの創出、さらには、地域経済の活性化を図るため、民間主体の「やまぐちエコ市場」を平成18(2006)年5月に設立している。

やまぐちエコ市場では、インターネットによる情報発信・情報交換や、展示会、研修会等を通じた事業者、大学、関係機関、行政等の連携・交流及び循環資源に係る事業化等を促進している。

【やまぐちエコ市場の概要】

設 立 日：平成18(2006)年5月15日
役 員：幹事9名、監事2名（事務局：廃棄物・リサイクル対策課）
会 員 数：307団体・個人（令和8(2026)年3月末現在）
事業内容：・Webサイト（ホームページ）やメールサービスによる情報発信・情報交換・情報提供
・リサイクル及び地球温暖化対策に係る企業マッチング、事業化促進、販路開拓等の実施
・セミナー・見学会・展示会等の企画・開催・参加

ウ 持続可能な農林水産業の推進

（ア）環境保全型農業の促進

化学農薬・化学肥料などの使用を50%以上低減した県独自の認証農産物である「エコやまぐち農産物」の生産拡大を支援するとともに、「環境保全型農業直接支払交付金」を活用し、地球温暖化防止、生物多様性保全効果が高い営農活動への支援を行うことで、環境保全型農業の取組の拡大・定着を図っている。

（イ）家畜排せつ物の利用促進

「家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画」に基づき、家畜排せつ物の堆肥利用を推進している。

また、スマート機器導入支援等による良質堆肥の製造・利用拡大の推進、耕種農家との堆肥需給情報共有のための「堆肥製造・販売施設マップ」や堆肥情報データベースの作成・Webサイト掲載等により、利用促進に努めている。

（ウ）県産木材等の利用促進

木材は、加工に要するエネルギー消費がアルミニウムや鉄製品の製造・加工に比べて非常に少なく、再生産が可能な生産資源である。また、建築物等に利用することにより、炭素を長年にわたって貯蔵できるなど、地球温暖化の防止にも有効であり、地球における環境保全に向けた取組の一環として、環境への負荷の少ない木材の利用を推進することとしている。

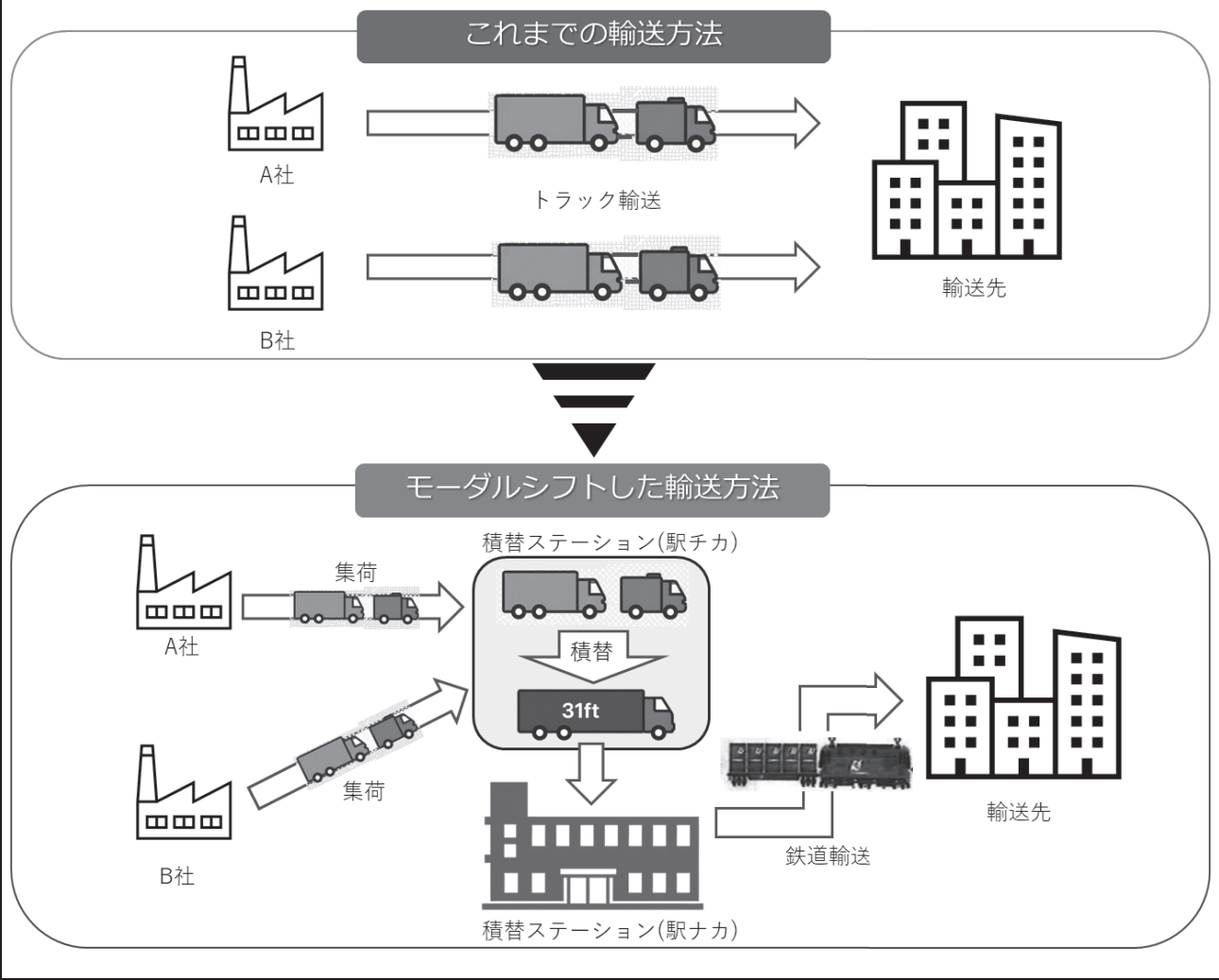
また、県の豊かな森林資源がエネルギーとして有効に活用できるよう、森林バイオマスの低コスト供給システムを構築し、発電施設への供給量増加を支援するとともに、公共施設等における森林バイオマスを燃料とするボイラー等の導入に努めている。

コラム

やまぐち物流効率化促進事業
～モーダルシフトでCO₂排出量を大幅削減～

山口県では、モーダルシフトにより、物流の効率化と輸送に係るCO₂排出量の削減に取り組む県内事業者を支援し、カーボンニュートラルを推進しています。

具体的には、発荷主の工場等と貨物駅の間に、複数事業者がトラックで荷物を持ち込み鉄道コンテナへ積み替えることができる「積替ステーション」の設置支援等により、環境に影響が少なく、優しい輸送モード（輸送方法）への転換を進めています。



やまぐちの特性を活かした
持続可能な地域づくりの推進

2. 環境マネジメントの推進

事業者の環境に配慮した自主的な取組である環境マネジメントを推進するため、ISO14001やエコアクション21の認証取得の促進を図っている。

また、「やまぐちエコ市場」と連携し、研修会やセミナーの開催等の活動を行っており、令和8(2026)年3月末現在、県内で254件の認証取得がなされている。

さらに、県においては、「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」に基づき、事業活動における省資源・省エネルギーやグリーン購入など、環境に配慮した取組を率先して実行している。

3. やまぐちの良好な景観の保全と活用

(1) 景観の保全と創造

ア 美しいやまぐちづくりの推進

本県には、身近なところに多くの美しい自然景観、歴史的建造物やまちなみ等の良好な景観が残っており、人々の心を豊かにさせてくれるとともに、ふるさとへの愛着心や連帯感を高めるものとなっている。現在、景観法に基づき、県内全ての市町が景観行政団体となっており、景観形成に向けて取り組んでいる。

県では、「山口県景観ビジョン（平成17(2005)年3月策定）」に基づき、住民・事業者・市町・県が一体となって良好な景観を保全・形成・活用しながら、まちづくり（まち・むら・地域づくり）に取り組むことを意味する“美しいやまぐちづくり”を推進し、心豊かな・暮らしやすい・訪れたくなる山口県を目指すことを基本目標として、景観学習をはじめとした施策を展開している。

また、平成18(2006)年3月に「山口県景観条例」を制定・公布し、同条例に基づく「山口県景観形成基本方針（平成19(2007)年1月）」や、「山口県公共事業景観形成ガイドライン（平成19(2007)年3月）」を策定している。

イ まちの美化づくりの促進

まちなみを形成する要素のひとつである屋外広告物は、情報を伝えるという役割とともに、まちににぎわいを与えている。しかしながら、無秩序な掲出は、まちの良好な景観や自然の風致を損なうものとなるため、県では、屋外広告物条例によりこれらを規制することにより、まちの良好な景観の形成や風致の維持を図っている。

また、文化・歴史など地域の特性を活かしたまちなみの形成を図るため、街路の整備にあわせて広場・植栽・ストリートファニチャーなどの整備を促進するとともに、まちなかに林立する電柱や輻輳する電線類の地中化などを進めることで、都市景観の向上を図っており、令和7(2025)年度末現在、県内で約138kmの区間が整備されている。

(2) 歴史的・文化的環境の保全・活用

ア 歴史的建造物の保全

県内には、歴史的建造物・史跡などが多く現存しており、これら歴史的建築物とそのまちなみなどを保全し、将来に伝え、受け継いでいく必要がある。このため、伝統的建造物群保存地区保存条例などにより、各地に残る建築物やまちなみなどの歴史的・文化的遺産を、周辺環境と一体的に保全し、地域を特徴づける「顔」として魅力ある地域づくりを進めている。

また、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）に基づき、萩市は、平成31(2019)年3月に第2期計画の認定を、岩国市は令和6(2024)年7月に第1期計画の認定を受け、地域の個性を生かしたまちづくりを進めている。

イ 文化財指定による環境保全の現況

重要な文化財は、国、県、市町で指定し、法律及び条例により重点的に保護している。指定された文化財は、防災設備や囲柵等を設置して、災害等によって消失したり傷つけられたりしないよう守られている。

また、文化財の現状を変更する行為に対しては制限がかけられている。例えば、景観のすばらしい地域が名勝として指定されると、景観を損なう建物などの建築は許可されず、また、生物の生息地などの天然記念物の指定地では、開発工事を規制し、許可するに当たっても指定した生物に影響のない工法を求められている。

さらに、指定による文化財の保存は、その指定地外の一定範囲の区域に及び、文化財と一体をなす歴史的環境及び周辺の自然環境についても保全されることとなる。

山口県の国指定天然記念物の件数は、全国第1位である。

ウ 指定文化財の保存と活用

指定文化財を保存するため、建造物保存修理事業、天然記念物再生事業、防災・耐震対策重点強化事業や指定文化財のパトロール事業などを行っている。

また、指定文化財の活用を図るため、地域文化財総合活用推進事業や史跡等総合活用整備事業、歴史的な町並みである伝統的建造物群保存地区の保存修理・修景などの事業を展開している。

その他、新たな文化財の指定に向け、平成20(2008)年から3年間にわたり近代和風建築総合調査を、平成23(2011)年から7年間にわたり山口県中世城館遺跡総合調査を行った。

なお、天然記念物に指定した動植物には、山林の活用や山間の狭隘な水田の耕作など、かつての地域の人々の生活環境に守られてきたものが多くある。このため、特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」(周南市)等において、地域の人々と天然記念物との新たな共生関係を創出する天然記念物再生事業を実施している。

エ 文化財登録制度による魅力ある地域づくり

学校や銀行、橋や煙突など身近で懐かしい風景を彩る近代の建造物は、地域の景観のシンボルとして重要であるにもかかわらず、文化財として認識されないまま消滅の危機にさらされている。

このことから、建築後50年を経過した建造物で、国土の歴史的景観に寄与するもの、造形の規範になっているもの、再現することが容易でないものなどを、文化財として国が登録する文化財登録制度が設けられている。指定制度と違って、外観を大きく変えなければ、内部を改装し、レストランや資料館などとして活用することができるため、登録された文化財を魅力ある地域づくりの拠点として活用することが可能となる。

現在、県内で登録されているのは、萩市の旧明倫小学校本館、下関市の水道関係施設など141件である。

なお、平成17(2005)年の文化財保護法改正に伴い、記念物(史跡、名勝、天然記念物)や有形民俗文化財等にも登録制度が拡充されており、宇部市の常盤公園など4件が登録記念物(名勝地関係)に、下関市豊北の漁撈用具が登録有形民俗文化財へ登録されている。

オ 文化的景観保護制度

文化的景観は、人々の生活又は生業及び地域の風土により形成されたもので、地域の生活又は生業の理解のため、欠くことのできない存在である。文化的景観の中でも特に重要なものは、「重要文化的景観」として国が選定し、その保護が積極的に図られている。

県内では、平成28(2016)年度から、岩国市が錦川下流域における文化的景観の保存に向けて調査等を行い、令和3(2021)年度に重要文化的景観に選定された。

なお、重要文化的景観の選定制度は、平成17(2005)年の文化財保護法の一部改正によって始まった文化財保護の手法である。

表6-3 山口県における国及び県指定文化財件数一覧

(R8.3月末現在)

文化財	国指定			県指定			計
	指定	種別	件数	指定	種別	件数	
有形文化財	国宝	建造物	3	有形文化財			3
		絵画	1				1
		工芸品	4				4
		書跡	2				2
	重要文化財	建造物	37		建造物	34	71
		絵画	16		絵画	29	45
		彫刻	19		彫刻	64	83
		工芸品	27		工芸品	29	56
		書跡	9		書跡	10	19
		典籍	0		典籍	10	10
		古文書	12		古文書	8	20
		考古資料	3		考古資料	26	29
	歴史資料	8	歴史資料		19	27	
	無形文化財	重要無形文化財	芸能		0	無形文化財	芸能
工芸			0	工芸	2		2
民俗文化財	重要民俗文化財	有形	11	民俗文化財	有形	8	19
		無形	5		無形	34	39
記念物		特別天然記念物	3	記念物			3
		史跡	43		史跡	31	74
		名勝	13		名勝	5	18
		天然記念物	40		天然記念物	51	91
計			256	計		361	617
記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財として選択されたもの			3				3
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択されたもの			11				11
重要文化的景観			1				1
重要伝統的建造物群保存地区（選定）			5				5
選定保存技術			2				3

(3) 都市と農山漁村との交流の拡大

農山漁村の生活・自然環境・歴史文化など、地域の優れた資源を活用した都市と農山漁村との交流の拡大を推進している。

平成30(2018)年度からは、こうした取組を更に発展させ、都市と農山漁村地域とのより深い関わりに繋がる地域滞在型交流を促進し、地域資源の活用や自然環境の保全を図りながら、中山間地域の活性化を推進している。

(4) 里山、里海づくりの推進

「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」に基づき、環境美化施策を総合的に推進するため、「美しい里山・海づくりに関する基本方針（平成23(2011)年9月策定）」を踏まえ、取組を行っている。

ア 連携・協働した環境美化活動の促進

「環境やまぐち推進会議」を環境美化活動の推進母体として位置付けている。

イ 県民一斉環境美化活動促進期間の設定

例年6月を「県民一斉環境美化活動促進期間」に設定し、県下全域での活動推進を呼びかけている。

第7章 共通的・基盤的施策の推進

1. 環境影響評価の推進

環境影響評価（環境アセスメント）とは、大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業による環境影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴き、環境保全に配慮しようとするための仕組みであり、環境の保全を図る上で、極めて重要なものである。

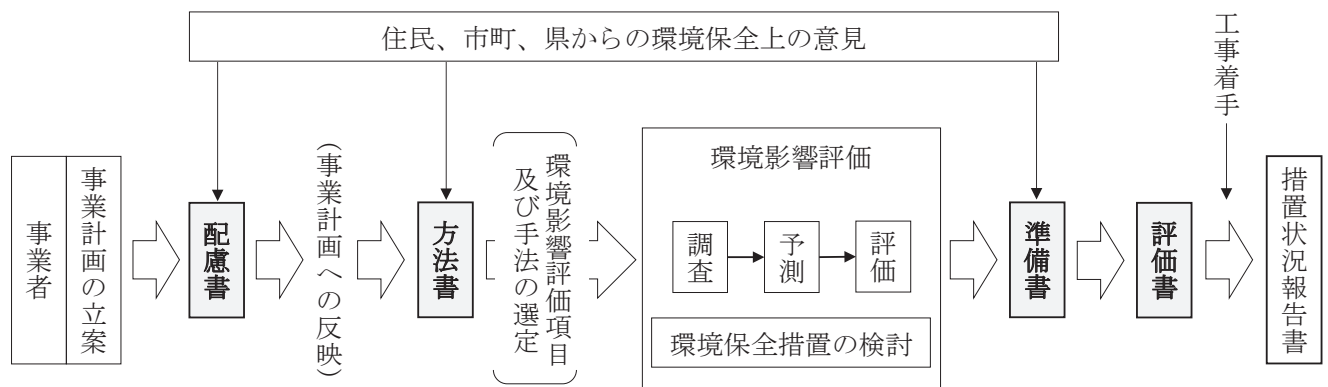
県では、環境影響評価法（以下「法」という。）及び山口県環境影響評価条例（以下「条例」という。）に基づき、環境影響評価の手続きの実施を義務付けている。

また、法及び条例の対象規模に満たない事業のうち、県が実施する公共事業については、「環境事前チェック制度」に基づき、事業部局において、計画立案等の段階から自主的に環境配慮に関するチェックを行っている。

令和7（2025）年度は、法対象事業1件に関する審査等を行っている。

今後も、法及び条例等に基づく適切な指導、審査を行い、環境保全の推進を図ることとしている。

図7-1 環境影響評価制度における主な手続の流れ



○ 事業者

- ・事業の位置・規模等に係る計画の立案段階における環境影響について検討した「配慮書」を公表し、住民等の意見や知事意見を聴いた上で、事業計画に反映させる。
- ・調査手法等を記載した「方法書」を公表し、住民等の意見や知事意見を聴いた上で、環境影響評価を行う。
- ・環境影響評価の結果を記載した「準備書」についても公表し、住民等の意見や知事意見を聴いた上で、「評価書」を作成する。
- ・「評価書」に記載されたとおり、環境に配慮した事業を行う。
- ・工事中に講じた環境保全措置や事後調査の状況等を記載した「措置状況報告書」を公表する。

○ 住民等

- ・「配慮書」、「方法書」及び「準備書」の各段階において、事業者に対し、環境保全に関する意見を述べることができる。

○ 県

- ・「配慮書」、「方法書」及び「準備書」について、学識経験者等により構成する「山口県環境影響評価技術審査会」や関係の市町長の意見を聴くとともに、必要に応じ公聴会を開催し、住民等から直接意見を聴いた上で、事業者に対し環境保全に関する意見を述べる。

2. 環境に配慮した取組の推進

(1) 県民・民間団体の取組の促進

県民一人ひとりの地球温暖化防止への取組を更に促進し、脱炭素型ライフスタイルへの転換を図るため、「環境やまぐち推進会議」等と連携・協働し、「ぶちエコやまぐち」を合言葉にノーマイカー、クールビズやライトダウン等の2050ゼロカーボン・チャレンジ～ぶちエコやまぐち県民運動～を推進する。

また、環境学習推進センターにおいては、様々な環境情報の提供や人材育成などを通じ、県民、NPO、民間団体等の活動を支援している。

その他、新築のZEHに対する補助制度や、ぶちエコやまぐち太陽光発電設備等共同購入事業、次世代自動車の整備に対する融資制度等により、家庭における省・創・蓄エネ設備の導入を促進する。

(2) 企業等の取組の促進

県内の中小企業者等の環境やエネルギー対策への積極的な対応を促進するため、(公財)やまぐち産業振興財団における経営・技術相談をはじめ、山口県地球温暖化防止活動推進センターと連携した脱炭素セミナーの開催や省エネ診断の実施、省エネ診断員の育成支援、融資制度の充実等、中小企業者等における環境配慮の取組を支援している。

また、県内の再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス等）によって発電された電力の県内における利用拡大を図るため、再エネ電力の利用に積極的に取り組む県内事業所を認定する「やまぐち再エネ電力利用事業所認定制度」の展開、事業者の温室効果ガス削減を促進するため、「非化石証書」の購入希望者を募り、一括調達することで費用低減や事業負担軽減等を図る取組により、事業者の再エネ利用の取組を支援している。

3. 公害防止体制の整備（公害苦情処理・公害紛争処理）

(1) 公害苦情の処理体制

公害に関する苦情は、住民の生活に密着したものが多く、迅速かつ適切な処理及び解決を図ることが必要である。このため、県及び市町では、公害苦情相談員の選任など、公害苦情を処理する組織の整備、充実を図っている。

表7-1 公害苦情の処理体制 (R8.4.1現在)

区 分		公害苦情処理事務を行う職員		
		公害苦情相談員	その他	合計
県	本 庁	2	6	8
	出先機関	15	32	47
	計	17	38	55
市町	本 庁	29	69	98
	出先機関	3	55	58
	計	32	124	156
合 計		49	162	211

(2) 公害苦情の発生状況

令和7(2025)年度の公害苦情の新規受理件数は、681件である。

公害の種類別にみると、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の「典型7公害」に関するものが全体の56.7%を占め、この中では、大気汚染が最も多く、次いで騒音の順となっている。

なお、残り43.3%は、廃棄物の不法投棄などに関するものとなっている。

(3) 公害苦情の処理状況

令和7(2025)年度の処理すべき公害苦情は、692件（新規受理681件、前年度からの繰越11件）であり、その処理状況は、直接処理（解決）したもの565件、他へ移送したもの19件、本年度に繰り越されたもの8件、その他100件となっており、処理率（処理すべき苦情件数から他へ移送した件数を減じたものに占める直接処理（解決）件数の割合）は、81.6%となっている。

(4) 公害紛争の処理

公害の規模が広範囲にわたる場合や、被害が人の健康、生命又は財産に影響を及ぼすような場合には、その因果関係や行為の差止め、損害賠償等を巡って当初から公害紛争を生じることがある。

このような紛争を、一般的な訴訟手続よりも簡便に、かつ、迅速・適正に解決するために、県は、公害審査会を設置し、当事者から申請があった場合に、あつせん、調停及び仲裁を行うこととしている。これまで公害審査会が受理した公害紛争の事案は4件あるが、昭和54(1979)年度以降はない。

(5) 畜産関係苦情処理の状況

農林(水産)事務所畜産部を中心とした「資源循環型畜産推進指導協議会」による巡回指導を実施し、畜産農家の実情に即した処理及び利用技術の普及を図り、環境汚染の発生防止に努めている。

令和7(2025)年度の苦情の種類別発生件数は、5件である。

表7-2 苦情の種類別・畜種別発生件数(令和7年度)

区分	合計	単独発生			複合発生				その他
		水質汚濁	悪臭	害虫	水質+悪臭	水質+害虫	悪臭+害虫	水質+悪臭+害虫	
豚	0	—	—	—	—	—	—	—	—
採卵鶏	1	—	1	—	—	—	—	—	—
ブロイラー	1	1	—	—	—	—	—	—	—
乳用牛	2	1	1	—	—	—	—	—	—
肉用牛	1	—	1	—	—	—	—	—	—
その他	0	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	5	2	3	0	0	0	0	0	0
		5			0				

(6) 警察における公害苦情の受理及び処理の状況

令和7(2025)年に警察が受理した公害苦情の件数(交通公害・騒音公害に係るものを除く。以下同じ。)は、658件であり、前年と比較して111件増加している。

受理した公害苦情の処理状況については、51件を検挙したほか、軽微なものは警察官による警告・指導・注意などで処理されている。

表7-3 警察における公害苦情の種類別受理状況(令和7年)

種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	計
件数(件)	1	5	0	0	0	1	641	10	658
構成比(%)	(0.2)	(0.8)	(0)	(0)	(0)	(0.2)	(97.3)	(1.5)	(100)

表7-4 警察における公害苦情処理状況(令和7年)

種類	話し合いのあつせん	警告・指導・注意	検挙	措置不能	その他	計
件数(件)	31	265	51	255	56	658
構成比(%)	(4.7)	(40.2)	(7.8)	(38.8)	(8.6)	(100)

(7) 警察における環境事犯の取締り状況

令和7(2025)年に警察が検挙した環境事犯は、68件・61人で、昨年と比較して9件増加、13人減少している。

表7-5 警察における環境事犯の検挙状況(令和7年)

	廃棄物処理法										計	
	不法投棄				不法焼却				その他			
	一般廃棄物		産業廃棄物		一般廃棄物		産業廃棄物					
検挙数	24件	19人	4件	4人	26件	29人	6件	6人	8件	3人	68件	61人

※公害苦情通報を端緒としない検挙もあるため、公害苦情処理状況(検挙)と検挙状況の数値は必ずしも合致するものではない

4. 調査研究、監視・測定の実施

(1) 環境保健センター

大気質、水質等に及ぼす環境汚染要因を科学的に究明するため、長期的な計画に基づいて調査研究を行っている。

(2) 農林総合技術センター

県民の安心・安全、環境保全、地産・地消への意識の高まり、産地間競争の激化、農政改革などの課題に対応するため、農業試験場・農業大学校・林業指導センターを統合した「農林業の知と技の拠点」を核として、現場が求める即戦力人材の確保・育成や、中核経営体の生産性向上につながる新技術の開発・普及、農林業の理解促進、6次産業化等の推進に取り組んでいる。

(3) 水産研究センター

「水産資源の管理・回復」や「漁場の開発・整備」、「漁場環境の保全」、「水産物の利用加工」等の調査研究、技術開発に積極的に取り組んでいる。

(4) 地方独立行政法人山口県産業技術センター

環境関連法令に準ずる環境マネジメントシステムを構築・運用し、環境負荷の低減に直接あるいは間接的に影響を及ぼす産業技術分野の試験研究を実施している。

また、県内中小企業、関係機関等の環境保全に関する技術支援も行っている。

5. 環境情報の収集と発信

県民、事業者等の環境問題に対する理解と認識を深め、環境の保全と創造に向けた自主的な取組を促進するため、Webサイト「やまぐち環境Web」を整備し、環境の現状と課題、県の環境関連施策や自然関係情報、大気・水質の最新環境調査結果など、幅広い情報等を提供している。

また、令和4(2022)年1月にスマートフォンアプリ「ぶちエコアプリ」の配信を開始し、県民自らがアプリの利用を通じて、自身のCO₂排出量について「知って」、省エネ・エコな実践行動について「学んで」、イベントへの参加や暮らしの中で「実践する」ことで、環境配慮型ライフスタイルの定着を図っている。

6. 国際交流の推進

(1) 山東省との環境技術交流

県及び山東省相互の環境技術交流を促進するため、平成4(1992)年度から環境分野に携わる技術者を受け入れ、県や企業等において専門研修を行うとともに、県からも技術指導者を派遣し技術交流を進めるなど、地域レベルでの環境保全及び国際協力を推進している。

令和7(2025)年度は、「山口県-山東省環境保全オンライン交流会」を開催し、気候変動対策をテーマとした両県省の行政及び企業による発表を行った。

(2) 日韓海峡沿岸県市道環境技術交流

日韓海峡沿岸県市道（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県及び釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）間の共同繁栄と友好増進を図るとともに、環境技術等の相互交流を促進するため「日韓海峡沿岸県市道環境技術交流会議」において、環境保全、公害防止等に関する共同事業を行っている。

令和7(2025)年度は、本県において「実務者会議」及び「日韓8県市道環境政策・研究事例発表会」を開催し、各県市道の行政・研究機関が、共同事業等に関する協議を行うとともに、環境施策・研究事例等の取組について紹介を行った。

資 料

1. 山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	数値目標等		
	基準値（年度）	現況（R7年度）	目標値（年度）
《1 気候変動対策の推進》			
①温室効果ガスの排出量	4,310万t-CO ₂ (H25)	3,776万t-CO ₂ (R4)	2,797万t-CO ₂ (R12)
②再生可能エネルギー発電出力	1,364,313kW (R1)	2,582,322kW	3,000,000kW (R12)
③適切な森林整備（間伐面積）	3,147ha (R1)	2,569ha	3,400ha (R12)
④バイオマス（林地残材）利用量	54,560t (R1)	100,306t	94,000t (R12)
《2 循環型社会の形成》			
①1人1日当たりの家庭排出ごみ量	527g/人・日 (H30)	497g/人・日 (R6)	462g/人・日 (R7)
②一般廃棄物のリサイクル率	30.6% (H30)	21.5% (R6)	35% (R7)
③産業廃棄物のリサイクル率	54.5% (H30)	—	56% (R7)
④ダイオキシン類排出量	H9比96%削減 (R1)	H9比99%削減	H9比99%削減 (R12)
《3 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全》			
①「自然共生サイト」登録数	0箇所 (R4)	5箇所	7箇所 (R12)
②自然公園内のビジターセンター等の利用者数	56,819人 (R4)	51,504人	62,500人 (R12)
③ニホンジカの捕獲頭数	9,757頭/年 (R4)	12,110頭/年	13,500頭/年 (R12)
④水源の森の整備	575ha/年 (R4)	305ha/年	610ha/年 (R12)
⑤希少野生動植物種保護支援員等の保全活動への参加人数（累計）	923人 (H19～R4)	1,058人 (H19～R7)	1,500人 (H19～R12)
⑥生物多様性の認知度	58.4% (R4)	49.8%	75.0%以上 (R12)
⑦希少野生動植物種保護支援員数	1,271人 (R4)	1,356人	1,700人 (R12)
⑧自然資源を保全・活用する活動団体数	70団体 (R4)	78団体	84団体 (R12)
《4 生活環境の保全》			
大気、水質等の環境基準の達成・維持			
①大気関係 ※1			
・二酸化硫黄	100% (R1)	100%	現状を維持 (R12)
・二酸化窒素	100% (R1)	100%	現状を維持 (R12)
・一酸化炭素	100% (R1)	100%	現状を維持 (R12)
②水質関係 ※2			
・海域（COD）	83.3% (R1)	63.9%	向上させる (R12)
・河川（BOD）	96.8% (R1)	98.4%	向上させる (R12)
・湖沼（COD）	63.6% (R1)	63.6%	向上させる (R12)
③ダイオキシン類 ※3	100% (R1)	100%	現状を維持 (R12)
《5 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進》			
①環境学習指導者バンク登録者数	170人 (R1)	208人	200人 (R12)
②環境学習参加者数	74,581人/年 (H24～R1平均)	97,576人/年	85,000人/年 (R12)
③こどもエコクラブ数（累計）	1,165団体 (R1)	1,229団体	1,300団体 (R12)
《6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進》			
①水素ステーションの設置	1か所 (R1)	1か所	—
②ISO14001取得等団体数（累計）	284団体 (R1)	333団体	320団体 (R12)
③農山漁村交流滞在人口（年間）	11.6万人 (R3)	58.2万人 (R4～R7)	70万人 (R4～R8)
④環境保全型農業直接支払交付金の取組面積	459ha (R1)	563ha	500ha (R8)

※1 対象となる環境指標を測定している大気測定局のうち、環境基準を達成した測定局の割合

※2 県内全ての調査対象水域のうち、環境基準を達成した水域の割合（日平均値の環境基準適合日数が総測定日の75%以上）

※3 大気環境・水環境（海域・河川・湖沼・地下水）・底質環境（海域・河川・湖沼）・土壌環境に関する全ての調査対象地点のうち、環境基準を達成した地点の割合

2. 環境保全対策関係予算

(単位：千円)

所管	新 拡 充	事業名	R8年度予算額	事業概要	施 策 体 系
			R7年度予算額		
県民生活課		やまぐち消費 SDGs 県民連携推進事業	5,000	消費者にSDGsに沿ったライフスタイルの見直しを促す「消費のSDGs」に興味を持ってもらい実践してもらうため、県民と事業者、学校、行政の連携強化及び普及啓発を推進する	1 5 6
			5,000		
環境政策課	拡	2050ゼロカーボン・チャレンジ推進事業	38,833	県民や事業者自らの脱炭素型ライフ・ビジネススタイルや事業活動での地球温暖化対策の取組(ゼロカーボン・チャレンジ)を推進する	1 5 6 7
			37,027		
	拡	省・創・蓄エネの導入促進事業	301,573	民生部門(家庭部門、業務その他部門)を中心に、省エネ化や地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、本県のエネルギー産業の振興に資する省・創・蓄エネ設備の普及を図る	1 6 7
			417,800		
		ゼロカーボン・ドライブ普及啓発拠点整備事業	63,506	県有施設を太陽光発電等の再生可能エネルギー電力と電気自動車等を組み合わせたゼロカーボン・ドライブの普及啓発拠点として整備するとともに、AI・IoTも活用した分散型エネルギーシステムを構築し、地域脱炭素社会の実現を目指す	1 6
			30,500		
	新	ぶちエコやまぐち省エネ家電等購入支援事業	1,993,000	家庭におけるエネルギー費用負担の軽減を図るため、熱中症対策や家庭部門の温室効果ガス排出削減にも資する省エネ性能の高い家電製品等の購入を支援する	1
			0		
		日韓海峡沿岸環境技術交流事業	1,438	日韓海峡沿岸県市道間の環境保全や相互交流促進のため、共同調査を実施する	7
			833		
		山東省環境保全パートナーシップ事業	1,223	山東省における環境問題の解決や地球環境保全に向け、本県での研修や山東省への技術指導者の派遣等による技術交流・情報提供を実施する	7
			1,208		
		県有施設への太陽光発電設備導入促進事業	175,805	R4年度に実施した「太陽光発電設備の導入ポテンシャル調査」の結果を踏まえ、太陽光発電設備が設置可能と判断した県有施設について、自家消費用の太陽光発電設備を導入する	1 6
			194,470		
		快適なくらしづくり推進事業	1,073	日常生活に密着した環境の保全活動等について、県民や関係団体等の意識の醸成を図るとともに、環境保全活動功労者等の表彰を実施する	7
			1,015		
		環境審議会等運営事業	1,739	環境審議会の運営を実施する	7
			1,443		
		環境影響評価指導審査事業	2,389	各種開発事業の実施に当たって、環境影響の回避・低減や開発と環境保全との調和を図るため、環境影響評価法及び条例に基づき、事業者が行う環境影響評価について指導・審査する	7
			2,330		
		環境保全管理運営対策事業	4,075	環境保全に係る様々な管理運営を実施する	7
			14,991		
		騒音振動悪臭対策事業	2,173	騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域の指定や調査指導を実施する	4
			1,437		
		ダイオキシン類測定施設管理事業	16,588	高度安全管理棟であるダイオキシン類測定施設の空調等の維持管理を実施する	4
			16,588		
		ダイオキシン類削減対策総合調査事業	15,741	ダイオキシン類削減対策を推進するため、特定施設等の立入検査、発生源の周辺環境調査を実施するとともに、常時監視の実施により環境基準の達成状況を把握する	4
			16,341		
		大気汚染監視指導事業	1,706	光化学オキシダントやPM2.5などの大気汚染物質の常時監視を実施する	4
			1,336		
		大気汚染常時監視事業	102,245	大気測定局において、PM2.5などの大気汚染物質を効率的かつ効果的に常時監視する体制を構築する	4
			146,876		
		オゾン層保護対策事業	507	フロン等の環境濃度調査やフロン類回収業者等に対する指導を実施する	1
			540		
		環境放射能水準調査事業	35,882	環境中の放射能や放射線の測定を実施する	4
			19,235		
		有害大気汚染物質環境調査事業	2,066	有害大気汚染物質について環境調査を実施する	4
			1,204		
		基地公害対策事業	1,143	岩国基地周辺において、航空機騒音に係る環境基準達成状況等を把握するための調査を実施する	4
			1,070		
		化学物質環境汚染実態調査事業	2,070	環境中の化学物質の挙動及び残留性の実態調査を行うとともに、化学物質の環境中への排出量を把握する	4
			2,001		

(単位：千円)

所管	新 拡 充	事業名	R8年度予算額	事業概要	施 策 体 系
			R7年度予算額		
環境政策課		公害調査船運営事業	4,951	工場・事業場における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、公害防止条例に基づく基準の遵守状況や瀬戸内海の水質・底質の汚濁状況等を調査するために環境調査船の運行を実施する	4
			5,006		
		水質土壌汚染対策指導事業	9,578	工場・事業場における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、公害防止条例に基づく基準の遵守状況の調査及び土壌汚染対策について適切な指導を実施する	4
			2,293		
		水質環境監視事業	13,699	海水浴場調査、底質調査及び瀬戸内海の広域調査並びに生活排水の適正な処理について普及啓発を実施する	4
			12,480		
		水質環境保全推進事業	365	閉鎖性水域である瀬戸内海に流入する汚濁負荷量（COD、窒素、りん）を削減するため、総量削減計画の策定並びにその進捗状況の把握と汚濁負荷量の効果的・計画的な削減の指導を実施する	4
			310		
		公共用水域水質調査事業	25,280	公共用水域及び地下水の環境基準の維持達成状況を把握するための調査を実施する	4
			20,210		
		水環境中のPFOS等存在状況調査事業	1,999	有機フッ素化合物（PFAS）のうち人の健康に影響を及ぼす可能性があるPFOS及びPFOAについて、地下水の飲用が行われている地域で存在状況調査を実施する	4
			3,910		
生活衛生課		水道施設整備促進事業	2,560	市町等が行う老朽化した水道施設の更新や耐震化の取組に対する支援を実施する	4
			2,449		
		水道衛生指導事業	1,206	水道整備計画、水道事業等に係る認可、指導監督、水道施設に係る維持管理指導、水道水質検査に係る指導を実施する 飲用井戸の実態把握、飲用井戸等設置者からの相談、改善指導、汚染された飲用井戸に対する措置を実施する	4
			479		
	新	ぶちエコやまぐち3R+（ぷらす）推進事業	8,927	徹底的な資源循環の推進に向け、事業者・大学と連携し、様々なフィールドや環境学習の場を活用し、県民の3R+への行動変容を促進する ・「あなたの3R+」コンテストの実施・普及啓発 ・企業や大学と連携した3R+環境学習の実施 ・フィールドを活用した3R+実践活動の促進	1 2
			0		
廃棄物・リサイクル対策課	廃	ぶちエコやまぐち3R推進事業	0	山口県循環型社会形成推進基本計画の改定に伴い、ぶちエコやまぐち3R+（ぷらす）推進事業として刷新のため	1 2
			5,302		
		やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業	57,654	海洋ごみの回収・処理支援や、内陸から沿岸に至る流域圏での発生抑制対策など、多様な主体との連携による取組を推進 ・市町の漂着ごみ等の回収・処理対策への支援 ・住民ボランティアによる清掃活動への支援（日韓一斉清掃） ・漁業者と連携した市町による海底ごみの回収・処理体制の確立に向けた支援 ・海洋プラスチックごみ等の海岸漂着物の実態調査	2
			65,028		
		プラスチック資源化促進事業	7,000	プラスチックごみの減量化と脱炭素化を図るため、事業者等の多様な主体と連携して、ごみとして焼却されているプラスチックの地域での資源循環を促進 ・事業者や県立大学等が連携したプラスチック資源回収・リサイクルモデルの実証	1 2 6
			7,000		
	新	動静脈連携・高度化による資源循環促進事業	95,693	動静脈連携の促進や、動静脈産業を対象とした技術開発から事業化検討、普及拡大まで切れ目ない支援により、製品の設計・製造から再資源化まで徹底的な資源循環を促進する ・県内企業への「3R+コーディネーター」を含む支援チームの派遣による、動静脈企業とのマッチング促進 ・産学公連携による廃プラスチック類や食品廃棄物リサイクルの事業化に向けた検討 ・高度化リサイクル施設整備への補助 ・資源循環ビジネスの事業化に向けた検討調査、製品の環境配慮設計の検討への補助 ・3R+認定製品、3R+認定事業所の認定・普及	1 2 6
			0		

(単位：千円)

所管	新 拡 廃	事業名	R8年度予算額	事業概要	施策体系
			R7年度予算額		
廃棄物・リサイクル対策課	廃	資源循環型社会形成推進事業	0	山口県循環型社会形成推進基本計画の改定に伴い、動静脈連携・高度化による資源循環促進事業として刷新のため	1 2 6
			137,727		
	拡	産業廃棄物適正処理推進事業	85,139	産業廃棄物の適正処理に向けた総合的な対策を実施する ・産廃処理業者に対して、人材確保、就業環境整備、電子マニフェスト普及促進等の取組に係る費用を補助 ・排出事業者及び産業廃棄物処理業者を対象としたレベルアップセミナー等の開催	2
			155,055		
自然保護課		鳥獣保護区等設置事業	8,940	多様な野生鳥獣の生息環境保全を図るため、鳥獣保護区等の指定を実施する	3
			8,940		
		鳥獣保護推進事業	832	野生鳥獣との共生の重要性について普及啓発を実施する ・傷病鳥獣の保護 ・愛鳥行事 ・野生鳥獣生息調査 ・鳥インフルエンザウイルス野鳥保有状況調査	3
			810		
	廃	ツキノワグマ保護管理対策事業	0	ツキノワグマ被害防止総合対策事業に統合のため	3
			10,187		
	新	ツキノワグマ被害防止総合対策事業	12,715	本県の実情に即したクマ対策を「やまぐち版クマ被害防止対策パッケージ」としてまとめ、関係機関と連携して迅速かつ着実に実施する	3
			0		
		野生鳥獣適正管理事業	3,905	ニホンジカの適正な保護管理のため、生息状況調査等を実施する	3
			14,357		
		野生鳥獣管理対策強化事業	55,714	シカなど生息数が増えすぎた野生鳥獣の捕獲対策の一層強化や捕獲の担い手の確保・育成する	3
			78,667		
		自然公園保護管理事業	19,921	自然公園管理員や自然公園指導員の設置により、自然公園施設等の適切な管理を実施する	3
			18,908		
		利用施設維持補修事業	44,424	自然公園施設の快適な利用のための維持補修等を実施する	3
			8,424		
		中国自然歩道管理事業	3,995	県内の中国自然歩道の快適な利用を図るため、草刈りや清掃、パトロール等を実施する	3
			4,608		
	廃	秋吉台国定公園管理事業	0	自然公園保護管理事業に移管のため	3
			1,440		
		自然公園等施設整備事業	14,000	国交付金を活用した計画的な自然公園施設の改修等を実施する ・北長門海岸国定公園	3
			13,000		
		自然環境保全地域等対策事業	1,914	県内流域において各種団体等が連携して行う活動を促進するため、基礎調査や技術的助言等の支援を実施する	3
			1,820		
		生物多様性地域連携促進事業	890	民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域の「自然共生サイト」への登録を促進するとともに、企業や団体、県民、専門家等の多様な主体が協働・連携して生物多様性を保全する体制を構築する	3
			987		
		やまぐち自然環境学習推進事業	177,693	「つのしま自然館」及び「秋吉台エコ・ミュージアム」に自然解説指導員を配置し、自然環境学習会や入館者に対する解説業務を実施する 自然観察指導員の活用や「緑の少年隊」の育成等を通じて、自然環境の保全を図るための普及啓発活動を実施する	3 5
			17,956		
		自然公園へGO！ビジターセンターアップデート事業	34,634	秋吉台及び角島のビジターセンターについて、体験学習プログラムの創出や展示施設の更新等により利用者数の増加を図り、自然と人とのふれあいや地域活性化を促進する	3
			30,000		
		きらら浜自然観察公園管理運営事業	71,381	野鳥を中心とする多様な生態系を保全するとともに、野鳥観察、自然観察等による自然保護について県民の理解を深めるための運営を行い、自然環境学習を推進する	3
			50,455		
厚政課	新	一般運営事業（保健所）（LED照明改修工事）	23,088	健康福祉センターの省エネを図るため、山口健康福祉センター及び岩国健康福祉センターの照明器具をエネルギー効率の高いLEDへの改修を行う	1
			0		
医務保険課	新	萩看護学校運営事業（LED照明改修工事）	35,037	萩看護学校全体での省エネを図るため、学校施設等の照明器具をエネルギー効率の高いLEDへの改修を行う	1
			0		
健康増進課	新	健康づくりセンター運営事業（LED照明改修工事）	92,870	山口県総合保健会館（健康づくりセンター）での省エネを図るため、照明器具をエネルギー効率の高いLEDへの改修を行う	1
			0		

(単位：千円)

所管	新 拡 廃	事業名	R8年度予算額	事業概要	施 策 体 系
			R7年度予算額		
障害者支援課	新	身体障害者利用施設運営費（LED照明改修工事）	29,322	身体障害者社会参加施設の省エネを図るため、身体障害者福祉センターの照明器具をエネルギー効率の高いLEDへの改修を行う	1
			0		
	新	山口県聴覚障害者情報センター運営事業（LED照明改修工事）	19,976	聴覚障害者情報提供施設の省エネを図るため、聴覚障害者情報センターの照明器具をエネルギー効率の高いLEDへの改修を行う	1
			0		
こども家庭課	新	児童相談所運営費（LED照明改修工事）	18,640	所管する県有施設の省エネを図るため、単独庁舎である児童相談所の照明器具をエネルギー効率の高いLEDへの改修を行う	1
			0		
	新	児童自立支援施設運営費（LED照明改修工事）	12,584	所管する県有施設の省エネを図るため、単独庁舎である児童自立支援施設（育成学校）の照明器具をエネルギー効率の高いLEDへの改修を行う	1
			0		
産業政策課		半導体・蓄電池産業集積強化事業	243,180	半導体・蓄電池分野において、県内企業が取り組む研究開発・事業化等を支援する	1 6
			263,380		
産業脱炭素化推進室	拡	カーボンニュートラルコンビナート構築事業	1,652,707	本県コンビナートのCO ₂ 排出削減や次世代燃料・素材の供給基地化につながるコンビナート連携事業等の実施を支援し、脱炭素社会の産業拠点となる「カーボンニュートラルコンビナート」への転換を促進する	1 2 6
			1,023,923		
		自動車産業電動化イノベーション等創出支援事業	136,971	カーボンニュートラルの実現に向けた国内外の生産車両の電動化シフト等に対応するため、県内企業の業態転換や新事業展開を促進するとともに、自動車のライフサイクル全体での低炭素化に向けた支援を行う	1 6
			137,847		
		「水素先進県」実現加速化事業	48,024	「水素先進県」実現の加速化に向けて、燃料電池自動車等の導入促進など水素需要の拡大を図るとともに、県内中小企業等の水素関連産業への参入を促進する	1 6
			48,036		
		やまぐち中小企業脱炭素化促進支援事業	151,343	カーボンニュートラルを契機とした県内中小企業の持続的経営への転換と成長・発展を実現するため、県内中小企業に対し、脱炭素経営に向けた意識づけを行うとともに、その取組を後押しする	1 6
			151,343		
企業立地推進課		企業立地サポート事業	1,415,125	国が成長戦略に位置づける蓄電池や半導体などのGXに資する分野に加え、医療関連分野における企業誘致の促進を図るため、本県独自の支援制度により、本県の脱炭素化の取組を加速させるとともに産業振興を図る	1
			714,964		
イノベーション推進課		次世代産業イノベーション加速化事業	77,934	環境・エネルギー、医療、バイオ関連分野において、県内企業と大学等が共同で取り組む研究開発・事業化等を支援する	1 6
			117,856		
		地域イノベーション拡大推進事業	135,213	環境・エネルギー、医療、バイオ関連産業の育成・集積に向け、イノベーション推進センターを設置し、研究開発プロジェクト等の支援や、やまぐち次世代産業推進ネットワークを通じた交流やマッチング等の研究開発・事業化につながる取組を促進する	1 6
			135,403		
経営金融課		【中小企業制度融資】脱炭素経営未来投資応援資金	711,900	脱炭素経営に取り組む中小企業に対して融資を行う【融資枠】20億円	1 6
			629,800		
		やまぐち物流効率化促進事業	21,604	物流分野における労働力不足に対応し、効率かつ持続可能な物流体制を構築するとともに、輸送に係るCO ₂ 排出量の削減を図り、カーボンニュートラルを推進するため、県内事業者の物流効率化の取組を支援する	1 6
			21,604		
交通政策課		地方ローカル線活性化事業	15,000	地方ローカル線の維持・確保を図るため、各路線における利用促進策への支援や観光利用の促進、鉄道利用に向けた全体的な機運醸成など、路線の活性化に向けた取組を推進する	1 6
			21,800		
文化振興課		国指定文化財保存活用事業	1,321	特別天然記念物八代のツルおよびその渡来地天然記念物再生事業として、周南市が実施するツル渡来数回復事業を支援する	6
			1,553		
農林水産政策課	拡	「農林業の知と技の拠点」新技術開発・実装加速化事業	73,125	本県農林水産業の生産課題に対し、民間企業等の「外部の力」を積極的に取り入れる「農林業産学公連携プラットフォーム」を活用し、本県の実情に即した「山口型スマート技術」について、研究開発から現地実装までに一貫して取り組む	1
			83,563		
ぶちうまやまぐち推進課		ぶちうま！維新推進事業	15,823	地産・地消の着実な推進に向け、地産・地消推進拠点を拡充するとともに、「ぶちうま！アプリ」を活用した県域でのイベントや各種キャンペーン等の開催を通じて、県産農林水産物の更なる需要拡大を図る 《※予算額は内数（対象事業部分を計上）》	1
			15,762		

(単位：千円)

所管	新 拡 廃	事業名	R8年度予算額	事業概要	施策体系
			R7年度予算額		
ぶちうまや まぐち推進課		やまぐちの農林水産物等魅力発信推進事業	3,000	大手製粉事業者との連携協定に基づく関係団体等との協働取組など、新たな動きを契機として、実需者等を対象に「こだわりの県産農林水産物等」の利用拡大を推進する 《※予算額は内数（対象事業部分を計上）》	1
			3,000		
	廃	やまぐちグリーン農産物等販売促進事業	0	事業見直しのため	1
			6,000		
	新	やまぐち農林水産物等サーキット事業	8,000	グリーン農産物に係る流通関係者・消費者の理解促進及び消費者への販売促進に特化・集中して取り組むことで、環境意識の高い消費者を購買層として取り込み、グリーン農産物の生産拡大につなげる	1
			0		
		やまぐち県産木材建築物等利用拡大推進事業	34,192	住宅・事業用建築物への支援や専門人材の育成、普及啓発等の取組等により、民間建築物における新たな県産木材の需要を創出し、さらなる県産木材の利用拡大を推進する	1
			34,192		
		やまぐち林産・建築連携推進事業	20,000	不安定な需給状況や複雑なニーズ変化に対応するため、新たに設立する需給調整組織が県産材の在庫不足発生等を抑制し、受注機会損失の防止につなげることで、製材品の県内自給率の向上を図る	1
			20,000		
農業振興課		安心・安全農作物づくりサポート事業	37,934	食の安心・安全や環境保全等の消費者ニーズに対応するため、農薬の適正な使用についての啓発活動や販売店への立入検査を実施するとともに、農作物の生産段階における有害物質などの排除や抑制など、総合的な農作物のリスク管理対策を実施する	3
			37,167		
		グリーンで安心・安全な農業推進事業	85,064	有機農業等に関するアドバイザーの養成や、市町等の試行的な取組等を促進するとともに、国際水準GAPの知識習得等を進め、安心・安全な農産物の供給と脱炭素化を通じた持続可能な農業を推進する	1 3
			79,264		
農村整備課		農業農村地域活性化総合対策事業	2,496,000	農地の荒廃や集落機能の低下が危惧される農村地域において、農地の維持に必要な共同活動を支援し、農業農村の活力を創出する	3
			2,496,000		
		農業集落排水事業	178,505	農業集落内のし尿、生活雑排水等の汚水処理施設を整備する ・萩市地区ほか11地区	4
			178,080		
畜産振興課		やまぐちのエコ牛育成支援事業	32,872	国や県において2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す中、畜産分野においても家畜由来の温室効果ガス排出削減に資する取組を促進し、環境に配慮した畜産経営を構築する	1 6
			32,872		
	拡	県産飼料生産・利用拡大促進事業	39,422	県産畜産物の安定供給のため、情勢変化に左右されない強固な連携に基づく飼料供給体制を構築するとともに、未利用資源の飼料利用を図ることで、これまで以上に多様で裾野の広い県産飼料基盤に立脚した畜産経営への転換を進める	1 6
			62,768		
		畜産経営スマート化促進事業	1,920	畜産経営のコスト低減を図るため、先進技術の導入を通じたスマート畜産（デジタル化）の更なる普及を推進するとともに、堆肥情報データベース等を活用し耕畜連携を促進させる 《※予算額は内数（耕畜連携事業を計上）》	1 6
			2,230		
森林企画課		やまぐち森林・林業未来維新カレッジ推進事業	59,127	専門性の高い体系的な研修制度を活用し、林業経営力の強化を図るとともに、次代を担う林業人材の確保・育成対策を強化する	1
			59,740		
		林業の新たな担い手確保強化事業	47,224	無料職業紹介事業の強化等により新規就業者の確保・定着対策に取り組むとともに、副業等の多様な働き手の参画を促進する	1
			45,215		
		森林経営管理推進総合対策事業	116,593	市町の森林経営管理制度の取組を支援し、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進する	1
			195,047		
		木材利用加速化事業	366,883	県産木材供給量の増大に向けて、生産から加工、利用に係る生産性向上に必要な高性能林業機械の導入や木質バイオマス利用促進施設の整備を支援する	1
			371,941		
	新	山口県産木材品質向上対策事業	10,000	品質・性能の確かな木材の供給体制の構築を支援し、森林資源の適切な循環利用を進めることにより、林業・木材産業の発展と県産木材供給量の増大を図る	1
			0		
	廃	森林Jクレジット活用推進事業	0	事業見直しのため	1
			9,000		
		参加しましょう！森林づくり推進事業	20,446	県民税の普及啓発・理解促進を行うとともに、地域のボランティア活動等を通じた県民参加の森林づくりを推進する	1 5
			21,841		
		やまぐちの林業DX推進事業	25,170	AIを活用した森林整備計画作成の超効率化により、計画的な施業面積拡大等を図ることを通じて、林業の経営力向上を支援する	1
			33,664		

(単位：千円)

所管	新 ・ 座	事業名	R8年度予算額	事業概要	施 策 体 系
			R7年度予算額		
森林企画課		「やまぐちフォレストJ V」構築支援事業	7,434	主伐から再造林までの一貫作業化や森林資源の有効活用の拡大により構造的な収益向上を目指す、新たな林業経営モデル「やまぐちフォレストJ V」を構築し、森林資源の循環利用を促進する	1
			15,000		
		森林整備地域活動支援交付金事業	711	小規模分散している森林の集約化に必要な活動経費の支援を行い、森林経営計画作成等の取組を推進する	1
			711		
		やまぐち森林づくり普及促進事業	4,621	利水企業を中心とした民間企業による森林づくり体験や森の体験イベントの実施により、県民に対する森林の多面的機能の重要性の普及啓発を通じて、社会全体で森林を支える仕組みづくりを構築する	1 3
			2,536		
		やまぐち竹資源循環利用促進事業	91,118	長期的な視点に立った計画的かつ適切な竹林整備を推進するため、本県独自の「竹林経営管理制度」を創設し、放置竹林を管理竹林に導き、森林環境の保全を図る	1 3
			92,905		
森林整備課		森林整備加速化事業	120,000	森林資源の循環利用体制を確立し、森林の多面的機能の強化を図るため、間伐や再造林等を行う	1 6
			120,000		
	廃	エリートツリーコンテナ苗安定供給体制整備事業	0	事業見直しのため	1
			2,000		
		森林活力再生事業	401,128	荒廃したスギ、ヒノキ人工林や繁茂竹林を整備するとともに、地域の安心・安全な生活環境を守る、里山等の整備を支援し、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮を図る	1 6
			411,037		
		造林事業	612,431	県土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止など、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、健全で多様な森林整備を進める	1 6
			600,983		
		少花粉スギ等優良種苗供給対策事業	27,146	数十年単位の時間を要する森林の育成を確実に進めるため、ニーズに対応した優良な県産種子の安定供給体制を強化する	1
			11,818		
水産振興課		漁業生産増大推進事業（細事業名：沿岸域環境改善支援事業／国事業名：漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業）	7,362	藻場・干潟の保全活動経費に係る支援を実施する	1 3
			7,477		
		内水面漁業振興対策事業	7,254	ブラックバスなど外来魚の駆除、カワウの防除対策、資源増殖対策としての調査・研究を実施することにより、内水面漁業を振興する	3
			7,487		
		やまぐち型養殖業推進事業	16,077	本県の特徴を活かした「山口県ならではの」の養殖対策を強力に講じ、県内外に誇れる地域に根付いたブランドとして振興、普及させていくことで、本県養殖業の成長産業化を推進する	1 6
			26,500		
漁港漁場整備課	廃	藻場保全によるJブルークレジット活用推進事業	0	山口県の海域条件に応じた「Jブルークレジット活用指針」を策定し、藻場の維持・回復に向けた持続的かつ効果的な藻場保全活動を支援する（事業完了）	1
			8,000		
		市町営漁業集落環境整備事業	145,820	水域環境改善や漁業集落の生活環境改善を図るため、汚水処理施設を整備する (越ヶ浜地区ほか7地区)	4
			152,870		
		地域水産物供給基盤整備事業	392,595	沿岸水域の環境改善を実施する 増殖場・魚礁の整備を実施する（外海地区、内海地区、内海中部地区）	4
			323,998		
		内海東部地区水産環境整備事業	90,000	沿岸水域の環境改善を実施する 増殖場の整備を実施する（周防大島町地先）	4
			85,000		
技術管理課		建設DX総合推進事業	100,141	デジタル技術を活用し、本県の建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上等を図る	1
			104,969		
道路整備課		交通安全施設維持管理事業（道路照明灯LED化事業）	6,030	県が管理する全ての道路照明灯をLED化し、灯具の長寿命化や電気代の縮減によりランニングコストを縮減するとともに、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する	1
			820,000		
		電線共同溝整備事業（公共）	163,333	電線類の地中化により、災害の防止や安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成を推進する ・一般県道新下関停車場線ほか4箇所	6
			210,000		
		舗装補修事業（公共）	1,064,875	破砕や切削により発生した建設副産物を再資源化施設へ排出し、当該施設で生産された再生資材を活用することにより、資源の有効な利用等を図る	1 2
			1,069,875		
道路整備課 道路建設課		交通安全施設整備事業（公共）	1,895,398	交差点改良、歩道の整備等の交通安全施設を整備することにより、道路交通の円滑化を図る ・県道小郡三隅線ほか17箇所	1 4
			1,983,027		

(単位：千円)

所管	新 ・ 拡 充	事業名	R8年度予算額	事業概要	施策 体系
			R7年度予算額		
道路建設課		道路改良事業（公共）	3,940,167 3,927,559	バイパス整備により渋滞対策を推進し、道路交通の円滑化を図る	1
都市計画課		街路事業（公共）	1,722,110 の内数 1,760,873 の内数	都市計画道路の整備により右折レーンの設置や道路と鉄道の立体交差化等を図り、交通の円滑化を促進する ・泉町平川線ほか10路線	1 4
		都市公園整備事業（公共）	1,780,667 の内数 1,292,228 の内数	都市公園を整備し、緑化の推進を図る ・維新百年記念公園 ・山口きらら博記念公園ほか3公園	1 6
		流域下水道整備事業	1,767,456 1,399,374	生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、流域下水道施設の整備を実施する ・周南流域下水道浄化センター ・田布施川流域下水道浄化センター	4
	廃	過疎地域下水道代行事業	0 763,350	事業完了のため	4
		広域河川改修事業（公共）	1,997,100 2,040,150	多様な生物で構成される河川環境の保全と形成を図るため、変化に富んだ水辺やみどりの川づくりを推進する	1 3
		港湾改修事業（港湾脱炭素化推進計画関連）（公共）	19,530 18,900	カーボンニュートラルポートの形成に向け、官民連携による港湾における脱炭素化の取組を定める港湾脱炭素化推進計画の策定を推進する	1
住宅課		県営住宅建設事業（公共）	1,345,080 1,300,033	県営住宅への高効率給湯器、節水型トイレ、節水節湯水栓、太陽光発電設備の設置、LED照明器具等の使用により環境負荷の低減を推進する《※予算額は事業費総額》	1
企業局総務課		「やまぐちぶちエコでんき」による再生可能エネルギーの利用拡大	6,671 3,000	企業局の水力発電による電気を県産CO ₂ フリー電気として付加価値を付けて供給することを通じて、県内企業のCO ₂ 削減の取組を後押しするとともに、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた意識の向上を図る	1
企業局電気工水課		佐波川発電所リニューアル事業	0 0	発電設備全体の老朽化が進んでいる発電所について、R4年度に行った設備形態や規模の調査を基に、水車発電機を含む電気設備全体の更新工事を実施する (R8年度～R12年度債務負担行為を設定)	1
		新阿武川発電所リパワリング推進事業	392,000 70,000	低廉かつ安定供給に優れた「水力発電」の供給力向上を図るため、既設水力発電所の設備更新に合わせたリパワリング（水車ランナ、発電機コイルの改造等による出力向上）を計画的に実施する (R7年度～R10年度債務負担行為を設定)	1
		未利用落差を活用した小水力発電所の開発	0 0	発電所未設置ダム等の未利用落差を活用した小水力発電所の開発に取り組む (休止事業)	1
		錦川水系ダム運用高度化検討事業	50,000 30,000	洪水調節容量と利水容量の柔軟な運用により、水力発電の供給力向上と渇水対策の強化を図る	1
		水力発電所整備基本方針の策定	1,109 10,000	収益性や重要度に応じて、発電所ごとに最適なオーバーホール時期等の具体的な整備方針を検討、策定する	1
		水力発電魅力発見事業	4,000 4,000	水力発電の魅力発見につながる取組を実施し、水力発電への理解・啓発を促進する	1
		小水力発電開発促進支援事業	17,534 18,000	地域の主体的な取組に対して技術的・財政的な支援を実施し、小水力発電の開発を促進する	1
		博物館学校地域連携教育支援事業（博物館普及教育事業）	896 896	星を見る会、地質教室、昆虫教室、植物教室などの体験的な学習等を通して、自然科学への興味を増進する	5
		県立学校施設等の照明LED化関連事業	620,884 3,525,234	県立学校施設等全体での省エネを図るため、照明器具をエネルギー効率の高いLEDへの改修を行う	1
	廃	企業から学ぶ！専門高校カーボンニュートラルプロジェクト	0 5,427	事業見直しのため	1 5
高校教育課	新	やまぐち専門高校魅力創出事業（企業から学ぶ！ローカル×テック探究プロジェクト）	9,931 0	専門高校の学科特性を活かし、カーボンニュートラルをテーマとした課題解決型学習（PBL）等を推進することで、カーボンニュートラルの実現を担う人材を育成する	1 5

(単位：千円)

所管	新・ 拡・ 廃	事業名	R8年度予算額	事業概要	施策 体系
			R7年度予算額		
地域連携教育推進課	廃	地域と連携したリアルな体験活動充実事業	0	事業見直しのため	5 6
			6,216		
	新	山口ならではの自然体験活動推進事業	5,000	山口ならではの豊かな自然の中で、山口ならではの教育手法を用いた自然体験活動を推進し、豊かな人生を主体的に切り拓いていく「地域の創り手」を育む	5 6
			0		
警察本部会計課	廃	庁舎維持費（警察施設照明器具LED化改修事業）	0	警察庁舎の照明器具のLED化が完了したため	1
			451,615		
		機動力強化費（県費車両の減耗更新）	5,631	庁用車等として、環境に配慮したハイブリッドカーを導入する	1
			12,470		
警察本部生活安全捜査課		環境犯罪対策事業	723	産業廃棄物不法投棄など、悪質な環境犯罪の端緒情報収集活動と重点的取締りの実施による廃棄物の適正処理及び愛護動物の保護を推進する 《※予算額は、刑事警察活動費の一部を計上》	2
			804		
警察本部交通規制課		交通事故防止施設総合整備事業	846,325	管制エリアの拡充・高度化、信号機の系統化、最新の信号制御システムの導入、交通の円滑化を図り、環境にやさしい交通管理を促進する	4
			869,572		

施策体系 1 気候変動対策の推進 2 循環型社会の形成 3 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全 4 生活環境の保全
 5 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進 6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進
 7 共通的・基盤的施策の推進

3. 調査研究事業

(1) 環境保健センター

光化学オキシダント等の有効な対策に向けた新たなデータ解析と効果的な大気環境モニタリングの探索：Ⅱ型実施共同研究（R7～R9）
国立環境研究所と各地方環境研究所が共同し、大気汚染常時監視や PM2.5 成分分析調査等のデータを包括的に解析すること等により、光化学オキシダント、PM2.5等の有効な対策に向け、より効果的な大気環境モニタリングを実践するための新たな知見の獲得を目指す。
里海里湖流域圏の生態系機能を活用した生物多様性及び生態系サービス回復に関する研究：Ⅱ型実施共同研究（R6～R8）
国立環境研究所と各地方環境研究所が共同し、里海里湖流域圏がもたらす水資源、水産資源、生活圏形成といった生態系サービスの劣化が今後の気候変動の影響下で一層進行することを見据えて、生態系機能を賢く利用することでそれらを回復させる知見の集積を目指す。
連携プラットフォームを活用した環境流出プラスチックごみの発生抑制に資する研究：Ⅱ型実施共同研究（R6～R8）
先行のⅡ型実施共同研究で構築した国立環境研究所・地方環境研究所連携プラットフォームを活用し、環境流出プラごみの調査方法の共通化と実態把握調査を実施する。 また、調査データを共有し、プラごみの地域特性に基づく発生抑制効果の評価法を検討する。
海域における気候変動と貧酸素水塊（DO）/有機物（COD）/栄養塩に係る物質循環との関係に関する研究：Ⅱ型実施共同研究（R5～R7）
国立環境研究所と各地方環境研究所が共同し、公共用水域水質測定対象となっている沿岸海域において、これまで蓄積されてきたモニタリングデータから水温、CODや全窒素・全りん等の有機物指標、底層・表層の溶存酸素量（DO）、それに硝酸態・亜硝酸態窒素等の栄養塩の時系列解析を行い、長期変動を評価した。
榎野川河口干潟の住民参加型里海再生活動を通じた生態系サービス向上に関する研究（R5～R7）
網袋と被覆網を用いた住民参加型アサリの保護・育成手法の実施評価、県立きさら浜自然観察公園でのアサリ生息地形成及び親水性確保の実証試験、ブルーカーボン等の気候変動対策に資する基礎データの収集等、山口湾全域を対象とした生態系サービスの向上や里海の再生に資する研究を行った。
山口県における気候変動リスク及び適応ポテンシャルの解析（R6～R8）
気候変動適応に関する最新の知見や、オープンデータを活用し、本県地域レベルでの気候変動影響や将来の予測結果を明らかにする。また、県内の各地域を気候変動リスクや適応ポテンシャルの視点から特徴付ける。
海域での COD、栄養塩、底層 DO の状態把握と水質モデルシミュレーションによる陸域負荷の影響評価に係る研究（R8～R10）
国立環境研究所と各地方環境研究所が共同し、水質モデルシミュレーションの適用手法を習得するとともに、海域の現況把握とあわせて、陸域負荷の変動が水質に及ぼす影響を評価する。これにより、技術的助言の基盤を整備し、栄養塩管理を含む海域環境施策の科学的根拠を提示し得る知見の蓄積を図る。
榎野川河口干潟の住民参加型里海再生における多面的価値の評価及び向上に関する研究（R8～R10）
榎野川河口干潟における住民参加型里海再生の取組について、アサリ資源回復等に係る科学的検証を継続するとともに、情報収集・情報発信基盤の整備を通じて、活動の継続性及び多面的価値を評価する。さらに、ネイチャーポジティブ、気候変動対策、循環経済等の視点を踏まえ、里海再生活動の持続性と多面的価値の向上に資する知見を得ることを目指す。

(2) 農林総合技術センター 農業技術部（農業試験場）

土壌機能モニタリング調査（S54年度～）
県内農用地土壌における重金属等の含有率の推移を把握するため、調査地点を定めて4年おきに調査を実施している。令和7（2025）年度は、県北部の10巡目の調査を実施した。 調査項目は土壌及び灌漑用水中の重金属である。
残留農薬に関する調査研究（S45年度～）
農薬の使用による河川等環境への影響について調査するとともに、新たな農薬の使用基準検討の調査を行っている。 令和7（2025）年度は、榎野川水系（山口市）の河川水における残留農薬調査及び「はなっこりー」の農薬登録拡大のための残留農薬調査を実施した。
土壌炭素等のモニタリング調査（H25～R7年度）
温室効果ガスの吸収源としての農地の評価等を行うため、県内70ほ場の土壌中炭素量等について同一ほ場を4年ごとに調査している。

(3) 水産研究センター

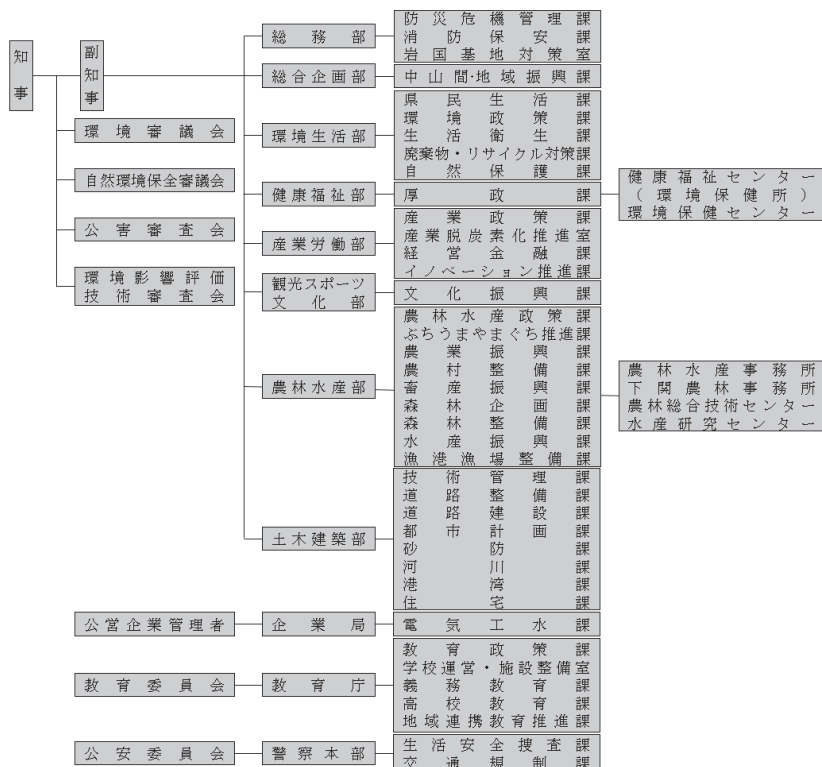
漁場環境監視調査（S47年度～）
漁場環境と漁業生産との関連性を把握するため、山口県の日本海沿岸及び瀬戸内海沿岸の水質調査と生物モニタリング調査を実施している。
赤潮・貝毒及び新奇有害プランクトンに関する調査研究（H21年度～）
有害プランクトン及び貝毒原因プランクトンの調査研究を行うとともに、日本海沿岸海域では山口、島根、鳥取、兵庫、京都の5県及び国立研究開発法人水産研究・教育機構が共同し、瀬戸内海西部・豊後水道・土佐湾海域では山口、福岡、大分、高知、愛媛、広島6県及び国立研究開発法人水産研究・教育機構が共同して有害赤潮プランクトンのモニタリング調査を実施している。

(4) 地方独立行政法人山口県産業技術センター

I C P支援スパッタリング法による精密金型向け硬質皮膜の開発（R6～R7）
誘導結合プラズマを発生させた状態でスパッタリングを行うI C P支援スパッタリング法の特性を生かし、新たな工具、金型向けの硬質皮膜の開発を行った。
エコマテリアルを用いた高機能セラミックフィルターの開発（R6～R7）
県内の無機系未利用資源の活用と効率的な資源循環を目的として、エコマテリアルを用いた高機能セラミックフィルターの開発を行った。
繊維のケミカルリサイクル技術の開発（R6～R7）
衣類等の複合繊維のリサイクル率向上を目的に、複合繊維のケミカルリサイクル技術の開発を行った。
海洋プラスチックごみのリサイクル材に関する3D造形性の評価（R7）
海洋プラスチックごみ由来の3Dプリンタ用フィラメントの造形性と条件を検討し、造形品の機械的特性を評価した。
工業排水処理における窒素化合物削減のための電気分解システムの開発（R7）
当センター開発の電解用電極について、窒素化合物の電解除去への適用を検討した。
混合衣類のケミカルリサイクル技術の開発（R8～R9）
混合衣類（PET/綿、PET/ナイロン等）中のポリエステルを可塑剤へ転換するケミカルリサイクル技術について、実際の衣類を用いて適用範囲と阻害要因を評価し、リサイクル可塑剤を高収率で得られる衣類と反応条件を明らかにする。
水素社会の構築を目指した次世代高機能電極の開発（R8～R9）
カーボンニュートラル達成に向け、水素社会に期待が寄せられている。その実装を支えるため、水電解装置に求められる工業利用レベルの高機能電極を開発する。
ブルーカーボンに対応した生分解性樹脂複合体の開発（R8～R9）
地球温暖化対策としてブルーカーボンに注目し、2価鉄イオンを溶出させる生分解性樹脂複合体の開発を行い、藻類の生長に対する効果について検証する。

4. 環境保全行政組織

(1) 県

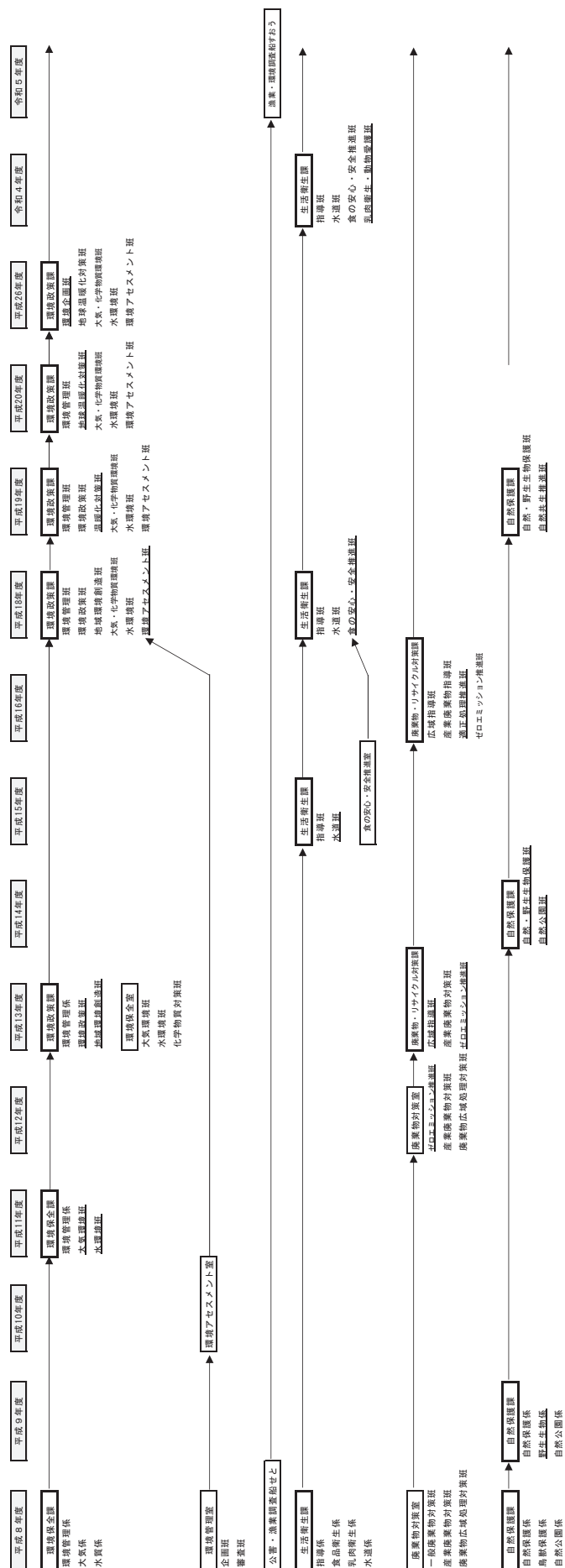


(2) 県の環境行政体制

ア 行政組織の変遷

- 昭和41年度 衛生部公衆衛生課に公害係を設置
 42年度 衛生部に公害対策室を設置
 公害対策審議会設置
 43年度 公害対策室を公害課に昇格
 45年度 保健所に公害係を設置
 47年度 衛生部に公害局を設置し、公害対策課、公害規制課を設置
 48年度 衛生部に環境整備課、農林水産部に自然保護課を設置
 公害センター開設、公害調査船「せと」就航
 49年度 環境部を設置し、公害対策課、大気保全課、水質保全課を設置
 徳山湾底質処理監視事務所を設置
 54年度 環境整備課、自然保護課を環境部に移管
 58年度 大気保全課と水質保全課を統合して大気水質課とする
 62年度 環境部と衛生部を統合して環境保健部とする
 医務環境課に環境管理室を設置
 大気水質課を環境保全課に改称
 環境整備課と環境衛生課を統合して生活衛生課とする
 公害センターと衛生研究所を統合して衛生公害研究センターとする
 平成4年度 生活衛生課に廃棄物対策室を設置
 5年度 環境管理室を環境保全課に移管
 8年度 環境生活部に改組
 10年度 環境管理室を豊かな環境づくり推進室と環境アセスメント室に改組
 11年度 衛生公害研究センターを環境保健研究センターに改称
 13年度 環境保全課を環境政策課に改組
 廃棄物対策室を廃棄物・リサイクル対策課に昇格
 18年度 県庁の組織再編に伴い、環境政策課環境保全室及び環境アセスメント室を班に改組
 19年度 環境保健研究センターを環境保健センターに改称

イ 環境生活部の部制施行（平成8年度）後の環境行政組織の変遷



環境生活部各課の分掌事務

環境政策課	生活衛生課	廃棄物・リサイクル対策課	自然保護課
1 環境の保全及び快適な地域環境の形成に係る基本的施策の企画、調整及び推進に關すること	1 興行場、旅館及び公衆浴場に關すること	1 廃棄物対策及びリサイクルの促進に關すること	1 自然保護の啓蒙に關すること
2 環境基本計画の推進に關すること	2 理容師、美容師及びクリーニング業に關すること	2 総合調整に關すること	2 自然環境保全地域、緑地環境保全地域及び自然記念物の指定及び保全に關すること
3 環境の状況及び環境の保全に關する施策について報告に關すること	3 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に關すること	3 産業廃棄物に關すること	3 自然海浜保全地区の指定及び保全に關すること
4 地球温暖化対策の推進に關すること	4 公衆浴場入浴料金の統制額指定に關すること	4 循環型社会の形成の推進に關すること	4 自然公園の整備及び管理に關すること
5 環境の管理に關すること	5 住宅宿泊事業に關すること	5 浄化槽に關すること（浄化槽工事業者に關するものを除く。）	5 自然公園の保護及び利用計画に關すること
6 公害の紛争等の処理に關すること	6 建築物における衛生的環境の確保に關すること	6 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に關すること	6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に關すること（他の課の主管に属するものを除く。）
7 公害防止計画の策定及び推進に關すること	7 水道に關すること		7 希少な野生動物の保護に關すること
8 大気の汚染の防止等に關すること	8 飲料水の適正検査等に關すること		8 環境緑化に關すること
9 騒音及び振動の防止等に關すること	10 安心で安全な食の確保に關すること		9 自然公園施設及び自然観察公園に關すること
10 悪臭の防止等に關すること	11 食品衛生に關すること		
11 化学物質の対策に關すること	12 食品に關する表示に關すること		
12 水質の汚濁の防止等に關すること	13 調理師、製菓衛生師及びふぐ処理師に關すること		
13 環境影響評価の審査及び指導に關すること	14 食肉の衛生に關すること		
	15 化製場の管理に關すること		
	16 動物の管理に關すること		
	17 動物愛護センターに關すること		

(3) 市町の環境行政

市町	区分	所管部	担当課	電話番号	FAX 番号	環境関連条例	環境関連計画	環境白書
下関市	環境	環境部	環境政策課	083-252-7115	083-252-1329	・下関市環境基本条例 ・下関市環境美化条例 ・下関市環境審議会条例 ・下関市環境保全条例 ・下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例	・下関市環境基本計画 ・下関市地球温暖化対策実行計画	・下関市環境白書
	廃棄物		クリーン推進課 （一般廃棄物処理計画、収集及び運搬）	083-252-7165	083-252-1956	・下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例 ・下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	・下関市分別収集計画 ・下関市一般廃棄物処理基本計画 ・下関市災害廃棄物処理計画	
			廃棄物対策課 （許可、適正処理、浄化槽）	083-252-0978	083-252-1329	・下関市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 ・下関市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例		
			環境施設課 （一般廃棄物処理施設関係）	083-252-1943	083-252-1956	・下関市一般廃棄物処理施設設置条例 ・下関市リサイクルプラザの設置等に関する条例		
	自然	環境政策課	083-252-7115	083-252-1329	・下関市ホタル保護条例			
宇部市	環境	市民環境部	環境政策課	0836-34-8245	0836-22-6016	・宇部市環境保全条例 ・宇部市環境審議会条例 ・宇部市空き缶等のボイ捨て、飼いだ等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例	・第三次宇部市環境基本計画 ・第三期宇部市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） ・宇部市スマートコミュニティ構想 ・宇部市バイオマス産業都市構想	・宇部市の環境
	廃棄物	廃棄物対策課	0836-33-7291	0836-33-7294	・宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・宇部市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	・宇部市分別収集計画 ・宇部市一般廃棄物処理基本計画 ・宇部市一般廃棄物処理実施計画 ・宇部市災害廃棄物処理計画		
		環境保全センター施設課	0836-31-3664	0836-31-3734	・宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例			
	自然	環境政策課	0836-34-8248	0836-22-6016		・第二次宇部市生物多様性地域連携保全活動計画		
山口市	環境	環境部	環境政策課	083-934-2699	083-934-2751	・山口市環境基本条例 ・榎野川水系等の清流の保全に関する条例 ・佐波川清流保全条例 ・阿武川水系環境保全条例 ・山口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例	・山口市環境基本計画 ・第二次山口市エコフレンドリーオフィスプラン（地球温暖化対策実行計画（事務事業編）） ・山口市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） ・山口市気候変動適応計画	・環境概要「環境基本計画年次報告書」
	環境衛生課		083-934-2690	083-934-2751	・山口市の生活環境の保全に関する条例			
	廃棄物		資源循環推進課	083-941-2173	083-927-8641	・山口市リサイクルプラザ設置及び管理条例	・山口市一般廃棄物処理基本計画 ・山口市分別収集計画 ・山口市災害廃棄物処理計画	
			環境施設課	083-941-2188		・山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例		
			清掃事務所	083-927-1770	083-927-1710			
	自然	環境政策課	083-934-2687	083-934-2751				
萩市	環境	市民部	環境政策課	0838-25-3341	0838-25-3591	・萩市河川環境保全条例	・第2次萩市環境基本計画 ・萩市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	
	廃棄物			0838-25-3146		・萩市廃棄物の処理及び減量並びに地域美化に関する条例 ・萩市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 ・萩市一般廃棄物処理施設の設置に関する条例	・萩市一般廃棄物処理基本計画 ・萩市分別収集計画	
	自然	農林水産部	農政課	0838-25-4192	0838-25-3770			
		商工観光部	観光政策課	0838-25-3644	0838-26-0716	萩市花と緑のまちづくり条例	萩市緑の基本計画	
			花と緑の推進室					

市町	区分	所管部	担当課	電話番号	FAX 番号	環境関連条例	環境関連計画	環境白書
防府市	環境	生活環境部	環境政策課	0835-25-2328	0835-25-2369	・防府市環境保全条例 ・防府市佐波川清流保全条例 ・防府市環境審議会条例 ・防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	・防府市環境基本計画 ・防府市役所環境保全率先実行計画	・防府市の環境
		上下水道局	下水道課	0835-23-2534	0835-25-0366		・生活排水処理基本計画	
	廃棄物	生活環境部	環境政策課	0835-25-2328	0835-25-2369	・防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例		
			くらし安全課	0835-25-2165	0835-23-2145	・防府市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例		
			クリーンセンター	0835-22-4742	0835-24-4389	・防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 ・防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・防府市ごみ処理基本計画 ・防府市分別収集計画 ・防府市災害廃棄物処理計画	
	自然	土木都市建設部	都市計画課	0835-25-2153	0835-25-2218	・防府市景観条例	・防府市景観計画 ・防府市緑の基本計画	
下松市	環境	生活環境部	環境推進課	0833-45-1826	0833-45-1777	・下松市空き缶等のポイ捨て禁止条例 ・下松市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 ・下松市環境審議会条例	・下松市地球温暖化対策実行計画	・下松市の環境
	廃棄物			0833-45-1829		・下松市廃棄物の適正処理及び清掃に関する条例	・下松市一般廃棄物ごみ処理基本計画 ・下松市分別収集計画 ・災害廃棄物等処理計画（下松市地域防災計画に含む）	
	自然			0833-45-1826				
岩国市	環境	環境部	環境政策課	0827-29-5100	0827-22-2866	・岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例		・岩国市の環境
				0827-29-5101		・岩国市環境審議会条例 ・岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	・いわくにエコマネジメントプラン ・岩国市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	
	廃棄物		環境事業課（計画、許可、収集運搬関係）	0827-31-5304	0827-31-9910	・岩国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・岩国市一般廃棄物処理基本計画 ・岩国地域循環型社会形成推進地域計画 ・岩国市分別収集計画 ・岩国地域災害廃棄物処理計画 ・岩国市合理化事業計画	・清掃事業概要
			環境施設課（清掃施設関係）	0827-29-5035	0827-23-5374	・岩国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・岩国市一般廃棄物処理施設設置条例 ・岩国市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例		
	自然	農林水産部	農林振興課	0827-29-5115	0827-24-4224			
				0827-29-5170				
光市	環境	環境市民部	環境政策課	0833-72-1465	0833-72-5943	・光市環境基本条例 ・光市環境審議会条例	・第3次光市環境基本計画	・光市の環境
	廃棄物		環境事業課	0833-72-1471	0833-72-1007	・光市廃棄物の減量、適正処理等に関する条例	・第2次光市一般廃棄物処理基本計画	
	自然		環境政策課	0833-72-1466	0833-72-5943	・光市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 ・光市空き缶等のポイ捨て禁止条例		
長門市	環境	市民生活部	生活環境課	0837-23-1134	0837-23-1135	・長門市ポイ捨て等防止条例 ・長門市環境審議会条例	・長門市役所エコ・オフィス実践プラン	・長門市の環境
	廃棄物			0837-23-1249		・長門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・長門市一般廃棄物処理基本計画 ・長門市一般廃棄物処理実施計画 ・長門市災害廃棄物処理計画 ・長門市分別収集計画	
	自然	経済産業部	農林水産課	0837-23-1142	0837-22-8458	・長門市公有林野官行造林保護等に関する条例 ・長門市棚田保護条例		
柳井市	環境	市民部	市民生活課	0820-22-2111 (内線165)	0820-23-7566	・柳井市環境基本条例 ・柳井市をきれいにする条例	・柳井市環境基本計画 ・柳井市役所エコ・オフィスプラン	・柳井市の環境
	廃棄物					・柳井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・柳井市一般廃棄物処理基本計画 ・柳井市災害廃棄物処理計画	
	自然	経済部	農林水産課	0820-22-2111 (内線355)	0820-23-7474			

市町	区分	所管部	担当課	電話番号	FAX 番号	環境関連条例	環境関連計画	環境白書
美祢市	環境	市民福祉部	生活環境課	0837-53-1090	0837-53-1099	・美祢市環境保全条例 ・美祢市環境審議会条例	・美祢市地球温暖化対策実行計画 ・美祢市再生可能エネルギー導入計画	・美祢市の環境
	廃棄物				・美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・美祢市空き缶等のポイ捨て禁止条例	・美祢市一般廃棄物処理基本計画 ・美祢市分別収集計画 ・美祢市災害廃棄物処理計画		
	自然	建設農林部	農林課	0837-52-1115	0837-52-0387			
周南市	環境	環境生活部	環境政策課	0834-22-8324	0834-22-8325	・周南市環境基本条例 ・周南市環境審議会条例 ・周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	・周南市環境基本計画 ・周南市脱炭素社会形成取組指針 ・周南市役所エコ・オフィス実践プラン（地方公共団体実行計画）	・周南市環境報告書
				0834-22-8322		・周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例		
	廃棄物	リサイクル推進課	0834-22-8303	0834-22-8243	・周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 ・周南市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 ・周南市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	・周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 ・周南市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画 ・周南市災害廃棄物処理基本計画		
	自然	環境政策課	0834-22-8324	0834-22-8325				
山陽小野田市	環境	市民部	環境課	0836-82-1144	0836-84-6937	・山陽小野田市環境保全条例 ・山陽小野田市環境審議会条例	・山陽小野田市G X推進アクションプラン（区域施策編） ・山陽小野田市G X推進アクションプラン（事務事業編）	・山陽小野田市の環境
	0836-82-1143				・山陽小野田市環境保全条例 ・山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・山陽小野田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 ・山陽小野田市空き缶等のポイ捨て禁止条例 ・山陽小野田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	・山陽小野田市一般廃棄物処理基本計画 ・山陽小野田市分別収集計画 ・山陽小野田市災害廃棄物処理計画		
	環境衛生センター		0836-83-3651	0836-83-1840				
	自然	経済部	農林水産課	0836-82-1152	0836-84-6937			
周防大島町	環境	産業建設環境部	生活衛生課	0820-79-1012	0820-79-1022	・周防大島町環境保全基本条例 ・サザンセト周防大島町をきれいに する条例	・周防大島町地球温暖化対策実行計画	
	廃棄物						・周防大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	
	自然		農林水産課	0820-79-1002	0820-79-1021			
和木町	環境	—	住民サービス課	0827-52-2194	0827-52-7277	・和木町環境美化条例	・和木町公共施設地球温暖化対策 実行計画（事務事業編）	
	廃棄物					・和木町廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	・和木町一般廃棄物処理基本計画 ・和木町分別収集計画 ・岩国地域循環型社会形成推進地域 計画 ・岩国地域災害廃棄物処理計画	
上関町	環境	—	住民課	0820-62-0877	0820-62-0103		・上関町地球温暖化対策実行計画	
	廃棄物					・上関町廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	・一般廃棄物処理計画 ・災害廃棄物処理計画	
田布施町	環境	—	町民福祉課	0820-52-5810	0820-52-5967	・美しいまちづくり推進条例 ・田布施町土砂等による埋立て等 の規制に関する条例 ・田布施町自転車等の放置の防止 に関する条例	・田布施町地球温暖化対策実行計画	
	廃棄物					・田布施町空き缶等のポイ捨て禁 止条例 ・田布施町廃棄物の処理及び清掃 に関する条例	・田布施町一般廃棄物処理基本計画 ・田布施町災害廃棄物処理計画 ・田布施町分別収集計画	
	自然						・田布施町河川環境保全条例	
平生町	環境	—	環境政策室	0820-56-7126	0820-56-7123	・快適な環境づくり推進条例 ・平生町環境審議会条例	・平生町エコ・オフィスプラン	
	廃棄物					・平生町廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	・平生町一般廃棄物処理基本計画 ・平生町分別収集計画 ・平生町災害廃棄物処理計画 ・平生町一般廃棄物処理実施計画	
阿武町	環境	—	税務住民課	08388-2-0500	08388-2-2090	・阿武町河川環境保全条例		
	廃棄物					・阿武町廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	・阿武町一般廃棄物処理実施計画 ・阿武町一般廃棄物処理基本計画 ・阿武町分別収集計画 ・阿武町災害廃棄物処理計画	
	自然		まちづくり 推進課	08388-2-3111	08388-2-2090		・阿武町バイオマスタウン構想	

5. 山口県環境審議会等の委員名簿

(1) 山口県環境審議会

(R8. 4. 1現在)

氏名	所属・役職
伊 藤 幸 治	一般公募
今 井 剛	山口大学大学院創成科学研究科教授
岩 崎 美 穂	山口県消費者団体連絡協議会事務局長
楮 原 京 子	山口大学教育学部准教授
久保田 啓 子	やまぐち自然共生ネットワーク顧問
立 花 研	山口東京理科大学薬学部准教授
田之上 健一郎	山口大学大学院創成科学研究科教授
中 田 幸 男	山口大学大学院創成科学研究科教授
中 津 喜美子	山口県漁協女性部部長
中 元 直 樹	日本労働組合総連合会山口県連合会会長
野 田 幹 雄	水産大学校元教授
人 見 英 里	山口県立大学元教授
船 崎 美智子	(特非) やまぐち県民ネット21 理事
藤 田 幸 枝	J A山口県女性部部長
松 村 善 則	やまぐちエコ市場代表幹事
三 上 真 人	山口大学大学院創成科学研究科教授
村 上 幸 子	カルスト森林組合事業課長
山 本 浩 一	山口大学大学院創成科学研究科教授
吉 富 崇 子	山口県女性団体連絡協議会監事

(任期：R6. 8. 1～R8. 7. 31)

(2) 山口県自然環境保全審議会

(R8. 4. 1現在)

氏名	所属・役職
赤 川 瑞 夫	(特非) やまぐち里山ネットワーク事務局長
井 上 康	(一社) 山口県観光連盟専務理事
楮 原 京 子	山口大学教育学部准教授
金 子 敦 子	建築士 (山口県景観アドバイザー)
金 子 栄 一	山口県森林組合連合会代表理事会長
川 村 喜一郎	山口大学大学院創成科学研究科研究教授
佐 伯 隆	山口大学大学院創成科学研究科教授
清 水 守	(一社) 山口県猟友会副会長
瀬 尾 賢一郎	山口県キャンプ協会理事
高 野 愛	山口大学共同獣医学部教授
田 中 俊 明	梅光学院大学子ども学部教授
縄 田 純 子	山口県漁協女性理事
原 田 量 介	日本野鳥の会山口県支部支部長
平 田 明 子	一般公募
藤 田 幸 枝	J A山口県女性部長
藤 本 正 明	一般公募
松 田 健 慈	山口県温泉協会理事
松 田 弘 子	弁護士 (山口県弁護士会)
米 光 伸 行	山口県山岳・スポーツクライミング連盟自然保護委員長

(任期：R7. 9. 1～R9. 8. 31)

(3) 山口県公害審査会

(R8. 4. 1現在)

氏名	所属・役職
大 橋 世 紀	山口県農業協同組合中央会専務理事
奥 田 昌 之	山口大学大学院創成科学研究科教授
加 藤 智 栄	(一社) 山口県医師会会長
鈴 木 春 菜	山口大学大学院創成科学研究科准教授
鍋 山 祥 子	山口大学経済学部教授
濱 本 千恵子	宇部工業高等専門学校准教授
久 中 幸 子	山口県漁業協同組合女性部環境委員
松 田 弘 子	弁護士
矢 敷 健 治	山口県中小企業団体中央会会長
山 田 貴 之	弁護士

(任期：R6. 12. 25～R9. 12. 24)

(4) 山口県環境影響評価技術審査会

(R8. 4. 1現在)

氏名	所属・役職
金 子 敦 子	一級建築士 (一社) 山口県建築士会山口支部支部長
川 村 喜一郎	山口大学大学院創成科学研究科教授
北 沢 千 里	山口大学教育学部教授
喜多條 鮎 子	山口大学大学院創成科学研究科教授
執 行 正 義	山口大学大学院創成科学研究科教授
原 田 量 介	日本野鳥の会山口県支部支部長
福 代 和 宏	山口大学大学院技術経営研究科教授
細 井 栄 嗣	山口大学大学院創成科学研究科准教授
宮 崎 亮 一	徳山工業高等専門学校准教授
村 瀬 昇	水産大学校生物生産学科教授
山 本 浩 一	山口大学大学院創成科学研究科教授

(任期：R8. 2. 1～R11. 1. 31)

6. 環境保全関係法及び条例

区分	法律	条例
基本法・条例	・環境基本法 ・循環型社会形成推進基本法	・山口県環境基本条例
大気保全関係	・大気汚染防止法 ・道路交通法 ・道路運送車両法 ・電気事業法 ・ガス事業法 ・悪臭防止法 等	・山口県公害防止条例
水質保全関係	・水質汚濁防止法 ・瀬戸内海環境保全特別措置法 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ・下水道法 等	・山口県公害防止条例 ・水質汚濁防止法第3条3項の規程に基づく排水基準を定める条例
騒音・振動防 止 関 係	・騒音規制法 ・振動規制法 ・道路交通法 ・道路運送車両法 等	・山口県公害防止条例
土壌保全関係	・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 ・土壌汚染対策法 等	
廃棄物関係	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・浄化槽法 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法） ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法） ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法） ・食品ロス削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法） ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法） ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） ・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 ・美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法） ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法） ・資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 等	・山口県浄化槽保守点検業者登録条例 ・山口県循環型社会形成推進条例
化学物質関係	・ダイオキシン類対策特別措置法（ダイオキシン対策法） ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法） ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律	
自然環境保全関係	・自然環境保全法 ・自然公園法 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・自然再生推進法 ・生物多様性基本法 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 等	・山口県自然環境保全条例 ・山口県自然海岸保全地区条例 ・山口県立自然公園条例 ・山口県希少野生動植物種保護条例 等
景観等関係	・国土利用計画法 ・都市計画法 ・都市緑地法 ・都市公園法 ・景観法 ・建築基準法 ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 等 ・屋外広告物法 等	・山口県屋外広告物条例 ・山口県立都市公園条例 ・山口県景観条例 等
地球環境関係	・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ・エネルギー政策基本法 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 ・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法） ・電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法） ・環境に配慮した事業活動推進法 ・国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法） ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法） ・気候変動適応法 等	
環境影響評価	・環境影響評価法	・山口県環境影響評価条例
その他の	・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・公害紛争処理法 ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 ・環境情報の提供の促進等による特定事業者の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 等	・山口県公害審査会の設置等に関する条例 ・山口県環境審議会条例 ・やまぐちの美しい里山・海づくり条例 ・山口県県民活動促進条例 等

7. 環境保全関係計画及び要綱、方針

区分	計画	要綱、方針
環 境 全 般	・ 山口県環境基本計画	
大 気 保 全 関 係	・ 硫黄酸化物総量削減計画 (岩国・和木、周南、宇部・小野田地域)	・ 山口県悪臭防止対策指導要綱 ・ 悪臭防止指導方針（畜産関係） ・ 山口県大気汚染緊急時措置要綱
水 質 保 全 関 係	・ 総量削減計画 ・ 瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画 ・ 山口県栄養塩類管理計画 ・ 山口県汚水処理施設整備構想 ・ 社会資本整備重点計画	・ 山口県生活排水浄化対策推進要綱
廃 棄 物 関 係	・ 山口県循環型社会形成推進基本計画 ・ 山口県海岸漂着物等対策推進地域計画 (やまぐち海洋ごみアクションプラン) ・ 第11期山口県分別収集促進計画 ・ 山口県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 ・ 山口県災害廃棄物処理計画 (山口県地域防災計画第11章第3節)	・ 山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱 ・ 浄化槽の設置等に関する指導要綱
化学物質関係		・ 山口県ダイオキシン類対策指針
自 然 環 境 保 全 関 係	・ やまぐちの豊かな流域づくり構想 ・ 第13次鳥獣保護管理事業計画 ・ 第5期第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画 ・ 第5期第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画 ・ 第3期第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画 ・ 第5期第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画 ・ 山口県ヌートリア・アライグマ防除実施計画	・ 希少野生動植物種保護基本方針
景 観 等 関 係	・ 山口県景観ビジョン	・ 山口県景観形成基本方針 ・ 山口県公共事業景観形成ガイドライン
地 球 環 境 関 係	・ 山口県地球温暖化対策実行計画	・ 環境配慮型イベント（エコイベント）開催指針 ・ 山口県グリーン購入の推進方針
環境影響評価		・ 山口県環境影響評価技術指針 ・ 山口県環境影響評価図書の公開に関する要綱
そ の 他	・ 河川環境管理基本計画 ・ 溪流環境整備計画 ・ 山口県海岸保全基本計画（北沿岸・南沿岸） ・ 環境教育推進計画 ・ 家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画 ・ 山口県中山間地域づくりビジョン ・ 山口県県民活動促進基本計画 ・ 山口県緊急時モニタリング計画 等	・ 資源循環型畜産確立基本方針 ・ 美しい里山・海づくりに関する基本方針

8. 環境基準、排出基準等

(1) 大気（悪臭）関係

ア 大気汚染に係る環境基準

汚染物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	光化学オキシダント (O ₃)	二酸化窒素 (NO ₂)
環境基準						
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定法	紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
評価方法	測定を行った日又は時間について、それぞれ評価する。				測定結果の日最高8時間値(1日の8時間値の中で最も高いもの)の年間99パーセンタイル値(年間における光化学オキシダントの日最高8時間値のうち、低い方から99%に相当するもの)を評価する。	
	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する(例えば、年間365日目の1日平均値がある場合、高い方から7日を除いた8日目の1日平均値)。ただし、1日平均値につき、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わない。			1年平均値、かつ、年間の1日平均値のうち低い方から98%目に相当する値の達成状況によって評価する。	日最高8時間値の1年平均値を評価する。	年間の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当する値で評価する。

注) いずれの評価も、1日のうち4時間を超えて1時間値が欠測となった場合は、1日平均値の評価は行わない。

非適用地域

(ア) 工業専用地域(都市計画法による) (イ) 臨港地区(港湾法による) (ウ) 道路の車道部分

(エ) その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所

イ 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	非メタン炭化水素
指 針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。
測定方法	水素炎イオン化検出器(FID)を用いる方法

昭和51年8月13日 中央公害対策審議会答申

ウ 有害大気汚染物質の環境基準

物質	環境基準	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m³以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m³以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m³以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m³以下であること。	

エ 有害大気汚染物質の指針値（健康リスクの低減を図るための指針となる数値）

物質	指針値
アクリロニトリル	1年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
アセトアルデヒド	1年平均値が $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化メチル	1年平均値が $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀及びその化合物	1年平均値が $0.04\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が $0.025\mu\text{gNi}/\text{m}^3$ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が $6\text{ng-As}/\text{m}^3$ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2ジクロロエタン	1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3ブタジエン	1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガン及び無機マンガン化合物	1年平均値が $0.14\mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下であること。

オ K値規制（K値の推移）

市町名	S47. 1. 5	S48. 1. 1	S49. 4. 1	S50. 4. 15	S51. 9. 28
岩国市（旧岩国市の区域に限る）・和木町	11. 7	9. 34	6. 42 (2. 34)	4. 67 (2. 34)	3. 5 (2. 34)
周南市（旧徳山市、旧新南陽市の区域に限る）・下松市・光市（旧光市の区域に限る）	14. 0	9. 34	6. 42 (2. 34)	4. 67 (2. 34)	3. 5 (2. 34)
防府市	15. 8	14. 0	8. 76	6. 42	4. 5
宇部市（旧宇部市の区域に限る）・山陽小野田市（旧小野田市の区域に限る）	11. 7 (5. 26)	9. 34 (5. 26)	6. 42 (2. 34)	4. 67 (2. 34)	3. 5 (2. 34)
下関市（彦島）	14. 0	11. 7	} 8. 76	} 8. 76	} 6. 0
下関市（旧豊浦郡の区域を除く）	18. 7	15. 8			
その他の地域	22. 2	22. 2	17. 5	17. 5	17. 5

注1) () 内は、特別排出基準でS49. 4. 1以降に新たに設置する施設に適用される。

注2) 硫黄酸化物の許容排出量 (q) の算定

$$q = K \times \text{He}^2 \times 10^{-3} \quad (q \text{ の単位 : Nm}^3/\text{h}) \quad K : \text{地域ごとに定められる定数} \quad \text{He : 有効煙突高 (煙突実高+煙上昇高) (単位 : m)}$$

カ 大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制等の概要

指定地域		岩国・和木地域	周南地域	宇部・小野田地域
項目	適用規模	燃原料使用量(定格)が $1.0\text{kL}/\text{h}$ 以上の工場等	同左	同左
	基準	既設 $Q=4.00W^{0.85}$ 新設 $Q=4.00W^{0.85}+0.3 \times 4.00 \{(W+Wi)^{0.85}-W^{0.85}\}$	$Q=3.32W^{0.9}$ (西部) $Q=5.40W^{0.9}$ (東部) $Q=3.32W^{0.9}+0.3 \times 3.32 \{(W+Wi)^{0.9}-W^{0.9}\}$ (西部) $Q=5.40W^{0.9}+0.3 \times 5.40 \{(W+Wi)^{0.9}-W^{0.9}\}$ (東部)	$Q=3.30W^{0.9}$ $Q=3.30W^{0.9}+0.3 \times 3.30 \{(W+Wi)^{0.9}-W^{0.9}\}$
燃料規制	適用規模	燃原料使用量(定格)が $0.1\text{kL}/\text{h}$ 以上 $1.0\text{kL}/\text{h}$ 未満の工場等	同左	同左
	基準	硫黄分1.2%以下	同左	同左
備考		Q : 排出が許容される硫黄酸化物 (Nm ³ /h) W : 既設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL/h) Wi : 新設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL/h)		

注1) 岩国・和木地域は、旧岩国市、和木町の区域に限る。

注2) 周南地域における西部とは下松市、周南市（旧徳山市、旧新南陽市の区域に限る。）、東部とは光市の区域である。

注3) 宇部・小野田地域は、旧宇部市、旧小野田市の区域に限る。

キ 山口県公害防止条例に基づく硫黄酸化物総量規制の概要

	下関	防府	美祢
適用規模	燃原料使用量（定格）が1.0kL/h以上の工場等	同左	同左
総量規制基準	$q = 6.65W^{0.9} + 0.7 \times 6.65 \times \{(W+Wi)^{0.9} - W^{0.9}\}$	$q = 6.65W^{0.9} + 0.7 \times 6.65 \times \{(W+Wi)^{0.9} - W^{0.9}\}$	$q = 6.80W^{0.9} + 0.7 \times 6.80 \times \{(W+Wi)^{0.9} - W^{0.9}\}$
備考	q ：排出が許容される硫黄酸化物（Nm ³ /h） W ：指定工場に昭和48年7月19日前に設置されている施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量（kL/h） Wi ：指定工場に昭和48年7月19日以後新たに設置された施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量（kL/h）		

注）下関地域は、下関市で旧豊浦郡の区域を除く。

ク 光化学オキシダントに係る緊急時における措置

(ア) 警報等の発令及び解除

発令の区分	発令の基準	解除の基準
オキシダント情報	オキシダントの濃度が0.10ppm以上0.12ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。
オキシダント特別情報	オキシダントの濃度が0.12ppm未満であって、光化学オキシダント類似の大気汚染の発生により、現に被害が発生し、気象条件からみて継続又は拡大すると認められるとき。	光化学オキシダント類似の大気汚染が消失し、気象条件からみて再び発生する恐れがないと認められるとき。
オキシダント注意報	オキシダントの濃度が0.12ppm以上0.40ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。
オキシダント警報	オキシダントの濃度が0.40ppm以上であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。

(イ) 緊急時の措置

発令の区分	減少措置	協力要請、勧告又は命令の区分
オキシダント情報	20パーセント以上を目標とした自主的な排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少	協力依頼
オキシダント特別情報	ばい煙又は排出ガス量若しくは窒素酸化物排出量を20パーセント以上減少	協力要請又は勧告
オキシダント注意報	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を20パーセント以上減少	協力要請
オキシダント警報	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を40パーセント以上減少	命令

ケ 悪臭の規制

(ア) 悪臭防止法による規制

a 悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域の指定状況

	市町名
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

b 敷地境界における規制基準

規制地域の区分	A地域	B地域	C地域
臭気強度	2.5	3.0	3.5
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

注) 表の臭気強度の値は、かぎ窓式無臭室において調香師が感知した臭気強度を6段階強度表示法により示し、その時の気中濃度を定量したものである。

表の規制基準の値は、特定悪臭物質の含有率が百万分の一である場合を1として表示したものである。

(参考) 6段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにたい (検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにたい (認知閾値濃度)
3	楽に感知できるにたい
4	強いにたい
5	強烈なにおい

c 排出口における悪臭物質の規制基準

次の式により算出した流量とする。ただし、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンに限る。また、He が5m未満の場合については適用しない。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、q、He及びCmはそれぞれ次の値を示す。

q：流量 (単位：N m³/h)

He：補正された排出口の高さ (単位：m)

Cm：bの表の敷地境界線における基準値 (単位：ppm)

d 排水中における悪臭物質の規制基準

(単位：mg/L)

特定悪臭物質名	事業場から敷地外に排出される排出水の量	許容限度		
		A地域	B地域	C地域
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1m ³ /s を超える場合	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1m ³ /s を超える場合	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3	2	6
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1m ³ /s を超える場合	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6	2	6
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1m ³ /s を超える場合	0.03	0.09	0.3

(イ) 山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準値

(臭気指数)

区分			悪臭防止法による規制地域			その他の地域
			A	B	C	
敷地境界線			10	14	18	14
排出口	高さ5m以上15m未満	排出ガス量300Nm ³ /分以上	25	29	33	29
		排出ガス量300Nm ³ /分未満	28	32	36	32
	高さ15m以上30m未満		28	32	36	32
	高さ30m以上50m未満		30	34	38	34
	高さ50m以上		33	37	41	37

備考 臭気指数=10logY

Y=臭気濃度…原臭を無臭空気で希釈し、検知閾値濃度に達した希釈の倍数をいう。

(2) 水質関係

ア 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下

項目	基準値
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準は適用しない。

イ 生活環境の保全に関する環境基準（一部抜粋）

(ア) 河川（湖沼を除く。）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下

備考 基準値は、日間平均値とする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2・3級、水産2級及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上	—

備考 基準値は、年間平均値とする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種 及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。

- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる 水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の 生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄 に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼 稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は 再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・ 再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が 再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再 生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考 基準値は、日間平均値とする。

(ウ) 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	検出され ないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL 以下とする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考 基準値は、日間平均値とする。

ウ 要監視項目及び指針値

(ア) 人

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L 以下※

※PFOS及びPFOAの指針値については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

(イ) 水生生物

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L 以下
		生物特A	0.006mg/L 以下
		生物B	3mg/L 以下
		生物特B	3mg/L 以下
	海域	生物A	0.8mg/L 以下
		生物特A	0.8mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L 以下
		生物特A	0.01mg/L 以下
		生物B	0.08mg/L 以下
		生物特B	0.01mg/L 以下
	海域	生物A	2mg/L 以下
		生物特A	0.2mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L 以下
		生物特A	1mg/L 以下
		生物B	1mg/L 以下
		生物特B	1mg/L 以下
	海域	生物A	0.3mg/L 以下
		生物特A	0.03mg/L 以下
4-tert-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001mg/L 以下
		生物特A	0.0007mg/L 以下
		生物B	0.004mg/L 以下
		生物特B	0.003mg/L 以下
	海域	生物A	0.0009mg/L 以下
		生物特A	0.0004mg/L 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02mg/L 以下
		生物特A	0.02mg/L 以下
		生物B	0.02mg/L 以下
		生物特B	0.02mg/L 以下
	海域	生物A	0.1mg/L 以下
		生物特A	0.1mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03mg/L 以下
		生物特A	0.003mg/L 以下
		生物B	0.03mg/L 以下
		生物特B	0.02mg/L 以下
	海域	生物A	0.02mg/L 以下
		生物特A	0.01mg/L 以下

エ 一律排水基準

(7) 健康項目

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海 域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海 域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

(イ) 生活環境項目

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海 域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L (日間平均60mg/L)
りん含有量	16mg/L (日間平均8mg/L)

備考 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう

オ 水浴場水質判定基準

	区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2 個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (水深 1 m 以上)
	水質A	100個/100mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (水深 1 m 以上)
可	水質B	400個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1 m 未満～50cm以上
	水質C	1,000個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1 m 未満～50cm以上
	不適	1,000個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm未満

注) 全て同一水浴場に関して得た測定値の平均による。なお、不検出とは、平均値が検出限界を下回ることをいう。

カ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下

項目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(3) ダイオキシン類関係

ア 耐容一日摂取量

1 日、人の体重 1 kg 当たり、4 pg-TEQ
(コプラナー P C B を含む。)

イ 環境基準

- (ア) 大気環境基準 年間平均値 0.6pg-TEQ/m³以下
 (イ) 水質環境基準 年間平均値 1pg-TEQ/L 以下 (地下水を含む。水底の底質を除く。)
 (ウ) 水底の底質 150pg-TEQ/g 以下
 (エ) 土壌環境基準 1,000pg-TEQ/g 以下
 調査指標 (汚染の進行防止等の観点から調査を行う基準) 250pg-TEQ/g 以上

ウ 排出基準

(ア) 大気排出基準

特定施設の種類	新設施設	既設施設
銑鉄製造業焼結炉 (原料処理能力 1 t/h 以上)	0.1	1
製鋼用電気炉 (変圧器の定格容量 1,000kVA 以上)	0.5	5
亜鉛回収施設 (原料処理能力 0.5 t/h 以上)	1	10
アルミニウム合金製造施設 (溶解炉は容量 1 t 以上、焙焼炉及び乾燥炉は原料処理能力 0.5 t/h 以上)	1	5
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5 平方メートル以上又は焼却能力 50kg/h 以上)	4 t/h 以上	0.1
	2 t/h ~ 4 t/h	1
	2 t/h 未満	5

備考 1 m³N : 温度が零度であって、圧力 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートル

2 酸素濃度補正 : 廃棄物焼却炉 12%、焼結施設 15%

3 既設施設とは、平成 12 (2000) 年 1 月 14 日以前に設置された施設 (設置の工事が着手されたものを含む。)

4 平成 9 (1997) 年 12 月 2 日以降に設置された (設置の工事が着手されたものを含む。) 廃棄物焼却炉 (火格子面積 2 m² 以上又は焼却能力 200kg/h 以上) 及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準を適用。

(イ) 水質排出基準 10pg-TEQ/L

特定施設の種類の
・硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、排ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設並びに熱風乾燥施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉（火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が50kg/時以上のものに限る。）から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの ・廃PCB又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設 ・フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法等によるものに限る。）の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設

(ウ) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

3 ng-TEQ/g を超えるばいじん等は、特別管理産業廃棄物に該当し、セメント固化等重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態で処分するか保管することとなる。

(エ) 廃棄物最終処分場の維持管理基準

放流水は、水質排出基準と同レベルの排水基準を適用し、飛散防止対策を強化すること等

(参考) pg-TEQ (ピコグラム) : 1 兆分の 1 g

ng-TEQ (ナノグラム) : 10億分の 1 g

TEQ : 毒性等量 (異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として、各異性体の毒性等価係数により換算した値)

例えば、2,3,7,8-四塩化ジベンゾフラン : 係数 0.1

(4) 騒音・振動関係

ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、道路に面する地域とそれ以外の地域に区分して定められている。

(ア) 騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

	市町名
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

(イ) 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

（単位：dB（等価騒音レベル））

地域の類型	基準値		（地域の類型） A A：特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居、商業、工業地域 （時間区分） 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～午前6時
	昼間	夜間	
A A	50以下	40以下	
A及びB	55以下	45以下	
C	60以下	50以下	

(ウ) 道路に面する地域

（単位：dB（等価騒音レベル））

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

(エ) 幹線道路を担う道路に近接する空間についての特例基準値

（単位：dB（等価騒音レベル））

基準値		（備考） 個別の住居等の騒音を受けやすい面の窓を閉めた生活が営まれている場合は屋内へ透過する騒音も係る基準（昼間45以下、夜間40以下）によることができる。
昼間	夜間	
70以下	65以下	

イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(ア) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

	市名
市	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、周南市、山陽小野田市
計	8市

(イ) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

（単位：dB）

地域の類型	基準値
I 主として住居の用に供される地域	70以下
II I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

ウ 航空機騒音に係る環境基準

(ア) 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

県内 4 飛行場（岩国飛行場、防府飛行場、山口宇部空港、小月飛行場）周辺

	市名
市	下関市、宇部市、防府市、岩国市、山陽小野田市
計	5 市

(イ) 航空機騒音に係る環境基準

(単位：dB)

	地域の類型	基準値
I	専ら住居の用に供される地域	57以下
II	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	62以下

※H25. 4. 1から Lden が施行された。

エ 騒音規制法第 3 条の規定に基づく地域の指定状況

	市町名
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市 3 町

オ 騒音規制法第 17 条の規定に基づく自動車騒音の要請限度

(ア) 騒音規制法第 17 条の規定に基づく地域の指定状況

	市町名
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市 3 町

(イ) 幹線交通を担う道路に近接する区域以外の区域に係る限度

(単位：dB (等価騒音レベル))

区域の区分	基準値	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

(区域の類型)

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(ウ) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

(単位：dB (等価騒音レベル))

区域の範囲	基準値	
	昼間	夜間
2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲	75	70

カ 特定工場等の騒音に係る規制基準

(単位：dB)

時間区分	区域の区分			
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間 午前8時から午後6時まで	50以下	60以下	65以下	70以下
朝夕 午前6時から午前8時まで 午後6時から午後9時まで	45以下	50以下	65以下	70以下
夜間 午後9時から午前6時まで	40以下	45以下	55以下	65以下

キ 振動規制法第3条の規定に基づく地域の指定状況

	市町名
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

ク 特定工場等の振動に係る規制基準

(単位：dB)

時間区分	区域の区分		
	第1種区域	第2種区域（一）	第2種区域（二）
昼間 午前8時から午後7時まで	60以下	65以下	70以下
夜間 午後7時から午前8時まで	55以下	60以下	65以下

(5) 土壌汚染関係

ア 土壌汚染対策法に規定する区域の指定に係る基準

分類	特定有害物質の種類	指定基準	
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002以下	—
	四塩化炭素	0.002以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—
	ジクロロメタン	0.02以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—
	トリクロロエチレン	0.01以下	—
	ベンゼン	0.01以下	—
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	カドミウムが0.003以下	カドミウムが45以下
	六価クロム化合物	六価クロムが0.05以下	六価クロムが250以下
	シアン化合物	シアンが検出されないこと	遊離シアンが50以下
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀が15以下
	セレン及びその化合物	セレンが0.01以下	セレンが150以下
	鉛及びその化合物鉛	鉛が0.01以下	鉛が150以下
	砒素及びその化合物	砒素が0.01以下	砒素が150以下
	ふっ素及びその化合物	ふっ素が0.8以下	ふっ素が4,000以下
	ほう素及びその化合物	ほう素が1以下	ほう素が4,000以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003以下	—
	チオベンカルブ	0.02以下	—
	チウラム	0.006以下	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

備考

有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

イ 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

備考

有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

(6) 環境影響評価制度

ア 環境影響評価の対象となる事業（山口県環境影響評価条例、環境影響評価法対照表）

事業の種類			第1種事業		第2種事業	
			条例	法	条例	法
1 道 路	高速自動車国道		全て	同左	—	—
	一般国道等	一般国道	4車線以上かつ長さ10km以上	同左	4車線以上かつ5km以上10km未満	4車線以上かつ7.5km以上10km未満
		県市町道	4車線以上かつ長さ10km以上	—	4車線以上かつ5km以上10km未満	—
	林道		幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	同左*1	6.5m以上かつ10km以上20km未満	6.5m以上かつ15km以上20km未満*1
2 ダム等	ダム		貯水面積100ha以上	同左*4	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満*4
	堰		湛水面積100ha以上	同左*4	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満*4
	放水路		改変面積100ha以上	同左	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
3 鉄道、軌道	新幹線鉄道		全て	同左	—	—
	普通鉄道		長さ10km以上	同左	5km以上10km未満	7.5km以上10km未満
	新設軌道		長さ10km以上	同左	5km以上10km未満	7.5km以上10km未満
4 飛行場			滑走路2,500m以上	同左	2,500m未満	1,875m以上2,500m未満
5 発電所	水力発電所		出力3万kW以上	同左*4	1.5万kW以上3万kW未満	2.25万kW以上3万kW未満*4
	火力発電所		出力15万kW以上	同左	7.5万kW以上15万kW未満	11.25万kW以上15万kW未満
	地熱発電所		—	出力1万kW以上	—	0.75万kW以上1万kW未満
	原子力発電所		全て	同左	—	—
	風力発電所		出力1万kW以上	出力5万kW以上	0.5万kW以上1万kW未満	3.75万kW以上5万kW未満
	太陽光発電所		面積100ha以上	出力4万kW以上	面積50ha以上100ha未満又は森林伐採区域20ha以上	3万kW以上4万kW未満
6 廃棄物処理施設	ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設		処理能力200t/日以上	—	—	—
	し尿処理施設		処理能力200kL/日以上	—	—	—
	一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場		埋立面積30ha以上	同左	15ha以上30ha未満	25ha以上30ha未満
7 工場又は事業場			燃料使用量15kL/時以上又は排水量1万㎡/日以上	—	—	—
8 下水道終末処理場			敷地面積10ha以上	—	—	—
9 スポーツ又はレクリエーション施設	ゴルフ場等		面積100ha以上	—	50ha以上100ha未満	—
	スポーツ施設		面積100ha以上	—	50ha以上100ha未満	—
10 水面の埋立て又は干拓			面積50ha超	同左	15ha以上50ha以下	40ha超50ha以下
11 土地区画整理事業			面積100ha以上	同左	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
12 住宅団地の造成			面積100ha以上	同左*2	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満*2
13 流通業務団地の造成			面積100ha以上	同左	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
14 工業団地の造成			面積100ha以上	同左*3	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満*3
15 鉱物又は岩石の採取			面積100ha以上	—	50ha以上100ha未満	—
16 複合開発整備事業			9、12、13、14の項に掲げる2以上の事業を併せ実施する事業（合計面積100ha以上）	—	9、12、13、14の項に掲げる2以上の事業を併せ実施する事業（合計面積50ha以上100ha未満）	—
港湾計画			条例：国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾に係る港湾計画について、埋立て又は掘り込み面積が150ha以上（法：国際拠点港湾及び重要港湾に係る港湾計画について、埋立て又は掘り込み面積が300ha以上）			

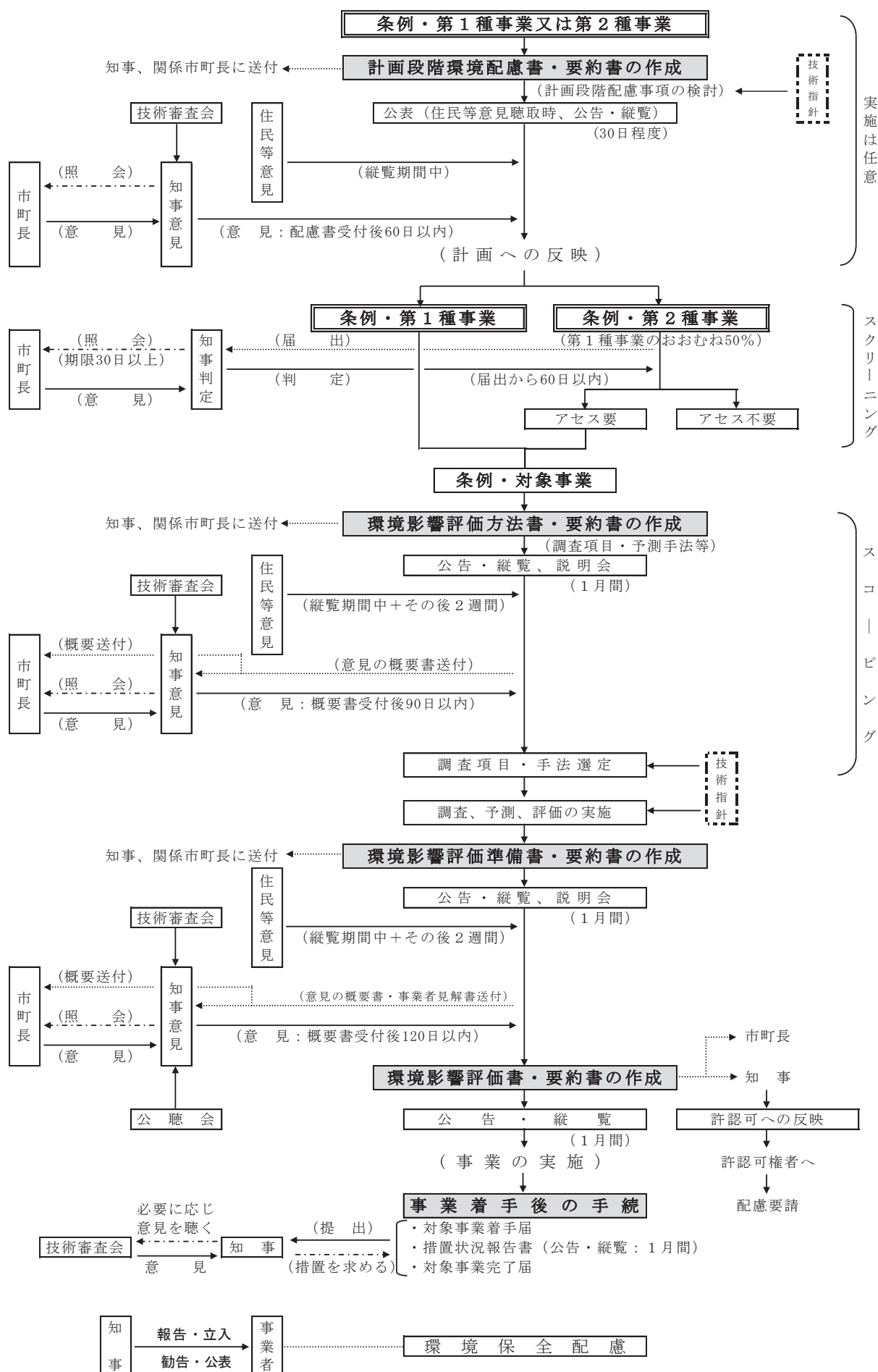
注) 1 この表は、山口県環境影響評価条例施行規則別表第1及び環境影響評価法施行令別表第1に掲げる新設等の事業について要約したものであり、改築、変更等の事業は省略している。

2 法において、*1は大規模林道事業、*2は新住宅市街地開発事業等、*3は地域振興整備公団事業等について適用されることを示しており、*4はダム・堰と水力発電所が併設される場合の細区分があることを示す。

3 法対象事業又は判定を受ける前の法第2種事業に該当するものは、法の規定に基づき環境影響評価等の手続が行われることとなり、条例の第1種事業及び第2種事業から除かれる。

イ 山口県環境影響評価条例の手の続の流れ

(環境影響評価法の手の続についても、環境大臣の関与を除き、ほぼ同様の手の続の流れである。)



9. 山口県環境日誌

月・日	事項	説明	所管課名
令和7年度 4月			
1日	夜間不法投棄パトロール（～3/31）	・廃棄物の不法投棄防止対策等として、警備会社に委託して平日の夜間、土日及び休日のパトロールを実施	廃棄物・リサイクル対策課
11日	山口県環境影響評価技術審査会（第1回）	・下関北九州道路に係る環境影響評価準備書について（答申）	環境政策課
15日	みどりの月間（～5/14）	・国民一人ひとりが自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ	自然保護課
22日	令和7年度環境やまぐち推進会議（書面開催）	・会長及び副会長の選任について	環境政策課
24日	第1回山口県・下関市産業廃棄物適正処理推進連絡会議 日韓海峡沿岸環境技術交流協議会第1回会議（書面開催）	・全県的な適正処理推進体制の充実・強化を図るため実施 ・2024年度事業実績等について	廃棄物・リサイクル対策課 環境政策課
5月			
2日	山口県リサイクル製品利用促進連絡会議	・認定リサイクル製品の紹介・事例発表 ・認定リサイクル製品の利用促進に向けた支援策の紹介	廃棄物・リサイクル対策課
	愛鳥週間（～5/16）		自然保護課
11日	探鳥会（きらら浜）	・野鳥観察の実施 参加者：30名	自然保護課
23日	山口県瀬戸内海環境保全協会総会	・事業実績、事業計画等	環境政策課
6月			
1日	環境月間（～6/30）		環境政策課
	県民一斉環境美化活動促進期間（～6/30）		廃棄物・リサイクル対策課
	瀬戸内海環境保全月間（～6/30）		環境政策課
	不法投棄防止対策強化月間（～6/30）		環境政策課
	住環境衛生推進月間（～6/30）	・監視パトロールの強化、廃棄物処理業者等の指導の徹底による不法投棄防止対策の推進 ・広く住民に住環境衛生について周知し衛生的で快適な生活環境づくりを推進	廃棄物・リサイクル対策課 生活衛生課
	水道週間（～6/7）	・安全で良質な水を安定的に供給できる水道の構築等についての普及啓発	生活衛生課
2日	山口県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会（Web開催）	・産業廃棄物の不適正処理・不法投棄等の防止について協議	廃棄物・リサイクル対策課
6日	スカイパトロール	・ヘリコプターを使用して産業廃棄物の不法投棄の現状、産業廃棄物処理場の実態把握等の調査	廃棄物・リサイクル対策課
9日	やまぐちエコ市場通常総会（書面開催）	・通常総会：役員の選任、令和6年度事業実績、令和7年度の事業計画について	廃棄物・リサイクル対策課
12日	山口県環境審議会廃棄物部会	・山口県循環型社会形成推進基本計画（第5次計画）の構成案について	廃棄物・リサイクル対策課
13日	やまぐちエコ市場環境セミナー	・[テーマ]プラスチックの資源循環 等	廃棄物・リサイクル対策課
17日	スカイパトロール	・ヘリコプターを使用して産業廃棄物の不法投棄の現状、産業廃棄物処理場の実態把握等の調査	廃棄物・リサイクル対策課
21日	県内一斉ライトダウンキャンペーン（～7/7）		環境政策課
7月			
3日	令和7年度環境やまぐち推進会議（Web会議併用）	・令和7年度重点取組について ・構成団体の取組事例について 等	環境政策課
16日	日韓海峡沿岸環境技術交流事業2025年実務者会議（～7/18）	・第8回環境政策・研究事例発表 ・2026年以降の共同事業 等	環境政策課

月・日	事項	説明	所管課名
21日	自然に親しむ運動（～8/20）	・自然に親しむことを通じ、心身の健康を増進するとともに、自然環境の適正利用の普及を図る	自然保護課
27日	次世代環境リーダー育成プロジェクト（First stage）	・県内の企業や事業所等から気候変動への対策や取組を学ぶスタートアップ研修を実施	環境政策課
8月			
2日	令和7年度山口県中学生パブリック・ディベート大会	・脱炭素社会への理解と思考法・発想力を高めることを目的とした環境学習を実施	環境政策課
19日	スカイパトロール	・ヘリコプターを使用して産業廃棄物の不法投棄の現状、産業廃棄物処理場の実態把握等の調査	廃棄物・リサイクル対策課
9月			
1日	オゾン層保護対策推進月間（～9/30） 産業廃棄物適正処理推進期間（～10/31）	・オゾン層保護に関する啓発の実施 ・産業廃棄物多量排出事業所の調査や監視パトロールの強化等により不適正処理の防止対策を推進	環境政策課 廃棄物・リサイクル対策課
2日	山口県環境審議会廃棄物部会	・山口県循環型社会形成推進基本計画（第5次計画）の骨子案について	廃棄物・リサイクル対策課
5日	焼却灰減量化事業連絡会議	・灰処理単価改定について	廃棄物・リサイクル対策課
8日	山口県自然環境保全審議会鳥獣保護部会	・鳥獣保護区特別保護地区の指定について	自然保護課
24日	環境衛生週間（～10/1）	・ごみ排出抑制、リサイクル等の推進、ごみの散乱防止、浄化槽の適正な管理の推進等	廃棄物・リサイクル対策課
10月			
1日	循環型社会形成推進月間（～10/31） 食ロス削減月間（～10/31） 全国・自然歩道を歩こう月間（～10/31）	・循環型社会の形成に対する関心と理解を深め、積極的に活動を行う意欲を高める取組を推進 ・食品ロス削減の推進に向け、住民、事業者及び行政が一体となり、意識の高揚と取組を推進 ・多くの人々が全国の長距離自然歩道をはじめ、自然や文化に恵まれた自然歩道を歩くことを推進	廃棄物・リサイクル対策課 自然保護課
7日	第10回地域脱炭素に向けた検討会議	・ぶちエコやまぐちF I T 非化石証書共同購入事業について	環境政策課
11日	海洋プラスチックリボーン大作戦in周防大島町	・周防大島町白鳥ヶ浜で海岸清掃・資源回収を実施 参加者：56名	廃棄物・リサイクル対策課
16日	産業廃棄物排出事業者レベルアップセミナー	・適正処理に向け、起点となる排出事業者の法令遵守の意識醸成 参加者：409名	廃棄物・リサイクル対策課
17日	県内一斉ノーマイカーデー 第2回山口県・下関市産業廃棄物適正処理推進連絡会議	・全県的な適正処理推進体制の充実・強化を図るための実施	環境政策課 廃棄物・リサイクル対策課
18日	やまぐちゼロカーボン・チャレンジ×リアル謎解きゲーム こわれた昔話をとりもどせ！（蜂ヶ峯総合公園、防府市青少年科学館ソラール）（～1/31）	・脱炭素を学べる体験型謎解きイベントを開催	環境政策課
22日	山口県一山東省環境保全オンライン交流会	・気候変動対策をテーマに、両県省が行政発表及び企業発表を実施	環境政策課
29日	山口県分散型エネルギー活用検討会	・次世代太陽電池の活用や地域新電力と連携した面的な脱炭素化に向けた取組の検討	環境政策課
30日	日韓海峡沿岸環境技術交流協議会第1回事務局会議 鳥獣保護区の指定等に関する告示	・次年度の実務者会議における対応 等 ・鳥獣保護区等の指定（18箇所）	環境政策課 自然保護課
11月			
1日	やまぐちゼロカーボン・チャレンジ×リアル謎解きゲーム こわれた昔話をとりもどせ！（下関市立しものせき水族館「海響館」）（～1/31） 狩猟（イノシシ、シカ）の解禁（～3/31）	・脱炭素を学べる体験型謎解きイベントを開催	環境政策課 自然保護課
5日	優良産業廃棄物処理業者育成支援講習会（～11/6）	・廃棄物処理法の概要と優良産廃処理業者認定制度等	廃棄物・リサイクル対策課

月・日	事項	説明	所管課名
7日 10日	山口県環境保全活動功労者等表彰式 山口県環境審議会	・令和8年度水質測定計画（公共用水域及び地下水）の作成について（諮問） ・山口県循環型社会形成推進基本計画（第5次計画）の骨子について（報告） ・令和7年度水環境中のPFOS・PFOA存在状況調査の結果について（報告） ・山口県循環型社会形成推進基本計画（第5次計画）の素案について	環境政策課 環境政策課
	山口県環境審議会廃棄物部会		廃棄物・リサイクル対策課
15日	狩猟（イノシシ、シカを除く）の解禁（～2/15）		自然保護課
12月	1日 大気汚染防止推進月間（～12/31） ライトダウンキャンペーン（～12/31） 7日 令和7年度山口県小学生パブリック・ディベート大会 24日 瀬戸内海環境保全研修会（水質保全研修会及びふるさとの川セミナー）	・脱炭素社会への理解と思考法・発想力を高めることを目的とした環境学習を実施 ・瀬戸内海の環境保全に関して顕著な功績のあった者の表彰式、標語・川柳の入賞作品の表彰式及び瀬戸内海の環境保全に係る講演会を開催	環境政策課 環境政策課 環境政策課 環境政策課
1月	12日 次世代環境リーダー育成プロジェクト（Last stage） 27日 山口県環境審議会水質部会	・フィールドワーク等で検討・実践した結果を発表する実践報告会を実施 ・令和8年度公共用水域の水質測定計画（案）について ・令和8年度地下水の水質測定計画（案）について	環境政策課 環境政策課
2月	6日 山口県環境審議会廃棄物部会 13日 やまぐちエコ市場 見学会 18日 山口県環境審議会 26日 山口県海岸漂着物対策推進協議会 山口県容器包装廃棄物削減推進協議会	・山口県循環型社会形成推進基本計画（第5次計画）の最終案について ・[テーマ]「DXによる人材育成や業務の効率化」と「再商品化の取組」 参加者：会員等18名 ・山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）の改定について（答申） ・海洋プラスチックリボンベンチ設置セレモニー ・令和7年度事業実績、令和8年度の事業計画について ・令和7年度事業実績、令和8年度の事業計画について	廃棄物・リサイクル対策課 廃棄物・リサイクル対策課 環境政策課 廃棄物・リサイクル対策課 廃棄物・リサイクル対策課
3月	2日 山口県環境政策推進本部 本部員会議 11日 日韓海峡沿岸環境技術交流協議会第2回事務局会議 24日 やまぐちエコ市場 研修会	・GX戦略地域の選定に向けた取組について ・令和7年度の取組実績・総括と令和8年度の事業計画 ・2025年度事業実績及び収支決算見込み 等 ・環境マネジメントシステム（EMS）関連セミナー及び環境法令等セミナー	環境政策課 環境政策課 環境政策課 廃棄物・リサイクル対策課

10. 用語の解説

(あ)

I o T (Internet of Things)

「モノのインターネット」と呼ばれ、身の回りのあらゆる「モノ」をインターネットに接続することで、それらの「モノ」の情報をやり取りすることが可能になる仕組み。

ISO14001

環境マネジメントに関する国際規格で、事業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定したものである。

硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄、硫黄分を含む燃料その他の物の燃焼に伴って生成される。主な発生源は工場・事業場であるが、船舶、自動車（ディーゼル車）からも排出される。硫黄酸化物には二酸化硫黄、三酸化硫黄等があるが、燃焼に伴って生成される物のほとんどは二酸化硫黄である。無色、刺激臭のある気体で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

石綿 (アスベスト)

蛇紋岩又は角閃石の非常に細かい繊維状のものをいう。耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性等に優れ、工業用、建築物用など用途が広い。石綿肺（アスベスト肺）、肺がん、悪性中皮腫等の原因となる。国内では平成16（2004）年10月に原則として石綿含有建材の使用が禁止された。

一酸化炭素 (CO)

燃料が不完全燃焼したときに生じる無色、無臭の気体であり、生理上極めて有毒で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、中枢神経をマヒさせたり、貧血症を起こしたりする。大気汚染として問題となるものは主に自動車から発生する。

一般廃棄物

日常生活に伴って発生するごみ・し尿や事業活動に伴って排出される紙くずなど、産業廃棄物以外のものをいう。

栄養塩類

窒素、りん、ケイ素など、植物や藻類が正常な生活を営むのに必要な無機塩類をいう。植物等が生長するときに大量に必要とされ、植物等の生長・増殖を制限している物質を指す。

エコアクション21 (EA21)

国際規格の ISO14001 を参考としつつ、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したものである。

エシカル消費

「倫理的消費」ともいい、フェアトレード商品やエコ商品、リサイクル製品、被災地産品など、人や社会、地球環境のことに配慮して作られたものを積極的に購入又は消費すること。また、太陽光や風力といったクリーンな自然エネルギーの利用も環境への負荷が少ない消費である。

Lden (エルデン)

時間帯補正等価騒音レベルのことで、昼間、夕方、夜間の時間帯別に重みを付けて求めた一日の等価騒音レベルである。（単位 dB）。平成25（2013）年4月1日から、航空機騒音の評価指標が WECPNL から Lden に変更された。

オゾン層保護

大気中に放出されたフロンは、成層圏まで上昇すると太陽光の紫外線によって分解し塩素原子を生じ、成層圏のオゾン層を破壊する。その結果、地表に到達する有害な紫外線量が増加し、人や生態系に影響を及ぼす恐れがあることから、フロン等の生産規制や排出抑制に国際的に取り組んでいる。

汚濁負荷量

大気や水などの環境に排出される硫黄酸化物、COD等の汚濁物質の量をいい、一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排出ガス量や排水量等との積で表される。

温室効果 (温室効果ガス)

大気中の二酸化炭素等が地表面から放出される赤外線を吸収し、宇宙空間へ逃げる熱を地表面に戻すため、気温が上昇する現象を温室効果という。二酸化炭素のほかにメタン、一酸化二窒素等があり、これらを温室効果ガスという。

(か)

海洋ごみ

海面に浮遊する漂流ごみ、海岸などにある漂着ごみ及び海底に堆積するごみ（海底ごみ）の総称。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量（人為的）」から、植林、森林管理などによる「吸収量（人為的）」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

環境アドバイザー (講演型環境学習指導者)

高度な専門知識と経験及び講演等の実績があり、地域における講演活動を通じ、環境の保全に関する知識の普及及び実践活動について指導及び助言を行う。

環境影響評価（環境アセスメント）

開発行為等の実施に当たり、その環境に及ぼす影響の程度と範囲及びその防止策について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を地域住民等に公表し意見を求める手続きをいう。

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。

現在、環境基準は、大気、水質、騒音等について定められている。

環境基本計画

環境基本法第15条の規定に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもので、定期的に見直しが行われ、令和6(2024)年5月に第6次計画が閣議決定された。

環境基本法

地球環境時代に対応した環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律として公害対策基本法に代わり平成5(1993)年11月に公布、施行された。この法律では、環境の保全に関する基本的な施策の総合的枠組みを定めている。

環境パートナー（体験型環境学習指導者）

環境に関する体験学習の取組について知識や技能及び豊富な経験があり、地域におけるフィールド等を利用した体験学習、工作教室等を通じ、環境の保全に関する知識及び実践活動について、指導及び助言を行う。

環境マネジメントシステム

企業や行政などの組織が環境負荷の低減等の環境活動を継続的に推進するための仕組みで、組織の体制、計画、責任、手順、プロセスが明確化されたものをいう。

気候変動適応

温室効果ガス排出削減の取組などを実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を防止・軽減していくこと。

近隣騒音

家庭から出るピアノやクーラーの音、学校、広場から発生する音、飲食店等の営業に伴う音、拡声器による商業宣伝の音など生活の中で発生し、近隣の人々に影響を及ぼす騒音をいう。

グリーン購入

市場に供給される製品・サービスの中から環境負荷が少ないものを優先的に購入することをいう。

※日々の買い物で環境への配慮を大切にしている商品や店を選び、地球環境を大切に暮らしを創っていかうとする人々は「グリーンコンシューマー」と呼ばれている。

光化学オキシダント（O_x）

大気中の窒素酸化物や炭化水素に太陽光の紫外線が作用して生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称である。

この光化学オキシダントは、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか、植物にも影響を与える。

降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり、あるいは単独の形で降下したりするばいじんをいう。降下ばいじんは、不溶性成分と溶解性成分に分かれる。

こどもエコクラブ

幼児から高校生まで誰でも参加できる環境活動・学習を目的としたクラブのことで、環境省が、平成7(1995)年6月から募集登録をしており、全国的に活動が展開されている。

（さ）

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力、中小水力、バイオマスなどは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないことから、再生可能エネルギーと呼ばれている。

再生可能エネルギーは、発電時や利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない、環境にやさしいエネルギーである。

30by30（サーティ・バイ・サーティ）

生物多様性に係る新たな世界目標の一つで、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

里海

人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域をいう。

里山

都市や農山村の暮らしの身近にあり、かつては薪炭生産など人と深い関わりをもっていた森林で、本県の森林の大半を占める。

産業廃棄物

工場、事業場などの事業活動に伴って生じた汚泥、廃油等の廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた20種類をいう。

酸性雨

工場や自動車等から、石油、石炭等の燃料に伴って、大気中に排出される硫酸酸化物や窒素酸化物により酸性化する雨水などを示し、一般にpHが5.6以下の雨をいう。

COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略で、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、数値が高いほど汚濁物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。（→BOD）

次世代自動車

電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車等の環境負荷の低い自動車のことをいう。

自然共生サイト

生物多様性の価値を有し、事業者、民間団体・個人、地方自治体による様々な取組によって、（本来の目的に関わらず）生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のこと。

循環型社会

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面でより一層の循環・効率性を進め、不用物の発生抑制や適正な処理を進めることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会をいう。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のこと。

3R（スリーアール）

リデュース（Reduce：発生・排出抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の言葉の頭文字Rをとって3Rという。

3R+（スリーアールぷらす）

3Rの取組に加え、県民、事業者、行政等のそれぞれが資源循環の必要性をジブンゴトとして捉え、リフューズ（Refuse：断る）、リメイク（Remake：作り直し）など、できる取組の一つでもプラスして実践すること。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいう。生物多様性条約では、全ての生物の間に違いがあることを定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

ゼロエミッション

平成6（1994）年に国連大学（国連総会が設定した学術機関）が提唱した「廃棄物を出さない産業構想」のことで、通常「廃棄物ゼロ」などと訳されている。排出された廃棄物を新たな分野（産業）に活用することで最終的に廃棄物をゼロにするという考え方。我が国でもこのコンセプトに基づいた計画やプロジェクトが多く実施されている。

ゼロカーボン・ドライブ

再生可能エネルギー電力と電気自動車を組み合わせて活用する取組のこと。

騒音レベル

JISに規定されている指示型の騒音計で測定して得られるdB（デシベル）数であり、騒音の大きさを表す。一般には騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値をdB(A)で表す。騒音の規制基準などは、全て騒音レベルによる。

（た）

ダイオキシン類

一般に、有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾーパラダイオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめて「ダイオキシン類」と呼ぶが、ダイオキシン類対策特別措置法ではPCDD及びPCDFにコプラナーPCBを含めて定義している。毒性が強く、発生源としては、ごみ焼却場、紙・パルプの塩素漂白工程等がある。

大腸菌数

排水基準において、令和7（2025）年4月から「大腸菌群数」に代わり、ふん便汚染の指標としている。

耐容一日摂取量（TDI）

人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日当たりの摂取量のことである。

WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level（加重等価平均感覚騒音レベル）の略。航空機1機ごとの騒音レベルに加え、機数や発生時間帯などを加味した航空機騒音に係る評価指標である。

炭化水素

塗装・印刷工場、ガソリン等の貯蔵タンク、自動車などの人為的発生源から排出される。窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

地域循環圏

製造者、販売者、消費者等から発生する廃棄物や未利用資源などを、その特性に応じてリサイクル事業者等が処理を行い、処理したものを生産者等が有効活用する、最適な規模の循環が行われる地域をいう。

窒素酸化物（NO_x）

物の燃焼に伴って発生した一酸化窒素及び二酸化窒素の混合物で、ほとんどが工場・事業場、自動車から排出されている。窒素酸化物は、人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質の一つである。

低周波音

人間の耳で聞き取ることができる範囲以下の低い周波数の空気振動で、工場施設や道路等から発生することがある。これにより、ガラス窓や戸、障子等の建具のがたつきや振動等の物理的影響と眠りの妨げられる頭痛がするなどの生理的影響が生じる。また、低周波空気振動音圧レベルとは、家具等のがたつきを起こすといわれる低い周波数範囲（1～100Hz）の音圧レベルをいう。（単位 dB）

デシベル（dB）

音の強さ及び振動の強さを示す単位で、dB という記号で表す。

電気伝導率

汚染度の目安で、雨水中の数値が大きいほど、電流を流す役割の不純物（イオン成分）が多く含まれることを示す。

電動車

電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）等の電力により走行する自動車のことをいう。

（な）

燃料電池

水素と酸素を電気化学的に反応させて直接発電するもの。水素は、天然ガス、メタノールなど石油代替燃料から生成したものなどを用い、酸素は大気中の酸素を用いる。

（は）

ばい煙

①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、フッ化水素、鉛等の有害物質をいう。

バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体のことをいう。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も行われており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。

BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略で、水中の汚濁物質（主として有機物）が微生物によって酸化分解されるときに必要な酸素量をもって表し、数値が高いほど汚染物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。（→COD）

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径が2.5μm以下のものをいう。燃焼によるばいじんや自動車排ガスなどから発生するとされている。

非メタン炭化水素（NMHC）

全炭化水素から光化学反応性を無視できるメタンを除いたものをいう。

PFAS（PFOA・PFOS）

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して、「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされている。PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、幅広い用途で使用されていた。これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組が進められている。

pH（水素イオン濃度）

液体中の水素イオン濃度を表す値で、水素イオン濃度の逆数の常用対数で表される。7を中性、7より大きい物をアルカリ性、7より小さい物を酸性という。

ppm

ごく微量の物質の濃度を表すのに使われ、ppmは、100万分の1を意味する。例えば、空気1m³中に1cm³の物質が含まれているような場合、この物質の濃度を1ppmという。

さらに低い濃度を表す場合には、ppb（10億分の1）も用いられる。

PRTR（環境汚染物質排出・移動登録）

Pollutant Release and Transfer Register の略で、有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源から、どれぐらい環境中に排出されたか、あるいは排出物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みをいう。

富栄養化

水の出入りの少ない湖沼や瀬戸内海のような閉鎖性水域において、工場排水、家庭排水、農業廃水などの流入により水中の栄養塩類である窒素、りんなどが増え、次第に栄養塩類が蓄積される現象をいう。海域における赤潮の発生原因の一つといわれる。

フードマイレージ

食料の生産地から消費地までの輸送距離に重量をかけた合わせた数値のことで、生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少なくなるという考え方である。

浮遊物質質量（SS）

水中に懸濁している個体や浮遊固形物をいい、環境基準では河川及び湖沼の汚濁指標として採用される。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の物質で、その粒径が10μm以下のものをいう。

フロン

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物（CFC、HCFC、HFC）の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン（CFCs）と呼ぶ。

化学的安定性、耐熱性、低毒性等の優れた性質を持っており、エアコンの冷媒、各種スプレーの噴射剤、半導体産業での洗浄剤などとして広く利用されてきた。しかし、特定の種類のフロンは、成層圏でのオゾン層破壊や温室効果が指摘され、国際的、国内的に規制が強化されている。

分散型エネルギー

火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電するエネルギーに対して、太陽光や風力、地中熱など地域に分散している比較的小規模なエネルギーのことをいう。

粉じん

アスベスト等の特定粉じんと、物の破壊、選別、その他の機械的処理の鉱物等の堆積に伴い発生し又は発散する一般粉じんがある。

（ま）

マニフェストシステム

排出事業者が産業廃棄物を処理業者に処理委託する場合、その産業廃棄物が適正に処理されたかを排出事業者自らがマニフェスト（産業廃棄物管理票）で確認する制度のことをいう。これにより収集運搬、処理等の事故や不法投棄等の不適正処理を未然防止することができる。

（や）

やまぐちエコリーダースクール

児童生徒の環境保全に対する正しい理解と主体的な行動がとれる態度を育成するため、環境マネジメントシステム（PDCAサイクル）を取り入れ、全校規模で環境教育に取り組み、その成果が認められた学校を「やまぐちエコリーダースクール」として認証する。

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある物質で大気汚染の原因となるものをいう。代表的な物質は、ベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等である。

優良産廃処理業者

都道府県・政令市が通常の許可基準よりも厳しい基準に基づき審査し、認定した産業廃棄物処理業者で、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定している。

溶存酸素量（DO）

水中に溶け込んでいる酸素量のことをいい、普通7～14mg/L程度であるが、汚染され、有機物が多くなると汚濁物質が酸素を消費するため、溶存酸素量は減少する。環境基準では、海域、河川及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

（ら）

ラムサール条約

昭和46（1971）年、イランの都市ラムサールで「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択されたため、「ラムサール条約」と呼ばれるようになった。

リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物（ごみ）の減少を図るために、資源として再利用できる廃棄物を活用することをいう。

リデュース（発生・排出抑制）

無駄なものを買わない、長く使えるものを買うなど、ごみの発生自体を抑制することをいう。リユース、リサイクルよりも優先される取組である。

リユース（再使用）

循環資源を製品としてそのまま使用することをいう（修理を行ってこれを使用することを含む）。循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することで、ビールびんなどのリターナブル容器が代表的なものである。

類型指定

水質汚濁及び騒音環境基準については、国において複数の段階に区分した類型ごとに基準値が示されている。これに基づき国及び県が、河川等の水域又は地域ごとに適用する類型を指定している。

レッドデータブック

絶滅の恐れがある野生生物の種を選定し、その生息・生育状況を解説した報告書。名称は国際自然保護連合（IUCN）が初めて発行したものの表紙が赤だったことによる。

山口県環境生活部環境政策課

〒753-8501 山口市滝町1-1 TEL 083-933-3030
環境政策課ホームページ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/38/>

